

官報

号外

平成七年五月十六日

○第百三十二回 衆議院會議録 第二十七号

平成七年五月十六日(火曜日)

議事日程 第二十一号

平成七年五月十六日

午後一時開議

一 國務大臣の演説に対する質疑

○本日の會議に付した案件

國務大臣の演説に対する質疑

保險業法案(内閣提出)

保險業法の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

午後一時三十分開議

○議長(土井たか子君) これより會議を開きます。

國務大臣の演説に対する質疑

○議長(土井たか子君) 國務大臣の演説に対する質疑に入ります。石田幸四郎さん。

(石田幸四郎君登壇)

○石田幸四郎君 私は、平成七年度補正予算審議に当たり、新進党を代表して、内外に山積する國政の重要問題に関し、若干の質問を行います。まず、サリン関連について總理の所信を伺います。

本日、オウム真理教麻原代表が殺人容疑で逮捕され、その捜査は最終段階に至ったと報道をされています。警察当局の懸命な努力に深く敬意を表します。

警察庁長官の狙撃事件、横浜や新宿における大量無差別殺人を意図した毒物散布は、まさに衝撃的に社会不安を巻き起こしました。このような反社会的、社会秩序の破壊を意図する犯罪行為は決して許されるべきものではありません。同種事件の再発防止のためにその真相の徹底的究明を強く要求するとともに、国会での論議を深めるために、一日も早い国会への中間報告を要求します。

また、本日十時過ぎ、サリン事件に関し總理が記者会見をされ、真相究明と再発防止への見解を述べられましたが、その発言は短く、取り組みの

経過、見通しを述べられているにすぎず、社会不安を取り除くための政治理念、政治哲学が全く語られておりません。極めて不満であります。關係省庁が真相究明、再発防止にあらゆる角度から検討すべきは当然であります。政府はかかる社会不安に対処するため、政治のリーダーシップを鮮明にするため何らかの形の見える対応が必要と思われませんが、總理の所信を伺います。

さて、村山總理、あなたは今日我が國が未曾有の難局の中で迷走を続けている事態の深刻さを理解しておられますか。觀測史上最大規模の阪神大震災、国家転覆をねらったかのような異常事件の続発によるいまだかつて経験したことのない社会不安、経済社会に深刻な影響を与えている未曾有の円高、また、信用不安、産業空洞化などの経済危機が一体となって、國家の根幹が揺らいでいる現実をどう認識しておられますか。

形だけの豊かさに酔っていた日本は、今いかに立ちど不安が渦巻く社会となりました。原因のすべてを村山連立政権の怠慢にあるとは申しません。しかし、國民との約束を守らず、問題を先送りし、ただひたすら政権にしがみついているとした見えない自死さがけ連立政権の消極的にして無気力な姿勢は、我が國を取り巻く難問の根本的解決を妨げ、政治不信のみならず社会不安を増大させていることを指摘せざるを得ません。(拍手)

私は、かような視点から、總理が招いた三つの大きな失態ともいふべき問題について焦点を当てて、順次質問を行います。

村山政権の最大の失態は、阪神・淡路大震災への対応であります。初動態勢のおくれなどから犠牲者をいたすにふやす結果となったことは、返す返すも残念であります。既に政府が実施している復旧対策も極めて不十分であり、いまだに避難生活を送っている方が四万人近くもいることは信じがたい事実であります。

今回の補正予算でもおよそ一兆四千億の震災対策が含まれ、応急仮設住宅の建設、國民健康保険助成、中小企業への貸し付け、瓦れきの処理、阪神高速道路や神戸港のインフラの復旧などにかかわる措置が盛り込まれていることは承知をいたしておりますが、今後の防災対策を含め極めて不十分であります。被害総額がおよそ一兆円と言われているのに、平成六年度補正と合わせて、震災対策はわずかに二兆四千億にしかなりません。政府は、一体、阪神・淡路大震災の被害総額を公共部門、民間部門に分けてどのように把握し補正予算を組んだのか、まず被害の全体像を國民に提示することを強く求めます。

また、この五月の連休を利用して行われた与党のアメリカ訪問団は、七年度第二次補正に触れ、その規模は十兆円程度になるとアメリカ側に説明されたと言われていると聞いています。もしこれが事実であれば、今回提出の七年度補正の意義は大きく損なわれてしまいます。二次補正が重点だということとは、今回の補正予算は震災や円高に対する抜本的な補正ではないことを意味します。總理はこの議論を肯定されますか、否定されますか。

私も新進党は、國民の期待にこたえるためには、今回の補正を最大限重視し、十兆円を超える規模が必要だと考えます。今回の補正の規模が小さ過ぎると指摘しているのではありません。二次補正を含め、總理の見解を伺いたいと存じます。

また、私は、震災によって住宅を失い、破壊された人々に対する根本的な対応が示されていないことに全く納得ができません。特にローンを抱えたまま住宅を失った人々は、ダブルのローンに追われることとなります。現在ある地震保険は、建物では一千万、家財では五百万しか保障されず、しかも半壊や一部損壊ではわずかしかな手当てがなされず、震災には対応できないことがはつきりしました。國民全体で地震災害のリスクを負担し、住宅所有者全員加入の皆保険として災害安心保障

平成七年五月十六日 衆議院會議録第二十七号

國務大臣の演説に対する石田幸四郎君の質疑

制度を法制化すべきであります。総理はこの深刻な問題にどう対処されますか、伺いたいと存じます。

村山内閣の二つ目の失態は、円高不況に対する対策のおくれであります。

我々新進党は、急激な円高が進んで三月七日には直ちに円高対策を官房長官に申し入れ、さらに、円高が一層進行した三月二十八日には非常事態に対処するため緊急経済対策を提言しました。その後、一段と円高が急騰した四月三日には官房長官に再度緊急対策の実施を申し入れ、続いて、一ドル八十円台を迎えた四月七日には談話を発表し、緊急対策を促すなど、執拗なほどに不況、円高の深刻さを訴え、根本的な政策、改革の実施を求めてきました。

その後、円高の急速な進展に政府もようやく重い腰を上げ、四月十四日に緊急円高・経済対策を発表しました。しかし、質量ともに不十分であり、新味に乏しく、実効性が薄いものと言わざるを得ません。四月十六日、アジア・太平洋経済協力会議の蔵相会議において、アメリカのルービン財務長官が、市場は日本政府の対策を肯定的に評価していないと発言したように、国の内外から厳しい評価を受けているのであります。

我々新進党は、政府提案の補正予算案のような小手先だけで繕うのではなく、抜本的な円高不況対策を実施するように提唱をいたします。

まず、実体経済からかけ離れた円高基調を正すことが必要です。一ドル百円という目標相場を定め、円高の構造的な原因である千三百億ドルの経常黒字を三年間で半分にするを目標とし、これに取り組むべきだと考えます。

対策の柱は、十兆円の国費を投じて、一般道路、国際空港・港湾、新幹線、情報通信、住宅、下水道を整備するとともに、中小企業の金利の減免、地方自治体が自由に使える資金の交付、石油、金、レアメタル、外国住宅の緊急輸入などを

進めます。さらに、円高に苦しむ企業への特別減税・融資、雇用対策の強化、土地譲渡税率の引き下げ、有価証券取引税の廃止などを提唱します。また、内外価格差を是正し、輸入をふやし、新産業・雇用を促進するためにも、大胆に規制緩和を実施すべきだと考えます。

政府の規制緩和と政策は極めて不可解であります。本年三月二十一日、政府は規制緩和と五カ年計画を発表しました。しかるに、円高・経済対策の前倒しと称し、わずか半月後の四月十四日には、これを三カ年計画に変更してしまいました。政府の五カ年計画の決定は、そんなに権威のないものであったのでしょうか。こんな不見識な政治手法が国民の政治不信を募らせていると指摘せざるを得ません。

総理、国際的に求められている市場開放政策のための規制緩和、内外価格差を引き下げる規制緩和の柱は何なのか、この二点だけでも明確にしたいだきたいと思ひます。

村山内閣の三つ目の失態は、行政改革であります。

村山総理が施政方針演説で「不転換の決意と勇気を持って実のある改革を断行する」とした行政改革も、すべて中途半端な内容にとどまっており、明らかに公約違反だと言わざるを得ません。既に指摘いたしましたように、規制緩和推進計画はびぼう策にとどまり、特殊法人の改革も、日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統合など小手先の数合わせが中心であり、財政投融資のあり方にメスを入れた根本的な改革とはほど遠いものです。中央省庁の統廃合については、具体的な案すら示されていないのであります。

我々新進党は、行政改革を「たゆまざる改革」の一つとして、官僚主導、中央集権、一國繁栄型のシステムを、生活者、民間、地方が主役となる国際調和型のシステムに転換させる起爆剤と位置づけ、具体的な法案を提出するよう準備を進めてお

ります。総理府と総務庁の統合、建設省と国土庁の統合による国土省の創設、経済企画庁の国民生活局等と厚生省の統合による国民生活省の創設などにより中央省庁を再編し、大臣の数も二十人から十六人に減らすことを提唱いたします。

特殊法人についても、すべてに五年間の存続期限を付し、原則民営化を基本にそのあり方を見直すサンセット制度を法制化し、類似の法人の統合を具体的に進める法案を近く国会に提出する予定であります。

公約違反の指摘に対し、総理の所信を伺います。

最後に、政局の問題について伺います。一昨年七月の総選挙の結果、自民党の二党支配体制が否定され、細川連立政権が誕生し、新しい連立時代の幕あけとなりました。しかし、その後継続された羽田、村山政権は、その政権成立の由来はともかく、残念ながら選挙の審判を直接反映した政権ではなく、村山政権の脆弱さもここに起因をしているのであります。

現在、この問題をめぐり衆参同時選挙、年内総選挙などの議論が注目を浴び、財界、労働界からも、早くも次の政権を待望する解散・総選挙論が叫ばれています。また、この議論が根強く展開されている中、五月十一日、二、三の有力紙に首相が退陣意向を持っていることが大きく報道されました。まことにゆゆしきことであります。

そこで、連立政権を支える自民、社会、さきがけの村山、河野、武村三党首に伺いたいと存じます。

村山総理は、この報道に対し、いかなる所信をお持ちなのか。河野、武村両党首には、七月に予定されている参議院選挙において、もし社会党が大幅に後退したとしても村山首班は維持すべきだとお考えになるかどうか、伺っておきたいと存じます。

また、来るべき次の総選挙に対し、三党首は、

村山政権の枠組みはそのまま維持すべきだと国民に訴える決意であるのかも、それぞれ伺っておきたいと存じます。

この問題は、単なる仮定の問題ではなく、近き将来起こり得る問題であり、日本の将来に重要な影響を及ぼす問題として三党首の政治家としての見識を伺っておるのであります。それぞれ、しかと答弁を求めます。

以上をもちまして、私の代表質問を終わることにいたします。(拍手)

(内閣総理大臣村山富市君答壇)
○内閣総理大臣(村山富市君) 石田議員の質問にお答えを申し上げます。

警察庁長官狙撃事件や新宿における毒物散布事件等についてのお尋ねであります。このような事件は法秩序に対する重大な挑戦ともいふべき悪質きわまりない犯罪であり、絶対に許すことのできないものと考えております。それぞれの事件につきましましては、警察において捜査本部を設けるなどして犯人の早期検挙に向けた捜査が強力に行われており、必ずやその真相の全容解明が図られるものと確信をいたしております。事件の真相につきましましては、捜査の節目節目において真相が国民の前に明らかにされるものと承知をいたしておるところでございます。

次に、サリン問題に関連した政治的リーダーシップについてのお尋ねであります。私は、地下鉄サリン事件発生以来、機会あるごとに、犯人逮捕と全容解明、再発防止に全力を尽くすよう関係機関に指示するとともに、国民の皆様にも政府の対応について率直に申し上げてきたところでございます。

このような観点から、本日の関係被疑者の逮捕着手に際しまして、私の指示で直ちに関係関係会議を開くとともに、サリン問題緊急対策会議を新たに招集させ、さらに、私の方から緊急の記者会見を申し出たところでございます。私といたし

ましては、引き続き政府の先頭に立って全力で事件解決に取り組むとともに、あらゆる機会をとらえて国民の皆様に語りかけ、社会不安の解消、安心できる政治の実現に努めてまいりたいと決意でございます。(拍手)

次に、阪神・淡路大震災、異常事件の続発による社会不安及び経済危機についての認識等につき御質問がございましたが、政府としては、それぞれの事態を御意見がございましたように厳しく受けとめております。それだけに、国民が安心して暮らしていけるよう全力を挙げて取り組んでいるところでございます。

具体的には、まず大震災につきましては、被災者の実情を踏まえた考え得るあらゆる施策を講じてまいりましたし、これに加え、本格的な復旧・復興に地元と一体となって取り組んでおります。地下鉄サリン事件等一連の事件につきましても、法秩序に対する挑戦ともいえる凶悪な犯罪と認識し、犯人の早期検挙と全容解明に向けた徹底した捜査及び再発防止に向けた警戒に全力を挙げてまいりました。御承知のとおり、本日、関係被疑者の逮捕に着手したところであります。

さらに、円高等の経済状況に対しましては、従来の発想を超えた対策が必要であるという認識のもとに、緊急円高・経済対策を取りまとめ、今回の補正予算提出など着実に実行に移しておるところでございます。

困難な事態が続いて発生していることもあり、全体として危機的状況との見方があることは承知をいたしております。しかし、状況を厳しく受けとめつつ、冷静、的確に対応することが必要であります。何よりも私は、国民が長年にわたって築き上げてきた社会の健全性を信じており、これをさらに維持発展させることを目指して、国民の皆さんとともに今後とも政府は全力を挙げて取り組んでまいりたいと決意でございます。(拍手)

次に、阪神・淡路大震災の被害総額についての

御質問であります。阪神・淡路大震災につきましましては、被害が極めて甚大かつ広範なものであることに加え、一口に被害額と申しましても技術的に把握が困難なものが多いとの事情も踏まえつつ、民間部門の被害も含め被害額の概算を約九兆六千億円と推計したところでございます。これを公的な対応を要する額と単純に比較することは適当ではありませんが、国の予算において対応すべき救済・復旧・復興策につきましては、今回の補正予算を含め最大限の財政措置を講じているところでございますから、御理解をお願いいたします。

次に、七年度第二次補正予算についてのお尋ねであります。現在提出しております補正予算案は、現時点で考え得る財政施策を最大限盛り込んだものであり、政府として最善のものと考えております。今後の財政運営につきましても、緊急円高・経済対策にもあるように、「引き続き適切かつ機動的な財政運営に努める。」ことに尽きると考えておりますが、いずれにいたしましても、七年度補正予算を国会に提出し、まさに御審議をいただいている現段階において、政府として二次補正予算について言及することは適当でないと考えております。

次に、地震リスクについて、災害安心保障制度を法制化するべきとのお尋ねであります。御提案は、地震保険の普及率向上の観点からは一つの有効な方法だと考えますが、他方、住宅所有者の保険料負担がふえるという問題、地域によって地震のリスクについての意識が異なる中で強制的な要素を入れることは是非等についていろいろ問題がございます。慎重な検討が必要であると考えております。

なお、政府といたしましても、地震保険の一層の普及拡大を図ることが重要であると考えており、現在、大蔵省においてその商品内容の改善につき検討を進めているところでございます。

次に、先般の経済対策に対するお尋ねであります。政府の対策は、最近の急激な円高に対応し、機動的な内需振興策に加え、規制緩和の前進や輸入促進策のほか経済構造改革策など、従来の手法とは異なる広範かつ思い切った諸施策を盛り込んだものでございます。いろいろ御提案もありましたが、政府といたしましては、この対策に盛り込まれている各般の施策を強力かつ着実に実施していくことにより、景気回復基調をより確実なものとし、経常収支黒字がさらに縮小に向かうものと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、市場開放、内外価格差との関連も踏まえて規制緩和についてのお尋ねがございましたが、今回の規制緩和推進計画の策定に当たりましては、内外の意見、要望等を踏まえ内閣を挙げて取り組んだところであり、内容の充実した計画になったものと考えております。さらに、先般、緊急円高・経済対策において、平成九年度までの三カ年計画として前倒し実施することとしたところでございます。本計画には、JISやJASの国際的整合化などの市場アクセスの改善や米の流通規制の緩和、電気事業の参入規制の緩和など、内外価格差の是正・縮小に資するものが含まれております。

なお、政府一体として内外価格差の是正・縮小を図っていくため、内外価格差の実態調査、要因分析を行うとともに、規制緩和をさらに推進するなど、競争環境の整備や輸入拡大に向けた具体的な対応を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、行政改革の推進についてお尋ねがございましたが、施政方針演説でも申し述べたとおり、この内閣の最重要課題の一つであると認識をいたしております。このため、規制緩和、特殊法人、地方分権、行政情報公開など、各般の改革課題について着実に具体化を図ってきておるところでございます。

具体的には、規制緩和につきましましては、その基本的取り組み方針と千九十一項目の具体的な規制緩和措置を盛り込んだ規制緩和推進計画を三月三十一日に閣議決定し、さらに、三カ年計画に前倒しをいたしました。また、特殊法人につきましましては、すべての法人の事業の合理化、効率化を実施し、これまでに比べて遜色のない廃止、統合、民営化も決定いたしました。さらに、地方分権につきましましては、地方分権推進法案を国会に提出し、昨日成立を見たところでございます。

もとより、行政改革は不断に取り組むべき課題であります。今後とも、これまで述べた課題はもちろんのこと、中央官庁を含めた行政組織の改革、合理化など各般の改革課題に積極的に取り組んでまいり所存でございます。

次に、私の退陣意向の報道などに対する所信と、次の総選挙における村山政権の枠組み維持についてのお尋ねでございますが、私といたしましては、今日、内外に山積する困難な課題を前に、政治の空白は許されるものではないと考えております。(拍手)したがって、連立与党三党が一致協力して課題の解決に全力で取り組むべきこの時期に、退陣や総選挙を行うことは全く考えておりませんので、これらについて云々することは適当でないと申し上げます。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

(国務大臣河野洋平君登壇)

○国務大臣(河野洋平君) 石田議員にお答えを申し上げますが、私も連立三党によって支えられている村山政権が、この間、困難な問題を克服して相対的な成果を上げてきているということについては、多くの方々にお認めいただけているものと思えます。(拍手)議員の御質問は、特定政党の消長にかかわる、全く仮定に基づいたものでありまして、お答えをするのは控えさせていただきます。

ただし、あくまで理論上という大前提で申し上げれば、首班指名は衆議院の優先性が憲法で認められており、本院衆議院の決定に変化がなければ、村山首相が継続されるのは当然のことだと考えます。

もう一点ございます。選挙の際についてのお尋ねでございますが、この点は、先ほど村山総理からお述べになりましたように、我々は今日任期いまだ半ば、問題がたぐさんある中で、総選挙についてあれこれ申し上げるべきではない、こう考えておりますことを御理解いただきたいと思っております。(拍手)

(国務大臣武村正義君登壇)

○国務大臣(武村正義君) 選挙になれば、社会党に限ったことではなく、どの政党も議席数をふやそうと、仮定の話とはいえ、社会党が議席を減ずるといふ前提での御質問にはお答えできません。むしろ、連立政権をとるに於ける社会党が、参議院選においても堂々と御健闘されることを期待申し上げたいと思っております。(拍手)

総選挙については、総理、副総理と同じ見解でございます。まだ二年の任期を我々は残しているわけでありまして。三党でしっかり頑張っていきたいと思っております。(拍手)

○議長(土井たか子君) 中川昭一さん。

(中川昭一君登壇)

○中川昭一君 私、自由民主党・自由連合、日本社会党・護憲民主連合、新党さきがけを代表し、平成七年度補正予算案について質問いたします。

本補正予算案は、阪神・淡路大震災への財政措置、急激な円高への対応、サリン等による社会不安対策など、緊急課題に対処するために編成された時宜を得たものと認識をしております。まず、本日、麻原代表が逮捕されたオウム真理

教によるサリン事件を初めとする、毒物によって不特定多数の人が無差別に殺傷されるという事件が発生し、社会に重大な不安を引き起こしている点についてお尋ねいたします。

我が国の治安のよさは内外から高い評価を得ていました。ところが、三月二十日、地下鉄内でサリンによって多数の死傷者が出たというかつて例を見ない無差別テロが発生し、さらに、警察庁長官が狙撃されるというまさに国家国民に挑戦する卑劣きわまりない凶行に我々は強い怒りを感じます。

サリン事件は、その製造使用に関する幾多の証拠によってオウム真理教の組織的犯行と断定されました。全国の警察官の御努力を高く評価し、また、自衛隊の皆さんや地域住民の冷静な対応にも心から敬意を表します。

もとより、代表の逮捕はあくまでも一通過点にすぎません。徹底的な事件の解明と厳正な処罰、さらには再発防止をすべての国民が求めています。政府は一体となつてこれらの事件に対処する強い決意を示されていますが、改めて総理に、これらの事件への断固たる対応についてお伺いいたします。

次に、阪神・淡路大震災対策についてであります。

四カ月を経過し、被災地の皆様が少しずつ活力を取り戻し、復興に向かっていくという明るい知らせもあありますが、改めて、亡くなられた方々とその御遺族に対し心から哀悼の意をささげますとともに、今なお避難生活を続けておられる皆様を初め被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

これまで、被災者の救出、援護、被災地域の早期復旧等の対策が、地元自治体はもとより、国、民間、ボランティアの方々などによって実施されていますが、引き続き応急対策に万全を期す必要があります。これに加え、本格的な復旧・復興対策

策にも積極的に取り組んでいかなければなりません。

急がれるのが、瓦れきの処理と住宅対策です。当面、応急仮設住宅の建設が必要ですが、被災者が安心して生活できる環境をつくるためには、恒久住宅を早期大量に建設する必要があります。このため、兵庫県では、ひょうご住宅復興三カ年計画により十二万五千戸の住宅建設を検討中であり、大半が公的供給住宅と聞いていますが、計画実現には政府の強力な支援が不可欠となります。

また、防災性の高い、他の地域の見本となるような町づくりを行う必要があります。土地区画整理事業や市街地再開発事業を積極的に進めるとともに、特に住民の声に十分配慮した市街地形成を図っていくことが重要です。復興の現状と、住宅供給及び市街地整備に当たっての政府の考えを伺います。

神戸港は我が国外国貿易の重要拠点であり、被災地域のみならず我が国の経済活動に大きな影響を与えております。二年をめどに回復を図ることとありますが、神戸港が果たしてきたアジア地域における国際物流拠点としての機能と、神戸港と他地域を結ぶ高速道路等各種アクセスの一日も早い回復に特に配慮することが必要です。

さらに、産業復興も重要課題です。本社、事務所や工場そのものの移転を計画している企業もあると聞いています。企業が被災地域から離れることは、地元経済の復興や再活性化にとってマイナスです。既に、思い切った税制の特別措置や中小企業を中心に災害復旧貸し付けの拡充、高度化融資等きめ細かな政策金融を実施していますが、経済復興のため、財政を初め一層総合的な対策が必要で、政府の取り組みについて、地元経済の実態調査もあわせお答え願います。

さらには、今後起こり得る同様の災害に対する万全の対策も重要です。政府は防災基本計画の全面的な改定を行うとのことですが、新防災

基本計画は、震災対策を強化するとともに、都市化、高齢化、情報化等の社会経済情勢の変化に的確に対応したものでなければなりません。さらに、各地方自治体が策定する地域防災計画についても、地域の特殊性を勘案しつつ、新防災基本計画との整合性もとりながら、積極的な見直しを行うべきであります。

いずれにしても、未曾有の被害をこうむった阪神・淡路の被災者の方々が一日も早く安心して生活できるように万全の対策をとり、これを教訓として真に災害に強い国づくりを進めることが緊急に求められています。そのためには、総理みずから先頭に立って、官邸機能の強化も含め強力なリーダーシップを発揮すべきだと思います。総理の決意をお伺いいたします。

次に、円高対策について質問いたします。三月から始まった今回の急激な円高は憂慮すべきものがあります。その原因についてはさまざま説明されていますが、現実には百円から八十円へ、特に一週間十円も円高になりました。明らかに異常な市場の動きです。現在、若干調整されているものの、このような状況はようやく回復基調にある我が国経済に大きな打撃を与え、輸出産業、中小企業等、日本経済を支える各方面への影響は深刻です。

現在、公定歩合を史上最低の1%に下げ、今回の緊急円高対策でも、景気回復、貿易黒字縮小のため、税制・金融面での輸入拡大措置、三月に決めたばかりの規制緩和推進計画の前倒し、公共投資十カ年計画六百三十兆円の前倒し、さらには、あえて赤字国債発行に踏み切ったところの科学技術、情報通信分野の大幅な予算追加等、与党三党主導で果敢な対応をしてくださったところであります。しかし、為替相場の修正は一国のみの努力だけでは限界があります。我々与党三党代表団は、今月初め訪米し、我が国の積極的円高対策を説明するとともに、ゴア副大統領を初め政府、議会、金

融関係者等に財政赤字削減、貯蓄率引き上げなどを強く迫ったところであります。

現在の円ドル相場に対する認識、我が国の今後の対応、そして特にアメリカ側にドル安是正のため具体的に何を求めるべきか、大蔵大臣にお答えいただきます。

次に、円高による農林水産業への影響について質問します。

スタートしたばかりのWTO体制により、もともと低い我が国の一次産品自給率がさらに低下することが予想されますが、今回の円高により農林水産物輸入に一層の拍車がかかり、一次産業への打撃が大いに懸念されるところであります。政府としてどのように対応されるのか、お伺いいたします。

さて、世界経済の安定と発展のためには、しっかりと国際通貨体制が必要で、最近では、EMSの崩壊やメキシコ・ペソ危機のような通貨危機が続きました。国際通貨危機を繰り返してはなりません。そのためには、日本、ドイツ、特に世界の基軸通貨国たるアメリカといった各国の国際通貨安定への責任の自覚と協調システムの構築が不可欠です。この課題をサミットで主要テーマにすべきではないかと考えますが、総理のお考えを伺います。

最後に、一言申し上げます。

このたびの阪神・淡路大震災の復旧・復興と緊急円高対策等を盛り込んだ本補正予算案は、被災地の方々を初め国民が一日も早い成立を待ち望んでいるにもかかわらず、利己的な理由によりその審議を引き延ばそうとして政争の具とすることは、国民の期待を裏切るものと言わざるを得ません。緊急重要課題について、積極的に審議に参加し、最善の結論を早急に得る努力を行うことが、国民の負託を受けた国会議員の取るべき態度であるということをお願い申し上げます、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣村山富市君登壇)

○内閣総理大臣(村山富市君) 中川議員の質問にお答え申し上げます。

まず、サリン事件等についてのお尋ねであります。サリン事件は法秩序に対する重大な挑戦ともいえるべき悪質な犯罪であり、安全な社会への国民の信頼が大きく損なわれかねない事態に至っているところでございます。このような中で、警察におきましては、地下鉄サリン事件がオウム真理教幹部らによる組織的な犯罪であることを解明し、本日、早朝を期して関係被疑者の逮捕に着手するなど、徹底した捜査を行っているところであります。今後とも、国民の不安を一刻も早く解消するため、警察において早期に全容を解明するとともに、警戒措置に万全を期し、政府としても、関係省庁が連携を密にして、同種事案の再発防止のため諸対策を強力に推進してまいり所存でございます。

次に、一日も早く安心して暮らせる生活を取り戻すための対策と災害に強い国づくりを進めるための私の決意についての御質問でございますが、阪神・淡路大震災に對しましては、政府としては、私自身のリーダーシップのもとに、当面の措置として、災害発生時の総理官邸等への迅速な情報連絡体制と緊急にに対応できる体制を整備するなど官邸機能を強化させたほか、災害応急対策や生活再建のための被災者支援を実施してきたところでございます。現在は、一日も早い被災者の生活再建と地域の復興に向けて、総合的な対策を内閣を挙げて推進しているところでございます。

また、今回の震災を踏まえ、市街地の面的整備、建築物の耐震化、不燃化等、都市における震災対策を進めるとともに、災害に強い国土づくりという観点から、治山事業、砂防事業、河川事業等の国土保全事業を積極的に推進することといたしております。

また、これらの施策にあわせ、災害対策の基本

となる防災基本計画についても、今回の震災の経験や近年の社会経済情勢の変化に十分配慮しつつ、実効性の高い計画となるよう現在中央防災会議において見直しを行っておりますところでございます。

さらに、自然災害に對した国、地方公共団体等による防災体制のあり方について検討するため、本年三月、内閣総理大臣の私的諮問機関として防災問題懇談会を発足させまして、現在精力的に見直しを行っておりますところで、政府としては、その結果を踏まえて、中長期的観点から防災対策の一層の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、国際通貨システム安定のための協力システムの構築が不可欠であり、こうした課題を来月のサミットで主要テーマにすべきではないかと御指摘でございますが、ハリファクス・サミットの議題につきましては、現在、議長国のカナダを中心に調整中でございます。世界経済の安定的発展のためには為替の安定が重要であり、また、メキシコ危機のような新たな問題に對する適切な国際的な枠組みをつくらなければならないことも重要であります。我が国としても、こうした認識を踏まえ本年のサミットに臨む所存であることを申し上げます。残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣武村正義君登壇)

○国務大臣(武村正義君) 最近の為替相場の動向は、このところ反転の動きが見られるとはいえず、経済の基礎的条件によって正当化される水準を超えているというのがG7各国の共通の認識であります。

四月二十五日のG7会合では、こうした変動の秩序ある形で反転が望ましいということ、そのために、各国が内外の不均衡を縮小する努力を強化するとともに、為替市場において緊密な協力を

今後とも継続するということが合意されたところであります。こうした方向で各国が政策努力を行うことが、最近の為替相場の変動に対する最も有効な対応策であると考えております。

我が国としましては、今回の四月十四日の緊急円高・経済対策の実現に全力を挙げて取り組んでいくことが基本であると考えます。そのことにより内需振興を図り、輸入の促進を図っていく必要はなりません。その一環として、こうして七年度補正予算を御審議いただいているところでございます。日本銀行も史上最低の一年に公定歩合を下げていくところでございます。

アメリカにおきましても、ルービン財務長官等の発言に見られますように、安定した強いドルの維持のために、財政と経常収支の赤字の削減、国内貯蓄の増強等、ファンダメンタルズの強化を目指しているところであります。今後ともG7会合の合意に沿った政策努力を期待したいと思っております。(拍手)

(国務大臣大河原太一郎君登壇)

○国務大臣(大河原太一郎君) 中川議員の質問にお答えいたします。

円高への対応についてのお尋ねであります。近年、食料品については、品質、価格面を含めた需給構造の変化を背景として輸入が増加傾向にありましたが、最近における円高がこれに拍車をかけておりますので、今回の緊急円高・経済対策に基づき、生産資材価格に円高メリットが還元されるよう関係業界を指導するほか、農業者、木材業者、沿岸・中小漁業者に対し、経営の改善と安定を図るため、低利資金の融通の円滑化を行おうとしておるところでございます。

なお、中長期的には、構造政策の一層の推進により生産コストの縮減と品質の向上に努め、競争力の向上を図ることが基本的に重要でありますので、農業につきましては、ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策に示された諸施策の浸透と着実

平成七年五月十六日 衆議院會議録第二十七号

國務大臣の演説に対する中川昭一君の質疑 國務大臣の演説に対する鳩山邦夫君の質疑

な実施に全力を尽くすほか、林業、水産業につきましても、それぞれ体質強化に向けた取り組みを進めてまいり所存でございます。(拍手)

(國務大臣小里貞利君登壇)

○國務大臣(小里貞利君) 四点お尋ねでございますが、まず、被災住宅の復興及びその供給状況について申し上げます。

甚大な住宅被害に对应し、被災者が安心して生活できる環境をつくるために、恒久住宅の早期大量建設は最も必要であると判断いたしております。このため、兵庫県を中心に、国及び地元公共団体が協力をいたしまして、お話しのとおり、ひょうご住宅復興三カ年計画、案でございますが、作成されました。今後三カ年間に、既に着手いたしております一万五千戸に加えまして新規に十一万戸を建設し、合計十二万五千戸の住宅を供給することといたしております。

被災者の中におきまして特に注目するべきは、高齢者が多いということでございます。自力再建が困難な方が多く見込まれておりまして、大量の住宅を短期間に供給する必要があることから、御指摘のとおり、新規に建設する十一万戸の七割に当たる七万七千戸を公営住宅、特定優良賃貸住宅等により公的に供給することといたしました。

これらの住宅建設を支援するために、公営住宅の建設等に係る補助率を引き上げ、さらに、被災者に対する入居申し込みの一元の受け付けあるいは登録や高齢者等に対する優先入居等を行う災害復興住宅制度の整備などを抜本的に図ってまいりたいところであります。

また、平成六年度二次補正予算及び平成七年度予算の重点配分によりまして、既に七万七千戸の約三分の一、すなわち二万五千戸相当でございますが、これらの建設に着手することといたしまして、平成七年度第一次補正予算案におきまして、所要の予算を確保することによりまして、今年度中に七万七千戸の約二分の一の建設に着手す

ることといたしております。今後とも、政府といたしまして、被災者が安心して生活できる環境をつくるため、公的供給住宅の早期大量建設を強力に支援してまいり計画でございます。

次に、復興の町づくりについてのお話でございますが、被災市街地におきましては、お話しのとおり、面的、集中的に焼失・倒壊した地区を中心といたしまして、被災市街地復興推進地域を初め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の都市計画が決定されております。地元公共団体においては、引き続き、とりわけ住民の方々の生活や地域コミュニティに具体的に関連する事業計画の決定に向けて、住民の方々の参加をいただきながら地区の整備方針づくりを進めております。国といたしましては、被災市街地復興特別措置法の制定、市街地整備への特別の財政措置などを講じてきていますところでございますが、引き続き、関係住民の理解と協力を得ながら、復興町づくりが円滑に進められるよう万全の支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、被災した地元の経済の実態いかんというお尋ねでございます。

被災した地元の経済の実態は、震災からの復旧は進みつつあるものの、今なおさまざまな形で震災の影響が見られております。すなわち、消費面では、商業施設の被害や慎重な消費マインドを反映して、個人消費の落ち込みが続いております。住宅建設は、一月、二月には減少が見られましたが、生産面では、ストック面での甚大な被害により、一月、二月の生産は前年水準を下回っております。ただし、大部分の企業は操業を再開し、通常の生産体制に戻りつつあることから、落ち込み幅は徐々に縮小しつつあります。三月初旬までに約七五％の大企業が平常操業に回復しているという兵庫県の統計などもございます。

最後に、地元企業の再建策についてのお話でございますが、お話しのとおり、地域の経済復興は

重要な課題であります。このため、政府といたしましては、震災による被害の甚大さにかんがみまして、地域経済の一日も早い復興を図るため、中小企業対策を初めとして思い切った財政金融上の措置を講じてまいっております。さらに、被災地域の強い経済復興を一層促進するため、今般の震災対策関連予算といたしまして、一千億円を超える中小企業対策関連費を計上するなど、可能な限りの措置を講じてまいっておりますつもりであります。

最後に、政府といたしましては、これらの施策の着実な実施に万全を期するとともに、今後地元自治体が策定する予定の復興計画等を踏まえながら、引き続き被災地域の経済の復興のために必要な施策を具体的に進めてまいり所存でございます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 鳩山邦夫君さん。

(議長退席、副議長着席)

(鳩山邦夫君登壇)

○鳩山邦夫君 私は、新進党を代表し、村山総理並びに閣僚大臣に質問をいたします。

連立政権は限界だという村山総理の発言は、いよいよ村山政権の幕引きかと思わせる波紋を広げ、村山総理御自身や閣僚、与党関係者などが退陣説を全面否定するための釈明や陳謝に躍起になる騒ぎが続いております。村山総理の、連立政権は仕事を続けるに限界があるという趣旨の発言が即退陣と結びつけられてしまふことこそ、この難問山積の時代に何ら十分な対処をすることのできぬ村山政権に引退を期待する国民の大きな声の反映ではないでしょうか。(拍手)

阪神大震災への初動態勢のおくれや危機管理体制の欠如、今まで日本が体験したことのない凶悪なサリン事件、急激な円高、日米間の自動車協議の決裂など、今までほとんどの国民が信じて疑わなかった成長と安全な国家の神話はもろくも崩れ

去りつつあります。これらの重要課題に対し、強力なリーダーシップを発揮できなかった御自身に対し、総理御自身がいら立ちを覚えておられるにしても、まことにやむなきことと存じます。

総理、村山政権に限界があるとするならば、今の日本にとってどのような形の政権が真に求められているのか、あなた御自身の後の政権はどういう政権であるべきなのか、その考えを率直にお答えをいただきたいと存じます。

政権を維持するため、妥協となれ合いの政治を続ける無気力、無責任な村山内閣が、行政改革や国家の危機管理ができるでありましようか。本来、政治家とは、国家の指導者として公に尽くすことこそその行動原理であるべきなのに、政権を維持するための妥協の連続で私利や党利に走る現状が、国民を政治的に白けさせ、無党派層の台頭や政党拒否の主原因になっていて私は思います。総理の御認識はいかがでありますようか。

私は、政党政治の危機的状況を露呈した今回の統一地方選挙において、村山総理の母体である社会党の惨敗は、国民の政権に対する不信任であり、政策を無視して連立を組み続けることへの痛烈な批判であったとらえております。(拍手)

私には、現連立政権を構成する政党間に、決定的な理念、政策の相違が大きく横たわっており、うに思えてなりません。その関係で、今回の補正予算も非常に迫力を欠くものになっているのではなかと思うからであります。

この政策の相違点を中心に、幾つか質問をしていきたいと思ひます。

祖国を愛する気持ちを育てることは、教育の基本であります。平成元年に告示された学習指導要領に従って、卒業式、入学式等における国旗・国歌の義務化を徹底指導してきたことは、自民党の皆さんの御努力のたまものであります。私自身も、文部行政に携わった期間、懸命に汗をかいてまいりました。

しかるに、与党三党は、昨年十月の政府統一見解において、わけのわからぬ第三項目をつけ加えることによって、国旗・国歌についての指導をあいまいなものにしてしまったのであります。

しかも、社会党は党大会で、国旗・国歌についての強制には反対、文部省の動きを徹底監視する方針を定め、村山総理は昨年、お国入りだったと思いますが、十二月二十九日、大分市におかれ、文部省の役人の姿勢が問題だ、卒業式で国旗を掲げるのを義務化することは認めない、法律にないことを強制するとは何事だと、語気を荒げて文部省を批判されました。これでは、かつての自民党や私たちの今までの努力が水泡に帰し、二十一世紀の日本を担う誇り高い青少年を育てることはできなくなります。

村山総理、あなたが社会党の委員長として、あるいは野党として、政府の国旗・国歌についての扱いについて批判をしていることはよかったです。しかし、あなたは今や政府のトップにあつて、人づくりの基本たるべき愛国心の育成をむしろもつとされているのです。

自民党も、幾ら政権欲しさのゆえとはいえ、国旗・国歌という国家の基本問題について安易な妥協を続けるべきではないと思います。連立を解消するぐらいの意気込みで、自民党は村山総理と対決をしていただきたい、そう願います。

この問題について、国旗・国歌の問題について、総理の文部省を批判するお気持ちをどうぞこの場でお述べいただきたいと思ひます。

次に、ゴラン高原へのPKOの派遣についてお尋ねします。

私は、かつて湾岸戦争当時、党の国際局長としてエジプト、ヨルダン、シリアを訪問し、ゴラン高原も視察をしてまいった者の一人です。世界各国のPKO要員の方々が生き生きと活動している姿を目の当たりにし、国連の平和維持活動が地域の平和と安定に役立っていることを実感し、感動

をし、同時に、こういうところに日本が参加できれば世界の日本に対する信頼も百倍になるだろう、そう思つて帰つてきました。

その後、自公民の賛成でPKO協力法案が成立し、私の願いも法律的にはかなえられましたが、このゴラン高原に関して言えば、昨年五月に国連より要員の派遣要請を受けて以来既に一年が経過しているにもかかわらず、先日の与党政策調整会議では、とうとうこの十一月の派遣も見送られるという確認がなされたと聞いております。法律が整備されても、肝心なときにそれが実行できないのでは、まさに仏つくつて魂入れずではありませんか。

今回の派遣見送りは、社会党がこの十一日の中央執行委員会、現段階での派遣決定は時期尚早との見解をまとめたことを受けたものと報じられておりますが、河野外務大臣も、現段階での派遣は時期尚早だという同じ見解をお持ちなのであります。しかし、それともやはり、あつたとき法案成立に最後まで抵抗した社会党にこうした問題に理解を求めるのは、しよせん無理なことだとあきらめてしまつておられるのでありませんか。率直なところをお聞かせください。

昨年七月に作成された連立政権の樹立に関する合意事項には、「世界の平和とわが国の安全保障を確保するため、国連の平和維持活動に積極的に参加する」とうたつていながらもかわらず、実際には何の対応もなされていらない。その理由は一体何でありましょうか。三党の調整がうまくいかなかったのか、それとも総理御自身の優柔不断によるものなのか、明確な答弁をいただきたいと思ひます。

次に、戦後五十年決議の問題について質問いたします。

総理は、今国会中の決議を明言しており、連立与党のプロジェクトも本文案の結めの作業を進めているというふうにご認識いたしております。ま

た、与党三党の党首会談では、決議の中に「植民地支配」、「侵略行為」という文言を盛り込むことが合意されたと聞いております。

私は、個人的には、いわゆる不戦・謝罪の国会決議、不戦・謝罪の国会決議という言葉がよくひと歩きしてありますが、そうしたたぐいのものには賛成ではありません。「侵略行為」、「植民地支配」などの用語の使用には慎重であるべきと考えます。

社会党は、以前より不戦・謝罪の決議でなければ意味がないとしてきましたから、せめて譲れないぎりぎりの線として「侵略行為」あるいは「植民地支配」にこだわっているのではありません。しかし、「植民地支配」、「侵略行為」という言葉にこだわれば決議の実現が難しくなると考えますが、総理はあくまでも今国会中の決議を求めていく御意向なのか、そしてこの二つの言葉にどこまでこだわつていかれるのか、お答えを願ひたいと思ひます。

また、社会党の久保書記長がなかなか鋭いことをおっしゃいます。久保書記長が、決議の実現が困難になれば連立政権を見直すのやむを得ない、こう発言したことに対しての総理のお考えをお聞かせください。

この問題に関しては、河野外務大臣にも質問をさせていたしたいと思います。

外務大臣は、自民党総裁として会談に臨まれまして、「植民地支配」あるいは「侵略行為」という文言を盛り込むことに合意をされたということでありますが、もうその日から自民党内ですこぶる評判が悪いというふうにごニュースが伝えております。そのような方向、すなわち「植民地支配」とか「侵略行為」という言葉を入れる方向で党内をまとめ切れる自信があらうのか、ぜひ御答弁をいただきたいと思ひます。

また、これも外務大臣にお尋ねをしたいわけでありませんが、与党がまとまらないために決議が不

調に終わった場合は、連立の解消に値するような重大問題だと考えますが、いかがでしょうか。さらに、注目して見守つていられる、あるいは期待を持って見守つていられる近隣アジア諸国を初めとする諸外国に与える外交上の影響についてどのようにお考えなのか、外務大臣の立場からお答えをいただきたいと思ひます。

次に、行政改革に関して武村大蔵大臣に御質問をいたします。

大臣が代表を務めておりますさきがけでは、私の兄、鳩山由紀夫が代表幹事を務めております関係で、結党のころから、兄弟で話をするのはこれでも案外多いわけでございまして、事あることに、さきがけの理念を兄から聞かされてまいりました。それによりまして、さきがけという政党は、政治改革よりもむしろ行政改革だ、そして地方分権だ、こういう話をいつも尊敬する兄から聞かされてきたわけでありました。

杜自政権が誕生し、村山総理が行革の断行を断念しましたが、だれも実現に期待はしませんでした。ましてや、既得権の維持を最重視する五五年体制の象徴たる自社両党が行革に逆行する動きをすることも、容易に想像がついたからであります。その厳しい状況の中で、行政改革を命とするさきがけの武村代表がすべてをなげうって挑んでいただけたかと期待してしまつた私が愚かだったのでしようか。

結果は、御案内のとおり惨たんたるものであります。この村山行革の失敗の原因は何か。総理の指導力のなさなのか、それとも反対する勢力の力が強過ぎたからなのか、あるいは武村大臣が行政改革というさきがけの命をお捨てになつてしまったのか、そのいずれであるか、択一式のような印象でよくないかと思ひますが、お答えをいただきたいと思ひます。

最後に、村山総理の政治姿勢について質問いたします。

平成七年五月十六日 衆議院會議録第二十七号

國務大臣の演説に対する鳩山邦夫君の質疑

石田副党首の御指摘にもあったように、長引く不況の中、阪神大震災、サリン事件、円高などが国民の平穩な生活を脅かしているにもかかわらず、村山政権の対応のまずさ、失態の連続が、政治に対する失望感を加速させただけでなく、内閣は、連立三党の足並みがそろわず、重要な施策の遂行も思い切った改革もできない無力な政権であることを国民の前にさらしてあります。国の内外を問わず、村山政権への批判は痛烈なものであり、この政権の存続を認めることは日本国民にとって最大の不幸であると言っても過言ではありません。(拍手)今、政権がつぶれたら自分たちが困るからと、政権維持だけを目的にすることはやるべきです。

村山総理、村山政権の役割は終わったという与党幹部の御発言、統一地方選挙の結果は政権が不信任を受けたのと同じだという労組代表の御言葉、政治空白は困るという今だって空白みたいなものじゃないですかという経済界の代表の批判、それらをどのように受けとめておられるのか。

さらに、今日十二月、社会党に離党届を提出したかつての同志は、社会党は歴史的な役割を完全に終え、復権した自民党に抱かれながら安楽死しようとしているとか、政権維持を自己目的化し日本を危機を打開する抜本改革を遂行できないなどと批判をしておられますが、そのような社会党に離党届を出された方々のそんな言葉をどのように受けとめるのでありましょうか、答弁を求めたいと思います。

それから、質問通告はいたしておりましたが、私テレビは見えておりませんが、昨日の新聞によりますと、自民党の加藤政調会長は、総理大臣は、村山総理は、いつでもやめる、やめる、やめるが口癖だ、こう報道をされているわけでございまして、一國の強力なリーダーシップをとるべき方が

やめる、やめると、これが口癖であっては困るわけでありまして、同時に加藤政調会長は、そのテレビの番組で、もっと使命感を持ってもらいたいという意味のことをおっしゃられる。ということでは、加藤政調会長から見れば、総理の使命感は不足だということをお説きなされたらどう、そう思うわけで、総理はどのような口癖を持っておられるのか、お尋ねをしたいと思っております。

もし村山総理にできることがあるとすれば、それはみずからの進退について速やかに決断をされることだと思えます。良識ある総理の最高指導者としての見解をお尋ねして、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣村山富市君登壇) 鳩山議員の質問にお答え申し上げます。

私の政権が課題に十分対処できず限界があるとするのは今の日本にどのような政権が求められているかとお尋ねでございますが、私は、難問が山積し、しかも国民の価値観が多様化した今日、複数の政治勢力が透明で民主的な議論を通じて合意点を見出しながら進める連立の政治は、より民意を映し出す、この時代にふさわしい仕組みであると考えております。(拍手)また、そのような民主的政権が望まれていると思えます。

これまでこの連立政権では、与党三党がそれぞれの特徴を生かしながら潤滑な政策議論を展開し、諸改革の成果を上げてきたものと自負をいたしております。

我が国は、今や戦後五十年の節目を迎え、二十一世紀を間近にして、これまでに経験したことのない課題に直面しております。私は、国民の皆様御意見に謙虚に耳を傾けつつ、引き続き政治の先頭に立って課題の解決に邁進してまいりたいと考えております。(拍手)

私の内閣は政権維持のために私利や党利に走り、国民を政治的に白けさせているのではないかと御指摘がありますが、村山政権は、昨年六月に発足して以来、連立政権を構成する三党が自己変革と互いに切磋琢磨に努めながら、大胆な改革を推進してまいりました。その結果、政治改革、行政改革など、長い間の懸案に一つの大きな区切りをつけることができたと思っております。また、地下鉄サリン事件を初めとする相次ぐ事件や阪神・淡路大震災に直面し、対策の遂行と危機管理体制の確立に全力を挙げて取り組んでいくところでございます。したがって、政権維持や私利、党利のためとの御指摘は当たらないものと考えております。

一方、政治腐敗や政官業の癒着構造などに起因する国民の政治不信を払拭するとともに、政党に対する信頼や支持を回復し、健全な政党政治を確立することは、今や極めて重要な政治改革の課題であります。私は、開かれた政策議論を通じて国民の皆様率直に語りかけ、その御理解と御協力を得るよう最大限の努力を行いながら、引き続き諸改革に取り組んでまいりたいと思っております。

(拍手)

次に、国旗・国歌の教育上の指導に關しての私の見解についてお尋ねがございましたが、御指摘の私の発言の趣旨は、学校における国旗・国歌に關する指導につきましては、これまでの国会において申し上げてきたとおり、これから国際社会に生きていく国民の育成のために大切なことであるとの前提のもとに、国旗・国歌の指導は子供たちの内心にかかわる重要な問題であり、あくまで教育指導上の課題として指導を進めていくべきだということを強調したものでございまして、そのように御理解を賜りたいと存じます。

次に、国連PKO活動についてのお尋ねであります。

ますが、本件に關する「新しい連立政権の樹立に關する合意事項」を今後とも誠実に遵守していくことについては何ら変わりはありません。ただし、具体的なPKO活動につきましては、個別のケースにおいて、これに参加することが適当か否かなどについて慎重に吟味検討することが必要であることは当然であります。コソボ高原PKOにつきましては、そのような吟味検討が連立与党間で現在行われている状況にございまして、いずれにせよ、政府といたしましては、連立与党間の検討の経過も踏まえ、政府としての対応を早急に取りまとめたいと考えております。

次に、戦後五十年決議の内容や久保書記長の発言についてお尋ねがございましたが、この問題につきましては、国会において決定いただくべき事項であります。現在、連立与党の三党合意に基づき決議を実現するため、鋭意検討が行われていると承知をいたしております。久保書記長の発言も、三党合意が守られるべきであるとの認識の上に立て、書記長としての見解を述べられたものと理解をいたしております。

戦後五十年を迎えるに当たり、私は、我が國の侵略行為や植民地支配などが多くの人々に耐えがたい苦しみと悲しみをもたらしたことに對し、深い反省の念に立って世界平和の創造に向けて力を尽くすことが日本の進むべき道であると考えており、現在行われている検討を期待を込めて見守っております。

(拍手)

次に、各方面からの村山内閣に対する批判に對する私の対応についてお尋ねがございましたが、御承知のとおり、戦後五十年の節目を迎えるとともに、二十一世紀を間近にした今日、戦後の我が國を支えてきた経済社会システムの思い切った見直しや改革のためにこの内閣が取り組むべき課題は山積しております。

特に、地下鉄サリン事件を初め相次ぐ事件の犯

人逮捕と全容解明を早急に行うとともに、阪神・淡路大震災からの復旧・復興を初め、災害に強い都市づくりや危機管理体制の確立を推し進めることが、社会不安の解消、安心できる政治の実現に不可欠の課題であります。

また、円高・経済対策を機動的かつ積極的に推進することにより景気の回復と経済構造改革を実現し、我が国経済の将来について明るい展望を見出していくことが求められております。

さらに、日米間の当面する自動車・同部品協議への対応、来るべきサミット、APEC大阪会議への取り組みなど、対外経済政策もゆるがせにできない課題でございます。

私は、こうした多くの課題について解決の方角を見出していくことが私の内閣に課せられた役割であると考えております。このため、私といたしましては、政治に空白があつてはならないとの決意のもとに、目下、国民の皆さんから示された御意見や御批判に謙虚に耳を傾けながら、全力で諸課題に取り組みでまいりたいと考えております。

(拍手)

次に、社会党議員の離党に触れてのお尋ねでございますが、社会党は、今、新しい時代の要請と多様な価値観を持つておられる国民の期待にこたえるために、全党を挙げて社会民主主義勢力とリベラル勢力を基盤とした新しい党づくりに取り組んでおり、その戦線から離脱する同僚議員が出たことは極めて残念に思います。しかし、社会党を離脱する人たちが離党の理由にしている内容について、この場で私から具体的に触れる必要はないものと考えます。

次に、私の進退についてのお尋ねでございますが、私は、先ほども申し上げたように、内閣の直面する課題は山積しており、政治の空白は許されるものではないと考えております。このため、国民の皆様の御意見や御批判に謙虚に耳を傾

けながら、引き続き諸課題に全力で取り組み、未来への展望を切り開いていくことが総理としての私に課せられた使命であると確信をいたしております。したがって、言われましたような、そのような口癖はないことも明確に申し上げておきたいと存じます。(拍手)

残余の質問については、関係大臣から答弁をさせていただきます。(拍手)

(国務大臣河野洋平君登壇)

○国務大臣(河野洋平君) 村山内閣は国際貢献に真剣に取り組む、これは三党の合意にも明記されております。それを受けて、例えばザイールにおけるルワンダ難民の支援、これは村山内閣の仕事でございます。

ゴラン高原のPKOへの我が国の要員派遣につきましては、現在、与党三党において引き続き検討していただいております。本件につきましては、与党の検討経過を十分参考としながら、政府調査団報告書をも踏まえまして、政府としてその対応を取りまとめなければならぬ、こう考えているところでございます。

国会決議についてお尋ねがございました。

私は、戦後五十年という節目の年に当たって、世界の平和の創造に向けて我が国はこれから大いに力を尽くしていかなければならない、そういう決意を改めてするべき年であると思ひます。そのためにも我々は、過去を直視し、反省すべきは反省をして出直すという姿勢が必要なのだという多くの方々の声にも耳を傾けていかなければならないと思ひます。

お尋ねでございますが、この国会決議はあくまでも院の議決でございますが、閣僚が、私自身閣僚を務めさせていただいておりますが、閣僚がどうのこうのという話の筋ではないと思ひます。私は、国会議員の一員としては私の気持ちを申し上げたいと思ひますが、現在まだそれを申し上げ

上げる段階に至っておりません。

これがまとまらなければどうかという御心配をいただいておりますが、三党は目下、謙虚にそして精力的にこの取りまとめのために努力中でございます。もうしばらくお待ちをいただきたいと思います。

この国会決議については諸外国などから既に関心が寄せられていることは、私は十分承知をいたしておりますが、いずれにしても、御指摘の国会決議についてはあくまでも国会が決めることであり、ということでございます。国会の御判断を待ちたいと思ひます。(拍手)

(国務大臣武村正義君登壇)

○国務大臣(武村正義君) 率直に申し上げて、私はこの国の行政改革は今緒についたという認識でおります。これから本番だと思っております。短くて二、三年、長ければ数年かかるこの国の最大の政治課題であり、国民全体の関心事であるという認識を持っております。

少なくとも村山政権、この十月月で、細川、羽田政権のときの公約であり、村山政権になって、やや特殊法人は前倒しをいたしました。政権出発当初、総理が申し上げたことをきくと踏まえて、着実に行政の第一段階の仕事をお進めいただいているというふうに認識をいたします。

二月十日に、特殊法人は、あの地震のさなかであります。十数法人の整理合理化の案を発表いたしました。これは、私に対する御批判としては、あのときの、どうも輪銀、開銀の統合に反対したことが御批判的になつていっているのかなと思ひながらお答えいたします。輪銀、開銀の単純な統合には私は今も反対であります。しかし、政府の金融機関につきましても類似のものをなすだけ統合を図っていくべきだというのが私どもの考えでありましたし、したがって、輪銀とOECF、

海外経済協力基金の統合を決定させていただきまして、なお、政府系金融機関は、これから財投や公的金融のあり方の中で、より積極的な方針を進めていく必要があると認識をいたしております。

規制緩和も、約束どおり、年度内、三月いっばいで計画をまとめることができました。大変びう策と石田委員長もおっしゃったし、今鳩山議員も惨憺たる結果と最大の形容詞をお使いになりましたが、私は、前政権、皆さんとともにさせていただいた経験もございしますが、細川政権、あの円高のさなかで、あれは九月でございましたが、必死で規制緩和、政府・与党挙げてまとめたのが九十七項目でありました。翌年、細川政権の後を継いだ羽田政権、御苦労をいたしておまとめいただいた項目が二百七十九でございました。今回の、三カ年計画になりましたが、一千九十一でござい

ます。数だけどうこうではございません。それでも私は、これでも大変不十分だと思っております。毎年ローリングで見直しをするわけですから、一層、この内容に満足しない、年々さらに追加をし、改善をしなければいけないと思っております。口で言うほど規制緩和がそう簡単な話でないことを十分実感しているわけでありまして、そのことを認識しながら、まさに行政には与野党がありません。政治全体がより一層真剣にこの国の最大の課題に取り組んでいくようではございませんか。

(拍手)

○副議長(鯨岡兵輔君) 正森成二君。

(正森成二君登壇)

○正森成二君 私は、日本共産党を代表して、政府の財政演説に対し、総理並びに関係大臣に質問いたします。

平成七年五月十六日 衆議院會議録第二十七号

國務大臣の演説に対する正森成二君の質疑

まず、オウム真理教と麻原代表逮捕について伺います。

麻原逮捕は、仮にも宗教法人とされる団体の代表が、組織的に猛毒サリンを使用した無差別テロを行い、殺人容疑で逮捕されるという前代未聞の事件であります。政府は、国民の不安を解消するために、引き続き、残存サリンの所在の有無、松本事件ほか多数の関連事件の解明、口封じのため殺されたとも見られる村井秀夫幹部の殺害背景、宗教法人の解散、住民の要望にこたえた各地の関連施設の撤去、報復テロの防止など、万全の方策を速やかに講ずべきであります。総理の答弁を求めます。(拍手)

次に、円高についての基本的な問題について伺います。

現在の円高・ドル安は、マルクやスイス・フランなどに対する大幅な低落からも明らかのように、基軸通貨であるドルの全面的な下落です。

その根本的な原因が、第一にアメリカのいわゆる双子の赤字にあることは明白です。アメリカは、一九八二年から九三年までの十二年間に一兆一千億ドルの経常収支の赤字をつくり、基軸通貨国であることをよいに世界に押しつける、垂れ流しを行い、これが膨大な投機資金をつくらせました。したがって、経常収支の赤字を減らすための節度ある財政金融・通貨政策をアメリカがとることは当然の責任です。

ところが、クリントン政権が三月に発表した予算教書では、九六年度の財政赤字は千九百六十七億ドルとさらに拡大するものになっているだけでなく、日本との通商交渉でも、円高は最大のもので、円高は放置するのがアメリカに有利という認識と戦術をとり、ドル安定のための政策努力を放棄しています。これは、みずからの責任を放棄する断じて許されない態度です。

今回の円、マルク高・ドル安に対し、ドイツ連

邦銀行総裁は、イタリア上院での演説で、通貨の安定には通貨の弱い国が自己責任を果たすことが原則、何よりも為替変動を引き起こしたみずからの原因に対する断固とした戦いが不可欠と述べ、さらにコール首相は明白に、現在の米国の金融財政政策は容認できないと批判しています。

これに対し日本の村山総理は、円高は本当は喜んでいいなど無責任な発言をさへ行って、国民や経済界を啞然とさせました。政府はアメリカに対し、せめてドイツ同様、経常収支と財政の双子の赤字を改善するプログラムを具体的に提示するよう毅然として強く求めるべきではありませんか。

前に指摘したイタリアでの演説でドイツ連邦銀行総裁は、外国為替市場への介入は特定の状況で、かつ一時的にしか通貨を支えることができない対症療法、本質的な解決にならないと明確に指摘しています。ところが日銀は、今回空前のドル買い介入を行い、四月末の外貨準備高は千五百三十六億ドル余りで、十八カ月連続で増大し、十四カ月連続で史上最高を更新しています。しかし、現在の円高は実需の百倍にも達するという投機資金によるものであり、ドイツ連銀総裁が指摘しているように介入は本質的な効果がないことは、現に円高が解消しない現実が何よりも物語っています。

米国の大手証券会社メリルリンチの四月発表では、日本の対外資産の累積為替差損は、一九七七年以降、一ドル八十八円で計算しても五千八百五十億ドル、約五十兆円に及んでいます。つまり、日銀の介入は、現在の状況では円高改善に効果がないだけでなく、我が国に膨大な差損を発生させ、他方アメリカは、日本の介入資金などで財務証券の購入を確保し、安心して財政赤字を続け、ドルの垂れ流しができるというもう一つの「悪魔

のサイクル」になっています。これは一体何事ですか。

有力な一般紙の社説さえ、日銀の介入は控えるべきだとしているのは当然と言わなければなりません。政府は、ドル買い介入と、外貨準備を目減り、損失を増大させるドル資産に偏って保有すること、なにかんずく米国財務証券で運用することを見直すべきであります。

ドイツでは、貿易における決済通貨が、輸出でマルク七七％、ドルはわずか七・三％など自国通貨の比率が高いのに対し、日本は、輸出で円三九・六％、ドル四八・三％、輸入に至っては円一九・二％、ドル七三・九％と、極端なドル依存になっています。

今回の円高・ドル安に伴い、中国、台湾、シンガポール、インドネシアなどアジア諸国は、一斉に自国の利益を守るため外貨準備に占めるドルの比率を下げ、円の保有比率を高めています。また、自国の輸出代金を円という動きが、中国初め急速にふえています。それだけでなく、イランなど産油国でも、輸出代金を円で決済したいという動きが報道されています。これは、ドルが世界の基軸通貨としての信認を失いつつあることを明白に示しています。

政府は、現在の国際通貨制度に抜本的検討を加え、我が国経済の対米自主権を回復し、経済主権を確立するために力を尽くすべきではありませんか。政府の明確な決意を伺うものであります。

第二に、円高の日本側の背景には、自動車、家電などわずか三十社で日本の輸出の半分以上を占め、膨大な貿易黒字を生み出し、これを一つの原因として円高が進むたびに、労働者に対し長時間超過労働、低賃金を押しつけ、下請中小企業には単価切り下げを強要して国際競争力を強め、これが再び異常な貿易黒字を生み出すという悪循環

があり、これは財閥系の研究所でさえ「悪魔のサイクル」を指摘しています。

日本共産党は、円高を口実とした大企業の低賃金、長時間過密労働と下請コストの切り下げを支援する政府の政策を根本的に改め、国民の購買力引き上げを中心とする経済政策に転換すること、そのためにも消費税増税は中止することを村山内閣に強く要求するものであります。(拍手)

特に、今回の補正予算では輸入促進税制を二倍に拡大することになっています。この制度はもと、九〇年度に海部内閣のとき、対米公約に基づき輸入拡大の決め手として導入された世界にも類例のない大企業優遇税制であり、また、貿易不均衡は正にとり何ら効果のないものであったことは、五年間の実態が示しているではありませんか。

この輸入拡大策は、日本企業の海外子会社などからの逆輸入にも適用されます。つまり、一、大企業の海外進出戦略で国内産業を空洞化し、雇用を減少させ、二、次に、これら海外企業から製品や半製品を輸入して国内下請中小企業の仕事を奪って、さらに空洞化、雇用減少を進め、三、その元凶である大企業には税制上、中小企業と差別扱いで減税の優遇と利益を与え、四、逆に競争力を強化してさらなる輸出拡大を支援し、五、しかも輸入による利益は当該大企業には確実に保証されるが、消費者に還元される保証は全くないという、文字どおり世界に類例のない言語道断の税制であります。日本共産党は、このような輸入促進税制をさらに二倍に拡大することには断固として反対します。政府の明確な答弁を求めます。

次に、戦後五十年に伴う不戦決議の問題について伺います。

総理は、羽田内閣当時の昨年五月十二日、社会党委員長としての代表質問で、侵略戦争の過ちに

対する国家意思の表明として謝罪と不戦の決議を行うべきと述べていました。ところが、総理になった現在、侵略戦争と認めなくなっただけでなく、政府・与党の中では、自衛戦争であつたとか、植民地解放であり、戦いの相手方は米英だつたという、侵略戦争と植民地支配美化の発言が横行しています。西ドイツのシュミット元首相はその回想録で、「日本政府は、日本の侵略と非行について遺憾の意の標も示さずに済まされると思ひ込むことによって、近隣諸国の間に信頼を築くことを不必要に困難にした」と述べています。

日本の侵略責任を認めないこのような態度は、政治的、道義的に断じて許されただけでなく、我が国が経済的にアジアの一員として貿易・通貨問題について国益を守る道を進む上でも、重大な障害になっていることは明白であります。

日本共産党は、戦後五十周年に当たり、一、さきの戦争を侵略戦争と認め、その認識の上に政府が反省と謝罪を内外に表明する、二、戦争被害者への補償問題は国家責任を明確にして対処するという原則を盛り込んだ国会決議を行うよう断固として主張いたします。(拍手)総理の明確な答弁を求めます。

次に、阪神大震災対策に関連して伺います。今回の補正予算では、我が党の主張した耐震性貯水槽の補助率のかさ上げを初め、復旧・復興・防災対策が不十分とはいへず進んでおり、当然の措置です。

村山内閣は、当初予算の組み替えを要求した日本共産党に対し、組み替えに匹敵する補正予算を提出することを理由に、これを拒否しました。ところが、今回の補正予算は、当初予算に何一つ手をつけず、上積みしただけのものになっているばかりか、財源はほとんどすべて国債に依存しています。これは前言に全く反するものと言わなければ

ばなりません。

そこで、まず、歳出に関連して三つの点に絞って伺います。

仮設住宅の建設は、希望する被災者全員が入居できる場所に必要なる数を建設すること。地震によって被災した擁壁、がけ、私道の復旧は、二次災害を防ぐ立場から、すべての危険箇所を梅雨までに解決すること。雲仙・普賢岳、奥尻島災害でも実施しているように、地震による経済的損失を補うための個人補償制度を創設すること。

これらは、兵庫県の要望「今なお五万人の人々が不自由な避難生活を余儀なくされている中にあって、一日も早く従前の生活を取り戻す対策をとること」を踏まえて、総理、あなたは国会で、被災者への支援に万全を期するとともに、今後地震に対する備えを拡充強化することが政府に課せられた責任と述べ、一番大事なのは被災者の要請にどうこたえるかということだと述べておられます。被災者の心を酌んだ誠意ある答弁を求めます。

最後に、歳入、財源について伺います。

我が党は、本年度予算の組み替え要求において、公共事業のあり方の見直し、軍事費の削減、政党助成金の返上による財源確保を主張し、将来の財政を悪化させ結局国民への増税となる国債増発に反対しました。日本共産党は、この点を再度明確に要求いたします。同時に、日銀が異常な円高対策の一環として公定歩合を引き下げ、一％という史上最低としたことに伴い、二百兆円に達する国債の適切な早期償還と借りかえによる金利負担の抜本的軽減を要求いたします。

政府の資料によれば、九三年末の数字で、国債の加重平均金利は五・三九％であり、七％台、六％台のものも多数含まれています。一方、最近の発行金利は、十年債で四・四％、二年債では

二・一％と低下しています。

今回の公定歩合引き下げに連動して預金金利も低下し、庶民の普通預金金利に至っては引き上げ後〇・一六％と限りなくゼロに近く、物価上昇を考へるなら預ければ損をするという状況であり、民間調査機関によれば、最近四年間で国民が失った利息収入は十兆円に上ると推定されています。

他方、大部分の国債を保有しているのは金融機関と事業法人です。公定歩合引き下げにより、家計から企業への所得移転と称せられる莫大な恩恵を受けながら、高金利国債の利益は絶対に放さないというのでは、預金金利目減りに苦しむ国民の理解を得ることができないのは当然ではありませんか。我が国でも、国債の借りかえ、早期償還を行った前例があり、国債債券の券面にもこれが明記されています。

政府がこの問題について当然の決定を断固として行うことを強く要求して、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣村山富市君登壇)

○内閣総理大臣(村山富市君) 正森議員の御質問にお答えを申し上げます。

地下鉄サリン事件等について万全の方策を速やかに講ずるべきではないかとのお尋ねであります。地下鉄サリン事件につきましては、発生当初から警察が総力を挙げて捜査を行ってきたところであり、その結果、オウム真理教幹部らによる組織的犯罪であることを解明し、本日、麻原彰晃を検挙いたしましたところでございます。オウム真理教におきましては、本事件のほかにも種々の犯罪容疑があることから、国民の不安を一刻も早く解消するため、引き続き徹底した捜査を行い、関連する事件を含めた事案の全容を早期に解明するとともに、関係省庁との緊密な連携のもとに同種事案の再発防止を初めとする諸方策を速やかに講じ、その万全を期してまいります。

次に、米国のマクロ経済政策の改善措置を具体的に提示するよう求めるべきではないかとのお尋ねであります。四月二十五日のG7会合では、最近の為替の変動は主要国における基礎的な経済状況によって正当化される水準を超えており、こうした変動の秩序ある形で反転が望ましいことが合意されております。また、双子の赤字につきましては、米国も、日米包括経済協議において、財政赤字を相当程度削減し、国内貯蓄を奨励し、国際競争力を強化するという中期的な目標を積極的に追求することを公約しており、クリントン政権のもと、努力は払われております。我が国といたしましては、米国がこの目標に向けてさらに努力していくよう求めてまいります。

次に、国際通貨制度を抜本的に検討し、我が国の経済主権を確立せよとのお尋ねでありましたが、世界経済の安定的発展及び我が国経済の不透明感を払拭するためには、為替の安定が重要でございます。各国間の自由な資本移動のもと、現状では変動相場制にかわる制度は見出しがたいというのが現在各国の共通認識となっており、今後ともG7等を中心とした国際協調を通じて為替相場の安定に努めるとともに、より基本的な問題についても各国とともに地道な議論を続けてまいりたいと考えております。また、円の国際化についても引き続き努力してまいりたいと考えております。

次に、現在の経済政策を転換し、また消費税率引き上げを中止せよとの御要求がありました。が、中小零細企業も含め我が国企業の活力をこれからも最大限引き出していくことは、経済の発展と国民生活安定のために極めて重要でございます。このため、今回の緊急円高・経済対策におきましては、中小企業対策に十分配慮するとともに、科学技術、情報通信など将来の発展につ

平成七年五月十六日 衆議院會議録第二十七号

國務大臣の演説に対する正森成二君の質疑

ななる分野の施策の充実に最大限努めておりま
す。

また、規制緩和の推進、円高差益の還元など、
消費者・生活者の視点に立った施策も積極的に推
進することといたしておるところでございます。

なお、賃金、労働時間等の労働条件につきま
しては労使間の話し合いにより決定されていると
ころでございますが、政府といたしましては、千八
百時間の達成等各種施策を講じておりますし、下
請の問題についても関係法令に基づき改善指導を
行つておるところでございます。

抜本的な所得減税や消費税率引き上げを含む
税制改革につきましては、既に昨年度の国会で
成立したところであり、高齢化などの経済社会
の進展にふさわしいものであると考えておりま
す。

このように政府の経済政策は、我が国経済の現
状に対処し将来を切り開くため必要かつ適切なも
のであり、これを強力かつ着実に実施してまいり
たいと思つております。

次に、国会決議に関する御質問でございます
が、先ほどお答え申し上げましたとおり、この
問題につきましては国会において決定をいただく
べき事柄でございます。現在関係者の間で検討が
行われていると承知をいたしておりますが、戦後
五十年を迎えるに当たり、私は、我が国の侵略行
為や植民地支配などが多くの人々に耐えがたい苦
しみと悲しみをもたらしたことに對し、深い反省
の念に立つて世界平和の創造に向けて力を尽くすこ
とが日本の進むべき道であると考えており、現在
行われている検討を期待を込めて見守つていろ
うでございます。

次に、地震による経済的損失を補うための個人
補償制度の創設についての御質問でございます
が、一般的に、自然災害により個人が被害を受け
た場合には、自助努力による回復が原則でありま
す。しかしながら、政府といたしましては、被災

者の実情に配慮した支援措置を幅広くかつきめ細
かく実施をし、一日も早く被災者の生活再建が実
施されるよう努力をいたしているところでござい
ます。

特に阪神・淡路大震災につきましては、被害の
甚大にかんがみ、特別の立法などにより被災者
の生活再建等の支援措置を拡充いたしておりまし
て、各般の行政施策を補完する阪神・淡路大震災
復興基金への地方財政措置を行うなど大幅な支援
措置を講じております。

いずれにいたしましても、雲仙岳噴火災害、北
海道南西沖地震に対する措置を含め、これらの措
置は個人補償という形ではありませんが、被災者
の立場に立つたきめ細かい支援を行つており、政
府としても、今後ともその生活再建の実現に努め
てまいる所存でございます。

次に、共産党の予算組み替え要求に対する見解
についてお尋ねがありました。公共事業のあり
方につきましては、一般競争入札の導入など手続
の公正化に努めておりますし、防衛費につきま
しても、国際的な軍縮の方向を踏まえ極力抑制し
ていくところでございます。また、政党助成金
は、政治改革の一環として意義を持つものと考え
ております。したがって、御要求の組み替えには
賛成できず、今回の補正予算案は政府として最善
のものと考えていることを申し上げておきたいと
存じます。

なお、今回の補正の財源としては、公債の増発
によらざるを得なかったところでありますが、経
済運営に万全を期さなければならぬこと等にか
んがみれば、財源面における臨時緊急の措置とし
てやむを得ないものと考えております。

いずれにせよ、我が国財政は巨額の公債残高を
抱えており、公債の増発により財政体質が一段と
悪化することから、その償還に係る国民全体とし
ての負担のあり方について、さまざまな観点から
真摯な検討が必要であるということについては、

慎重に考えていかなければならないと考えている
ところでございます。

次に、国債の低利借りかえについての御質問で
ありますが、国債の繰り上げ償還等は制度的には
可能ですが、御指摘のような低利借りかえ
は、国債保有者に不測の損害をもたらす、国債保
有に對する安定性を著しく損なうことになりかね
ず、その結果、国債の発行条件の悪化をもたら
し、必ずしも財政負担の軽減につながらないのみ
ならず、国債の消化そのものに重大な支障が生ず
るおそれがございます。したがって、御指摘のよ
うな低利借りかえを実施することは適当でないと
考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁
をさせます。(拍手)

(國務大臣武村正義君登壇)

○國務大臣(武村正義君) 六にお尋ねをいただき
ましたが、まず、外貨準備に関する質問でござい
ますが、御指摘のとおり、変動相場への移行後の
大勢としての円高により、円ベースでは外貨準備
に評価損が発生しているのは事実であります。外
貨準備は外貨で保有することに意味がある以上、
円高の進行を反映して評価損が累積することはや
むを得ないというふうに考えております。また、
外貨準備については、これが平衡操作等に機動的
に対応するための資金であること等にかんがみま
して、流動性、安全性等に最大限留意をしながら
運用を行っているところでございまして、その大
宗を流動性等に問題のない米国債券に運用をして
きたところであります。

次に、現在の国際通貨制度の抜本的検討につ
いては、総理がお答えを申し上げたと同じでござ
います。

次に、消費税増税は中止すべきだというお考え
であります。消費税に関する改正は平成九年四
月から実施することとなっているところでござい
まして、これを考えるべきではないかと考えていま
せん。

次に、輸入促進税制については大企業優遇税制
であるという御指摘でございますが、本制度は、
実際に輸入を行い、輸入拡大に際し相当なコスト
リスクを負担している者に対して、事業規模にか
かわらず、大小にかかわらず適用されるものであ
り、大企業優遇税制という御指摘は当たりませ
ん。

なお、今回、緊急円高・経済対策に関連する税
制上の対応の一環として、さらなる輸入拡大努力
を引き出せるようこの輸入促進税制の拡充案を御
提案いたしているところでございますが、他のさ
まざまな輸入促進策とあわせて、輸入拡大に相当
の効果が上がるものと期待をいたします。

次に、予算の組み替えについても、総理がお答
えをされました。同じ意見でございます。

また、もう一つの低利借りかえにつきまして
も、総理がお答えを申し上げましたように、低利
借りかえを実施することは適当でないと考えてお
ります。(拍手)

(國務大臣橋本龍太郎君登壇)

○國務大臣(橋本龍太郎君) 正森議員からお尋ね
をいただきました三にお答えを申し上げたいと思
います。

私は、我が国の企業が下請企業とともに一体
となりましてコスト削減の努力を行う、そして
企業の競争力を維持しようとするところは、合理
的な企業行動だと考えております。しかし、行き
過ぎた円高などが、我が国産業の空洞化、さら
には雇用への悪影響をもたらす、これは大変重要
な問題であります。ですから、こうした問題に対
処していきましますためには、經常収支の黒字の是正を
進めながら、経済フロンティアの拡大による産業
の活性化を促すことによって、活力と創造力にあ
ふれて国際的に調和のとれた内需主導型の産業構
造の形成を進めることが必要だと考えておりま
す。

このために、昨年度来、政府は五兆五千億円と

いう思い切った規模の所得減税を実施してあるわけでありまして、七年度につきましても、六年度と同規模の措置を講じております。さらに、今回の緊急円高・経済対策におきまして、景気回復を本格化させながら、生産、雇用の維持拡大を図るために、切れ目のない大胆な財政運営に努めることによりまして、内需の振興を図ると同時に、消費者が円高メリットを速やかにかつまた十分に享受できますよう円高差益の還元を努めているところでありまして、これらの施策が相まって国民の実質所得の増大に結びついていくもの、実現するものと私は考えております。

また、円高の進行の中で、大企業の海外展開が進んでいく過程における下請中小企業についての御指摘がありました。

この影響は既に調査をいたした中でも見えております。このため、通産省といたしましては、従来から下請代金支払遅延等防止法に基づいて親企業に対する立入検査を行い、改善指導などを行いますとともに、各都道府県に置かれました下請企業振興協会を通じて、取引のあつせんを初めとした下請中小企業振興施策を講じてまいりました。

加えて、中小企業新分野進出等円高化法及び去る四月十四日に施行されました中小企業創造活動促進法の実施を通じて全般的な中小企業対策を図っていく中におきまして、特に今回の緊急円高・経済対策におきまして、下請企業の受注量確保のための発注企業の開拓など中小企業の経営基盤の安定強化対策を行いますとともに、事業開拓コンサルティング事業の創設等の中小企業全般に對する対策を講ずることによりましてあります。

これに加えまして、新分野進出などの準備等を行う中小企業を支援するために、中小企業新分野進出等円高化法の一部を改正する法律案を今国会に提案させていただきます。

さらに、これは下請だけではありませんが、中

小企業全体の官公需の受注機会の確保のための施策を通じて、下請企業の受注の機会の確保を図っております。こうした努力につきまして一層努めてまいりたい、そのように考えております。

次に、二次災害防止対策といたしまして、公共事業については、がけ崩れ対策等六十六カ所事業を実施を行っているところでありまして、また、平成七年度補正予算においても必要な対策を実施いたしておるところでございます。

最後に、大蔵大臣から御答弁のありました輸入促進税制につきまして、一点追加をさせていただきます。

個人の財産である被災建物の復旧については、住宅金融公庫融資制度等の活用等による対応を初め、災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業の特例措置によりまして復旧等、災害関連の公共事業制度の活用を行い、早期復旧に資することといたしております。

税制上、中小企業と大企業を差別して扱っている、大企業優遇であるという御指摘がありました。しかし、この税制は、大蔵大臣から御答弁がございましたとおり、差別的な取り扱いをしていないだけではありませんで、むしろ中小企業に対しては特に利用しやすくするために、税額控除の限度額を、大企業が法人税額の一〇％に對しおるわけでありまして、正森議員御承知のように、中小企業をむしろ優遇いたしておる税制であります。

○副議長(鯨岡兵輔君) これにて國務大臣の演説に對する質疑は終了いたしました。

(國務大臣小里貞利君登壇)

○國務大臣(小里貞利君) 仮設住宅についての御尋ねでございますが、現在、仮設住宅を必要とする被災者全員に供給できるよう、約四万戸の設置計画のもとに、できる限り被災地の近くに用地を求め、国、地方公共団体、関係業界が一体となりまして全力を傾注し、約三万九千戸の完成を見たところでありまして。

○副議長(鯨岡兵輔君) 山本有二君の動議に御異議ありませんか。

先般、兵庫県から設置計画の追加要望を受けました、これから建築する仮設住宅は避難所の解消を図るための最終的な必要数を確保するものでありますので、完成した仮設住宅の入居状況及び避難世帯の住宅の必要性等を十分把握いたしまして、設置場所も含めて最終必要戸数を協議したいと考えておりまして、そのように県、市にも指示をいたしておるところであります。今後、兵庫県が最終的な必要戸数を協議された場合には、適切に對応していく方針であります。

○副議長(鯨岡兵輔君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

○國務大臣(小里貞利君) 仮設住宅についての御尋ねでございますが、現在、仮設住宅を必要とする被災者全員に供給できるよう、約四万戸の設置計画のもとに、できる限り被災地の近くに用地を求め、国、地方公共団体、関係業界が一体となりまして全力を傾注し、約三万九千戸の完成を見たところでありまして。

○副議長(鯨岡兵輔君) 山本有二君の動議に御異議ありませんか。

先般、兵庫県から設置計画の追加要望を受けました、これから建築する仮設住宅は避難所の解消を図るための最終的な必要数を確保するものでありますので、完成した仮設住宅の入居状況及び避難世帯の住宅の必要性等を十分把握いたしまして、設置場所も含めて最終必要戸数を協議したいと考えておりまして、そのように県、市にも指示をいたしておるところであります。今後、兵庫県が最終的な必要戸数を協議された場合には、適切に對応していく方針であります。

○副議長(鯨岡兵輔君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

○國務大臣(小里貞利君) 仮設住宅についての御尋ねでございますが、現在、仮設住宅を必要とする被災者全員に供給できるよう、約四万戸の設置計画のもとに、できる限り被災地の近くに用地を求め、国、地方公共団体、関係業界が一体となりまして全力を傾注し、約三万九千戸の完成を見たところでありまして。

○副議長(鯨岡兵輔君) 山本有二君の動議に御異議ありませんか。

先般、兵庫県から設置計画の追加要望を受けました、これから建築する仮設住宅は避難所の解消を図るための最終的な必要数を確保するものでありますので、完成した仮設住宅の入居状況及び避難世帯の住宅の必要性等を十分把握いたしまして、設置場所も含めて最終必要戸数を協議したいと考えておりまして、そのように県、市にも指示をいたしておるところであります。今後、兵庫県が最終的な必要戸数を協議された場合には、適切に對応していく方針であります。

○副議長(鯨岡兵輔君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

○國務大臣(小里貞利君) 仮設住宅についての御尋ねでございますが、現在、仮設住宅を必要とする被災者全員に供給できるよう、約四万戸の設置計画のもとに、できる限り被災地の近くに用地を求め、国、地方公共団体、関係業界が一体となりまして全力を傾注し、約三万九千戸の完成を見たところでありまして。

○副議長(鯨岡兵輔君) 山本有二君の動議に御異議ありませんか。

先般、兵庫県から設置計画の追加要望を受けました、これから建築する仮設住宅は避難所の解消を図るための最終的な必要数を確保するものでありますので、完成した仮設住宅の入居状況及び避難世帯の住宅の必要性等を十分把握いたしまして、設置場所も含めて最終必要戸数を協議したいと考えておりまして、そのように県、市にも指示をいたしておるところであります。今後、兵庫県が最終的な必要戸数を協議された場合には、適切に對応していく方針であります。

○副議長(鯨岡兵輔君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

○尾身幸次君登壇

○尾身幸次君 たいま議題となりました両案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、保険業法案について申し上げます。本案は、近年の金融の自由化・国際化等の変化に對応するとともに、保険業の健全性の確保等を図ろうとするものであります。

以下、その主な内容を申し上げます。

第一に、保険業の規制緩和・自由化の推進につきましては、生保、損保が子会社方式で相互参入等ができることとしております。

また、保険商品・料率算出方法に関して、現在の一律認可制から一部届け出制へ移行することとしております。

さらに、保険仲立人等を、新たに保険契約の締結の媒介を行う者として法律上位置づけることとしております。

第二に、保険業の健全性の維持につきましては、保険会社の健全性維持のための指標として保険会社の自己資本比率を導入する等、所要の規定を設けることとしております。

また、保険会社は保険契約者保護基金を設け、同基金から救済保険会社に資金援助を行うことができることとしております。

第三に、保険業の公正な事業運営の確保につきましては、相互会社における経営チェック機能の強化を図るため、少数総代理権等の行使要件を緩和するとともに、社員代表訴訟権について単独権化するほか、ディスクロージャー規定の整備を図ることとしております。

次に、保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について申し上げます。

ほか十九法律につきましては、去る四月十四日武村大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、直ちに質疑に入り、参考人の意見聴取を行う等慎重な審査を進め、本日質疑を終局し、順次採決いたしましたところ、いずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(鯨岡兵輔君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)
○副議長(鯨岡兵輔君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○副議長(鯨岡兵輔君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時十分散会

出席國務大臣

- 内閣総理大臣 村山 富市君
- 外務大臣 河野 洋平君
- 法務大臣 前田 勲男君
- 大蔵大臣 武村 正義君
- 文部大臣 与謝野 馨君
- 厚生大臣 井出 正一君
- 農林水産大臣 大河原太一郎君
- 通商産業大臣 橋本龍太郎君
- 運輸大臣 亀井 静香君

出席政府委員

- | | |
|---------|--------|
| 郵政大臣 | 大出 俊君 |
| 労働大臣 | 浜本 万三君 |
| 建設大臣 | 野坂 浩賢君 |
| 自治大臣 | 野中 広務君 |
| 国務大臣 | 五十嵐広三君 |
| 国務大臣 | 小里 貞利君 |
| 国務大臣 | 小澤 潔君 |
| 国務大臣 | 高村 正彦君 |
| 国務大臣 | 田中真紀子君 |
| 国務大臣 | 玉沢徳一郎君 |
| 国務大臣 | 宮下 創平君 |
| 国務大臣 | 山口 鶴男君 |
| 内閣法制局長官 | 大出 峻郎君 |

議長報告

(通知書受領)
一、昨十五日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
地方分権推進法
(政府委員承認)
一、昨十五日、土井議長は、村山内閣総理大臣申し出の次の者を、第百三十二回国会政府委員に任命することを承認した。

外務大臣官房領事 小島 高明
移住部長事務代理 林 暘
外務省総合外交政策局 林 暘
軍備管理・科学審議官

(政府委員任命)
一、昨十五日、村山内閣総理大臣から土井議長あて、十五日議長において承認した小島高明外一名を、同日第百三十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員退任)
一、昨十五日、村山内閣総理大臣から土井議長あて、第百三十二回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

記

異動前の氏名	官職名	異動後の氏名	官職名	年月日
異動前の氏名	官職名	異動後の氏名	官職名	年月日
杉内 直敏	(解職)	平七・三	事務代理	

(政府委員解任)
一、昨十五日、村山内閣総理大臣から土井議長あて、十五日(外務大臣官房領事移住部長)島中篤の第百三十二回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、昨十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任	補欠
高木 陽介君	上田 勇君
上田 勇君	高木 陽介君

(特別委員辞任及び補欠選任)
一、昨十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任	補欠
太田 誠一君	西 博義君

(議案提出)
一、昨十五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

平成七年度一般会計補正予算(第1号)
平成七年度特別会計補正予算(特第1号)
平成七年度政府関係機関補正予算(機第1号)
平成七年度における公債の発行の特例に関する法律案
租税特別措置法の一部を改正する法律案
特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的变化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
地方交付税法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、昨十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇一号) 地方行政委員会 付託
平成七年度における公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出第九八号) 付託
租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九九号) 付託

以上二件 大蔵委員会 付託
特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的变化への適応の円滑化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇〇号) 商工委員会 付託

平成七年度一般会計補正予算(第1号)
平成七年度特別会計補正予算(特第1号)
平成七年度政府関係機関補正予算(機第1号)
以上三件 予算委員会 付託

(議案送付)
一、昨十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
政府調達に関する協定の締結について承認を求めるの件

(議案通知書受領)
一、昨十五日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
地方分権推進法案
右
国会に提出する。
平成七年三月二十四日
内閣総理大臣 村山 富市

保険業法

保険業法(昭和十四年法律第四十一号)の全部を改正する。

目次

第一編 総則(第一条・第二条)

第二章 保険会社等

第一章 通則(第三条―第八條)

第一節 保険業を営む株式会社及び相互会社

九条―第十七條

第二章 相互会社

第一節 通則(第十八條―第二十一條)

第二款 設立(第二十二條―第三十條)

第三款 社員の特権義務(第三十一條―第三十六條)

第四款 機関

第一目 社員総会(第三十七條―第四十一條)

第二目 取締役及び取締役会(第五十一條―第五十二條)

第三目 取締役及び取締役会(第五十三條―第五十四條)

第四目 監査役(第五十五條)

第五款 計算(第五十四條―第五十九條)

第六款 基金の募集及び相互会社の社債

發行(第六十條―第六十一條)

第七款 定款の変更(第六十二條)

第八款 雑則(第六十三條―第六十七條)

第三節 組織変更

第一款 株式会社から相互会社への組織

変更(第六十八條―第八十四條)

第二款 相互会社から株式会社への組織

変更(第八十五條―第九十八條)

第三章 業務(第九十七條―第一百五條)

第四章 子会社(第六十六條―第八十八條)

第五章 經理(第九十九條―第一百二十二條)

第六章 監督(第一百二十三條―第三十四條)

第七章 保險契約の包括移轉、事業の譲渡又は讓受け並びに業務及び財産の管理の委託

第一節 保險契約の包括移轉(第三十五條―第四十一條)

第二節 事業の譲渡又は讓受け(第四十二條―第四十三條)

第三節 業務及び財産の管理の委託(第四十四條―第四十五條)

第八章 整理、解散、合併及び清算

第一節 整理(第四十六條―第五十一條)

第二節 解散(第五十二條―第五十八條)

第三節 合併(第五十九條―第六十三條)

第四節 清算(第六十四條―第六十八條)

第九章 外國保險業者

第一節 通則(第六十九條―第九十三條)

第二節 業務、經理等(第九十四條―第九十九條)

第三節 監督(第一百條―第一百七條)

第四節 保險業の廃止等(第一百八條―第二百十三條)

第五節 雑則(第二百十四條―第二百十八條)

第六節 特定法人に対する特則(第二百十九條―第二百四十條)

第十章 保險契約者等の保護のための特別の措置等

第一節 業務及び財産の管理等に関する大蔵大臣の処分等

第一款 業務の停止、保險契約の移轉及び合併等の協議の命令並びに業務及び財産の管理(第二百四十條)

一条

第二款 業務及び財産の管理(第二百四十二條―第二百四十九條)

第三款 契約条件の変更(第二百五十條―第二百五十五條)

第四款 保險契約の移轉等の手続の実施の命令等(第二百五十六條―第二百五十八條)

第五款 保險契約者保護基金の行方資金援助等

第一節 保險契約者保護基金(第二百五十九條―第二百六十五條)

第二款 資金援助等(第二百六十六條―第二百七十條)

第三節 清算手続等との調整(第二百七十一條)

第十一章 雑則(第二百七十二條―第二百七十四條)

第三編 保險募集

第一章 通則(第二百七十五條)

第二章 生命保險募集人及び損害保險代理店並びに所屬保險会社

第一節 生命保險募集人及び損害保險代理店(第二百七十六條―第二百八十二條)

第二節 所屬保險会社(第二百八十三條―第二百八十五條)

第三章 保險仲立人(第二百八十六條―第二百九十三條)

第四章 業務(第二百九十四條―第三百一十條)

第五章 監督(第三百一十一條―第三百一十八條)

第四編 雑則(第三百一十九條―第三百二十四條)

第五編 罰則(第三百二十五條―第三百三十八條)

附則

第一編 總則

第一条 この法律は、保險業の公共性にかんが

み、保險業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保險募集の公正を確保することにより、保險契約者等の保護を図り、もって国民生活の安定及び国民經濟の健全な發展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「保險業」とは、不特定の者を相手方として、人の生死に關し一定額の保險金を支払うことを約し保險料を收受する保險、一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害をてん補することを約し保險料を收受する保險その他の保險で、次条第四項各号又は第五項各号に掲げるものの引受けを行う事業(他の法律に特別の規定のあるものを除く。)をいう。

2 この法律において「保險会社」とは、次条第一項の大蔵大臣の免許を受けて保險業を行う者をいう。

3 この法律において「生命保險会社」とは、保險会社のうち次条第四項の生命保險業免許を受けたる者をいう。

4 この法律において「損害保險会社」とは、保險会社のうち次条第五項の損害保險業免許を受けたる者をいう。

5 この法律において「相互会社」とは、保險業を行うことを目的として、この法律に基づき設立された保險契約者をその社員とする社団をいう。

6 この法律において「外國保險業者」とは、外國の法令に準拠して外國において保險業を行う者(保險会社を除く。)をいう。

7 この法律において「外國保險会社等」とは、外國保險業者のうち第八十五條第一項の大蔵大臣の免許を受けた者をいう。

8 この法律において「外國生命保險会社等」とは、外國生命保險業者のうち第八十五條第四項の外國生命保險業免許を受けた者をいう。

9 この法律において「外國損害保險会社等」と

は、外国保険会社等のうち第百八十五条第五項の外国損害保険業免許を受けた者をいう。

10 この法律において「外国相互会社」とは、外国の法令に準拠して設立された相互会社と同種の外国の法人又はこれに類似する外国の法人をいう。

11 この法律において「生命保険募集人」とは、生命保険会社(外国生命保険会社を含む。以下この項において同じ。)の役員(代表権を有する役員及び監査役を除く。以下この条において同じ。)若しくは使用人若しくはこれらの者の使用人又は生命保険会社の委託を受けた者(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む)若しくはその者の役員若しくは使用人で、その生命保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行うものをいう。

12 この法律において「損害保険募集人」とは、損害保険会社(外国損害保険会社を含む。次項において同じ。)の役員若しくは使用人、損害保険代理店又はその役員若しくは使用人をいう。

13 この法律において「損害保険代理店」とは、損害保険会社の委託を受けて、その損害保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む)で、その損害保険会社の役員又は使用人でないものをいう。

14 この法律において「所屬保険会社」とは、生命保険募集人又は損害保険募集人が保険募集を行う保険契約の保険者となるべき保険会社(外国保険会社を含む)をいう。

15 この法律において「保険仲立人」とは、保険契約の締結の媒介であつて生命保険募集人及び損害保険募集人がその所屬保険会社のために行う保険契約の締結の媒介以外のものを行う者(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む)をいう。

16 この法律において「保険募集」とは、保険契約の締結の代理又は媒介を行うことをいう。

第二編 保険会社等

第一章 通則

第三条 保険業は、大蔵大臣の免許を受けた者でなければ、行うことができない。

2 前項の免許は、生命保険業免許及び損害保険業免許の二種類とする。

3 生命保険業免許と損害保険業免許とは、同一の者が受けることはできない。

4 生命保険業免許は、第一号に掲げる保険の引受けを行い、又はこれに併せて第二号若しくは第三号に掲げる保険の引受けを行う事業に係る免許とする。

一 人の生存又は死亡(当該人の余命が一定の期間以内であると医師により診断された身体の状態を含む。以下この項及び次項において同じ。)に関し、一定額の保険金を支払ふことを約し、保険料を収受する保険(次号ハに掲げる死亡のみに係るものを除く。)

二 次に掲げる事由に関し、一定額の保険金を支払ふこと又はこれらによつて生ずることのある当該人の損害をてん補することを約し、保険料を収受する保険

イ 人が疾病にかかったこと。

ロ 傷害を受けたこと又は疾病にかかったことを原因とする人の状態

ハ 傷害を受けたことを直接の原因とする人の死亡

ニ イ又はロに掲げるものに類するものとして大蔵省令で定めるもの(人の死亡を除く。)

ホ イ、ロ又はニに掲げるものに関し、治療(治療に類する行為として大蔵省令で定めるものを含む)を受けたこと。

三 次項第一号に掲げる保険のうち、再保険であつて、前二号に掲げる保険に係るもの

損害保険業免許は、第一号に掲げる保険の引受けを行い、又はこれに併せて第二号若しくは

第三号に掲げる保険の引受けを行う事業に係る免許とする。

一 一定の偶然的事故によつて生ずることのある損害をてん補することを約し、保険料を収受する保険(次号に掲げる保険を除く。)

二 前項第二号に掲げる保険

三 前項第一号に掲げる保険のうち、人が外国への旅行のために住居を出発した後、住居に帰着するまでの間(以下この号において「海外旅行期間」という。)における当該人の死亡又は人が海外旅行期間中にかつた疾病を直接の原因とする当該人の死亡に関する保険

6 保証証券業務(契約上の債務又は法令上の義務の履行を保証することを約し、その対価を受ける業務のうち、保険数理に基づき、当該対価を決定し、準備金を積み立て、再保険による危険の分散を行うことその他保険に固有の方法を用いて行うものをいう。)による当該保証は、前項第一号に掲げる保険の引受けとみなし、当該保証に係る対価は、同号の保険に係る保険料とみなす。

(免許申請手続)

第四条 前条第一項の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 資本の額又は基金の総額

三 取締役及び監査役の氏名

四 受けようとする免許の種類

五 本店又は主たる事務所の所在地

2 前項の免許申請書には、次に掲げる書類その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

一 定款

二 事業方法書

三 普通保険約款

四 保険料及び責任準備金の算出方法書

8 前項第二号から第四号までに掲げる書類に

は、大蔵省令で定める事項を記載しなければならない。

(免許審査基準)

第五条 大蔵大臣は、第三条第一項の免許の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該申請をした者(以下この項において「申請者」という。)が保険会社の業務を健全かつ効率的に遂行するに足る財産的基礎を有し、かつ、申請者の当該業務に係る収支の見込みが良好であること。

二 申請者が、その人的構成等に照らして、保険会社の業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができ、知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

三 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 保険契約の内容が、保険契約者、被保険者、保険金額を受け取るべき者その他の関係者(以下「保険契約者等」という。)の保護に欠けるおそれのないものであること。

ロ 保険契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱ひをするものでないこと。

ハ 保険契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。

ニ 保険契約者等の権利義務その他保険契約の内容が、保険契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること。

ホ その他大蔵省令で定める基準

四 前条第二項第四号に掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること。

ロ 保険料及び責任準備金の算出方法が、保

險数理に基づき、合理的かつ妥当なもので

あること。

あること。

あること。

口 保険料に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱をするものでないこと。

ハ その他大蔵省令で定める基準

2 大蔵大臣は、前項に定める審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要の限度において、第三項第一項の免許に条件を付し、及びこれを変更することが出来る。

(資本の額又は基金の総額)

第六條 保険会社は、資本の額又は基金(第五十六條の基金償却積立金を含む。)の総額が政令で定める額以上の株式会社又は相互会社でなければならぬ。

2 前項の政令で定める額は、十億円を下回ってはならない。

(商号又は名称)

第七條 保険会社は、その商号又は名称中に、生命保険会社又は損害保険会社であることを示す文字として大蔵省令で定めるものを使用しなければならぬ。

2 保険会社でない者は、その商号又は名称中に保険会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(取締役の兼職制限)

第八條 保険会社の常務に従事する取締役は、大蔵大臣の認可を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に従事してはならない。

第二章 保険業を営む株式会社及び相互会社

第一節 保険業を営む株式会社の特例

(株式申込証)

第九條 保険業を営む株式会社(以下この節において「会社」という。)の商法(明治三十二年法律第四十八号)第七十五條第一項(株式の申込みの方式)の株式申込証には、同条第二項各号(株式申込証の記載事項)に掲げる事項のほか、第一百十三條第一項後段の定款の定めをしたときは、その規定を記載しなければならない。

2 前項の規定は、会社の商法第二百八十条ノ六

(株式申込証)の株式申込証及び同法第二百八十条ノ六ノ二第一項(新株引受権証書)の新株引受権証書について準用する。

(設立の登記に係る登記事項)

第十條 会社の設立の登記には、商法第八十八條第二項各号(設立の登記の登記事項)に掲げる事項のほか、第一百十三條第一項後段の定款の定めをしたときは、その規定を登記しなければならない。

(株主名簿の閉鎖の期間等)

第十一條 会社は、商法第二百二十四条ノ三第二項(株主名簿の閉鎖期間)の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、毎決算期の翌日から四月を超えない期間、株主名簿の記載の変更を行わないことができる。

2 会社は、商法第二百二十四条ノ三第三項(基準日)(同法第二百三十条ノ七第二項(端株主)において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、定時総会の会期前四月を超えない期間内の一定の日において株主名簿(端株原簿を含む。)に記載されている株主(端株主を含む。)又は質権者をもって、定時総会において議決権を行使し、又は配当を受けるべき者とみなすことができる。

(取締役の欠格事由等)

第十二條 会社に対する商法第二百五十四条ノ二(取締役の欠格事由)(同法第二百八十条第一項(監査役)及び第四百三十条第二項(清算人)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第二百五十四条ノ二第三号中「本法」とあるのは、「保険業法(平成七年法律第

号)、本法」とする。

2 会社に対する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)以下「商法特例法」という。第十三條第四項(会計監査人の監査報告書)(商法特例法第十四條第四項(監査役会の監査報告書)及び第十六條第三項(公生すべき貸借対照表の要旨)において

て準用する場合を含む。)、第二十一條の二(株主総会の招集通知への参考書類の添付)及び第二十一條の三第五項(書面による議決権の行使)の規定の適用については、これらの規定中「法務省令」とあるのは、「大蔵省令」とする。

(計算書類等の閲覧等)

第十三條 会社に対する商法第二百八十二條第二項(計算書類等の閲覧等)の規定の適用については、同項中「及会社ノ債権者」とあるのは、「会社ノ債権者、保険契約者、被保険者及保険金額ヲ受取ルべき者」とする。

(利益準備金)

第十四條 会社は、その資本の額に達するまでは、毎決算期に利益の処分として支出する金額の五分の一以上を、商法第二百九十三條ノ五第一項(中間配当)の金銭の分配を行うごとにその分配額の五分の一をそれぞれ利益準備金として積み立てなければならない。

(配当の制限等)

第十五條 会社は、第二百九十三條第一項前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額がある場合には、その全額を償却した後でなければ、利益の配当若しくは商法第二百九十三條ノ五第一項(中間配当)の金銭の分配又は同法第二百九十二條第一項ただし書若しくは第二百九十二條ノ二第一項(株式の消却)の株式の消却を行うことができない。

2 商法第二百九十条第二項(違法配当の返還請求)の規定は、前項の規定に違反して利益の配当又は金銭の分配を行った場合について準用する。

(株主の帳簿閲覧権の否認)

第十六條 商法第二百九十三條ノ六(株主の帳簿閲覧権)の規定は、会社の会計の帳簿及び書類については、適用しない。

(資本の減少)

第十七條 会社は、資本の減少の決議をした場合には、決議の日から二週間以内で決議の要旨及び

び貸借対照表を公告しなければならない。

2 前項の公告には、保険契約者(当該公告の時において既に保険事故の発生その他の事由により保険金請求権その他の政令で定める権利(以下この条において「保険金請求権等」という。)が生じている保険契約者(当該保険金請求権等に係る支払により消滅することとなるものに限る。))に係る保険契約者を除く。第四項において同じ。で異議のある者は、一定の期間内に異議を述べるべき旨を付記しなければならない。

3 前項の期間は、一月を下ってはならない。

4 第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数が保険契約者の総数の五分の一を超え、かつ、当該異議を述べた保険契約者の保険契約に係る債権(保険金請求権等を除く。)の額に相当する金額として大蔵省令で定める金額が保険契約者の当該金額の総額の五分の一を超えるときは、第一項の資本の減少の決議は、効力を有しない。

5 保険契約者その他の保険契約に係る権利を有する者は、当該権利(保険金請求権等を除く。)に係る債権者であることによつては、商法第三百七十六條第二項(資本の減少)において準用する同法第一百条(債権者の異議)の異議を述べることができない。

6 会社の資本の減少は、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

7 前各項に定めるところにより行われた資本の減少は、第四項の異議を述べた保険契約者及び第二項に規定する保険契約者に係る保険契約に係る権利(保険金請求権等を除く。)を有する者についても、その効力を生ずる。

8 会社の資本の減少による変更の登記の申請書には、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十八條、第十九條(申請書の添付書面)、第七十九條(株式会社の添付書面の通則)及び第八十七條(資本減少による変更の登記)に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

ならない。

一 第一項の規定による公告をしたことを証する書面

二 第二項の異議を述べた保険契約者の数又はその者の第四項の大蔵省令で定める金額が、同項に定める割合を超えなかったことを証する書面

9 前各項に定めるもののほか、第一項から第五項まで及び第七項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第二節 相互会社

第一款 通則

(法人格)

第十八条 相互会社は、法人とする。

(住所)

第十九条 相互会社の住所は、その主たる事務所のある所在地にあるものとする。

(名称)

第二十条 相互会社は、その名称中に相互会社という文字を用いなければならない。

(商法の準用)

第二十一条 商法第九條(登記手続の通則)、第二十一条から第十五条まで(登記事項の公告、登記及び公告の効力、支店における登記の効力、不実の登記の効力並びに変更又は消滅の登記)及び第六十一条(登記期間の起算点)の規定は相互会社の登記について、同法第十九條、第二十条(商号登記の効力)、第三十条及び第三十一条(商号の廃止及び商号登記の抹消請求)の規定は相互会社がその名称を登記した場合について、同法第二十一条(營業の主体を誤認させる商号選定の禁止)の規定は相互会社の事業と誤認させるべき商号又は名称の使用について、同法第二十三条(名板貸し)及び第二十四条(商号の譲渡)の規定は相互会社の名称について、同法第二十五条から第二十九条まで(營業譲渡)の規定は相互会社が事業を譲渡し、又は事業若しくは營業を譲り受けた場合について、同法第三十二

条から第三十六条まで(商業帳簿)の規定は相互会社の帳簿その他の書類について、同法第三十七條から第四十五条まで(商業使用人の規定は相互会社の使用人について、同法第四十六條から第四十八條まで、第五十条及び第五十一条(代理商)の規定は相互会社のために取引の代理又は媒介をする者について、同法第五十二条、第五十八條及び第五十九條(權利能力の制限、解散命令及び解散命令請求者の担保提供)の規定は相互会社について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九條中「商業登記簿」とあるのは「相互保險会社登記簿」と、同法第十九條中「同一ノ營業ノ爲ニ」とあるのは「同一ノ營業又ハ事業ノ爲ニ商号又ハ名称トシテ」と、同法第二十条第一項中「同一又ハ類似ノ商号」とあるのは「同一又ハ類似ノ商号又ハ名称」と、同法第二項中「同一ノ營業ノ爲ニ」とあるのは「同一ノ營業又ハ事業ノ爲ニ」と、同法第四十一条第一項中「他ノ商人」とあるのは「他ノ商人若ハ相互会社(外國相互会社ヲ含ム)」と、同法第四十八條中「同種ノ營業ヲ目的トスル会社」とあるのは「同種ノ營業又ハ事業ヲ目的トスル会社又ハ相互会社(外國相互会社ヲ含ム)」と読み替へるものとする。

2 商法第五百四條から第五百五十二條まで(商行為の規定は相互会社の行ふ行為について、同法第五百二十四條から第五百二十八條まで(売買)の規定は相互会社が商人又は相互会社(外國相互会社を含む)との間で行う売買について、同法第五百二十九條から第五百三十四條まで(交互計算)の規定は相互会社が平常取引をする者との間で行う相殺に係る契約について、同法第五百四十三條、第五百四十四條及び第五百四十六條から第五百五十條まで(仲立營業)の規定は相互会社が行う他人間の商行為の媒介について、同法第五百五十一條から第五百五十七條まで(問屋營業)及び第五百九十三條(寄託)の規定は相互会社について、それぞれ準用する。

第二款 設立

(定款)

第二十一条 相互会社を設立するには、發起人が定款を作成し、これに署名しなければならない。

2 前項の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 主たる事務所の所在地

四 基金の總額

五 基金の拠出者の權利に關する規定

六 基金の償却の方法

七 剰余金の分配の方法

八 公告の方法

九 發起人の氏名及び住所

3 次に掲げる事項は、定款に記載しなければならない。

一 發起人が受けるべき特別の利益及びこれを受けるべき者の氏名

二 相互会社の成立後に譲り受けることを約した財産、価格及び譲渡人の氏名

三 發起人が受けるべき報酬の額

四 相互会社の負担に歸すべき設立費用(定款の認証の手数料及び基金の拠出に係る払込みの取扱いについて銀行又は信託会社に支払うべき報酬を除く。)

4 商法第六十六條第四項(公告の方法)の規定は相互会社の公告について、同法第六十七條(定款の認証)の規定は第一項の定款について、それぞれ準用する。

(基金の拠出)

第二十三条 基金の拠出の申込みをしようとする者は、基金拠出申込証にその拠出する金額及び住所を記載し、これに署名しなければならない。

2 發起人は、次に掲げる事項を記載した基金拠出申込証を作成しなければならない。

一 定款の認証の年月日及びその認証をした公証人の氏名

二 前条第二項各号及び第三項各号に掲げる事項

三 基金の拠出に係る払込みを取り扱う銀行又は信託会社

四 一定の時期までに創立總會が終結しないときは、基金の拠出の申込みを取り消すことができること。

3 基金の拠出に係る払込みは、金銭でなければならない。

4 商法第七十五條第四項及び第五項(株式の申込み)、第七十六條(株式の割当て)、第七十七條第一項及び第二項(株式の払込み)、第七十八條(払込取扱機關の変更)、第八十九條(払込取扱機關の証明)、第九十條(權利の譲渡)、第九十一條(引受けの無効又は取消しの制限)並びに第九十二條第一項、第二項及び第四項(發起人等の引受け責任及び払込担保責任)の規定は基金の拠出について、同法第七十九條(株式引受人の失權手続)の規定は基金の拠出を引き受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、同法第七十五條第四項中「株式申込証」とあるのは「基金拠出申込証」と、第二項第十号とあるのは「保險業法第二十三條第二項第三号」と、同法第七十六條中「株式ノ数」とあるのは「基金ノ拠出ノ額」と、同法第七十七條第一項中「発行スル株式ノ總數」とあるのは「募集スル基金ノ總額」と、各株ニ付其ノ発行価額」とあるのは「基金ノ拠出ヲ引受ケタル者ノ各々ニ其ノ割當テラレタル額」と、同法第二項及び同法第九十一條前段中「株式申込証」とあるのは「基金拠出申込証」と、同法第九十二條第二項中「払込又ハ現物出資ノ給付ノ未済ナル株式」とあるのは「払込ノ未済ナル基金ノ拠出」と、「払込ヲ爲シ又ハ給付未済財産ノ価額ノ支払」とあるのは「払込」と読み替へるものとする。

訟)及び第九十八條(擬似発起人の責任)の規定は、相互会社について準用する。この場合において、同法第九十二條ノ第二項中「第六十八條第一項第五号又第六号」とあるのは「保險業法第二十二條第三項第二号」と、同法第九十二條第三項第二号中「第六十八條第一項第五号又第六号」とあるのは「保險業法第二十二條第三項第二号」と、同法第九十五條中「第七十三條ノ二又八第百八十四條第一項及第二項」とあるのは「保險業法第二十六條第四項ニ於テ準用スル第百八十四條第一項及第二項」と、同法第九十六條中「第六十六條第五項」とあるのは「保險業法第五十一條第二項ニ於テ準用スル第百六十六條第五項」と、同法第九十八條中「株式申込証、目論見書」とあるのは「基金拠出申込証、入社申込証」と、「株式募集」とあるのは「基金又ハ社員ノ募集」と読み替へるものとする。

第三款 社員の権利義務

(社員の責任)

第三十一條 社員は、保險料を限度とする。

(通知及び催告)

第三十二條 相互会社への入社の申込みをした者又は社員に対する通知又は催告は、その者が発起人又は相互会社に通知した住所に於てすれば足りる。ただし、保險關係に属する事項の通知又は催告については、この限りでない。

2 商法第二百二十四條第二項(通知及び催告の到達時の規定は、前項本文の通知又は催告について準用する。)

(基準日)

第三十三條 相互会社は、社員として権利を行使すべき者を定めるため、その権利を行使すべき日の前四日以内の一定の日における社員をもつて、その権利を行使すべき社員とみなすことができる。

2 相互会社は、前項の一定の日を定めた場合に

は、その日をその二週間前に公告しなければならない。ただし、定款でその日を指定した場合は、この限りでない。

3 第一項に規定する権利には、この法律に別段の定めがあるもの及び剰余金の分配を受ける権利その他の法令で定める権利を含まないものとする。

(退社事由)

第三十四條 社員は、次に掲げる事由により退社する。

一 保險關係の消滅

二 定款で定める事由の発生

2 商法第六十一條第一項及び第二項(有限責任社員(死亡)の規定は、相互会社の社員が死亡した場合(当該死亡が前項各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合を除く。)について準用する。)

(払戻請求権)

第三十五條 退社員は、定款又は保險約款の定めるところにより、その権利に属する金額の払戻しを請求することができる。ただし、その者に代つて社員となる者がある場合は、この限りでない。

(時効)

第三十六條 前条の払戻しを請求する権利は、二年間行わないときは、時効によって消滅する。

第四款 機関

第一目 社員總會

第三十七條 社員は、社員總會において、各々一個の議決権を有する。

(議決権)

第三十八條 社員總會の千分の一以上に相当する数の社員又は千名以上の社員で六月前から引き続いて社員である者は、取締役に対して、会日から六週間前に書面をもつて、一定の事項を社員總會の會議の目的とすることを請求すること

ができる。

2 商法第二百三十二條ノ二第一項ただし書及び第二項(株主の提案権)の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前条」とあるのは、「保險業法第四十一條ニ於テ準用スル前条」と読み替へるものとする。

(社員總會招集請求権)

第三十九條 社員總會の千分の三以上に相当する数の社員又は千名以上の社員で六月前から引き続いて社員である者は、會議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を取締役に提出して、社員總會の招集を請求することができる。

2 商法第二百三十七條第二項及び第三項(少数株主による總會の招集)の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「保險業法第三十九條第一項又ハ前項」と読み替へるものとする。

(社員總會検査役選任請求権)

第四十條 社員總會の千分の一以上に相当する数の社員又は千名以上の社員で六月前から引き続いて社員である者は、社員總會の招集の手続及びその決議の方法を調査させるため、社員總會に先立って検査役の選任を裁判所に請求することができる。

2 商法第二百三十七條ノ二第二項及び第三項(總會検査役選任の請求)の規定は、前項の場合について準用する。

(商法等の準用)

第四十一條 商法第二百三十條ノ十(株主總會の権限)、第二百三十一條(招集の決定)、第二百三十二條第一項及び第二項(招集の通知)、第二百三十三條(招集地)、第二百三十四條第一項(定時總會の招集)、第二百三十五條(臨時總會の招集)、第二百三十七條ノ三から第二百三十九條まで(取締役及び監査役の説明義務、議

長、検査役の選任並びに決議の方法及び株主の議決権行使等)、第二百四十三條(延期及び続行の決議)、第二百四十四條(議事録)、第二百四十五條第一項第二号を除く。)(營業の譲渡及び譲受け)並びに第二百四十六條から第二百五十二条まで(事後設立、決議取消しの訴え並びに決議不存在及び無効確認の訴え)の規定は社員總會について、商法特例法第二十一條の二(株主總會の招集通知への参考書類の添付)及び第二十一條の三(書面による議決権の行使)の規定は第五十九條第一項において準用する商法特例法第二十一條各号のいづれかに該当する相互会社でその社員数が千人以上のものの社員總會について、それぞれ準用する。この場合において、商法第二百三十九條第一項中「発行済株式ノ総數ノ過半数ニ當ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「總社員ノ半数以上」と、同法第二百四十五條第一項中「第三百四十三條ニ定ムル決議」とあるのは「保險業法第六十二條第二項ニ定ムル社員總會ノ決議」と、「他ノ會社ノ營業」とあるのは「他ノ相互會社又ハ會社ノ事業又ハ營業」と、同法第二百四十六條第一項中「資本」とあるのは「基金(保險業法第五十六條ノ基金償却積立金ヲ含ム)ノ總額」と、商法特例法第二十一條の二及び第二十一條の三第五項中「法務省令」とあるのは「大藏省令」と読み替へるものとする。

第二目 總代会

(總代会の設置及び總代の任期等)

第四十二條 相互会社は、定款で定めるところにより、社員總會に代わるべき機關として、社員のうちから選出された總代により構成される機關(以下「總代会」という。)を設けることができる。

2 前項の定款には、總代の定數、任期、選出の方法その他の大藏省令で定める事項を定めなければならない。

3 總代の任期は、四年を超えることはできない。

2 相互会社は、前項の一定の日を定めた場合に

(総代の議決権)

第四十三條 総代は、総代会において、各々一個の議決権を有する。

(総代会の決議の方法等)

第四十四條 総代会の議事は、この法律又は定款に別段の定めがある場合を除き、総代の半数以上が出席し、出席した者の議決権の過半数で決する。ただし、総代会に出席を必要とする総代の数は、定款の定めによっても総代の総数の三分の一未満とすることはできない。

2 総代は、定款に定めがある場合には、代理人をもってその議決権を行使することができる。この場合において、代理人は、一人に限るものとし、かつ、その代理権を証する書面を相互に提出しなければならない。

3 前項の代理人となることができる者は、他の総代に限る。

4 商法第二百三十九條第三項、第五項及び第六項(株主の議決権行使及び代理権を証する書面の公示の規定は、第二項の場合について準用する。この場合において、同条第五項中「第二項但書」とあるのは「保険業法第四十四條第二項後段」と、同条第六項中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。)

(提案権)

第四十五條 社員総数の千分の一以上に相当する数の社員若しくは千名以上の社員で六月前から引き続き社員である者又は三名以上の総代は、取締役に対して、会日から六週間前に書面をもって、一定の事項を総代会の決議の目的とするを請求することができる。

2 商法第二百三十二條ノ二第一項ただし書及び第二項(株主の提案権)の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前条」とあるのは、「保険業法第四十九條ニ於テ準用スル前条」と読み替えるものとする。(総代会招集請求権)

第四十六條 社員総数の千分の三以上に相当する

数の社員若しくは千名以上の社員で六月前から引き続き社員である者又は九名以上の総代は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を取締役に提出して、総代会の招集を請求することができる。

2 商法第二百三十七條第二項及び第三項(少数株主による招集の請求)の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「保険業法第四十六條第一項又ハ前項」と読み替えるものとする。

(総代会検査役選任請求権)

第四十七條 社員総数の千分の一以上に相当する数の社員若しくは千名以上の社員で六月前から引き続き社員である者又は三名以上の総代は、総代会の招集の手続及びその決議の方法を調査させるため、総代会に先立って検査役の選任を裁判所に請求することができる。

2 商法第二百三十七條ノ二第二項及び第三項(総会検査役選任の請求)の規定は、前項の場合について準用する。

(総代会における参考書類送付)

第四十八條 相互会社は、総代会の招集の通知には、議決権の行使について参考となるべき事項として大蔵省令で定めるものを記載した書類を添付しなければならない。

(商法の準用)

第四十九條 商法第二百三十條ノ十(株主総会の権限)、第二百三十一條(招集の決定)、第二百三十二條第一項及び第二項(招集の通知)、第二百三十三條(招集地)、第二百三十四條第一項(定時総会の招集)、第二百三十五條(臨時総会の招集)、第二百三十七條ノ三から第二百三十八條まで(取締役及び監査役の説明義務、議長並びに検査役の選任)、第二百四十三條(延期及び続行の決議)、第二百四十四條(議事録)、第二百四十五條第一項第二号を除く(営業の譲渡及び譲受け)並びに第二百四十六條から第二

百五十二條まで(事後設立、決議取消しの訴え並びに決議不存在及び無効確認の訴え)の規定は、相互会社の総代会について準用する。この場合において、同法第二百三十七條ノ三第一項中「株主共同」とあるのは「社員共同」と、同法第二百四十五條第一項中「第三百四十三條ニ定ムル決議」とあるのは「総代会が設ケラレタル場合ニ於テハ保險業法第六十二條第二項ニ定ムル總代会ノ決議」と、同法第二百四十六條中「他ノ相互会社又ハ會社ノ事業又ハ營業」とあるのは「基金(保險業法第五十六條ノ基金償却積立金ヲ含ム)ノ總額」と、同法第二百四十七條第一項中「於テハ株主」とあるのは「於テハ社員」と、同法第二百四十九條中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

(社員総会招集請求権)

第五十條 第四十二條第一項の規定により総代会が設けられていない場合においても、社員総数の千分の五以上に相当する数の社員で六月前から引き続き社員である者は、総代会の廃止又は同条第二項の規定により定款に定めた事項の変更を会議の目的として、当該会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を取締役に提出して、社員総会の招集を請求することができる。

2 商法第二百三十七條第二項及び第三項(少数株主による招集の請求)の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「保險業法第五十條第一項又ハ前項」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定により招集された社員総会において、第四十二條第二項の規定により定款に定めた事項の変更の決議をした場合においては、当該事項に係る定款の変更が効力を生じた日から三年を経過する日までの間は、総代会においては、当該事項に係る定款の変更の決議をする

ことができない。

第三目 取締役及び取締役会

第五十一條 取締役は、社員総会(総代会を設けているときは、総代会)において選任する。

2 商法第二百四十四條第三項(会社との関係)、第二百四十四條ノ二から第二百五十六條ノ二まで(取締役の資格事由、義務、員数及び任期並びに選任決議の定足数)、第二百五十七條(解任)、第二百五十八條(欠員の場合の処置)、第二百五十四條から第二百六十九條まで(競業禁止義務、取締役会社間の取引、取締役の責任等、取締役の責任を追及する訴え及び報酬)、第二百七十一條(職務代行者の権限)及び第二百七十二條(株主の差止請求権)の規定は相互会社の取締役について、同法第二百五十九條から第二百六十條ノ四まで(取締役会の招集、招集の通知、招集手続の省略、権限及び決議の方法、監査役を取締役会出席権等並びに議事録)の規定は相互会社の取締役会について、同法第二百六十一條(会社代表)及び第二百六十二條(表見代表取締役の行為についての責任)の規定は相互会社について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百五十四條ノ二第三号中「本法」とあるのは「保險業法、本法」と、同法第二百五十四條ノ三(総会)とあるのは「社員総会又ハ總代会」と、同法第二百五十六條第三項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ定時總代会)」と、同法第二百五十六條ノ二(二付テハ總会)とあるのは「社員総会ニ於テ行フ場合ニ於テハ」と、「株主ノ有スベキ株式」とあるのは「社員」と、「発行済株式ノ總数」とあるのは「社員総数」と、同法第二百五十七條第一項中「株主総会」とあるのは「社員総会(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ總代会以下本款ニ於テ同ジ)」と、同条第二項中「第三百四十三條」とあるのは「保險業法第六十二條第二項」と、同条第三項中「株主総会」

数ヲ有スル場合ニ於ケル当該株式会社又ハ有限

るのは「保険業法第六十二条第二項」と、同条第

第五十五条 基金利息の支払は、貸借対照表上

のでん権に弁でもたお不足する場合は

ば、損失のてん補に充てることができない。

(剰余金の分配)

第五十八條 剰余金の分配は、公正かつ衡平な分配をするための基準として大蔵省令で定める基準に従い、行わなければならない。

2 相互会社は、その定款において第二十二條第二項第七号に掲げる事項として、毎決算期に剰余金の処分を行う場合において、その対象となる金額として大蔵省令で定める金額のうち、当該金額に一定の比率を乗じた額以上の額を、社員に対する剰余金の分配をするための準備金として大蔵省令で定めるものに積み立てるべき旨を定めなければならない。

3 前項に規定する一定の比率は、大蔵省令で定める比率を下回ってはならない。

4 相互会社は、その決算の状況に照らしてやむを得ない事情がある場合には、前二項の規定にかかわらず、定款において、当該決算期における剰余金の処分に限り、第二項の大蔵省令で定める金額に前項の大蔵省令で定める比率を下回る比率を乗じた額を第二項の大蔵省令で定める準備金に積み立てる旨を定めることができる。

5 前項の定款の定めは、大蔵大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

(計算書類等)

第五十九條 第十三條の規定により読み替えて適用する商法第二百八十二條第二項(計算書類等の閲覧等)の規定並びに同法第二百八十一條から第二百八十一條ノ三まで(計算書類等の作成及び監査、計算書類等の監査役への提出時期並びに監査役等の監査報告書)、第二百八十二條第一項(計算書類等の備置き)、第二百八十三條(計算書類の報告及び承認)、第二百八十五條(資産評価に関する特則)、第二百八十五條ノ二(流動資産の評価)、第二百八十五條ノ四から第二百八十五條ノ七まで(金銭債権、社債その他の債券、株式その他の出資及びのれんの評価)、

第二百八十六條ノ三から第二百八十七條ノ二まで(試験研究費及び開発費、新株発行費用、社債発行費用並びに社債差額の繰延べ並びに引当金)及び第二百九十四條から第二百九十五條まで(会社の業務及び財産状況の検査、株主の権利の行使に関する利益の供与並びに会社の使用人の先取特権)並びに商法特例法第二章第三條第五項、第二十一條の二及び第二十一條の三を除く。(資本の額が五億円以上又は負債の合計金額が二百億円以上の株式会社に関する特例)の規定は、相互会社について準用する。この場合において、商法第二百八十一條第一項中「営業報告書」とあるのは「事業報告書」と、「利益」とあるのは「剰余金」と、同法第二百八十一條ノ二第一項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ定時総代会以下本節ニ於テ同ジ)」と、同法第二百八十一條ノ三第二項中「営業報告書」とあるのは「事業報告書」と、「利益」とあるのは「剰余金」と、同法第二百八十二條第一項並びに第二百八十三條第一項及び第二項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第二百八十五條中「第三十四條第二項」とあるのは「保險業法第二十一條第一項ニ於テ準用スル第三十四條第二項」と、同法第二百八十六條ノ四「新株ヲ発行シタル」とあるのは「基金ヲ募集シタル」と、「其ノ発行」とあるのは「其ノ募集」と、「新株発行」とあるのは「基金募集」と、同法第二百九十四條第一項中「発行済株式ノ總數ノ十分ノ一以上ニ當ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「社員總數ノ十分ノ三以上又ハ三千名以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引続キ社員デアル者(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ社員總數ノ十分ノ三以上又ハ三千名以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引続キ社員デアル者又ハ九名以上ノ總代)」と、同法第二百九十四條ノ二第一項及び第二項中「株主」とあるのは「社員又ハ總代」と、同法第四項中「第二百六十七條」とあるのは「保險業法第五十一條第二項ニ於テ準

用スル第二百六十七條」と、商法特例法第二條中「株式会社」とあるのは「相互会社」と、「商法」とあるのは「保險業法第五十九條第一項において準用する商法」と、「資本の額」とあるのは「基金(保險業法第五十六條の基金償却積立金を含む)の總額」と、商法特例法第三條第一項中「株主総会」とあるのは「社員総会(総代会を設けているときは、総代会。以下この章において同じ。)」と、同法第二項及び第三項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同法第四項中「発起人が会社の設立に際して発行する株式の總數を引き受けたときは発起人が、その他のときは創立総会」とあるのは「創立総会」と、商法特例法第四條第二項「号」中「商法第二百一十一條ノ二」とあるのは「保險業法第五十一條第二項において準用する商法第二百一十一條ノ二」と、同法特例法第五條の二第一項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会(総代会を設けているときは、定時総代会。以下この章において同じ。)」と、同法第二項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、「その総会」とあるのは「その社員総会」と、同法第三項並びに商法特例法第六條第一項及び第三項、第六條の二第二項及び第三項並びに第六條の三「株主総会」とあるのは「社員総会」と、商法特例法第十二條第一項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、「商法」とあるのは「保險業法第五十九條第一項において準用する商法」と、商法特例法第十三條第二項中「商法」とあるのは「保險業法第五十九條第一項において準用する商法」と、同法第四項中「法務省令」とあるのは「大蔵省令」と、商法特例法第十四條第三項「号」中「商法」とあるのは「保險業法第五十九條第一項において準用する商法」と、同法第二十三條、第二百八十二條「とあるのは「保險業法第四十一條又は第四十九條において準用する商法第二百三十八條並びに保險業法第五十九條第一項において準用する商法第二百八十二條」

と、商法特例法第十六條第一項中「商法」とあり、及び「同法」とあるのは「保險業法第五十九條第一項において準用する商法」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第二項中「商法」とあり、及び「同法」とあるのは「保險業法第五十九條第一項において準用する商法」と、商法特例法第十七條中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、商法特例法第十八條の四第一項中「につき同法」とあるのは「につき保險業法第五十三條第二項において準用する商法」と、「同法第二百八十八條第一項」とあるのは「保險業法第五十三條第二項」と、「により同法」とあるのは「により商法」と、商法特例法第十九條第一項中「商法」とあるのは「保險業法第四十一條又は第四十九條において準用する商法」と、「第二百七十四條ノ二並びに」とあるのは「保險業法第五十三條第二項において準用する商法第二百七十四條ノ二並びに保險業法第八十三條第一項において準用する商法」と、同法第二項中「商法」とあるのは「保險業法第五十三條第二項において準用する商法」と、「第二百八十一條ノ二」とあるのは「並びに保險業法第五十九條第一項において準用する商法第二百八十一條ノ二」と、商法特例法第二十條及び第二十一條中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、「同法」とあるのは「同法、第三條第一項から第四項まで及び第四條」と読み替へるものとする。

2 前項において準用する商法第二百八十一條第一項の貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び附属明細書並びに前項において準用する同法第二百八十三條第三項の貸借対照表の要旨の記載方法は、大蔵省令で定める。

第六款 基金の募集及び相互会社の社債発行

(基金の募集)
第六十條 相互会社は、その成立後においても、その定款を変更して基金の總額を増加し、新たに基金を募集することができる。

平成七年五月十六日 衆議院會議録第二十七号

保險業法案及び同報告書

2 前項の場合において、取締役は、次に掲げる事項を記載した基金提出申込証を作成しなければならぬ。

一 第二十二條第二項第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項

二 新たに募集する基金の額及び払込期日、当該基金の提出者が有する権利並びにその償却の方法

三 基金の提出に係る払込みを取り扱う銀行又は信託会社

3 第一項の基金の募集による変更の登記の申請書には、第六十五條において準用する商業登記法第十八條(申請書の添付書面)及び第七十九條(株式会社の添付書面の通則)に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 基金の提出の申込み及び引受けを証する書面

二 基金の提出に係る払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書

4 第二十三條第一項及び第三項並びに商法第七十五條第四項及び第五項(株式の申込み)、第七十七條(株式の割当て)、第七十七條第二項(株式の払込み)、第七十八條(払込取扱機関の変更)、第八十九條(払込取扱機関の保管証明)、第九十條(権利株の譲渡)、第二百八十條(新株の払込み)、第二百八十九條(引受けの無効又は取消しの制限)、第二百九十條(取締役の引受け担保責任)、第二百九十一條(新株発行の無効の訴え)、第二百九十二條(訴えの手続)、第二百九十三條(無効判決の効力)並びに第二百九十四條(無効判決の効力)並びに第二百九十五條(新株主に対する払戻し)の規定は、第一項の基金の募集について準用する。この場合において、同法第七十五條第四項中「株式申込証」とあるのは「基金提出申込証」と、第二項第十号とあるのは「保險業法第六十條第二項第三号」とあるのは「保險業法第六十條第二項第三号」と、同法第七十六條中「株式ノ数」とあるのは「基金ノ提出ノ額」と、同法第七十七條第二項中「株式申込証」とあるのは「基金提出申込証」と、同法第七十八條中「各株ニ付其ノ發行価額又ハ第二十八條ノ二第一項第九号ノ金額」とあるのは「割当テラレタル提出ノ額」と、同法第七十九條中「第一項中「払込又ハ現物出資ノ給付」とあるのは「払込」と、「株主」とあるのは「提出者」と、同法第二項中「払込又ハ現物出資ノ給付」とあるのは「払込」と、同法第八十條中「株式申込証若ハ新株引受權証書」とあるのは「基金提出申込証」と、「株式ニ付株主」とあるのは「提出者」と、同法第二百八十九條中「株主」とあるのは「社員」と読み替へるものとする。

第六十一條 相互会社は、取締役会の決議により社債を発行することができる。

2 商法第二百九十七條から第三百四條まで及び第三百六條から第三百四十一條まで(社債)並びに商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十三号)第六十一條(社債権者集会に関する公告の方法)の規定は前項の規定により相互会社が社債を発行する場合について、民法第三百六十五條(記名社債の對抗要件)の規定は同項の規定により発行された記名の社債について、それぞれ準用する。この場合において、商法第三百一十條第二項中「商号」とあるのは「名称又ハ商号」と、同項第九号中「各会社ノ」とあるのは「当該社債ヲ發行シタル相互会社又ハ株式会社ノ各々ノ」と、同法第三百四十四條中「会社ハ」とあるのは「相互会社ハ他ノ相互会社又ハ株式会社ト」と読み替へるものとする。

3 相互会社が発行する社債は、社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、商法第二編第四章第五節の規定により発行された社債とみなす。

第七款 定款の変更

(定款の変更) 第六十二條 定款を変更するには、社員総会(総代会を設けているときは、総代会。第三項において同じ)の決議を必要とする。

2 前項の決議は、総社員の半数以上が出席し、その議決権の四分の三以上の多数(総代会の場合には、総代の半数以上が出席し、その議決権の四分の三以上の多数)により行う。

3 商法第三百四十二條第二項(議案の要領の記載)の規定は、第一項の社員総会について準用する。この場合において、同法第二項中「第二百三十二條」とあるのは、「保險業法第四十一條又ハ第四十九條ニ於テ準用スル第二百三十二條」と読み替へるものとする。

第八款 雜則

(非社員契約)

第六十三條 相互会社は、剰余金の分配のない保險契約その他の大蔵省令で定める種類の保險契約について、当該保險契約に係る保險契約者を社員としない旨を定款で定めることができる。

2 前項の定款には、同項の定めをする保險契約の種類のほか、大蔵省令で定める事項を定めなければならない。

3 相互会社が行う第一項の保險契約に係る保險の引受けは、大蔵省令で定める限度を超えてはならない。

4 相互会社は、第一項の保險契約に係る保險の引受けをする場合には、大蔵省令で定めるところにより、当該保險契約に係る經理を、社員である保險契約者の保險契約に係る經理と区分し、しなければならない。

5 商法第三編第十章(第六百六十四條第六百八十三條第一項において準用する場合を含む)を除く。(保險及び第四編第六章(海上保險)の規定は、第一項の保險契約について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、第一項の保險契約に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(登記簿)

第六十四條 登記所に、相互保險会社登記簿を備える。

(商業登記法の準用)

第六十五條 商業登記法第一條から第五條まで(登記所及び登記官)、第七條から第二十七條まで(登記簿等、登記手続の通則及び類似商号登記の禁止)、第三十一條、第三十三條、第三十五條から第四十二條まで(商号の登記)、第五十一條から第五十三條まで(支配人の登記)、第五十五條第一項(設立の登記)、第五十八條から第五十九條まで(支店所在地における登記及び本店移転の登記)、第七十九條(株式会社の添付書面の通則)、第八十一條(取締役等の変更の登記)及び第七十七條から第八十條まで(登記の更正及び抹消、電子情報処理組織による登記に関する特例並びに雜則)の規定は、相互会社に関する登記について準用する。この場合において、同法第二十七條中「商号」とあるのは「商号又は名称」と、「營業」とあるのは「營業又は事業」と、同法第三十一條第一項、第三十三條第一項、第三十七條第二項及び第四十二條中「商法」とあるのは「保險業法第二十一條第一項において準用する商法」と、同法第五十八條第三項中「商法第七十四條第一項」とあるのは「保險業法第二十七條第二項」と、同法第七十九條第一項中「株主總會」とあるのは「社員總會(総代会を設けているときは、総代会)」と読み替へるものとする。

(非訟事件手続法の準用)

第六十六條 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第二百一十六條第一項、第二項及び第五項、第二百一十七條、第二百一十八條、第二百一十九條から第二百二十二條ノ二まで、第二百三十二條ノ四、第二百三十二條ノ五、第二百三十二條ノ八、第二百三十四條から第二百三十五條ノ八まで(会社及び競売に関する事件)、第二百三十五條ノ十五から第二百三十五條ノ二十一まで、第二百三十

五条ノ二十三(社債に関する事件)、第百三十五
条ノ二十四から第百三十五条ノ三十八まで、第
百三十五条ノ四十一、第百三十五条ノ四十二、
第百三十五条ノ四十七から第百三十五条ノ六十
四まで(会社の整理に関する事件)、第百三十六
条前段、第百三十六条ノ二、第百三十七条前
段、第百三十七条ノ二、第百三十八条、第百三
十八条ノ三から第百三十八条ノ十五まで(会社
の清算に関する事件)、第百三十九条(第二号、
第三号及び第八号を除く)(登記の嘱託をなす
べき場合)並びに第百四十条(裁判の牒本の添
付)の規定は、相互会社について準用する。こ
の場合において、必要な技術的読替えは、政令
で定める。

(商法中改正法律施行法等の準用)

第六十七條 商法中改正法律施行法第五条(特別
区等)及び第十七条(公告の方法)の規定は、相
互会社について準用する。

2 商法中署名すべき場合に関する法律(明治三
十三年法律第十七号)の規定は、相互会社につ
いて準用する。

第三節 組織変更

第一款 株式会社が相互会社への組
織変更

(組織変更)

第六十八條 保険業を営む株式会社は、その組織
を変更して相互会社とすることが出来る。

2 前項の組織変更(以下この款において「組織変
更」という。)をする場合においては、組織変更
後の相互会社の基金の総額を第六條第一項の政
令で定める額以上の額とするため、基金を募集
しなければならない。

3 前項に規定する基金の総額の全部又は一部
は、組織変更時において準備金を積み立てるこ
とにより、これに代えることができる。この場
合においては、当該積み立てる額については、
同項の基金の募集は、することを要しない。
4 前項の準備金は、基金償却積立金とみなし

て、この法律(第五十六條を除く。)の規定を適
用する。

(組織変更計画書の承認)

第六十九條 株式会社が、組織変更をするには、
組織変更計画書を作成して、株主総会の決議に
より、その承認を受けなければならない。

2 前項の場合には、商法第三百四十三條(定款
変更の決議の方法)に定める決議によらなけれ
ばならない。

3 株式会社は、第一項の決議を行う場合には、
商法第二百三十二條第一項(招集の通知)の規定
による通知において、組織変更計画書の要領を
示さなければならない。

4 株式会社は、組織変更計画書において、次に
掲げる事項を記載しなければならない。

一 組織変更後の相互会社の基金の総額
二 前条第三項の準備金及び同条第五項の損失
てん補準備金の額
三 株主に対する補償に関する事項
四 組織変更後における保険契約者の権利に関
する事項
五 組織変更をする時期その他大蔵省令で定め
る事項

5 第一項の決議は、転換社債を発行している場
合においては転換の請求をすることができる期
間が経過した日以後、新株引受権付社債を発行
している場合においては新株の引受権を行使す
ることができる期間が経過した日以後でなけれ
ば、することができない。

(組織変更決議の公告等及び異議申立て)
第七十條 株式会社が組織変更の決議を行った
ときは、当該決議の日から二週間以内に、決議の
内容及び貸借対照表を公告し、かつ、株主及び
株主名簿に記載のある質権者に対して、決議の
内容を各別に通知しなければならない。

2 第十七條第二項から第五項まで、第七項及び
第九項並びに商法第百條(債権者の異議)の規定
は、前項の場合について準用する。この場合に
おいて、第十七條第二項中「前項」とあるのは
「第七十條第一項」と、同条第四項中「第一項
の資本の減少の決議」とあるのは「第六十九條第
一項の決議」と、同条第五項中「商法第三百
七十六條第二項(資本の減少)において準用する
同法」とあるのは「第七十條第二項において準用
する商法」と、同条第七項中「前各項」とあるの
は「第七十條第一項及び同条第二項において準
用する第二項から第五項まで」と、「資本の減
少」とあるのは「第六十八條第一項の組織変更」
と、同条第九項中「前各項に定めるもののほか
は、第一項」とあるのは「第七十條第一項並びに
同条第二項において準用する第二項」と、「第七
十條」とあるのは「第七十條に定めるもののほか、こ
れら」と読み替へるものとする。

3 保険契約に係る権利を有する者、第九十九條
第三項に規定する保険金信託業務に係る金銭信
託の受益者その他の政令で定める債権者に対す
る前項において準用する商法第百條第一項の催
告は、することを要しない。

4 信託業法(大正十一年法律第六十五号)第十六
條第二項(異議を述べた受益者の規定は、第二
項において準用する商法第百條の異議を述べた
前項の金銭信託の受益者がいる場合について準
用する)。

5 商法第三百七十六條第三項(資本減少の場合
における債権者の異議)の規定は、社債権者
が第二項において準用する同法第百條の異議を
述べようとする場合について準用する。

(組織変更手続中の契約)
第七十一條 株式会社が、前条第一項の公告をし
た日の翌日以後保険契約を締結しようとするこ
ときは、保険契約者にならうとする者に対して、
組織変更の手続中である旨を通知し、その承諾
を得なければならない。

2 前項の承諾をした保険契約者は、次条から第
七十六條までの規定の適用については、保険契
約者でないものとみなす。

(保険契約者総会)
第七十二條 第七十條第二項において準用する第
十七條第二項の期間内に異議を述べた保険契約
者の数又はその者の第七十條第二項において準
用する第七十條第四項の大蔵省令で定める金額
が同項に定める割合を超えなかつたときは、当
該会社の取締役は、第七十條第二項において準
用する商法第百條(債権者の異議)に定める手続
が終了した後、遅滞なく、保険契約者総会を招
集しなければならない。

(決議の方法等)
第七十三條 保険契約者は、保険契約者総会にお
いて、各々一個の議決権を有する。

2 保険契約者総会の決議は、保険契約者の半数
以上が出席し、その議決権の四分の三以上の多
数により行う。

3 商法第百八十四條第三項(創立総会)及び第二
百三十八條(検査役の選任)の規定は、保険契約者
総会について準用する。この場合において、同
法第百八十四條第三項中「第二百三十九條ノ二、
第二百四十一條第一項、第二百四十三條」とあ
るのは「第二百四十三條」と、「第二百四十七
條」とあるのは「及第二百四十七條」と、「及第
二百四十五條ノ規定」とあるのは「ノ規定」と読み
替へるものとする。

4 商法第二百二十四條第一項及び第二項(通知
又は催告)の規定は、前項において準用する同
法第百八十四條第三項において準用する同法第
二百三十二條第一項(招集の通知)の通知につ
いて準用する。この場合において、同法第二百
四十四條第一項中「株主名簿ニ記載シタル株主ノ住
所又ハ其ノ者」とあるのは、「其ノ者」と読み替
へるものとする。

(取締役の報告)
第七十四條 取締役は、組織変更に関する事項を
保険契約者総会に報告しなければならない。

(保険契約者総会の決議)

第七十五条 保険契約者総会においては、その決議により、定款その他相互会社の組織に必要な事項を定めるとともに、相互会社の取締役及び監査役となるべき者を選任しなければならない。

2 第六十九条第一項の決議は、前項の決議により変更することができる。ただし、株式会社の債権者の利益を害することはできない。

3 前項の変更が株主に損害を及ぼすおそれがあるときは、株主総会の同意を得なければならない。この場合においては、第六十九条第二項の規定を準用する。

4 前項の株主総会の同意が得られなかった場合は、第六十九条第一項の承認の決議は、その効力を失う。

5 商法第八十七條第二項(招集の通知に記載のない事項の決議)の規定は、第一項の決議について準用する。

(保険契約者総代会)

第七十六條 株式会社は、第六十九条第一項の決議により、保険契約者総会に代わるべき機関として、保険契約者のうちから選出された総代により構成される機関(以下「保険契約者総代会」という。)を置くことができる。

2 前項の決議においては、総代の定数、選出の方法その他の大蔵省令で定める事項を定めなければならない。

3 株式会社は、第一項の決議の日から二週間以内に、その決議の内容を公告しなければならない。

4 第十七條第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第七十六條第三項」と、同条第四項中「第一項の資本の減少の決議」とあるのは「第七十六條第一項の保険契約者総代会を置く旨の決議」と読み替えるものとする。

5 第四十四條第二項から第四項まで及び第七十二條から前条までの規定は、保険契約者総代会について準用する。この場合において、第四十四條第二項中「定款」とあるのは「第七十六條第一項の決議」と、第七十三條第三項において準用する商法第八十條第三項中「第二百三十七條ノ四、第二百三十九條第二項第四項乃至第六項」とあるのは「第二百三十七條ノ四」と読み替えるものとする。

(組織変更における基金の募集)

第七十七條 株式会社の取締役は、組織変更後の相互会社の基金について募集を要する場合には、その要する額について保険契約者総会又は保険契約者総代会が終結した後(第七十五條第三項の場合にあつては、同項の株主総会の同意が得られた後)、遅滞なく、その募集をしなければならない。

2 前項の場合において、株式会社の取締役は、次に掲げる事項を記載した基金提出申込証を作成しなければならない。

一 第二十二條第二項第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項

二 基金の提出に係る払込みを取り扱う銀行又は信託会社

3 第二十三條第一項、第三項及び第四項の規定は、第一項の募集に係る基金の提出について準用する。この場合において、同条第四項において準用する商法第七十五條第四項中「第二十三條第二項第三号」とあるのは「第七十七條第二項第二号」と、第二十三條第四項において準用する同法第九十二條第一項及び第二項中「発起人及会社成立当時ノ取締役」とあるのは「株式会社ノ取締役及組織変更当時ノ相互会社ノ取締役」と読み替えるものとする。

(基金の募集後の保険契約者総会)

第七十八條 前条第一項の場合において、株式会社の取締役は、同項の募集に係る基金の総額の払込みがあつた後、遅滞なく、第二回の保険契約者総会又は保険契約者総代会を招集しなければならない。

2 相互会社の取締役及び監査役となるべき者は、前条第一項の募集に係る基金の総額についてその引受け及び払込みがあつたかどうかを調査し、前項の保険契約者総会又は保険契約者総代会に報告しなければならない。

3 商法第八十四條第三項(検査役の選任)の規定は、第一項の保険契約者総会又は保険契約者総代会について準用する。この場合において、同条第三項中「発起人」とあるのは、「株式会社ノ取締役」と読み替えるものとする。

(組織変更の認可)

第七十九條 組織変更は、大蔵大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 大蔵大臣は、前項の認可の申請があつた場合には、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 組織変更後の相互会社が保険会社の業務を健全かつ効率的に遂行するに足る財産的基礎を有すること。

二 組織変更により、保険契約者の有する権利が害されるおそれがないこと。

三 前二号に掲げるもののほか、組織変更により、保険会社の業務の健全な運営に支障を生ずるおそれがないこと。

(組織変更による人社)

第八十條 株式会社の保険契約者は、組織変更により、組織変更後の相互会社に入社するものとする。

(組織変更の公告)

第八十一條 組織変更後の相互会社は、組織変更の後、遅滞なく、組織変更が行われたことを公告しなければならない。第七十條第一項の公告をした株式会社が組織変更を行わないこととなつたときも、同様とする。

(旧株式に関する質権)

第八十二條 商法第二百八條(質権の効力並びに

第二百九條第一項及び第二項(株式の登録)の規定は、組織変更の場合について準用する。

(登記)

第八十三條 株式会社が組織変更を行ったときは、組織変更の日から本店又は主たる事務所の所在地においては二週間以内、支店又は従たる事務所の所在地においては三週間以内に、組織変更前の株式会社については解散の登記を、組織変更後の相互会社については設立の登記をしなければならない。

2 前項の規定による第二十七條第二項に定める登記の申請書には、第六十五條において準用する商業登記法第十八條、第十九條申請書の添付書面)及び第七十九條(株式会社の添付書面の通則)に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 組織変更計画書

二 定款

三 第七十條第一項の公告をしたことを証する書面

四 株主総会及び保険契約者総会(保険契約者総代会を設けたときは、保険契約者総代会)の議事録

五 第七十條第二項において準用する第七十條第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の第七十條第二項において準用する第七十條第四項の大蔵省令で定める金額が、同項に定める割合を超えなかったことを証する書面

六 第七十條第二項において準用する商法第九十條(債権者の異議の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、又は信託したことを証する書面

七 相互会社の取締役、代表取締役及び監査役が就任を承諾したことを証する書面

八 基金の募集をしたときは、基金の提出の申込み及び引受けを証する書面

九 基金の募集をしたときは、基金の拠出に係る払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書

3 商業登記法第七十一条及び第七十二条(組織変更の登記)の規定は、第一項の場合について準用する。

(組織変更無効の訴え)

第八十四条 組織変更の無効は、主たる事務所の所在地において組織変更の日から六月以内に、訴えをもってのみ主張することができる。

2 商法第八十八条(管轄裁判所)、第二百五条第二項から第四項まで、第六八条、第六八条、第九九条(合併無効の訴え)、第二百四十九条(担保の提供)及び第四百五十五条(提起権者)並びに非訟事件手続法第三百五十五条(設立無効の登記)及び第四百零四条(裁判の謄本の添付)の規定は前項の訴えについて、商法第二百八十条ノ十七第一項及び第二百八十条ノ十八第二項(新株発行の無効の訴え)の規定は第七十七条第一項の基金の募集をした場合について、それぞれ準用する。

第二款 相互会社から株式会社への組織変更

(組織変更)
第八十五条 相互会社は、その組織を変更して保険業を営む株式会社とすることができる。

(組織変更計画書の承認)

第八十六条 相互会社は、前条の組織変更(以下この款において「組織変更」という。)をするには、組織変更計画書を作成して、社員総会(総代会を設けているときは、総代会。次項において同じ。)の決議により、その承認を受けなければならない。

2 前項の社員総会においては、その決議により、定款その他株式会社の組織に必要な事項を定めるとともに、組織変更後の株式会社の取締役及び監査役となるべき者を選任しなければならない。

3 前二項の場合には、第六十二条第二項に定める決議によらなければならない。

4 相互会社は、第一項の決議を行う場合には、第四十一条又は第四十九条において準用する商法第二百三十二条第一項(招集の通知)の規定による通知において、組織変更計画書の要領、組織変更後の株式会社の定款及び第二項に規定する者の選任に関する議案の要領を示さなければならない。

5 相互会社は、組織変更計画書において、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 組織変更後の株式会社の資本の額
- 二 組織変更後に発行する株式の総数及び額面株式を発行するときは、一株の金額
- 三 組織変更後に際して発行する株式の総数及び額面又は無額面の別
- 四 社員に対する株式の割当てに関する事項
- 五 組織変更後における保険契約者の権利に関する事項
- 六 組織変更剰余金額に関する事項
- 七 組織変更をする時期その他大蔵省令で定める事項

(組織変更決議の公告)
第八十七条 相互会社が、組織変更の決議を行ったときは、当該決議の日から二週間以内に、決議の内容及び貸借対照表を公告しなければならない。

2 第七十条第二項から第五項まで及び第七十一条第一項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第七十条第二項中「第七十条第一項」とあるのは「第八十七条第一項」と、「第六十九条第一項」とあるのは「第八十六条第一項」と、「第七十条第二項」とあるのは「第八十七条第二項」として準用する。

6 前項に定めるもののほか、組織変更の場合における株式の割当てに関し必要な事項は、政令で定める。

ならない」とあるのは「通知しなければならない」と読み替えるものとする。

(基金の償却)

第八十八条 相互会社は、償却を終わっていない基金があるときは、組織変更の日までに、組織変更計画書の定めるところに従い、基金の全額を償却しなければならない。

2 第五十六条の規定は、前項の場合には、適用しない。

(社員への株式の割当て)

第八十九条 相互会社の社員は、組織変更計画書の定めるところにより、組織変更後の株式会社株式の割当てを受けるものとする。

2 前項の株式の割当ては、社員が寄与分(社員が支払った保険料及び当該保険料として収受した金銭を運用することによって得られた収益のうち、保険金、返戻金その他の給付金の支払、事業費の支出その他の支出に充てられていないものから当該社員に対する保険契約上の債務を履行するために確保すべき資産の額を控除した残額に相当するものとして大蔵省令で定めるところにより計算した金額をいう。)に応じて、しなければならない。

3 商法第二百七十七条第一項及び第二項(一株に満たない端数に関する処置)並びに非訟事件手続法第二百六十六条第一項(管轄裁判所)及び第二百三十二条ノ三(端数の任意売却許可の申請)の規定は、前二項の場合について準用する。

4 第一項の規定により社員に割り当てた株式を発行する場合には、当該株式を商法第六十六条第一項第六号、第二項及び第三項(定款の記載事項)に規定する会社の設立に際して発行する株式とみなす。

5 商法第二百八十八条第二項(株式分割)の規定は、組織変更の場合について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、組織変更の場合における株式の割当てに関し必要な事項は、政令で定める。

(新会社の資本及び取締役のてん補責任)
第九十条 組織変更後の株式会社の資本の額は、組織変更時に組織変更前の相互会社に現に存する純資産額を上回ることができない。

2 前項の場合において、組織変更時における組織変更後の株式会社に現に存する純資産額が資本の額に不足するときは、組織変更後の決議の当時の相互会社の取締役は、組織変更後の株式会社に對し連帯してその不足額を支払う義務を負う。

(準備金の積立て)
第九十一条 組織変更後の株式会社は、組織変更時における純資産額から資本の額を控除した残額については、商法第二百八十八条ノ二第一項(資本準備金)の資本準備金として積み立てなければならない。

2 商法第二百八十八条ノ二第三項(合併の場合の準備金の積立て)の規定は、前項の残額について準用する。この場合において、同条第三項中「合併二因り消滅した株式会社ノ利益準備金」とあるのは「組織変更前ノ相互会社ノ損失補填準備金」と、「其ノ利益準備金」とあるのは「其ノ損失補填準備金」と読み替えるものとする。

(組織変更剰余金額)
第九十二条 組織変更を行う相互会社は、第八十六条第二項の定款において、組織変更剰余金額を定めることができる。

2 組織変更後の株式会社は、貸借対照表上の純資産額から資本の額及び組織変更剰余金額の合計額を控除した残額を超えて、利益の配当を行うことができる。

3 組織変更剰余金額は、退社員の全体について、第八十九条第三項の大蔵省令に準じて大蔵省令で定めるところにより計算した金額の総額を上限とする。

(組織変更の認可)

第九十三條 組織変更は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 大蔵大臣は、前項の認可の申請があつた場合には、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 組織変更後の株式会社が保険会社の業務を健全かつ効率的に遂行するに足る財産的基礎を有すること。

二 組織変更により、保険契約者の有する権利が害されるおそれがないこと。

三 第八十九條の規定による株式の割当てが、適正に行われていること。

四 前三号に掲げるもののほか、組織変更により、保険会社の業務の健全な運営に支障を生ずるおそれがないこと。

(株主となる時期)

第九十四條 相互会社の社員で第八十九條第一項の規定により株式を割り当てられた者は、組織変更により組織変更後の株式会社の株主となる。

2 前項の場合においては、当該組織変更の日を商法第二百二十五條第二号(株券の記載事項)に掲げる日とみなし、当該組織変更を同法第二百二十六條(株券発行の時期)に規定する会社の成立とみなして、これらの規定を適用する。

(登記)

第九十五條 相互会社が組織変更を行ったときは、組織変更の日から主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、組織変更前の相互会社については解散の登記を、組織変更後の株式会社については設立の登記をしなければならない。

2 前項の規定による設立の登記の申請書には、商業登記法第十八條、第十九條(申請書の添付書面)及び第七十九條(株式会社の添付書面の通則)に定める書類のほか、次に掲げる書類を添

付しなければならない。

一 組織変更計画書

二 定款

三 相互会社の社員総会又は総代会の議事録

四 第八十七條第一項の公告をしたことを証する書面

五 第八十七條第二項において準用する第七十條第二項において準用する第十七條第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の第八十七條第二項において準用する第七十條第二項において準用する第十七條第四項の大蔵省令で定める金額が、同項に定める割合を超えなかつたことを証する書面

六 第八十七條第二項において準用する第七十條第二項において準用する商法第百條(債権者の異議)の規定による公告及び通知をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、又は信託したことを証する書面

七 組織変更時に組織変更前の相互会社に現に存する純資産額を証する書面

八 株式会社の取締役、代表取締役及び監査役が就任を承諾したことを証する書面

九 名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、これらの者との契約を証する書面

3 商業登記法第七十一條及び第七十三條(組織変更の登記)の規定は、第一項の場合について準用する。

(株式会社が相互会社への組織変更の規定の準用)

第九十六條 第八十一條及び第八十四條の規定は、相互会社から株式会社の組織変更について準用する。この場合において、同条第二項中「第九十九條」とあるのは、「から第九十條まで」と、「前項の訴えについて、商法第二百八十條ノ十七條第一項及び第二百八十條ノ十八條第一項(新株発行の無効の訴え)の規定は第七十七條第一項の基金の募集をした場合について、それぞ

れ」とあるのは、「前項の訴えについて」と読み替へるものとする。

第三章 業務

(業務の範囲)

第九十七條 保険会社は、第三條第二項の免許の種類に従い、保険の引受けを行うことができる。

2 保険会社は、保険料として收受した金銭その他の資産の運用を行うには、有価証券の取得その他の大蔵省令で定める方法によらなければならない。

3 保険会社は、大蔵省令で定める資産については、大蔵省令で定めるところにより計算した額を超えて運用してはならない。

第九十八條 保険会社は、前条の規定により行う業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行うことができる。

一 他の保険会社(外国保険業者を含む)の保険業に係る業務の代理又は事務の代行(大蔵省令で定めるものに限る)。

二 債務の保証

三 国債、地方債若しくは政府保証債(以下この号において「国債等」という)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く)又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

四 金銭債権(譲渡性預金証書その他の大蔵省令で定める証書をもって表示されるものを含む)の取得又は譲渡(資産の運用として行うものを除く)。

五 有価証券(前号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するものを除く)の私募の取扱い

2 保険会社は、前項第一号に掲げる業務を行うときは、その内容を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項第三号の「政府保証債」とは、政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。

4 第一項第四号に掲げる業務には、同号に規定する証書をもって表示される金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二條第八項各号(定義)に掲げる行為を行う業務を含むものとする。

5 第一項第五号の「有価証券の私募の取扱い」とは、有価証券の私募(証券取引法第二條第八項第六号に規定する私募をいう)の取扱いをいう。

第九十九條 保険会社は、前二條の規定により行う業務のほか、第九十七條の業務の遂行を妨げない限度において、証券取引法第六十五條第二項各号(金融機関の証券業務の特例)に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務(前条第一項の規定により行う業務を除く)を行うことができる。

2 保険会社は、前二條の規定により行う業務のほか、第九十七條の業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。

一 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理の受託

二 担保附信託法(明治三十八年法律第五十二号)により行う担保付社債に関する信託業務

3 生命保険会社は、前二條の規定により行う業務のほか、第九十七條の業務の遂行を妨げない限度において、信託業法の規定にかかわらず、その支払う保険金について、信託の引受けを行う業務(以下「保険金信託業務」という)を行うことができる。

4 保険会社が第一項の規定により同項に規定する業務を行うとする場合には、当該保険会社は、不特定かつ多数の者を相手方とする当該業務については、その内容及び方法を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた業務の内容及び方法を變更しようと

平成七年五月十六日 衆議院會議録第二十七号

保険業法案及び同報告書

三〇

し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものを含むものとする。

(子損害保険会社等又は子生命保険会社等との間の取引等)

第七十七条 生命保険会社は、その子損害保険会社等当該生命保険会社が前条第一項の認可を受けて株式を所有する損害保険会社その他の当該生命保険会社と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。又は子損害保険会社等に係る顧客との間で、損害保険会社は、その子生命保険会社等(当該損害保険会社が前条第一項の認可を受けて株式を所有する生命保険会社その他の当該損害保険会社と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。又は子生命保険会社等に係る顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき公益上必要がある場合において、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 子損害保険会社等又は子生命保険会社等との間で、当該生命保険会社又は当該損害保険会社の取引の通常の条件に照らして著しく異なる条件で、資産の売買その他の取引を行うこと。

二 子損害保険会社等若しくは子生命保険会社等との間又は子損害保険会社等若しくは子生命保険会社等に係る顧客との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該生命保険会社若しくはその子損害保険会社等若しくは当該損害保険会社若しくはその子生命保険会社等の行う保険業の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれのあるものとして大蔵省令で定める取引又は行為。

(海外現地法人の株式等の所有)
第八八条 保険会社は、次に掲げる会社の株式又は持分(以下この条において「株式等」という。)

については、大蔵大臣の認可を受けて、その発行済株式(議決権のあるものに限る)の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式等取得し、又は所有することができる。

一 保険業を行う外国の会社
二 前号に掲げる会社に準ずる外国の会社で大蔵省令で定めるもの

2 第六六条第二項の規定は、前項の場合において保険会社が取得し、又は所有する株式等について準用する。

第五章 経理

第九九条 保険会社の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(業務報告書)

第一百十條 保険会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

2 業務報告書の記載事項、提出期日その他業務報告書に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(業務及び財産の状況に關する説明書類の縦覧)
第一百十一條 保険会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に關する事項を記載した説明書類を作成し、本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。ただし、保険契約者等その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項、保険会社の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項及びその記載のため過大な費用の負担を要する事項については、この限りでない。

(株式の評価の特例)
第一百十二條 保険会社は、その所有する株式のうち取引所の相場のあるもの(第八十八條第一項に規定する特別勘定に属するものとして経理されたものを除く。以下この項において同じ)の時価が当該株式の取得価額を超えるときは、商

(法第二百八十五條ノ六第一項(株式の評価)(第五十九條第一項において準用する場合を含む)の規定にかかわらず、大蔵大臣の認可を受けて、当該株式について取得価額を超え時価を超えない価額を付すことができる。

2 前項の規定による評価換えにより計上した利益は、大蔵省令で定める準備金に積み立てなければならない。

(創立費及び事業費の償却)

第一百十三條 保険会社は、商法第二百八十六條前段(創立費の繰延べ)に規定する金額(相互会社にあつては、第二十二條第三項第三号に規定する報酬及び同項第四号に掲げる設立費用(同号に規定する手数料及び報酬を含む)として支出した金額並びに第二十七條第一項の設立の登記のために支出した税額)及び当該保険会社の成立後の最初の五事業年度の事業費に係る金額(同法第二百八十六條ノ二前段開業準備費の繰延べ)に規定する金額(相互会社に係るこれに相当する金額を含む)を含むを、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合において、当該保険会社は、定款で定めるところにより、当該計上した金額を当該保険会社の成立後十年以内に償却しなければならない。

2 商法第二百八十六條及び第二百八十六條ノ二の規定は、保険業を営む株式会社については、適用しない。

(契約者配当)
第一百十四條 保険業を営む株式会社は、契約者配当(保険契約者に対し、保険料及び保険料として收受する金銭を運用することによって得られる収益のうち、保険金、返戻金その他の給付金の支払、事業費の支出その他の費用に充てられないものの全部又は一部を分配することを保険約款で定めている場合において、その分配を行う。以下同じ)を行う場合は、公正かつ衡平な分配をするための基準として大蔵省令で定める基準に従い、行わなければならない。

2 契約者配当に充てるための準備金の積立てその他契約者配当に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(価格変動準備金)

第一百十五條 保険会社は、その所有する株式その他の価格変動による損失が生じ得るものとして大蔵省令で定める資産次項において「株式等」という。について、大蔵省令で定めるところにより計算した金額を価格変動準備金として積み立てなければならない。ただし、その全部又は一部の金額について積立てをしないことについて大蔵大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

2 前項の準備金は、株式等の売買等による損失(売買、評価換え及び外国為替相場の変動による損失並びに償還損をいう)の額が株式等の売買等による利益(売買及び外国為替相場の変動による利益並びに償還益をいう)の額を超える場合においてその差額のてん補に充てる場合を除くほか、取り崩してはならない。ただし、大蔵大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

(責任準備金)

第一百十六條 保険会社は、毎決算期において、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。

2 大蔵大臣は、長期の保険契約で大蔵省令で定めるものについて、責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準について必要な定めをすることが出来る。

3 前二項に定めるもののほか、保険契約を再保険に付した場合における当該保険契約に係る責任準備金の積立方法その他責任準備金の積立に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(支払備金)

第一百十七條 保険会社は、毎決算期において、保険金、返戻金その他の給付金(以下この項にお

いて「保険金等」という。で、保険契約に基づいて支払義務が発生したもののその他これに準ずるものとして大蔵省令で定めるものがある場合において、保険金等の支出として計上していいものがあるときは、支払備金を積み立てなければならぬ。

2 前項の支払備金の積立てに關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(特別勘定)

第百十八條 保險会社は、大蔵省令で定める保険契約について、当該保険契約に係る責任準備金の金額に對應する財産をその他の財産と區別して經理するため、特別の勘定(次項及び次条において「特別勘定」という。)を設けることができる。

2 保險会社は、大蔵省令で定める場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特別勘定に屬するものとして經理された財産を特別勘定以外の勘定又は他の特別勘定に振り替へること。

二 特別勘定に屬するものとして經理された財産以外の財産を特別勘定に振り替へること。

(特別勘定に屬する財産の評価)

第百十九條 保險会社は、特別勘定に屬するものとして經理された財産のうち取引所の相場のある有価証券及び証券取引法第七十八條(店頭売買有価証券に關する規則)に規定する店頭売買有価証券について、商法第二百八十五條ノ五(社債その他の債券の評価)及び第二百八十五條ノ六(株式その他の出資の評価)(これらの規定を第五十九條第一項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、時価を付すことができる。

(保險計理人の選任等)
第百二十條 保險会社(生命保險会社及び大蔵省令で定める要件に該當する損害保險会社に限る。第三項及び第百三十二條において同じ。)は、取締役会において保險計理人を選任し、保

險料の算出方法その他の事項に係る保險數理に關する事項として大蔵省令で定めるものに関与させなければならぬ。

2 保險計理人は、保險數理に關して必要な知識及び經驗を有する者として大蔵省令で定める要件に該當する者でなければならぬ。

3 保險会社は、保險計理人を選任したとき、又は保險計理人が退任したときは、大蔵省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

(保險計理人の職務)

第百二十一條 保險計理人は、毎決算期において、次に掲げる事項について、大蔵省令で定めるところにより確認し、その結果を記載した意見書を取締役会に提出しなければならない。

一 大蔵省令で定める保險契約に係る責任準備金が健全な保險數理に基づいて積み立てられているかどうか。

二 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配が公正かつ衡平に行われているかどうか。

三 その他大蔵省令で定める事項

2 保險計理人は、前項の意見書を取締役会に提出した後、遅滞なく、その写しを大蔵大臣に提出しなければならない。

3 大蔵大臣は、保險計理人に対し、前項の意見書の写しについてその説明を求め、その他その職務に屬する事項について意見を求めることができる。

4 前三項に定めるもののほか、第一項の意見書に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(保險計理人の解任)

第百二十二條 大蔵大臣は、保險計理人が、この法律又はこの法律に基づく大蔵大臣の処分違反したときは、当該保險会社に對し、その解任を命ずることができる。

第六章 監督

(事業方法書等に定めた事項の変更)
第百二十三條 保險会社は、第四條第二項第二号

から第四号までに掲げる書類に定めた事項(保險契約者等の保護に欠けるおそれが少ないものとして大蔵省令で定める事項を除く。)を変更しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 保險会社は、前項に規定する書類に定めた事項を変更しようとする場合で、同項の大蔵省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ当該変更しようとする旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

(事業方法書等に定めた事項の変更の認可)

第百二十四條 大蔵大臣は、前條第一項の認可の申請があつたときは、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第四條第二項第二号及び第三号に掲げる書類に定めた事項 第五條第一項第三号イからホまでに掲げる基準

二 第四條第二項第四号に掲げる書類に定めた事項 第五條第一項第四号イからハまでに掲げる基準

(事業方法書等に定めた事項の変更の届出等)
第百二十五條 第百二十三條第二項の規定による届出があつた場合には、大蔵大臣が当該届出を受理した日の翌日から起算して九十日を経過した日に、当該届出に係る変更があつたものとする。

2 大蔵大臣は、第百二十三條第二項の規定による届出に係る事項が第五條第一項第三号イからホまで又は第四号イからハまでに掲げる基準に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を相当と認める期間に短縮することができる。この場合において、大蔵大臣は、当該届出をした者に対し、遅滞なく、当該短縮後の期間を通知しなければならない。

3 大蔵大臣は、第百二十三條第二項の規定による届出に係る事項が第五條第一項第三号イからホまで又は第四号イからハまでに掲げる基準に適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第一項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、大蔵大臣は、当該届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

4 大蔵大臣は、第百二十三條第二項の規定による届出に係る事項が第五條第一項第三号イからホまで又は第四号イからハまでに掲げる基準に適合しないと認めるときは、当該届出を受理した日の翌日から起算して九十日を経過する日までの期間(前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間)内に限り、当該届出をした者に対し、期限を付して当該届出に係る事項について変更を命じ、又は当該届出の撤回を命ずることができる。

(定款の変更の認可)

第百二十六條 保險会社の次に掲げる事項に係る定款の変更についての株主總會又は社員總會若しくは總代会の決議は、大蔵大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

一 商号又は名称

二 基金の償却に關する事項

三 社員の退社事由

四 總代の定数及び選出方法に關する事項

五 第六十三條第一項の契約に關する事項

六 第百八十二條の残余財産の処分に關する事項

(届出事項)

第百二十七條 保險会社は、次の各号のいずれかに該當するときは、大蔵省令で定めるところにより、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 保險業を開始したとき。

二 資本の額又は基金の總額を増額しようとするとき。

三 他に特段の定めのある事項以外の事項に係る定款の変更をしたとき。
四 外国において支店若しくは従たる事務所又は駐在員事務所を設置しようとするとき。
五 その他大蔵省令で定める場合に該当するとき。

(報告又は資料の提出)

第二百二十八条 大蔵大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、保険会社に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 大蔵大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該保険会社の子会社に対し、当該保険会社の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 保険会社の子会社は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

4 前二項において「子会社」とは、保険会社がその発行済株式(議決権のあるものに限る)の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式(議決権のあるものに限る)又は持分(次項において「株式等」という。)を所有する会社をいう。

5 第六百六条第二項の規定は、前項の場合において保険会社が所有する株式等について準用する。

(立入検査)

第二百二十九条 大蔵大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、保険会社の営業所、事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、保険会社の子会社(前条第四項に規定する子会社をいう。次項において同じ。)の施設に立ち入らせ、当該保険会社に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 保険会社の子会社は、正当な理由があるときは、前項の規定による質問及び検査を拒むことができる。

(健全性維持のための措置)
第三百三十条 大蔵大臣は、保険会社の資本、基金、準備金その他の大蔵省令で定めるものの額の合計額、引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに相当する額として大蔵省令で定めるところにより計算した額その他当該保険会社の財産の状況等を勘案し、適切な改善措置を講じなければ経営の健全性を損ない保険契約者等の保護に欠けることとなるおそれがあると認めるときは、当該保険会社に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求めることができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定により提出された同項の改善計画の内容が不十分であると認めるときは、当該保険会社に対し、期限を示して、当該改善計画の変更を命ずることができる。

(事業方法書等に定めた事項の変更命令)
第三百三十一条 大蔵大臣は、保険会社の業務若しくは財産の状況に照らして、又は事情の変更により、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該保険会社に対し、その必要の限度において、第四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項の変更

を命ずることができる。

(業務の停止等)

第三百三十二条 大蔵大臣は、保険会社の業務又は財産の状況に照らして、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該保険会社に対し、その必要の限度において、期限を付して業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

(免許の取消し等)

第三百三十三条 大蔵大臣は、保険会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該保険会社の業務の全部若しくは一部の停止若しくは取締役若しくは監査役の解任を命じ、又は第三条第一項の免許を取り消すことができる。

一 法令、法令に基づく大蔵大臣の処分又は第四條第二項各号に掲げる書類に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき。
二 当該免許に付された条件に違反したとき。
三 公益を害する行為をしたとき。

第三百三十四条 大蔵大臣は、保険会社の財産の状況が著しく悪化し、保険業を継続することが保険契約者等の保護の見地から適当でないと認めるときは、当該保険会社の第三条第一項の免許を取り消すことができる。

第七章 保険契約の包括移転、事業の譲渡又は譲受け並びに業務及び財産の管理の委託

第一節 保険契約の包括移転

(保険契約の包括移転)
第三百三十五条 保険会社は、この法律の定めるところに従い、他の保険会社(外国保険会社等を含む。以下この項において同じ。)との契約により保険契約を当該他の保険会社(以下この節において「移転先会社」という。)に移転することができる。

2 保険契約の移転は、責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約(第三百三十七條第一項の公告の時において既に保険事故が発生している保険契約)当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。その他の法令で定める保険契約を除く。の全部を包括してしなければならない。

3 第一項の契約には、保険契約の移転とともにする保険会社の財産の移転に関する事項を定めなければならない。この場合には、保険契約の移転をしようとする保険会社(以下この節において「移転会社」という。)は、同項の契約により移転するものとされる保険契約に係る保険契約者(以下この節において「移転対象契約者」という。)以外の当該移転会社の債権者の利益を保護するために必要と認められる財産を留保しなければならない。

4 移転会社は、第一項の契約において、当該契約により移転するものとされる保険契約について、契約条項の軽微な変更で保険契約者の不利益とならないものを定めることができる。

(保険契約の移転の決議)
第三百三十六条 前条第一項の保険契約の移転をするには、移転会社及び移転先会社(外国保険会社等を除く。)において株主総会又は社員総会(総代会を設けているときは、総代会(以下この章、次章及び第十章において「株主総会等」という。))の決議を必要とする。

2 前項の場合には、商法第三百四十三條(定款変更の決議の方法)に定める決議又は第六十二條第二項に定める決議によらなければならない。

3 移転会社及び移転先会社は、第一項の決議をする場合には、商法第二百三十二條第一項(招集の通知)第四十一條及び第四十九條において準用する場合を含む。の規定による通知において、前条第一項の契約の要旨を示さなければならない。

(保険契約の移転の公告及び異議申立て)
 第二百三十七条 移転会社は、前条第一項の決議をした日から二週間以内に、第二百三十五条第一項の契約の要旨並びに移転会社及び移転先会社の貸借対照表(外国保険会社等の場合にあっては、日本における保険業の貸借対照表を公告しなければならない)を公告する。

2 前項の公告には、移転対象契約者で異議がある者は、一定の期間内に異議を述べべき旨を付記しなければならない。
 3 前項の期間は、一月を下つてはならない。
 4 第二項の期間内に異議を述べた移転対象契約者の数が移転対象契約者の総数の五分の一を超え、かつ、当該異議を述べた移転対象契約者の保険契約に係る債権(当該保険契約について、第一項の公告の時に既に生じている保険金請求権等(第十七条第二項に規定する保険金請求権等をいう)がある場合には、当該保険金請求権等を除く)の額に相当する金額として大蔵省令で定める金額が移転対象契約者の当該金額の総額の五分の一を超えるときは、保険契約の移転をしてはならない。

5 第二項の期間内に異議を述べた移転対象契約者の数又はその者の前項の大蔵省令で定める金額が、同項に定める割合を超えないときは、当該移転対象契約者全員が当該保険契約の移転を承認したものとみなす。
 (保険契約の締結の停止)
 第二百三十八条 移転会社は、第二百三十八条第一項の決議があった時から保険契約の移転をし、又はしないこととなつた時まで、その移転をしようとする保険契約と同種の保険契約を締結してはならない。

(保険契約の移転の認可)
 第二百三十九条 保険契約の移転は、大蔵大臣の認可を受けなければならない。
 2 大蔵大臣は、前項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

平成七年五月十六日 衆議院公議録第二十七号

一 当該保険契約の移転が、保険契約者等の保護に照らして、適当なものであること。
 二 移転先会社が、当該保険契約の移転を受けた後に、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること。
 三 移転対象契約者以外の移転会社の債権者の利益を不当に害するおそれがないものであること。

(保険契約の移転の公告等)
 第二百四十条 移転会社は、保険契約の移転後、遅滞なく、保険契約の移転をしたこと及び大蔵省令で定める事項を公告しなければならない。保険契約の移転をしないこととなつたときも、同様とする。

2 移転先会社は、保険契約の移転を受けたときは、当該保険契約の移転後三月以内に、当該保険契約の移転に係る保険契約者に対し、その旨(第二百三十五条第一項の契約において、当該保険契約の移転に係る保険契約について同条第四項に規定する軽微な変更を定めたときは、保険契約の移転を受けたこと及び当該軽微な変更の内容を通知しなければならない)を通知しなければならない。
 3 移転会社が保険契約者に対して貸付金その他の債権を有しており、かつ、当該債権が第二百三十五条第一項の契約により保険契約とともに移転先会社に移転することとされている場合においては、第一項前段の規定による公告がされたときは、当該保険契約者に対して民法第四百六十七条(指名債権の譲渡の對抗要件)の規定による確定日付のある証書による通知があつたものとみなす。この場合においては、当該公告の日付をもって確定日付とする。

(保険契約の移転による入社)
 第二百四十一条 保険契約の移転がされた場合において、移転先会社が相互会社であるときは、当該保険契約の移転に係る移転対象契約者は、当該相互会社に入社する。ただし、移転先会社の定款において当該保険契約の移転に係る保険契約と同種の保険契約に係る保険契約者が社員とされていない場合は、この限りでない。

第二節 事業の譲渡又は譲受け
 第二百四十二条 保険会社を全部又は一部の当事者とする事業の譲渡又は譲受けは、大蔵省令で定めるものを除き、大蔵大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。
 (保険金信託業務を行う保険会社の特例)
 第二百四十三条 保険金信託業務を行う相互会社が保険契約の全部に係る保険契約の移転の決議をした場合で、当該保険金信託業務に係る事業の譲渡について社員総会(総代会を設けているときは、総代会)又は取締役会の決議をしたときは、当該相互会社は、当該決議をした日から二週間以内に、当該決議の要旨及び当該事業の譲渡に異議のある金銭信託の受益者(以下この条において「受益者」という)は一定の期間内に異議を述べべき旨を公告しなければならない。
 2 前項の期間は、一月を下つてはならない。
 3 受益者が第一項の期間内に異議を述べなかつたときは、当該受益者は、当該事業の譲渡を承認したものとみなす。

4 信託業法第十六条第二項(異議を述べた受益者の規定は、当該事業の譲渡について異議を述べた受益者がある場合について準用する)第三節 業務及び財産の管理の委託
 第二百四十四条 保険会社は、この法律の定めるところに従い、他の保険会社(外国保険会社等(大蔵省令で定めるものを除く)を含む。以下この項において同じ。)との契約により当該他の保険会社(以下この節において「受託会社」という)にその業務及び財産の管理の委託をすることができ、

2 前項の管理の委託をするには、当該管理の委託をする保険会社(以下この節において「委託会社」という)及び受託会社(外国保険会社等を除く)において株主総会等の決議を必要とする。変更の決議の方法に定める決議又は第六十二条第二項に定める決議によらなければならない。
 4 第二百三十八条第三項の規定は、第二項の決議をする場合について準用する。
 (業務及び財産の管理の委託の認可)
 第二百四十五条 前条第一項の管理の委託は、大蔵大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 大蔵大臣は、前項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
 一 当該管理の委託が、保険契約者等の保護に照らして、必要かつ適当なものであること。
 二 受託会社が、当該管理の委託に係る業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること。
 (公告及び登記)
 第二百四十六条 委託会社は、前条第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、第二百四十四条第一項の契約(以下この節において「管理委託契約」という)の要旨を公告し、かつ、当該管理の委託をした旨並びに受託会社の商号、名称又は氏名及びその本店若しくは主たる事務所又は日本における主たる店舗(第二百八十七条第一項第四号に規定する日本における主たる店舗をいう)を登記しなければならない。

2 前項の登記は、委託会社の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所の所在地において行わなければならない。
 3 第一項の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条申請書の添付書面(これら九条(株式会社)の添付書面の通則)及び第七十九条(株式会社)の添付書面の通則(これら九条に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない)。

平成七年五月十六日 衆議院公議録第二十七号

一 管理委託契約に係る契約書
二 受託会社(外国保険会社等を除く)の株主
總會等の議事録

第百四十七条 この法律に別段の定めがある場合を除くほか、委託会社と受託会社との間の関係は、委任に関する規定に従う。

(外部関係)

第百四十八条 受託会社が委託会社のために保険契約の締結その他の行為をするときは、委託会社のためにすることを表示しなければならぬ。

2 前項の表示をしないで行った行為は、受託会社が自己のためにしたものとみなす。

3 商法第三十八条第一項及び第三項(支配人の代理権)の規定は、受託会社について準用する。この場合において、同条第一項中「営業主」とあるのは「保険業法第百四十四条第二項二規定スル委託会社」と、「営業」とあるのは「業務及財産」と読み替へるものとする。

4 民法第四十四条第一項(法人の不法行為能力)の規定は、委託会社について準用する。この場合において、同項中「理事其他ノ代理人」とあるのは、「保険業法第百四十四条第一項二規定スル受託会社」と読み替へるものとする。

(管理委託契約の変更又は解除)

第百四十九条 管理委託契約に定めた事項の変更又は管理委託契約の解除をするには、委託会社及び受託会社(外国保険会社等を除く)において株主總會等の決議を必要とする。

2 前項の変更又は解除は、大蔵大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 第百四十四条第三項及び第四項の規定は、第一項の決議をする場合について準用する。

(管理委託契約の変更又は終了の公告等)

第百五十条 委託会社は、前条第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。管理委託契約が同条第一項の解除

以外の原因によって終了したときも、同様とする。

2 第百四十八条第三項の規定は、管理委託契約に定める事項の変更又は管理委託契約の終了の登記をする場合について準用する。この場合において、同項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類(解除以外の原因による終了の場合にあつては、第一号に掲げる書類及びその終了の事由の発生を証する書面)」と、同項第一号中「管理委託契約」とあるのは「管理委託契約(変更の場合にあつては、変更後の管理委託契約)」と読み替へるものとする。

第八章 整理、解散、合併及び清算

第一節 整理

(商法の準用)
第百五十一条 商法第三百八十一条から第三百八十五条まで(整理の開始、登記、破産手続等)の中止及び失効、競売手続の中止並びに時効の中止、第三百八十六条(第一項第二号を除く)(整理実行のために裁判所のする処分)、第三百八十七条から第三百九十一条まで(処分に関する登記又は登録、検査命令、検査役の報告事項、検査役の権限及び整理委員)及び第三百九十四条から第四百三条まで(損害賠償請求権の査定、監督命令、管理命令、整理終結の決定、整理終結等に伴う登記又は登録、和議手続の開始、破産手続の開始及び破産法の規定の準用)の規定は、相互会社について準用する。この場合において、同法第三百八十一条第一項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主又ハ資本ノ百分ノ三以上ニ当ル債権者」とあるのは「社員總数ノ十分ノ三以上若ハ三千名以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引続キ社員デアル者又ハ基金保險業法第五十六條ノ基金償却積立金ヲ含ムノ総額ノ十分ノ一以上ニ当ル債権者」と、同法第三百八十六条第二項中「前項第一号乃至第三号」とあるのは「前項第一号、第三号」と、同法第三百八十八

条第二号中「第百九十二条第一項第二項第四項、第百九十二条ノ二、第百九十三条第一項、第百九十六条、第百九十七条、第百九十八条ノ三又ハ第百九十八条ノ十三ノ二」とあるのは「保險業法第二十三條第四項ニ於テ準用スル第百九十一条第一項第二項第四項、同法第三十條ニ於テ準用スル第百九十二条ノ二若ハ第百九十三条第一項、同法第五十一条第二項ニ於テ準用スル第百九十六条、同法第五十三条第二項ニ於テ準用スル第百九十七条又ハ同法第六十條第四項ニ於テ準用スル第百九十八条ノ三」と、同法第三百九十八条第二項中「第百四十七條、第百四十八條ノ十五、第百四十九條、第百五十條及第百五十一条」とあるのは「保險業法第四十一条又ハ第四十九條ニ於テ準用スル第百四十七條、同法第六十條第四項ニ於テ準用スル第百四十八條ノ十五、同法第七十三條第一項ニ於テ準用スル第百四十五條及同法第百八十三條第一項ニ於テ準用スル第百四十八條」と読み替へるものとする。

第二節 解散

(解散の原因)
第百五十二条 保險業を営む株式会社に対する商法第四百四條(株式会社の解散の原因)の規定の適用については、同条第一号中「第九十四条第一号、第三号」とあるのは、「第九十四条第三号」とする。

2 前項の規定により読み替へて適用する商法第四百四條の規定は、相互会社について準用する。この場合において、同条第二号中「株主總會」とあるのは、「社員總會(總代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ總代会)」と読み替へるものとする。

3 保險会社は、第一項の規定により読み替へて適用する商法第四百四條各号(前項において準用する場合を含む)に掲げる事由のほか、次に掲げる事由(保險業を営む株式会社にあつては、第二号に掲げる事由)により解散する。

一 保險契約の全部に係る保險契約の移転
二 免許の取消し
(解散等の認可)

第百五十三条 次に掲げる事項は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

一 保險会社の解散についての株主總會等の決議
二 保險業の廃止についての株主總會の決議
三 保險業を営む株式会社を全部又は一部の当事者とする合併(第百八十六条第一項の合併を除く。次項において同じ。)

2 大蔵大臣は、前項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該決議に係る解散若しくは保險業の廃止又は当該合併が、当該保險会社の業務及び財産の状況に照らして、やむを得ないものであること。
二 当該決議に係る解散若しくは保險業の廃止又は当該合併が、保險契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること。

3 大蔵大臣は、第一項の認可の申請をした保險会社(株式会社及び第六十三條第一項の定款の定めをして相互会社に限る。)を保險者とする保險契約(当該申請の日において既に保險事故が発生している保險契約(当該保險事故に係る保險金の支払により消滅することとなるものに限る。))その他の政令で定める保險契約を除く。)がある場合には、第一項の認可をしないものとする。

(解散等の公告)
第百五十四条 保險会社は、前条第一項の認可を受けたときは、大蔵省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び当該認可を受けた事項の内容を公告しなければならない。

(保險契約の移転による解散の登記)
第百五十五条 第百五十二条第三項第一号に掲げる事由による解散の登記の申請書には、第六十

五条において準用する商業登記法第十八条、第十九条(申請書の添付書面)及び第七十九条(株式会社の添付書面の通則)並びに第五百五十八条において準用する同法第六十一条第三項(解散の登記)に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第三百三十五条第一項に規定する移転先会社(外国保険会社等を除く。)の株主総会等の議事録

二 第三百三十七条第一項の規定による公告をしたことを証する書面

三 第三百三十七条第二項の期間内に異議を述べた同項に規定する移転対象契約者の数又はその者の同条第四項(第二百五十一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)以下この号において同じ。)の大蔵省令で定める金額が、第三百三十七条第四項に定める割合を超えなかったことを証する書面

四 第二百五十条第四項の公告をしたときは、これを証する書面

(相互会社の解散の手続等)
第三百五十六条 相互会社が解散の決議をする場合には、第六十二条第二項に定める決議によらなければならない。

第三百五十七条 相互会社は、総代会において解散の決議をしたときは、当該決議の日から二週間以内に、当該決議の要旨及び貸借対照表を公告しなければならない。

2 前項の場合においては、社員総数の千分の五以上に相当する数の社員で六月前から引き続き社員である者は、当該決議に係る事項を会議の目的として、当該決議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を取締役に提出して、社員総会の招集を請求することができる。この場合において、当該書類の提出は、同項の公告の日から、一月以内にしなければならない。

3 前項の場合において、同項の書面の提出があった日から六週間を経過する日までに総代会

がした解散の決議を承認する旨の社員総会の決議がない場合には、当該総代会の決議は、その効力を失う。

4 前条の規定は、前項の社員総会の決議について準用する。

第五百五十八条 商法第九十八條(解散の登記)並びに商業登記法第六十一条第一項及び第三項(解散の登記)の規定は、相互会社について準用する。この場合において、同項中「商法」とあるのは、「保険業法第八十三条第一項において準用する商法第四百三十三条第一項において準用する同法」と読み替えるものとする。

第三節 合併
(相互会社と株式会社の合併)
第五百五十九条 相互会社は、他の相互会社又は保険業を営む株式会社と合併することができる。

2 前項の場合において、合併後存続する会社又は合併により設立される会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める会社でなければならない。

一 相互会社と相互会社とが合併する場合 相互会社

二 相互会社と保険業を営む株式会社とが合併する場合 相互会社又は保険業を営む株式会社

3 相互会社と株式会社とが合併する場合には、それぞれこの法律及び商法の合併に関する規定に従うものとする。

(合併契約書記載事項等)
第六百六十条 相互会社と相互会社とが合併する場合において、その一方が合併後存続するとき、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 合併により消滅する相互会社の社員に支払うべき金額を定めたときは、その規定

二 第四百七十三条第一項において準用する商法第四百三十三条第一項(吸収合併の報告書)の規定により総代会を招集する場合には、第百

七十三條第一項において準用する同法第四百三十二條第二項の総代と同一の権利を有する者の数及び選出の方法

三 合併により消滅する相互会社の保険契約者の合併後における権利に関する事項

四 各会社において合併契約書の承認の決議をする社員総会(総代会を設けているときは、総代会)の期日

五 合併をする時期その他大蔵省令で定める事項

第六百六十一条 相互会社と相互会社とが合併する場合において、合併により相互会社が設立されるときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 合併により設立される相互会社に関する第二百二十二條第二項第一号から第八号までに掲げる事項

二 合併により消滅する各相互会社の社員に支払うべき金額を定めたときは、その規定

三 合併後における保険契約者の権利に関する事項

四 各会社において合併契約書の承認の決議をする社員総会(総代会を設けているときは、総代会)の期日

五 合併をする時期その他大蔵省令で定める事項

2 前項の合併の場合においては、第四百七十三条第一項において準用する商法第四百三十三條の創立総会に代わるべき機関として、合併により設立される相互会社の社員となるべき者のうちから選出された総代により構成される機関(以下「創立総代会」という。)を置くことができる。

3 前項の場合においては、第一項の合併契約書を構成する総代の数及び選出の方法を記載しなければならない。

会社であるときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 合併により消滅する株式会社の株主に対する補償の方法

二 第四百七十三條第一項において準用する商法第四百三十二條第一項(吸収合併の報告書)の規定により総代会を招集する場合には、第四百七十三條第一項において準用する同法第四百三十二條第二項の総代と同一の権利を有する者の数及び選出の方法

三 合併後存続する相互会社の準備金に関する事項

四 合併により消滅する株式会社の保険契約者の合併後における権利に関する事項

五 各会社において合併契約書の承認の決議をする株主総会等の期日

六 合併をする時期その他大蔵省令で定める事項

2 第六十八條第五項の規定は、前項の合併の場合について準用する。この場合において、同条第五項中「第三項の準備金のほか、損失てん補準備金」とあるのは、「損失てん補準備金」と読み替えるものとする。

3 第七十一条第一項の規定は、第一項の合併により消滅する株式会社について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第一項」とあるのは「第六十六條第一項」と、「組織変更」とあるのは「合併」と、「通知し、その承諾を得なければならない」とあるのは「通知しなければならない」と読み替えるものとする。

4 第八十二条の規定は、第一項の合併について準用する。

第六百六十三条 株式会社と相互会社とが合併する場合において、合併により設立される保険会社が相互会社であるときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 合併により設立される相互会社に関する第二百二十二條第二項第一号から第八号までに掲げる事項

二 合併により消滅する株式会社の株主に対する補償の方法

三 合併により設立される相互会社の準備金に關する事項

四 合併後における保險契約者の權利に關する事項

五 各会社において合併契約書の承認の決議をする株主總會等の期日

六 合併をする時期その他大蔵省令で定める事項

2 第六十一条第二項及び第三項並びに前条第二項の規定は前項の合併の場合について、同条第三項の規定は当該合併により消滅する株式会社について、それぞれ準用する。

3 第八十二条の規定は、第一項の合併について準用する。

第九十六条 株式会社と相互会社とが合併する場合において、合併後存続する株式会社が株式会社であるときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 商法第四百九条第一号及び第三号（吸収合併の合併契約書）に掲げる事項

二 合併後存続する株式会社が合併に際して発行する新株の総数、額面又は無額面の別、種類及び数並びに合併により消滅する相互会社の社員に対する新株の割当てに關する事項

三 合併により消滅する相互会社の基金の拠出者又は社員に支払うべき金額を定めたときは、その規定

四 合併により消滅する相互会社の保險契約者の合併後における權利に關する事項

五 合併剰余金額について定めたときは、その規定

六 各会社において合併契約書の承認の決議をする株主總會等の期日

七 合併をする時期その他大蔵省令で定める事項

2 第八十八条の規定は、前項の合併の場合について準用する。この場合において、同条第一項中「組織変更計画書」とあるのは、「合併契約書」と読み替へるものとする。

3 第八十九条第一項から第三項まで及び第六項の規定は第一項の合併について、第六十二条第三項の規定は当該合併により消滅する相互会社について、それぞれ準用する。この場合において、第八十九条第一項中「相互会社の社員は、組織変更計画書」とあるのは「第六十四条第一項の合併により消滅する相互会社の社員は、合併契約書」と、「組織変更後の株式会社」とあるのは「当該合併後存続する株式会社」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第六十四条第一項及び前項」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「第一項から第三項まで」と、「組織変更」とあるのは「第六十四条第一項の合併」と読み替へるものとする。

4 第一項の合併後存続する株式会社に対する商法第二百八十八条ノ二第三項（資本準備金）の規定の適用については、同項中「消滅したる会社ノ利益準備金」とあるのは「消滅したる相互会社ノ損失準備金」と、「其ノ利益準備金」とあるのは「其ノ損失準備金」とする。

5 第九十二条の規定は、第一項の合併後存続する株式会社について準用する。この場合において、同条第一項中「第八十六条第二項の定款」とあるのは「定款」と、「組織変更剰余金額」とあるのは「合併剰余金額」と、同条第二項中「組織変更剰余金額」とあるのは「合併剰余金額」と、同条第三項中「組織変更剰余金額」とあるのは「合併剰余金額」と、第八十九条第二項とあるのは「第六十四条第三項において準用する第八十九条第二項」と、同条第四項中「組織変更剰余金額」とあるのは「合併剰余金額」と読み替へるものとする。

第九十六条 株式会社と相互会社とが合併する場合において、合併により設立される株式会社が株式会社であるときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 商法第四百十条第一号及び第三号（新設合併の合併契約書）に掲げる事項

二 合併により設立される株式会社が合併に際して発行する株式の総数、額面又は無額面の別、種類及び数並びに各会社の株主又は社員に対する株式の割当てに關する事項

三 各会社の株主又は基金の拠出者若しくは社員に支払うべき金額を定めたときは、その規定

四 合併後における保險契約者の權利に關する事項

五 合併剰余金額について定めたときは、その金額

六 各会社において合併契約書の承認の決議をする株主總會等の期日

七 合併をする時期その他大蔵省令で定める事項

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の合併の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第六十四条第一項」とあるのは「第六十五条第一項」と、「当該合併後存続する」とあるのは「当該合併により設立される」と、同条第五項中「第六十四条第三項」とあるのは「第六十五条第二項において準用する第六十四条第三項」と読み替へるものとする。

（合併の決議の公告及び異議申立て）

第九十六条 合併（合併後存続する会社又は合併により設立される会社が保險会社である場合に限る。）をしようとする保險会社は、合併の決議の日から二週間以内、合併契約書の要旨及び各会社の貸借対照表を公告しなければならない。

2 第六十三条の場合においては、株式会社の前項の公告には、設立委員に關する事項を付記しなければならない。

3 第十七条第二項から第五項まで、第七項及び

第九項の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第六十六条第一項」と、同条第四項中「第一項の資本の減少の決議」とあるのは「商法第四百八条第一項（第六十七条第三項）において準用する場合を含む。」の承認の決議」と、同条第五項中「商法第三百七十八條第二項（資本の減少）」とあるのは「第六十七条第三項又は商法第四百八条第一項（株式会社の合併）」と、同条第七項中「前各項」とあるのは「第六十六条第一項及び同条第三項において準用する第二項から第五項まで」と、「資本の減少」とあるのは「合併」と、同条第九項中「前各項に定めるもの」とあるのは「第六十六条第一項及び同条第三項において準用する第二項」と、「第七項」とあるのは「第七項に定めるもののほか、これら」と読み替へるものとする。

4 第七十条第三項の規定は、第一項の保險会社の合併の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前項において準用する商法」とあるのは、「第六十七条第三項又は商法第四百八条第一項（株式会社の合併）」において準用する同法と読み替へるものとする。

5 合併後存続する保險会社又は合併により設立される保險会社は、合併後、遅滞なく、合併がされたこと及び大蔵省令で定める事項を公告しなければならない。第一項の公告をした保險会社が合併をしないこととなつたときも、同様とする。

（合併の認可）

第九十六条 前条第一項の保險会社の合併は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 大蔵大臣は、前項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該合併が、保險契約者等の保護に照らし、適当なものであること。

2 商法第四百三十条第一項(株式会社の清算)において準用する同法第二百二十二条(裁判所による清算人の選任)、同法第四百二十八条第三項において準用する同法第三百三十八条後段(設立無効の場合の裁判所による清算人の選任)及び同法第四百七十七條第二項(清算人がいない場合の清算人の選任)の規定は、保険業を営む株式会社に適用しない。 3 保険会社が免許の取消しによって解散したときは、商法第四百七十七條第一項(清算人)の規定にかかわらず、大蔵大臣が清算人を選任する。 4 商法第二百二十九條第三項(数人の清算人の代表)の規定は、大蔵大臣が選任した清算人について準用する。 5 清算人(大蔵大臣が選任した者及び特別清算の場合の清算人を除く)は、その就職の日から二週間以内に次に掲げる事項を大蔵大臣に届け出なければならぬ。ただし、その間に特別清算が開始した場合は、この限りでない。 一 解散の事由及びその年月日 二 清算人の氏名及び住所 6 大蔵大臣は、保険会社の清算(特別清算を除く)の場合において、重要な事由があると認めるときは、清算人を解任することができる。この場合において、大蔵大臣は、清算人を選任することができる。 7 保険業を営む株式会社の清算の場合における商法第四百二十六條(清算人の解任)の規定の適用については、同条第一項中「裁判所」とあるのは「大蔵大臣」と、同条第二項中「清算人」とあるのは「清算人(大蔵大臣が選任した者を除く)」とする。 8 第八十三條第二項又は商業登記法第九十二条において準用する同法第六十二条第二項及び第六十三條第二項(清算人の登記)の規定は、大蔵大臣が選任した清算人について準用する。 9 第六項の規定により大蔵大臣が清算人を解任	する場合においては、大蔵大臣は、清算に係る保険会社(以下この節において「清算保険会社」という)の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所の所在地の登記所にその旨の登記を嘱託しなければならない。 (大蔵大臣の選任する清算人の報酬) 第七十五條 前条第一項、第三項又は第六項の規定により選任された清算人は、清算保険会社から報酬を受けることができる。 2 前項の報酬の額は、大蔵大臣が定める。 (決算書類の提出) 第七十六條 清算保険会社の清算人(特別清算の場合の清算人を除く)は、商法第四百二十九條第一項(会社財産調査報告義務)、第四百二十條第五項(計算書類の作成と監査又は第四百二十七條第一項(清算の終了)これらの規定を第七十三條第一項において準用する場合を含む)の規定により株主総会等においてこれらの規定に規定する書類について承認を得たときは、遅滞なく、当該書類を大蔵大臣に提出しなければならない。 (解散後の保険契約の解除) 第七十七條 保険会社が、第五十二條第一項の規定により読み替えて適用する商法第四百四條第一項(株式会社の解散の原因)(第五十二條第二項において準用する場合を含む)に掲げる事由のうち同法第九十四條第六号(解散を命ずる裁判)に掲げる事由若しくは同法第四百四條第二号(第五十二條第二項において準用する場合を含む)に掲げる事由又は第五十二條第三項第二号に掲げる事由によって解散したときは、保険契約者は、将来に向かって保険契約の解除をすることができる。 2 前項の場合において、保険契約者が同項の規定による保険契約の解除をしなかつたときは、当該保険契約は、解散の日から三月を経過した日にその効力を失う。 3 前二項の場合においては、清算保険会社は、	被保険者のために積み立てた金額、未経過期間(保険契約に定めた保険期間のうち、当該保険契約が解除され、又は効力を失った時において、まだ経過していない期間をいう)に対応する保険料その他大蔵省令で定める金額を保険契約者に払い戻さなければならない。 (債権申出期間中の弁済の許可) 第七十八條 保険業を営む株式会社の清算の場合における商法第四百二十三條(債権申出期間中の弁済)の規定の適用については、同条第二項中「裁判所」とあるのは、「大蔵大臣」とする。 (清算の監督命令) 第七十九條 大蔵大臣は、保険会社の清算(特別清算を除く)の場合において、必要があると認めるときは、当該清算保険会社に対し、財産の供託その他清算の監督上必要な措置を命ずることができる。 2 第八十八條第一項及び第九十九條第一項の規定は、前項の場合において、大蔵大臣が清算保険会社の清算の監督上必要があると認めるときにおいて準用する。 (相互会社の清算) 第八十條 相互会社が解散したときは、合併及び破産の場合を除くほか、この節の規定により清算しなければならない。 (財産処分順序) 第八十一條 解散した相互会社の清算人は、相互会社の債務の弁済及び基金の払戻しをしなければならない。 2 前項の場合において、基金の払戻しは、相互会社の債務の弁済をした後でなければならない。 (残余財産の分配) 第八十二條 解散した相互会社の残余財産の処分については、定款に定めがない場合には、社員総会(総代会を設けているときは、総代会)の決議によらなければならない。 2 相互会社の残余財産は、社員に分配し、又は	保険契約者等の保護に資するような方法により処分しなければならない。 3 相互会社の残余財産を社員に分配する場合に、社員との寄与分(社員の支払った保険料及び当該保険料として収受した金額を運用することによって得られた収益のうち、保険金、返戻金その他の給付金の支払、事業費の支出その他の支出(第七十七條第三項の規定による払戻しを含む)に充てられていないものとして大蔵省令で定めるところにより計算した金額をいう)に応じて、しなければならない。 4 相互会社の残余財産を第二項に規定する保険契約者等の保護に資するような方法により処分する場合に、退社員の全体について前項の大蔵省令に準じて大蔵省令で定めるところにより計算した金額の総額を上限とする。 5 第一項の場合には、第六十二條第二項に定める決議によらなければならない。 6 第一項の決議は、大蔵大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。 (商法等の準用) 第八十三條 第三十八條、第三十九條、第四十五條、第四十六條、第五十條及び第五十二條の規定並びに第七十四條第七項の規定により読み替えて適用する商法第四百二十八條(清算人の解任)の規定、第七十八條の規定により読み替えて適用する同法第四百二十三條(債権申出期間中の弁済)の規定並びに同法第二百三十七條ノ二第三項(裁判所による株主総会の招集)、第二百三十九條第五項及び第六項(代理権を証する書面の公示等)、第四百十八條から第四百二十二條まで(清算人の届出義務、会社財産調査報告義務、計算書類等の監査等及び債権者に対する催告)、第四百二十七條(清算の終了)並びに第四百三十條第二項(清算に関する準用規定)の規定は相互会社の清算人について、第五十九條第一項並びに同法第四百七十七條第一項(清算人の決定)及び第四百七十四條(除斥さ
---	--	--	---

平成七年五月十六日 衆議院會議錄第二十七号

商業登記法第六十二條、第六十三條(清算人の登記)及び第六十四條第二項(清算終了の登記)の規定は、相互会社の清算人の登記について準用する。この場合において、これらの規定で準用する。この場合において、これらの規定で「商法」とあるのは「保険業法第百八十三條第一項において準用する商法第四百三十條第一項において準用する同法」と読み替えるものとする。

保險業法案及び同報告書

第九章 外国保険業者

(免許)

2 前項の免許は、外国生命保険業免許及び外国損害保険業免許の二種類とする。

4 外国生命保険業免許は、第二条第四項第一号

5 外国損害保険業免許は、第三条第五項第一号

6 外国保険会社等は、日本に住所若しくは居所

(日本に支店等を設けない外国保険業者等)

2 日本に支店等設けない外国保険業者に対し

3 大蔵大臣は、次の各号のいずれかに該当する

二 当該保険契約の締結に代えて、保険会社又

三九

同等又は有利な条件で保険契約を締結することとが容易であること。

三 当該保険契約の条件が、保険会社又は外国保険会社等との間において当該契約と同種の保険契約を締結する場合に通常付されるべき条件に比して著しく権衡を失するものであること。

四 当該保険契約を締結することにより、被保険者その他の関係者の利益が不当に侵害されるおそれがあること。

五 当該保険契約を締結することにより、日本における保険業の健全な発展に悪影響を及ぼし、又は公益を害するおそれがあること。

(免許申請手続等)

第百八十七条 第百八十五条第一項の免許を受けようとする外国保険業者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一 当該外国保険業者の本国(当該外国保険業者が保険業の開始又は当該外国保険業者に係る法人の設立に当たって準拠した法令を制定した国をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。)の国名並びに当該外国保険業者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び保険業の開始又は設立の年月日

二 日本における代表者の氏名及び住所

三 受けようとする免許の種類

四 日本における主たる店舗(支店等のうち、外国保険業者がその日本における保険業の本拠として定めたものをいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。)

2 前項の免許申請書には、次に掲げる事項を証する本国の権限のある機関の証明書を添付しなければならない。

一 当該外国保険業者の保険業の開始又は当該外国保険業者に係る法人の設立が適法に行われたこと。

二 当該免許を受けて行おうとする日本における保険業と同種類の保険業を本国において適法に行っていること。

3 前項に定めるもののほか、第一項の免許申請書には、次に掲げる書類その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

一定款又はこれに準ずる書類

二 日本における事業の方法書

三 日本において締結する保険契約の普通保険約款

四 日本において締結する保険契約に係る保険料及び責任準備金の算出方法書

4 前項第二号から第四号までに掲げる書類には、大蔵省令で定める事項を記載しなければならない。

5 第五条の規定は、第百八十五条第一項の免許の申請があつた場合について準用する。この場合において、第五条第一項第一号及び第二号中「保険会社の業務」とあるのは、「外国保険会社等の日本における業務」と、同項第三号中「前条第二項第二号及び第三号」とあるのは、「第百八十七条第三項第二号及び第三号」と、同項第四号中「前条第二項第四号」とあるのは、「第百八十七条第三項第四号」と読み替へるものとする。

(免許の条件)

第百八十八条 大蔵大臣は、外国生命保険業免許の申請をした外国保険業者の行おうとする日本における保険業が、保険金額が外国通貨で表示された保険契約で政令で定める者を相手方とするものの引受けのみに係るものである場合には、当該保険契約に係る業務のみを行うことができる旨の条件を付して第百八十五条第一項の免許をすることができる。

2 前項の条件が付された第百八十五条第一項の免許を受けた外国生命保険会社等に対しては、第百九十六条その他の政令で定める規定は適用しないものとするほか、この法律の適用に関し必要な特例を政令で定めることができる。

3 第一項に規定する場合における外国保険業者の第百八十五条第一項の免許の申請手続の特例は、政令で定める。

(大蔵大臣の告示)

第百八十九条 大蔵大臣は、第百八十五条第一項の免許をしたときは、その旨及び第百八十七条第一項各号に掲げる事項を、遅滞なく、官報で告示するものとする。同項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項の変更について第百九条の規定による届出があつたときも、同様とする。

(供託)

第百九十条 外国保険会社等は、日本における保険契約者等の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める額の金銭を、日本における主たる店舗の最寄りの供託所に供託しなければならない。

2 大蔵大臣は、日本における保険契約者等の保護のため必要があるとき、外国保険会社等に対し、その日本における保険業を開始する前に、前項の政令で定める額のほか、相当と認める額の金銭の供託を命ずることができる。

3 外国保険会社等は、政令で定めるところにより、当該外国保険会社等のために所要の供託金が大蔵大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、その旨を大蔵大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなつてゐる金額(以下この条において「契約金額」という。)につき前二項の供託金の全部又は一部の供託をしないことができる。

4 大蔵大臣は、日本における保険契約者等の保護のため必要があるとき、外国保険会社等と前項の契約を締結した者又は当該外国保険会社等に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部の供託すべき旨を命ずることができる。

5 外国保険会社等は、第一項の供託金(第二項の規定により同項の金銭の供託を命ぜられた場合には、その供託金を含む。)につき供託第三項の契約の締結を含む。第八項において同じ。)を行い、その旨を大蔵大臣に届け出た後でなければ、その免許に係る保険業を開始してはならない。

6 日本における保険契約に係る保険契約者、被保険者又は保険金額を受け取るべき者は、保険契約により生じた債権に関し、当該外国保険会社等に係る供託金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

7 前項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。

8 外国保険会社等は、第八項の権利の実行その他の理由により、供託金の額(契約金額を含む。)が第一項の政令で定める額に不足することとなつたときは、大蔵省令で定める日から二週間以内のその不足額につき供託を行い、その旨を遅滞なく大蔵大臣に届け出なければならない。

9 外国保険会社等は、国債その他の大蔵省令で定める有価証券をもって、第一項、第二項又は前項の供託金に代えることができる。

10 第一項、第二項、第四項又は第八項の規定により供託した供託金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、取り戻すことができる。

一 当該外国保険会社等に係る第百八十五条第一項の免許が第百八十五条又は第百八十六条の規定により取り消されたとき。

二 当該外国保険会社等に係る第百八十五条第一項の免許が第百七十二条の規定によりその効力を失つたとき。

11 前各項に定めるもののほか、供託金に関し必要な事項は、法務省令・大蔵省令で定める。(外国保険会社等の商号又は名称)

第百九十一条 第七條第二項の規定は、外国保険会社等には適用しない。

(日本における代表者)

第百九十二条 商法第七十八条(代表社員)の権限の規定は、外国保険会社等の日本における代表者について準用する。この場合において、同条第一項中「営業」とあるのは、「営業又ハ事業」と読み替へるものとする。

2 日本における代表者は、その退任の後においても、これに代わるべき代表者の氏名及び住所について商法第四十条(支配人の登記)若しくは第四百七十九条第三項(外国会社の営業所の登記)(次条において準用する場合を含む。)の登記又は第百八十九条後段の規定による告示があるまでは、なお日本における代表者としての権利義務を有する。

3 第八十条の規定は、外国保険会社等の日本における代表者について準用する。

(商法の準用)

第百九十三条 商法第四百七十九条第一項から第三項まで(外国会社の営業所)の規定は、外国相互会社について準用する。

第二節 業務、経理等

(特殊関係者との間の取引等)

第百九十四条 外国保険会社等は、当該外国保険会社等と政令で定める特殊の関係のある者(以下この条において「特殊関係者」という。)又は特殊関係者に係る顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき公益上必要がある場合において、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 特殊関係者との間で、当該外国保険会社等の取引の通常の条件に照らして著しく異なる条件で、資産の売買その他の取引を行うこと。

二 特殊関係者との間又は特殊関係者に係る顧客との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該外国保険会社等の行う日本における保険業の健全

かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれのあるものとして大蔵省令で定める取引又は行為

(本店又は主たる事務所の決算書類の提出)

第百九十五条 外国保険会社等は、事業年度ごとに、その本店又は主たる事務所において作成した財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を、大蔵省令で定めるところにより、当該事業年度終了後相当の期間内に、大蔵大臣に提出しなければならない。

(定款等の備付け及び閲覧等)

第百九十六条 外国保険会社等の日本における代表者は、定款又はこれに準ずる書類(外国相互会社にあつては、これらの書類及び日本における社員の名簿)を、日本における主たる店舗に備え置かなければならない。

2 外国保険会社等の日本における代表者は、前条に規定する書類を、同条の規定により提出した日の翌日から起算して五年を経過する日まで、大蔵省令で定めるところにより、日本における主たる店舗に備え置かなければならない。

3 外国保険会社等の日本における代表者は、日本における事業年度に係る毎決算期に次に掲げる書類及び附属明細書を作成し、その計算の基礎となつた日本における事業年度終了の日の翌日から起算して五年を経過する日まで、日本における主たる店舗に備え置かなければならない。

一 日本における保険業の貸借対照表

二 日本における保険業の損益計算書

三 日本における保険業の事業報告書

4 外国保険会社等の債権者、保険契約者、被保険者又は保険金額を受け取るべき者は、外国保険会社等のその業務を行うべき時間内に限り、前三項に規定する書類の閲覧を求め、又は当該外国保険会社等の定める費用を支払つてその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

5 第三項の書類に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(資産の国内保有義務)

第百九十七条 外国保険会社等は、第百九十九条において準用する第百六条第一項及び第百七条第一項の規定により日本において積み立てた責任準備金及び支払準備金の額を基礎として大蔵省令で定めるところにより計算した金額と第百九十条の供託金その他の自己資本に相当するものとして大蔵省令で定める金額との合計額に相当する資産を、大蔵省令で定めるところにより、日本において保有しなければならない。

(商法の準用)

第百九十八条 商法第十九条、第二十条(商号登記の効力)、第三十条及び第三十一条(商号の廃止及び商業登記の抹消請求)の規定は外国相互会社(その名称を登記した場合)について、同法第二十一条(営業の主体を誤認させる商号選定の禁止)の規定は外国相互会社の事業と誤認させるべき商号又は名称の使用について、同法第二十三条(名板貸し)の規定は外国相互会社の名称について、同法第二十五条から第二十九条まで(営業譲渡)の規定は外国相互会社が事業を譲渡し、又は事業若しくは営業を譲り受けた場合について、同法第三十二条から第三十六条まで(商業帳簿)の規定は外国相互会社の帳簿その他書類について、同法第三十七条から第四十五条まで(商業使用人)の規定は外国相互会社の使用人について、同法第四十六条から第四十八条まで、第五十条及び第五十一条(代理商)の規定は外国相互会社のために取引の代理又は媒介をする者について、それぞれ準用する。

2 商法第五百四十四条から第五百五十二条まで(商行為)の規定は外国相互会社の行つた行為について、同法第五百二十四条から第五百二十八条まで(売買)の規定は外国相互会社が商人又は相互会社(外国相互会社を含む。)との間で行う売買について、同法第五百二十九条から第五百三十四条まで(交互計算)の規定は外国相互会社が平常取引をする者との間で行う相殺に係る契約につ

いて、同法第五百四十三条、第五百四十四条及び第五百四十六条から第五百五十二条まで(仲立営業)の規定は外国相互会社が行う他人間の商行為の媒介について、同法第五百五十一条から第五百五十七条まで(問屋営業)並びに第五百九十三条(寄託)の規定は外国相互会社について、それぞれ準用する。

(業務等に関する規定の準用)

第百九十九条 第九十七条、第九十八条、第九十九条第一項、第二項及び第四項から第六項まで並びに第百条の規定は外国保険会社等の支店等における業務について、第九十九条第三項及び第七項から第九項までの規定は外国生命保険会社等の支店等における業務について、第百一条から第百五条までの規定は外国損害保険会社等が他の損害保険会社(外国損害保険会社等を含む。)との間で行う共同行為について、第百九条から第百二十二条まで及び第百十四条から第百二十二条までの規定は外国保険会社等について、それぞれ準用する。この場合において、第九十七条第一項中「第三項第二項」とあるのは「第百八十五条第二項」と、第九十九条第六項中「相互会社」とあるのは「外国相互会社」と、同条第八項中「資本金相互会社二付テハ基金(保険業法第五十六条ノ基金償却積立金ヲ含ム)ノ総額」とあるのは「保険業法第百九十条ノ供託金其ノ他ノ大蔵省令ニ定ムルモノノ額ノ合計額」と、第百九条中「事業年度」とあるのは「日本における事業年度」と、第百十條第一項中「事業年度」とに、業務とあるのは「日本における事業年度」と、業務とあるのは「日本における事業年度」と、業務とあるのは「日本における業務」と、「事業年度」とに、業務とあるのは「日本における業務」と、「本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所」とあるのは「第百八十五条第一項に規定する支店等」と、「保険会社の」とあるのは「外国保険会社等の」と、第百二十二條第一項中「所有する」とあるのは「日本において所有する」と、「商

法第二百八十五条ノ六第一項(株式の評価)(第五十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、大蔵大臣とあるのは「大蔵大臣」と、同条第二項中「大蔵省令」とあるのは「日本において大蔵省令」と、第百十四条第一項中「保険契約者」とあるのは「日本における保険契約者」と、第百十五条第一項中「所有する」とあるのは「日本において所有する」と、「価格変動準備金」とあるのは「日本において価格変動準備金」と、同条第二項中「株式等」とあるのは「日本における株式等」と、第百十六条第一項中「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「責任準備金」とあるのは「日本において責任準備金」と、同条第二項中「長期」とあるのは「日本における長期」と、同条第三項中「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、第百十七条第一項中「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「保険契約」とあるのは「日本における保険契約」と、「支出」とあるのは「支出として日本において」と、「支払備金」とあるのは「日本において支払備金」と、第百十八条第一項中「大蔵省令で定める保険契約」とあるのは「日本における保険契約のうち大蔵省令で定めるもの」と、「設ける」とあるのは「日本において設ける」と、第百十九条中「商法第二百八十五条ノ五(社債その他の債券の評価)及び第二百八十五条ノ六(株式その他の出資の評価)(これらの規定を第五十九条第一項において準用する場合を含む。)」の規定にかかわらず、時価」とあるのは「時価」と、第百二十条第一項中「生命保険会社及び大蔵省令で定める要件に該当する損害保険会社」とあるのは「外国生命保険会社等及び大蔵省令で定める要件に該当する外国損害保険会社等」と、「は、取締役会において保険計理人」とあるのは「日本における代表者は、当該外国保険会社等の日本における保険計理人」と、

と、「保険料の算出方法」とあるのは「日本において締結する保険契約に係る保険料の算出方法」と、同条第二項及び第三項中「保険計理人」とあるのは「外国保険会社等の日本における保険計理人」と、第百二十一条中「保険計理人」とあるのは「外国保険会社等の日本における保険計理人」と、「毎決算期」とあるのは「日本における事業年度に係る毎決算期」と、「取締役」とあるのは「外国保険会社等の日本における代表者」と、第百二十二条中「保険計理人」とあるのは「外国保険会社等の日本における保険計理人」と、「当該保険会社」とあるのは「当該外国保険会社等」と読み替えるものとする。

第三節 監督

(報告又は資料の提出)

第二百条 大蔵大臣は、外国保険会社等の日本における業務の健全かつ適切な運営を確保し、日本における保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、外国保険会社等又は第百八十五条第一項に規定する保険の引受けの代理をする者に対し、当該外国保険会社等の日本における業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 大蔵大臣は、外国保険会社等の日本における業務の健全かつ適切な運営を確保し、日本における保険契約者等の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該外国保険会社等の特殊関係者(第百九十四条に規定する特殊関係者をいう。次項及び次の日本における業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 外国保険会社等の特殊関係者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第二百一条 大蔵大臣は、外国保険会社等の日本

における業務の健全かつ適切な運営を確保し、日本における保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、外国保険会社等の支店等に立ち入らせ、当該外国保険会社等の日本における業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、外国保険会社等の特殊関係者の施設に立ち入らせ、当該外国保険会社等に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 外国保険会社等の特殊関係者は、正当な理由があるときは、前項の規定による質問及び検査を拒むことができる。

(健全性維持のための措置)

第二百一条 大蔵大臣は、外国保険会社等の第百九十条の供託金その他の大蔵省令で定めるものの額の合計額、日本において引き受けられている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに相当する額として大蔵省令で定めるところにより計算した額その他当該外国保険会社等の日本に所在する財産の状況等を勘案し、適切な改善措置を講じなければ当該外国保険会社等の日本における業務の運営の健全性を損ない日本における保険契約者等の保護に欠けることとなるおそれがあると認めるときは、当該外国保険会社等に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、その日本における業務の運営の健全性を確保するための改善計画の提出を求めることができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定により提出された同項の改善計画の内容が不十分であると認めるときは、当該外国保険会社等に対して、期限を示

して、当該改善計画の変更を命ずることができる。

(事業の方法書等に定めた事項の変更命令)

第二百三条 大蔵大臣は、外国保険会社等の業務若しくは財産の状況に照らして、又は事情の変更により、外国保険会社等の日本における業務の健全かつ適切な運営を確保し、日本における保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該外国保険会社等に対し、その必要の限度において、第百八十七条第三項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項の変更を命ずることができる。

(業務の停止等)

第二百四条 大蔵大臣は、外国保険会社等の業務又は財産の状況に照らして、外国保険会社等の日本における業務の健全かつ適切な運営を確保し、日本における保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該外国保険会社等に対し、その必要の限度において、期限を付して日本における業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

(免許の取消し等)

第二百五条 大蔵大臣は、外国保険会社等が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該外国保険会社等の日本における業務の全部若しくは一部の停止若しくは日本における代表者の解任を命じ、又は第百八十五条第一項の免許を取り消すことができる。

一 法令(外国の法令を含む。)、法令に基づく大蔵大臣の処分又は第百八十七条第三項各号に掲げる書類に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき。

二 第百八十五条第一項の免許又は本国において受けている保険業に係る免許(当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む。第百九条第七号において同じ。)に付された条件に違反したとき。

三 公益を害する行為をしたとき。

第二百六条 大蔵大臣は、外国保険会社等の財産の状況が著しく悪化し、日本における保険業を継続することが日本における保険契約者等の保護の見地から適当でないと認めるときは、当該外国保険会社等の第百八十五条第一項の免許を取り消すことができる。

(監督に関する規定の準用)

第二百七条 第二百三十三條から第百二十五條までの規定は、外国保険会社等について準用する。この場合において、第二百三十三條第一項中「第四百第二項第二号から第四号まで」とあるのは、「第百八十七條第三項第二号から第四号まで」と、第二百三十四條第一号中「第四百第二項第二号及び第三号」とあるのは、「第百八十七條第三項第二号及び第三号」と、第二百五條第一項第三号イからホまでとあるのは、「第百八十七條第五項において準用する第五條第一項第三号イからホまで」と、同条第二号中「第四百第二項第四号」とあるのは、「第百八十七條第三項第四号」と、第二百五條第一項第四号イからハまでとあるのは、「第百八十七條第五項において準用する第五條第一項第四号イからハまで」と、第二百三十五條中「第五條第一項第三号イからホまで又は第四号イからハまで」とあるのは、「第百八十七條第五項において準用する第五條第一項第三号イからホまで又は第四号イからハまで」と読み替へるものとする。

第四節 保険業の廃止等

(日本における保険業の廃止)

第二百八条 外国保険会社等は、日本における保険業を廃止しようとする場合、次条第六号に該当する場合を除く。には、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(外国保険会社等の届出)

第二百九条 外国保険会社等は、次の各号のいずれかに該当するときは、大蔵省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 日本における保険業を開始したとき。

第二百八十七條第一項第一号、第二号若しくは第四号に掲げる事項又は同条第三項第一号に掲げる書類に定めた事項を変更したとき。
三 資本若しくは出資の額又は基金の総額を変更したとき。
四 組織変更をしたとき。
五 合併をし、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受け(支店等のみに係るものを除く。)をしたとき。
六 解散(合併によるものを除く。)をし、又は保険業の廃止をしたとき。
七 本国において受けている保険業に係る免許を取り消されたとき。
八 破産したとき。
九 その他大蔵省令で定める場合に該当するとき。

(保険契約の包括移転に関する規定の準用)

第二百十條 第七章第一節の規定は、外国保険会社等の日本における保険契約の移転について準用する。この場合において、第二百三十五條第三項中「債権者」とあるのは、「第百八十五條第一項に規定する支店等に係る債権者」と、第二百三十六條第一項及び第三項中「移転会社及び移転先会社」とあるのは、「移転先会社」と、第二百三十七條第一項中「前条第一項の決議」とあるのは、「第百三十五條第一項の契約に係る契約書(以下この節において「移転契約書」という。)の作成」と、「第百三十五條第一項」とあるのは、「同項」と、第二百三十八條中「第百三十六條第一項の決議があった時」とあるのは、「移転契約書を作成した時」と、「締結してはならない」とあるのは、「日本において締結してはならない」と、第二百三十九條第二項第三号中「債権者」とあるのは、「第百八十五條第一項に規定する支店等に係る債権者」と読み替へるものとする。

2 外国保険会社等が日本における保険契約の全部を移転したときは、その日本における保険業を廃止したものとみなす。この場合において、第二百八条の規定は、適用しない。

を廃止したものとみなす。この場合において、第二百八条の規定は、適用しない。

(事業の譲渡又は譲受け並びに業務及び財産の管理の委託に関する規定の準用)

第二百一十一條 第四百二十二條の規定は外国保険会社等を全部又は一部の当事者とする日本における事業の譲渡又は譲受けについて、第七章第三節の規定は外国保険会社等がその日本における業務及び財産の管理の委託をする場合について、それぞれ準用する。この場合において、第四百二十四條第二項中「当該管理の委託をする保険会社(以下この節において「委託会社」という。）」及び受託会社」とあるのは、「受託会社」と、第四百四十六條第二項中「本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所」とあるのは、「同項の日本における主たる店舗」と、同条第三項中「第十九條」とあるのは、「及び第十九條」と、「及び第七十九條(株式会社の添付書面の通則)」これらの規定を第六十五條とあるのは、「(これらの規定を第二百十六條第一項と、第二百四十八條第三項中「保険業法第百四十四條第二項に規定する委託会社」とあるのは「日本に於ける業務及び財産の管理の委託をシタル保険業法第二項第七項に規定する外国保険会社等」と、同条第四項中「保険業法第百四十四條第一項」とあるのは「保険業法第百四十四條第一項」と、第二百四十九條第一項中「委託会社及び受託会社」とあるのは「受託会社」と読み替へるものとする。

(外国保険会社等の清算)

第二百一十二條 外国保険会社等は、次の各号のいずれかに該当するときは、日本に所在する財産の全部について清算をしなければならない。

一 当該外国保険会社等に係る第百八十五條第一項の免許が第二百五條又は第二百六條の規定により取り消されたとき。
二 当該外国保険会社等に係る第百八十五條第一項の免許が第二百七十二條の規定によりその効力を失ったとき。

の効力を失ったとき。

2 前項の規定により外国保険会社等が清算をする場合には、大蔵大臣は、利害関係人の請求により又は職権で、清算人を選任する。当該清算人を解任する場合についても、同様とする。

3 大蔵大臣は、前項の規定により清算人を解任する場合においては、当該清算に係る外国保険会社等の日本における主たる店舗の所在地の登記所にその旨の登記を嘱託しなければならない。

4 第百七十八條の規定により読み替へて適用する商法第四百二十三條(債権申出期間内の弁済)の規定並びに同法第四百二十一條、第四百二十二條、第四百二十四條及び第四百三十條から第四百五十六條まで(株式会社の清算及び特別清算)の規定は、その性質上許されないものを除き、第一項の規定による外国保険会社等の清算について準用する。

5 非訟事件手続法第百三十八條ノ十六(外国会社の営業所閉鎖の場合の清算)の規定は、第一項の規定による外国保険会社等の清算について準用する。

6 第百七十七條の規定は第一項の規定による外国保険会社等の清算の場合について、第百七十五條及び第百七十九條第一項の規定は第一項の規定による外国保険会社等の清算の場合(第四項において準用する商法第四百三十一條から第四百五十六條までの規定の適用がある場合を除く。以下この項において同じ)について、第二百一十條第一項及び第二百一十一條第一項の規定は第一項の規定による外国保険会社等の清算の場合において大蔵大臣が清算に係る外国保険会社等の清算の監督上必要があると認めるときについて、それぞれ準用する。この場合において、第百七十七條第二項中「解散の日」とあるのは「当該外国保険会社等に係る第百八十五條第一項の免許が取り消され、又はその効力を失った日」と、同条第三項中「清算保険会社」とあるのは

「清算に係る外国保険会社等」と、第二百七十五条中「前条第一項、第三項又は第六項」とあるのは「第二百二十二条第二項」と、「清算保険会社」とあるのは「清算に係る外国保険会社等」と、第二百七十九条第一項中「清算保険会社」とあるのは「清算に係る外国保険会社等」と読み替えるものとす。

(商法等の準用)

第二百十三條 商法第四百八十四条(営業所閉鎖命令)及び第四百八十五条(日本にある財産の清算)の規定は、外国相互会社が日本国内に従たる事務所その他の事務所を設けた場合について準用する。

2 非訟事件手続法第二百三十八条ノ十六(外国会社の営業所閉鎖の場合の清算)の規定は、前項の場合について準用する。

第五節 雜則

(登記簿)
第二百十四條 登記所に、外国相互保険会社登記簿を備える。

(商法の準用)

第二百十五條 商法第九條(登記手続の通則)、第十一條から第十五條まで(登記事項の公告、登記及び公告の効力、支店における登記の効力、不実の登記の効果並びに変更又は消滅の登記)及び第六十一條(登記期間の起算点)の規定は、外国相互会社の登記について準用する。この場合において、同法第九條中「商業登記簿」とあるのは、「外国相互保険会社登記簿」と読み替えるものとす。

(商業登記法等の準用)

第二百十六條 商業登記法第一條から第五條まで(登記所及び登記官、第七條から第十九條まで、第二十條第一項及び第二項、第二十一條から第二十三條まで、第二十四條(第十一條、第十二條及び第十六條を除く)、第二十五條から第二十七條まで(登記簿等、登記手続の通則)及び類似商号登記の禁止)、第三十二條(商号の登

記の抹消)、第四十二條(市町村の意義)、第五十一條から第五十三條まで(支配人の登記)並びに第二百三條から第二百十條まで(外国会社の登記、登記の更正及び抹消、電子情報処理組織による登記に関する特例並びに雜則)の規定は、外国相互会社に関する登記について準用する。

2 商法中改正法律施行法第五條(特別区等)及び第十七條(公告の方法)の規定は、外国相互会社について準用する。

(非訟事件手続法の準用)

第二百十七條 非訟事件手続法第二百六條第三項及び第五項、第二百二十五條ノ九第二項並びに第二百三十八條ノ十六(商事非訟事件)の規定は、外国相互会社について準用する。

(駐在員事務所の設置の届出等)

第二百十八條 第二百八十五條第一項の免許を有しない外国保険業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号に掲げる場合にあつてはあらかじめ、その旨及び当該業務の内容、当該業務を行う施設の所在地その他大蔵省令で定める事項を、第二号から第四号までに掲げる場合にあつては遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 次に掲げる業務を行うため、日本国内に駐在員事務所その他の施設を設置しようとするとき(他の目的により設置している事務所その他の施設において当該業務を行おうとする場合を含む)。

イ 保険業に関する情報の収集又は提供

ロ その他保険業に関連を有する業務

二 前号の施設を廃止したとき。

三 第一号の施設において行う同号イ又はロに掲げる業務を廃止したとき。

四 第一号の場合において届け出た事項を変更したとき。

2 大蔵大臣は、公益上必要があると認めるときは、前項の外国保険業者に対し、同項第一号の施設において行う同号イ又はロに掲げる業務に関

し報告又は資料の提出を求めることができる。

第六節 特定法人に対する特則

(免許)

第二百十九條 次の各号のいずれにも該当する法人(以下この節において「特定法人」という。)は、保険の引受けを行う当該特定法人の社員(以下「引受社員」という。)の日本における保険業に係る引受けの代理並びに当該日本における業務の代理をする者(以下この節において「総代理店」という。)を定め、引受社員が日本において保険業を行うことについて、大蔵大臣の免許を受けることができる。

一 外国の特別の法令により設立された法人であること。

二 その社員である者が、外国の法令の特別の規定により、当該外国において保険業の免許(当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む)を受けず、保険業を行うことが認められていないこと。

2 前項の免許は、特定生命保険業免許及び特定損害保険業免許の二種類とする。

3 特定生命保険業免許と特定損害保険業免許とは、同一の特定法人が受けることはできない。

4 特定生命保険業免許は、引受社員が日本における事業として第三條第四項第一号に掲げる保険の引受けを行い、又はこれに併せて同項第二号若しくは第三号に掲げる保険の引受けを行うことに係る免許とする。

5 特定損害保険業免許は、引受社員が日本における事業として第三條第五項第一号に掲げる保険の引受けを行い、又はこれに併せて同項第二号若しくは第三号に掲げる保険の引受けを行うことに係る免許とする。

6 特定法人が第一項の免許を受けた場合には、当該特定法人の引受社員は、第三條第一項及び第二百八十五條第一項の規定にかかわらず、第二項の免許の種類に従い、総代理店の事務所にお

いて日本における保険業を行うことができる。

(免許申請手続)

第二百二十條 前條第一項の免許を受けようとする特定法人は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一 当該特定法人の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び設立の年月日

二 当該特定法人の設立に当たって準拠した法令を制定した国(以下この節において「設立準拠国」という。)の国名

三 当該特定法人及び引受社員を日本において代表する者(以下この節において「日本における代表者」という。)の氏名及び住所

四 受けようとする免許の種類

五 当該特定法人及び引受社員が日本における主たる店舗、総代理店の本店をいう。以下この節において同じ。

2 前項の免許申請書には、当該特定法人の設立が適法に行われたこと及び引受社員が設立準拠国において適法に日本において行おうとする保険業と同種類の保険業を行っていることを証する設立準拠国の権限のある機関の証明書を添付しなければならない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の免許申請書には、次に掲げる書類その他大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

一 特定法人の定款又はこれに準ずる書類

二 引受社員が日本における事業に係る事業の方法書

三 引受社員が日本において締結する保険契約に係る普通保険約款

四 引受社員が日本において締結する保険契約に係る保険料及び責任準備金の算出方法書

五 引受社員が日本において行う保険の引受けについて保険契約の内容を確定するための協議を行うことのある者で大蔵省令で定めるものの氏名又は商号及び住所又は本店の所在地を記載した書類

4 前項第二号から第四号までに掲げる書類には、大蔵省令で定める事項を記載しなければならぬ。

(免許審査基準)

第二百一十一條 大蔵大臣は、第二百一十九條第一項の免許の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該申請をした者(以下この項において「申請者」という。)が、その人的構成等に照らし、引受社員が日本における業務の的確、公正かつ効率的な遂行を確保するために必要な知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

二 申請者が、設立準拠法国の法令又は当該法人の規約により引受社員が保険契約上の債務の履行を確保するための財産を保有していることその他保険契約者等の保護のための措置が十分に講じられていること。

三 引受社員が行う日本における保険業に係る収支の見込みが良好であること。

四 前条第三項第二号及び第三号に掲げる書類に記載された事項が、第五條第一項第三号イからホまでに掲げる基準に適合するものであること。

五 前条第三項第四号に掲げる書類に記載された事項が、第五條第一項第四号イからハまでに掲げる基準に適合するものであること。

(大蔵大臣の告示)

第二百二十二條 大蔵大臣は、第二百一十九條第一項の免許をしたときは、その旨及び第二百二十條第一項各号に掲げる事項を、遅滞なく、官報で告示するものとする。同項第一号、第二号、

第三号又は第五号に掲げる事項の変更については、第二百二十四條の規定による届出があつたときも、同様とする。

(供託)

第二百二十三條 第二百一十九條第一項の免許を受けた特定法人(以下「免許特定法人」という。)は、日本における保険契約者等の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める額の金銭を、日本における主たる店舗の最寄りの供託所に供託しなければならない。

2 大蔵大臣は、日本における保険契約者等の保護のため必要があるとき、免許特定法人に対し、引受社員が日本における保険業を開始する前に、前項の政令で定める額のほか、相当と認める額の金銭の供託を命ずることができ、

3 免許特定法人は、政令で定めるところにより、当該免許特定法人のために所要の供託金が、大蔵大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、その旨を大蔵大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなる金額(以下この条において「契約金額」という。)につき前二項の供託金の全部又は一部の供託をしないことができる。

4 大蔵大臣は、日本における保険契約者等の保護のため必要があるとき、免許特定法人と前項の契約を締結した者又は当該免許特定法人に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部の供託すべき旨を命ずることができ、

5 引受社員は、免許特定法人が第一項の供託金(第二項の規定により同項の金銭の供託を命ぜられた場合には、その供託金を含む。)につき供託第三項の契約の締結を含む。第九項において同じ。)を行い、その旨を大蔵大臣に届け出た後でなければ、第二百一十九條第一項の免許に係る保険業を開始してはならない。

6 引受社員が日本における保険契約に係る保険契約者、被保険者又は保険金額を受け取るべき者は、保険契約により生じた債権に關し、免許特定法人に係る供託金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

7 前項の規定の適用については、免許特定法人は、その引受社員が日本において引き受けた保険に係る保険契約について、当該保険契約に係る引受社員が債務を連帯して保証したものとみなす。

8 第六項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。

9 免許特定法人は、第六項の権利の実行その他の理由により、供託金の額(契約金額を含む。)が第一項の政令で定める額に不足することとなつたときは、大蔵省令で定める日から二週間以内のその不足額につき供託を行い、その旨を遅滞なく大蔵大臣に届け出なければならない。

10 免許特定法人は、国債その他の大蔵省令で定める有価証券をもって、第一項、第二項又は前項の供託金に代えることができる。

11 第一項、第二項、第四項又は第九項の規定により供託した供託金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、取り戻すことができる。

一 当該免許特定法人に係る第二百一十九條第一項の免許が第二百三十一條又は第二百三十二條の規定により取り消されたとき。

二 当該免許特定法人に係る第二百一十九條第一項の免許が第二百三十六條の規定によりその効力を失つたとき。

12 前各項に定めるもののほか、供託金に關し必要な事項は、法務省令・大蔵省令で定める。

(日本において保険業を行う引受社員の出出等) 第二百二十四條 日本における代表者は、日本において保険業を行う引受社員及び第二百一十條第三項第五号の大蔵省令で定める者の氏名又は

商号及び住所又は本店の所在地を、あらかじめ、大蔵大臣に届け出なければならない。届け出た事項に変更があつたときも、同様とする。

2 日本における代表者は、日本において保険業を行う引受社員の名簿を日本における主たる店舗に備え置かなければならない。

3 引受社員が日本における業務に係る債権者、保険契約者、被保険者又は保険金額を受け取るべき者は、総代理店その他の業務を行うべき時間内に限り、前項に規定する名簿の閲覧を求め、又は当該総代理店の定める費用を支払ってその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(事業の方法書等に定めた事項の変更)

第二百二十五條 免許特定法人は、第二百二十條第三項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項(日本における保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして大蔵省令で定める事項を除く。)を変更しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 免許特定法人は、前項に規定する書類に定めた事項を変更しようとする場合、同項の大蔵省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更しようとする旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

3 第二百二十四條及び第二百二十五條の規定は、第一項の認可及び前項の届出について準用する。この場合において、第二百二十四條第一号中「第四條第二項第二号及び第三号」とあるのは「第二百二十四條第二項第二号及び第三号」と、同条第二号中「第四條第二項第四号」とあるのは「第二百二十四條第三項第四号」と読み替へるものとする。

(報告又は資料の提出)

第二百二十六條 大蔵大臣は、引受社員が日本における業務の健全かつ適切な運営を確保し、日本における保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、免許特定法人、引受社

員又は総代理店に対し、当該免許特定法人又は引受社員に日本における業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入検査)

第二百二十七条 大蔵大臣は、引受社員に日本における業務の健全かつ適切な運営を確保し、日本における保険契約者等の保護を図るため必要があるとき、当該職員に、総代理店の事務所に立ち入らせ、当該免許特定法人又は引受社員に日本における業務又は財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(健全性維持のための措置)

第二百二十八条 大蔵大臣は、免許特定法人の第二百二十三条の供託金その他の大蔵省令で定めるものの額の合計額、引受社員に日本において引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに相当する額として大蔵省令で定めるところにより計算した額その他当該免許特定法人及び引受社員に日本に所在する財産の状況等を勘案し、適切な改善措置を講じなければ当該引受社員に日本における業務の運営の健全性を損ない日本における保険契約者等の保護に欠けることとなるおそれがあると認めるときは、当該免許特定法人又は引受社員に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、その日本における業務の運営の健全性を確保するための改善計画の提出を求めることができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定により提出された同項の改善計画の内容が不十分であると認めるときは、当該免許特定法人又は引受社員に対して、期限を示して、当該改善計画の変更を命ずることができる。

(事業の方法書等に定めた事項の変更命令)

第二百二十九条 大蔵大臣は、免許特定法人及び引受社員に業務若しくは財産の状況に照らし

て、又は事情の変更により、引受社員に日本における業務の健全かつ適切な運営を確保し、日本における保険契約者等の保護を図るため必要があるとき、当該免許特定法人に対し、その必要の限度において、第二百二十条第三項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項の変更を命ずることができる。

(業務の停止等)

第二百三十条 大蔵大臣は、免許特定法人又は引受社員に業務又は財産の状況に照らし、引受社員に日本における業務の健全かつ適切な運営を確保し、日本における保険契約者等の保護を図るため必要があるとき、当該免許特定法人又は引受社員に対し、その必要の限度において、期限を付して引受社員に日本における業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は財産の供託その他の監督上必要な措置を命ずることができる。

(免許の取消し等)

第二百三十一条 大蔵大臣は、免許特定法人又は引受社員が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、引受社員に日本における業務の全部若しくは一部の停止若しくは日本における代表者の解任を命じ、又は第二百二十九条第一項の免許を取り消すことができる。

一 法令(外国の法令を含む)、法令に基づく大蔵大臣の処分又は第二百二十条第三項第一号から第四号までに掲げる書類に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき。

二 当該免許に付された条件に違反したとき。

三 公益を害する行為をしたとき。

第二百三十二条 大蔵大臣は、免許特定法人及び引受社員に業務又は財産の状況に照らし、引受社員に日本における業務の健全かつ適切な運営を確保し、日本における保険契約者等の保護の見地から適當でないとき、当該免許特定法人の第二百二十九条第一項の免許を取り消すことができる。

(総代理店の廃止の認可)

第二百三十三条 免許特定法人は、総代理店を廃止しようとする場合には、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(免許特定法人の届出)

第二百三十四条 免許特定法人は、次の各号のいずれかに該当するときは、大蔵省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 当該免許特定法人の引受社員が日本における保険業務を開始したとき。

二 第二百二十条第一項第一号、第二号、第三号若しくは第五号に掲げる事項又は同条第三項第一号に掲げる書類に定めた事項を変更したとき。

三 当該免許特定法人が組織変更をしたとき。

四 当該免許特定法人が事業の全部の譲渡をしたとき。

五 当該免許特定法人が解散(合併によるものを除く)をしたとき。

六 当該免許特定法人が破産したとき。

七 日本において保険業務を行う引受社員が破産したとき。

八 その他大蔵省令で定める場合に該当するとき。

(免許特定法人及び引受社員員の清算)

第二百三十五条 免許特定法人及び引受社員は、次の各号のいずれかに該当するときは、日本に所在する財産の全部について清算をしなければならない。

一 当該免許特定法人に係る第二百二十九条第一項の免許が第二百三十一条又は第二百三十二条の規定により取り消されたとき。

二 当該免許特定法人に係る第二百二十九条第一項の免許が次条の規定によりその効力を失つたとき。

2 前項の規定により免許特定法人及び引受社員が清算をする場合には、大蔵大臣は、利害関係

人の請求により又は職権で、清算人を選任する。当該清算人を解任する場合についても、同様とする。

3 大蔵大臣は、前項の規定により清算人を選任する場合においては、当該清算に係る免許特定法人及び引受社員に日本における主たる店舗の所在地の登記所にその旨の登記を嘱託しなければならない。

4 第四百七十八条の規定により読み替えて適用する商法第四百二十三条(債権申出期間内の弁済)の規定並びに同法第四百二十一条、第四百二十二条、第四百二十四条及び第四百三十条から第四百五十六条まで、株式会社法の清算及び特別清算の規定は、その性質上許されないものを除き、第一項の規定による免許特定法人及び引受社員員の清算について準用する。

5 非訟事件手続法第三百三十八条ノ十六(外国会社の営業所閉鎖の場合の清算)の規定は、第一項の規定による免許特定法人及び引受社員員の清算について準用する。

6 第四百七十七条の規定は第一項の規定による免許特定法人及び引受社員員の清算の場合について、第四百七十五条及び第四百七十九条第一項の規定は第一項の規定による免許特定法人及び引受社員員の清算の場合(第四項において準用する商法第四百三十一条から第四百五十六条までの規定の適用がある場合を除く。以下この項において同じ。)について、第二百二十六条及び第二百二十七条の規定は第一項の規定による免許特定法人及び引受社員員の清算の場合において大蔵大臣が清算に係る免許特定法人及び引受社員員の清算の監督上必要があると認めるときについて、それぞれ準用する。この場合において、第四百七十七条第二項中「解散の日」とあるのは、「当該免許特定法人に係る第二百二十九条第一項の免許が取り消され、又はその効力を失つた日」と、同条第三項中「清算保険会社」とあるのは、「清算に係る引受社員」と、第四百七十五条中「前条第一

項、第三項又は第六項とあるのは「第二百三十五條第二項」と、「清算保険会社」とあるのは「当該清算に係る免許特定法人及び引受社員」と、第二百三十九條第一項中「清算保険会社」とあるのは「清算に係る免許特定法人及び引受社員」と読み替へるものとする。

(免許の失効)

第二百三十八條 免許特定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該免許特定法人の第二百三十九條第一項の大蔵大臣の免許は、その効力を失う。

一 日本における保険業をすべての引受社員が廃止したとき。

二 当該免許を受けた日から六月を経過しても日本における保険業を開始した引受社員がないとき(やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ、免許特定法人が大蔵大臣の承認を受けたときを除く)。

2 第二百三十四條第四号から第六号までのいずれかに該当して同条の規定による届出があったときは、当該届出をした免許特定法人に係る第二百三十九條第一項の大蔵大臣の免許は、その効力を失う。

(大蔵大臣の告示)

第二百三十七條 次に掲げる場合には、大蔵大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

一 第二百三十條若しくは第二百三十一條の規定又は第二百四十條の規定により適用する第二百四十一條の規定により引受社員に日本における業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

二 第二百三十一條又は第二百三十二條の規定により第二百三十九條第一項の免許を取り消したとき。

三 第二百四十條の規定により適用する第二百四十一條の規定による保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分又は第二百四十條の規定により適用する第二百五十八條第一項の規定による命令をしたとき。

四 前条の規定により第二百三十九條第一項の免許がその効力を失ったとき。

(公告)

第二百三十八條 免許特定法人又は引受社員がこの法律の規定により行う公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載しなければならぬ。

(総代理店の届出等)

第二百三十九條 第二百三十九條第一項の免許を受けようとする特定法人及び当該特定法人の引受社員に係る総代理店になろうとする者は、当該免許の申請時までに、その旨、業務の内容、引受社員に日本に所在する財産の管理の方法その他の大蔵省令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならぬ。届け出た事項に変更があったときも、同様とする。

(この法律の適用関係等)

第二百四十條 特定法人が第二百三十九條第一項の免許を受けた場合におけるこの法律の適用については、次に定めるところによる。

一 第一百八十五條第六項、第一百八十六條第三項、第一百九十一條、第一百九十七條、第一百九十九條において準用する第九十七條から第九十條まで、第一百二十二條及び第九十四條から第一百二十二條まで、第二百十條、第二編第十章、第三編並びに第四編の規定(これらの規定に係る罰則を含む)の適用については、免許特定法人の引受社員を外国保険会社等又は第二百三十九條第二項の免許の種類に応じ外国生命保険会社等若しくは外国損害保険会社等とみなす。この場合において、第二百三十七條中「第九十條」とあるのは「第二百三十三條」と、第二百三十九條において準用する第九十七條第一項中「第一百八十五條第二項」とあるのは「第二百三十九條第二項」とする。

二 第二百三十九條において準用する第九十一條から第九十五條までの規定(これらの規定に係る罰則を含む)の適用については、特定損害保険

業免許を受けた特定法人の日本において保険業を行う引受社員を外国損害保険会社等とみなす。

三 第二百三十九條並びに第二百三十九條において準用する第九十條及び第九十一條の規定(これらの規定に係る罰則を含む)の適用については、免許特定法人を外国保険会社等とみなす。この場合において、第二百三十五條中「財産目録、貸借対照表」とあるのは「当該免許特定法人及び引受社員の貸借対照表」と、第二百三十九條において準用する第九十條第一項中「日本における業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員の日本における業務」と、第二百三十九條において準用する第九十一條中「日本における業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員の日本における業務」と、「外国保険会社等の業務」とあるのは「免許特定法人及び引受社員の業務」と、「第一百八十五條第一項に規定する支店等」とあるのは「第二百三十九條第一項に規定する総代理店の本店及び支店」とする。

四 第二百三十二條及び第二百三十九條の規定(これらの規定に係る罰則を含む)の適用については、日本における代表者を外国保険会社等の日本における代表者とみなす。この場合において、同条第四項中「外国保険会社等の債権者」とあるのは「引受社員の債権者」と、「外国保険会社等のその業務」とあるのは「総代理店のその業務」と、「当該外国保険会社等」とあるのは「当該総代理店」とする。

五 第二百三十九條において準用する第九十條並びに第二百三十一條において準用する第二百四十二條及び第七節第三節の規定(これらの規定に係る罰則を含む)の適用については、免許特定法人及び引受社員を外国保険会社等とみなす。

六 第二百三十八條の規定は、免許特定法人の引受社員については、適用しない。

2 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四十七号)その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、免許特定法人の引受社員を外国保険会社等又は第二百三十九條第二項の免許の種類に応じ外国生命保険会社等若しくは外国損害保険会社等とみなす。

第十章 保険契約者等の保護のための特別の措置等

第一節 業務及び財産の管理等に関する大蔵大臣の処分等

第一款 業務の停止、保険契約の移転及び合併等の協議の命令並びに業務及び財産の管理

(業務の停止、保険契約の移転及び合併等の協議の命令並びに業務及び財産の管理)

第二百四十一條 大蔵大臣は、保険会社(外国保険会社等を含む)第二百四十三條、第二百五十四條、第二百五十五條及び第二百六十條第五項第一号ロを除き、以下この章において同じ)の業務若しくは財産の状況に照らしてその保険業(外国保険会社等)にあっては、日本における保険業。以下この条において同じ)の継続が困難であると認めるとき、又はその業務(外国保険会社等)にあっては、日本における業務。以下この条から第二百五十條までにおいて同じ)の運営が著しく不適切でありその保険業の継続が保険契約者等(外国保険会社等)の場合にあっては、日本における保険契約者等。以下この章において同じ)の保護に欠ける事態を招くおそれがあるとき、又は当該保険会社に対し、業務の全部若しくは一部の停止、保険契約の移転若しくは合併の協議(外国保険会社等)にあっては、日本における保険契約の移転の協議)その他必要な措置を命じ、又は保険管理人による業務及び財産(外国保険会社等にあっては、日本に所在する財産。次条において同じ)の管理を命ずる処分をすることができ。

第二款 業務及び財産の管理
(保険管理人の選任等)

第二百四十二条 前条の規定による保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分(以下この款及び第二百五十八条第二項において「管理を命ずる処分」という。)があつたときは、当該処分を受けた保険会社(以下この節において「被管理会社」という。)を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利(外国保険会社等を代表する権利にあつては、日本における保険業に係る範囲に限る。)は、保険管理人に専属する。商法第二百四十七条(決議取消しの訴え)(第四十一条及び第四十九条において準用する場合を含む。)、第二百八十条ノ十五(新株発行の無効の訴え)(第六十条第四項において準用する場合を含む。)、第三百八十条(資本減少無効の訴え)、第四百十五条(合併無効の訴え)(第八十四条第二項(第九十六条において準用する場合を含む。))及び第七十三条第一項において準用する場合を含む。)(第四百二十八条設立無効の訴え)(第六百八十三条第一項において準用する場合を含む。)(規定による取締役の権利についても、同様とする。

2 保険管理人は、大蔵大臣が選任する。

3 大蔵大臣は、保険管理人に対して、被管理会社の業務及び財産の管理に必要の措置を命ずることができる。

4 大蔵大臣は、保険管理人が被管理会社の業務及び財産の管理を適切に行っていないと認めるときは、保険管理人を解任することができる。

5 大蔵大臣は、第二項の規定により保険管理人を選任したとき、又は前項の規定により保険管理人を解任したときは、被管理会社に対し、その旨を通知しなければならない。

6 会社更生法(昭和二十七年法律第七十一号)第九十七条、第九十八条、第九十九条の四及び第二百八十五条(数人の管財人の職務執行、管財人代理の選任、注意義務並びに費用の前払及び報酬)の規定は保険管理人について、民法第四十四条第一項(法人の不法行為能力)の規定は被管理会社について、それぞれ準用する。この場合において、会社更生法第九十七条第一項、第九十八条第二項及び第二百八十五条第一項中「裁判所」とあるのは「大蔵大臣」と、民法第四十四条第一項中「理事其他ノ代理人」とあるのは「保険管理人」と読み替へるものとする。

第二百四十三条 保険会社は、保険管理人となることができる。

2 保険会社は、大蔵大臣から保険管理人となることを求められた場合には、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

(通知及び登記)

第二百四十四条 大蔵大臣は、管理を命ずる処分をしたときは、直ちに、被管理会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所にその旨を通知し、かつ、嘱託書に当該命令書の謄本を添付して、被管理会社の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所の所在地(外国保険会社等の場合にあつては、第六百八十五条第一項に規定する支店等の所在地)の登記所に、その登記を嘱託しなければならない。

(業務の停止)

第二百四十五条 管理を命ずる処分があつたときは、被管理会社は、その業務を停止しなければならない。ただし、保険管理人の申出により、その業務の一部を停止しないことについて大蔵大臣が必要があると認めた場合には、当該業務の一部については、この限りでない。

(株主の名義書換の禁止)

第二百四十六条 被管理会社(外国保険会社等を除く。)が株式会社である場合において、大蔵大臣は、必要があると認めるときは、株主の名義書換を禁止することができる。

(計画の承認)

第二百四十七条 大蔵大臣は、保険契約者等の保護のため被管理会社に係る保険契約(外国保険

び報酬)の規定は保険管理人について、民法第四十四条第一項(法人の不法行為能力)の規定は被管理会社について、それぞれ準用する。この場合において、会社更生法第九十七条第一項、第九十八条第二項及び第二百八十五条第一項中「裁判所」とあるのは「大蔵大臣」と、民法第四十四条第一項中「理事其他ノ代理人」とあるのは「保険管理人」と読み替へるものとする。

会社等にあつては、日本における保険契約。第二百四十四条及び第二百六十条第二項を除き、以下この章において同じ。)の存続を図ることが必要であると認めるときは、保険管理人に対し、保険契約の移転、合併その他必要な措置を定める計画の作成を命ずることができる。

2 保険管理人は、前項の計画を作成したときは、大蔵大臣の承認を得なければならない。

3 保険管理人は、前項の承認があつたときは、遅滞なく、当該承認に係る第一項の計画を実行に移さなければならない。

4 保険管理人は、やむを得ない事情が生じた場合には、大蔵大臣の承認を受けて、第一項の計画を変更し、又は廃止することができる。

5 大蔵大臣は、保険契約者等の保護のため必要があると認めるときは、保険管理人に対し、第一項の計画の変更又は廃止を命ずることができる。

(保険管理人による管理を命ずる処分の取消し)

第二百四十八条 大蔵大臣は、管理を命ずる処分について、その必要がなくなったと認めるときは、当該管理を命ずる処分を取り消さなければならない。

2 第二百四十四条の規定は、前項の場合について準用する。

(会社整理に関する商法の規定の不適用)

第二百四十九条 商法第三百八十一条第一項(整理の開始)、第三百八十六条第一項第六号から第九号までを除く。及び第二項(整理実行のために裁判所の行う処分)、第三百八十七条第一項(処分に関する登記及び登録)、第三百八十八条から第三百九十一条まで(検査命令、検査役の報告事項、検査役の権限及び整理委員)、第三百九十七条(監督命令)並びに第三百九十八条(管理命令)(これらの規定を第五百五十一条において準用する場合を含む。)(規定は、管理を命ずる処分があつた場合における当該管理を命ずる処分に係る被管理会社については、適用しない。

3 前項に規定する「特定契約」とは、次項の公告の時(当該公告の時において既に、第二百四十一条の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられ、保険契約に係る支払のすべてを停止している場合又は第二百四十五条(第二百五十八条第二項において準用する場合を含む。))、この条第五項若しくは第二百五十四条第四項の規定によりその業務を停止し、保険契約に係る支払のすべてを停止している場合にあつては、その保険契約に係る支払のすべてを停止した時)において既に保険事故が発生している保険契約(当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。)(その他の政令で定める保険契約をいう。

4 第一項の保険会社は、外国保険会社等以外の会社であるときは第二百三十六条第一項の株主總會等の招集の通知の発送日において、当該株主

2 前項の保険契約の移転をする場合には、当該保険会社に係る保険契約のうち、特定契約以外の全部を包括して移転しなければならない。

3 前項に規定する「特定契約」とは、次項の公告の時(当該公告の時において既に、第二百四十一条の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられ、保険契約に係る支払のすべてを停止している場合又は第二百四十五条(第二百五十八条第二項において準用する場合を含む。))、この条第五項若しくは第二百五十四条第四項の規定によりその業務を停止し、保険契約に係る支払のすべてを停止している場合にあつては、その保険契約に係る支払のすべてを停止した時)において既に保険事故が発生している保険契約(当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。)(その他の政令で定める保険契約をいう。

2 前項の保険契約の移転をする場合には、当該保険会社に係る保険契約のうち、特定契約以外の全部を包括して移転しなければならない。

3 前項に規定する「特定契約」とは、次項の公告の時(当該公告の時において既に、第二百四十一条の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられ、保険契約に係る支払のすべてを停止している場合又は第二百四十五条(第二百五十八条第二項において準用する場合を含む。))、この条第五項若しくは第二百五十四条第四項の規定によりその業務を停止し、保険契約に係る支払のすべてを停止している場合にあつては、その保険契約に係る支払のすべてを停止した時)において既に保険事故が発生している保険契約(当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。)(その他の政令で定める保険契約をいう。

4 第一項の保険会社は、外国保険会社等以外の会社であるときは第二百三十六条第一項の株主總會等の招集の通知の発送日において、当該株主

2 前項の保険契約の移転をする場合には、当該保険会社に係る保険契約のうち、特定契約以外の全部を包括して移転しなければならない。

3 前項に規定する「特定契約」とは、次項の公告の時(当該公告の時において既に、第二百四十一条の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられ、保険契約に係る支払のすべてを停止している場合又は第二百四十五条(第二百五十八条第二項において準用する場合を含む。))、この条第五項若しくは第二百五十四条第四項の規定によりその業務を停止し、保険契約に係る支払のすべてを停止している場合にあつては、その保険契約に係る支払のすべてを停止した時)において既に保険事故が発生している保険契約(当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。)(その他の政令で定める保険契約をいう。

4 第一項の保険会社は、外国保険会社等以外の会社であるときは第二百三十六条第一項の株主總會等の招集の通知の発送日において、当該株主

2 前項の保険契約の移転をする場合には、当該保険会社に係る保険契約のうち、特定契約以外の全部を包括して移転しなければならない。

3 前項に規定する「特定契約」とは、次項の公告の時(当該公告の時において既に、第二百四十一条の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられ、保険契約に係る支払のすべてを停止している場合又は第二百四十五条(第二百五十八条第二項において準用する場合を含む。))、この条第五項若しくは第二百五十四条第四項の規定によりその業務を停止し、保険契約に係る支払のすべてを停止している場合にあつては、その保険契約に係る支払のすべてを停止した時)において既に保険事故が発生している保険契約(当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。)(その他の政令で定める保険契約をいう。

4 第一項の保険会社は、外国保険会社等以外の会社であるときは第二百三十六条第一項の株主總會等の招集の通知の発送日において、当該株主

2 前項の保険契約の移転をする場合には、当該保険会社に係る保険契約のうち、特定契約以外の全部を包括して移転しなければならない。

3 前項に規定する「特定契約」とは、次項の公告の時(当該公告の時において既に、第二百四十一条の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられ、保険契約に係る支払のすべてを停止している場合又は第二百四十五条(第二百五十八条第二項において準用する場合を含む。))、この条第五項若しくは第二百五十四条第四項の規定によりその業務を停止し、保険契約に係る支払のすべてを停止している場合にあつては、その保険契約に係る支払のすべてを停止した時)において既に保険事故が発生している保険契約(当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。)(その他の政令で定める保険契約をいう。

4 第一項の保険会社は、外国保険会社等以外の会社であるときは第二百三十六条第一項の株主總會等の招集の通知の発送日において、当該株主

2 前項の保険契約の移転をする場合には、当該保険会社に係る保険契約のうち、特定契約以外の全部を包括して移転しなければならない。

3 前項に規定する「特定契約」とは、次項の公告の時(当該公告の時において既に、第二百四十一条の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられ、保険契約に係る支払のすべてを停止している場合又は第二百四十五条(第二百五十八条第二項において準用する場合を含む。))、この条第五項若しくは第二百五十四条第四項の規定によりその業務を停止し、保険契約に係る支払のすべてを停止している場合にあつては、その保険契約に係る支払のすべてを停止した時)において既に保険事故が発生している保険契約(当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。)(その他の政令で定める保険契約をいう。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

總會等が開かれる旨及び当該契約条件の変更を含む保険契約の移転の決議が決議の目的となつてゐる旨を、外国保険会社等であるときは第百三十五條第一項の契約に係る契約書の作成日において、当該契約条件の変更を含む契約書が作成された旨を、それぞれ公告しなければならぬ。

5 第一項の保険会社は、前項の公告の時に既に、第二百四十一條の規定により業務の全部の停止を命ぜられ、又は第二百四十五條本文(第二百五十八條第二項において準用する場合を含む。)、この項本文若しくは第二百五十四條第四項本文の規定によりその業務の全部を停止している場合を除き、当該公告の時から、その業務の全部を停止しなければならぬ。ただし、当該保険会社の申出により、その業務の一部を停止しないことについて、大蔵大臣が必要があると認められた場合には、当該業務の一部については、この限りでない。

(保険契約の移転の公告及び異議申立てに関する特例)

第二百五十一條 前条第一項の保険契約の移転をする場合には、第百三十七條第一項(第百三十七條第一項において準用する場合を含む。の公告に、契約条件の変更により生ずる保険契約者の権利義務の変更の主要な内容その他の大蔵省令で定める事項を付記しなければならない。

2 前条第一項の保険契約の移転をする場合における第百三十七條第四項(第百三十七條第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。の規定の適用については、第百三十七條第四項中「五分の一」とあるのは、「十分の一」とする。

(契約条件の変更を伴う保険契約の移転の効果) 第二百五十二條 第二百五十一條第一項の保険契約の移転をしたときは、当該保険契約の移転に係る保険契約に係る債権及び債務については、当該保険契約について第百三十五條第一項(第

百三十五條第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。の契約において定められた契約条件の変更がされた後の条件で、第百三十五條第一項に規定する移転先会社が承継する。

(契約条件の変更の通知)

第二百五十三條 第二百五十一條の保険契約の移転をした場合における第百四十條第二項(第二百五十一條において準用する場合を含む。以下この条において同じ。の規定の適用については、第百四十條第二項中「同条第四項に規定する軽微な変更を定めたときは、保険契約の移転を受けたこと及び当該軽微な変更の内容」とあるのは、「第二百五十一條第一項に規定する契約条件の変更(第百三十五條第四項に規定する軽微な変更を含む。以下この項において同じ。を定めたときは、保険契約の移転を受けたこと及び当該契約条件の変更後の保険契約者の権利及び義務の内容」とする。

(合併契約における契約条件の変更)

第二百五十四條 第二百四十一條の規定により合併の協議を命ぜられた保険会社が合併しようとする場合又は被管理会社である保険会社が第百二十四條第二項の承認(同条第四項の変更の承認を含む。)を受けた同条第一項の計画に従つて合併する場合には、合併契約書において、当該保険会社に係る保険契約(特定契約を除く。)について契約条件の変更を定めることができる。

2 前項に規定する「特定契約」とは、次項の公告の時当該公告の時に既に、第二百四十一條の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられ、保険契約に係る支払のすべてを停止している場合又は第百四十五條(第二百五十八條第二項において準用する場合を含む。)、第百五十條第五項若しくはこの条第四項の規定によりその業務を停止し、保険契約に係る支払のすべてを停止している場合にあって

は、その保険契約に係る支払のすべてを停止した時)において既に保険金請求権等(第百六十六條第三項において準用する第百七十七條第二項に規定する保険金請求権等という。)が生じている保険契約(当該保険金請求権等に係る支払により消滅することとなるものに限る。)をいう。

3 第一項の保険会社は、商法第四百八條第一項

(合併契約書の承認)(第百七十三條第一項において準用する場合を含む。の承認の決議を行う株主總會等の招集の通知の発送日において、当該株主總會等が開かれる旨及び当該契約条件の変更を含む合併契約書の承認の決議が決議の目的となつてゐる旨を公告しなければならぬ。

4 第一項の保険会社は、前項の公告の時に既に、第二百四十一條の規定により業務の全部の停止を命ぜられ、又は第二百四十五條本文(第二百五十八條第二項において準用する場合を含む。)、第二百五十一條第五項本文若しくはこの項本文の規定によりその業務の全部を停止している場合を除き、当該公告の時から、その業務の全部を停止しなければならぬ。ただし、当該保険会社の申出により、その業務の一部を停止しないことについて、大蔵大臣が必要があると認められた場合には、当該業務の一部については、この限りでない。

(合併の公告及び異議申立てに関する特例) 第二百五十五條 前条第一項の保険会社は、第百六十六條第一項の公告に、契約条件の変更により生ずる保険契約者の権利義務の変更の内容その他の大蔵省令で定める事項を付記しなければならない。

2 前条第一項の合併をする場合における第百六十六條第三項において準用する第百七十七條第四項の規定の適用については、同項中「五分の一」とあるのは、「十分の一」とする。

3 前条第一項の合併の場合においては、合併後存続する保険会社又は合併により設立される保

險会社は、合併後三月以内に、同項の保険会社の保険契約者に対し、その旨及び契約条件の変更後の保険契約者の権利及び義務の内容を通知しなければならない。

第四款 保険契約の移転等の手続の実施の命令等

(保険契約の移転等の協議の相手方の指定)

第二百五十六條 大蔵大臣は、第二百四十一條の規定により保険契約の移転又は合併の協議その他必要な措置を命じた場合において必要があることを認めるときは、当該処分を受けた保険会社が当該命ぜられた措置に係る協議をすべき相手方として他の保険会社を指定し、当該他の保険会社にその協議に応ずるよう勧告することができる。

2 前項の規定は、大蔵大臣が第二百四十七條第二項の規定により同条第一項の計画を承認した場合において準用する。この場合において、前項中「当該処分を受けた保険会社が当該命ぜられた措置」とあるのは、「被管理会社が当該計画に定められた措置」と読み替へるものとする。

(保険契約の移転等の条件のあつせん)

第二百五十七條 大蔵大臣は、前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の場合において、その協議が調わないときは、あらかじめ同条第一項に規定する処分を受けた保険会社又は同条第二項において準用する同条第一項の被管理会社及び同項の勧告を受けた他の保険会社の意見を聴取し、条件を示して、必要なあつせんをすることが出来る。

(保険契約の移転等の手続の実施の命令)

第二百五十八條 大蔵大臣は、前条の場合において同条の他の保険会社があつてに係る条件に同意したときは、同条に規定する処分を受けた保険会社又は被管理会社に対し、当該条件に従い第百五十六條第一項に規定する当該命ぜられた措置又は同条第二項において準用する同条第一項に規定する当該計画に定められた措置を

実行するために必要な手続をとることを命ずることが出来る。

2 第二百四十五条の規定は、前項の場合管理を命ずる処分を受けている場合を除く。について準用する。

第二節 保険契約者保護基金の行う資金援助等

第一款 保険契約者保護基金

(指定)

第二百五十九条 大蔵大臣は、次に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条第一項各号に掲げる業務及び同条第二項の業務の全部(以下この款において「資金援助等事業」という。)を適正かつ確実に行うことができると認められるときは、この節の定めるところにより資金援助等事業を行う者として、指定することができる。

一 民法第三十四条(公益法人の設立)の規定により設立された法人であること。

二 第二百六十五条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していない者でないこと。

三 その役員のうち、禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないものがないこと。

四 その役員のうち、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者がいないこと。

五 その役員のうち、この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者がいないこと。

2 大蔵大臣は、前項の指定をしたときは、指定した者(以下この節において「保険契約者保護基金」という。)の名称及び事務所の所在地を官報で告示しなければならない。

3 保険契約者保護基金は、その名称又は事務所

の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

4 大蔵大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を官報で告示しなければならない。

(業務)

第二百六十条 保険契約者保護基金は、保険契約の移転等の円滑な実施を援助することにより保険契約者等の保護を図り、もつて保険業に対する信頼性を維持するため、この節の定めるところにより、次に掲げる業務を行うものとする。

一 救済保険会社に対して、資金援助を行うこと。

二 負担金を収納し、及び管理すること。

三 前二号の業務に附帯する業務

2 保険契約者保護基金は、前項の規定により行う業務のほか、同項第一号の業務の遂行を妨げない限度において、一時的な資金事情により、保険金(外国保険会社等)の支払を遅延し、又は遅延するおそれのある事業参加者に対する資金の貸付けを行うものとする。

3 保険契約者保護基金は、大蔵省令で定めるところにより、事業参加者の名簿を作成し、これを大蔵大臣に提出するとともに、公衆の縦覧に供しなければならない。

4 保険契約者保護基金は、大蔵省令で定めるところにより、その業務の一部を、他の者に委託することができる。

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 保険契約の移転等 次に掲げるものをいう。

イ 破綻保険会社と他の保険会社との間で、破綻保険会社に係る保険契約の全部に係る保険契約の移転すること。

ロ 破綻保険会社(外国保険会社等を除く。)

と他の保険会社との合併で、当該他の保険会社が存続することとなるもの

ハ 破綻保険会社の株式の他の保険会社による取得で、当該破綻保険会社の業務(外国保険会社等)にあっては、日本における業務、次号及び次款において同じ。の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るために必要な事項として大蔵大臣が定めるものを実施するために行うもの

二 破綻保険会社 事業参加者で、業務若しくは財産(外国保険会社等)にあっては、日本に所在する財産)の状況に照らして保険金の支払を停止するおそれのある者又は保険金の支払を停止した者をいう。

三 救済保険会社 事業参加者で、保険契約の移転等を行う者のうち破綻保険会社でない者をいう。

四 事業参加者 保険契約者保護基金が行う資金援助に係る資金を拠出することを約した保険会社をいう。

五 資金援助 金銭の贈与、資金の貸付け、資産の買取り、債務の保証その他大蔵省令で定めるものをいう。

六 負担金 第四号の契約により事業参加者が拠出する資金をいう。

(業務規程)

第二百六十一条 保険契約者保護基金は、資金援助等事業の実施に関する規程(以下この款において「業務規程」という。)を定め、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、救済保険会社(前条第五項第三号に規定する救済保険会社をいう。次款において同じ。)に対する資金援助(同項第五号に規定する資金援助をいう。次款において同じ。)に関する事項、負担金(同項第六号に規定する負担金をいう。)の拠出に関する事項その他大蔵省令で定める事項を定めなければならない。

3 大蔵大臣は、第一項の認可をした業務規程が資金援助等事業の適正かつ確実な運営上不適当なものとなつたと認めるときは、その変更を命ずることができる。

(守秘義務)

第二百六十二条 保険契約者保護基金の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、資金援助等事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(立入検査等)

第二百六十三条 大蔵大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、保険契約者保護基金に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、保険契約者保護基金の事務所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(監督命令)

第二百六十四条 大蔵大臣は、この節の規定を施行するため必要があると認めるときは、保険契約者保護基金に対し、監督上必要な命令をすることができる。

2 大蔵大臣は、保険契約者保護基金の役員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは業務規程に違反する行為をしたとき、又はその在任により保険契約者保護基金が第二百五十九条第一項第三号から第五号までに掲げる要件に適合しなくなるときは、当該保険契約者保護基金に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(指定の取消)

第二百六十五条 大蔵大臣は、保険契約者保護基金が次の各号のいずれかに該当するときは、第二百五十九条第一項の指定を取り消すことができる。

一 資金援助等事業を適正かつ確実に運営することができないと認められるとき。

平成七年五月十六日 衆議院會議録第二十七号

保險業法案及び同報告書

五一

十五條第一項の免許がその効力を失つたとき。

(公告)

第二百七十四條 保險会社がこの法律の規定により行う公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載しなければならぬ。

第三編 保險募集

第一章 通則

(保險募集の制限)

第二百七十五條 次の各号に掲げる者が当該各号に定める保險募集を行う場合を除くほか、何人も保險募集を行つてはならない。

一 次條の登録を受けた生命保險募集人、その所屬保險会社のために行う保險契約の締結の代理又は媒介

二 損害保險会社(外國損害保險会社等を含む。以下この編において同じ。)の役員(代表権を有する役員及び監督役を除く。以下この條、第二百八十三條及び第三百二條において同じ。)若しくは使用人又は次條の登録を受けた損害保險代理店若しくはその役員若しくは使用人、その所屬保險会社のために行う保險契約の締結の代理又は媒介

三 第二百八十六條の登録を受けた保險仲立人又はその役員若しくは使用人、保險契約(外國保險会社等以外の外國保險業者が保險者となる保險契約については、政令で定めるものに限る。)の締結の媒介であつて生命保險募集人及び損害保險募集人がその所屬保險会社のために行う保險契約の締結の媒介以外のもの

第二章 生命保險募集人及び損害保險代理店並びに所屬保險会社

第一節 生命保險募集人及び損害保險代理店

(登録)
第二百七十六條 生命保險募集人及び損害保險代理店は、この法律の定めるところにより、大蔵大臣の登録を受けなければならない。

(登録の申請)
第二百七十七條 前條の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所
二 事務所の名称及び所在地
三 所屬保險会社の商号、名称又は氏名
四 他に業務を行っているときは、その業務の種類

五 その他大蔵省令で定める事項
2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第二百七十九條第一項第一号から第五号まで、第七号、第八号(同項第六号に係る部分を除く)、第九号(同項第六号に係る部分を除く)、第十号又は第十一号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
二 登録申請者が法人(法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この編において同じ。)であるときは、その役員(法人でない社團又は財団におけるその代表者又は管理人を含む。第二百八十三條及び第三百二條を除き、以下この編において同じ。)の氏名及び住所を記載した書面

三 前二号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める書類
(登録の実施)
第二百七十八條 大蔵大臣は、第二百七十六條の登録の申請があつた場合においては、次條第一項から第三項までの規定により登録を拒否する場合を除くほか、直ちに、次に掲げる事項を大蔵省に備える生命保險募集人登録簿又は損害保險代理店登録簿に登録しなければならない。

一 前條第一項各号に掲げる事項
二 登録年月日及び登録番号
2 大蔵大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者及び所屬保險会社に通知しなければならない。

(登録の拒否)
第二百七十九條 大蔵大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 破産者で復権を得ないもの又は外國の法令上これと同様に取り扱われている者
二 禁錮以上の刑(これに相当する外國の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終り、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

三 この法律又はこれに相当する外國の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外國の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終り、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
四 第三百七十七條第一項の規定により第二百七十六條の登録を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の日から三十日以内に当該法人の役員であつた者が当該取消の日から三年を経過しないものを含む。)(又はこの法律に相当する外國の法令の規定により当該外國において受けている同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。以下この号において「登録等」という。)を取り消され、その取消の日から三年を経過しない者(当該登録等を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の日から三十日以内に当該法人の役員であつた者が当該取消の日から三年を経過しないものを含む。))

七 保險仲立人又はその役員若しくは保險募集を行う使用人
八 營業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
九 法人でその役員のうち第一号から第六号までのいずれかに該当する者のあるもの
十 個人でその保險募集を行う使用人のうちに第七号に該当する者のあるもの

十一 法人でその役員又は保險募集を行う使用人のうちに第七号に該当する者のあるもの
大蔵大臣は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、登録申請者にその旨を通知し、その者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるため、大蔵大臣の指定する職員をして意見を聴取せなければならない。

3 前項の場合において、大蔵大臣は、意見を聴取される者が正当な理由がないのに、意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで登録を拒否することができる。

4 大蔵大臣は、前三項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、書面をもって、その旨を登録申請者に通知しなければならない。
(変更等の届出等)
第二百八十條 生命保險募集人又は損害保險代理店が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 第二百七十七條第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき、当該変更に係る生命保險募集人又は損害保險代理店
二 保險募集の業務を廃止したとき、生命保險募集人若しくは損害保險代理店であつた個人又は生命保險募集人若しくは損害保險代理店であつた法人を代表する役員
三 生命保險募集人又は損害保險代理店である個人が死亡したとき、その相続人

五 禁治産者若しくは準禁治産者又は外國の法令上これらと同様に取り扱われている者
六 申請の日前三年以内に保險募集に關し著しく不適当な行為をした者

七 保險仲立人又はその役員若しくは保險募集を行う使用人
八 營業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
九 法人でその役員のうち第一号から第六号までのいずれかに該当する者のあるもの
十 個人でその保險募集を行う使用人のうちに第七号に該当する者のあるもの

十一 法人でその役員又は保險募集を行う使用人のうちに第七号に該当する者のあるもの
大蔵大臣は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、登録申請者にその旨を通知し、その者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるため、大蔵大臣の指定する職員をして意見を聴取せなければならない。

3 前項の場合において、大蔵大臣は、意見を聴取される者が正当な理由がないのに、意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで登録を拒否することができる。

七 保險仲立人又はその役員若しくは保險募集を行う使用人
八 營業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
九 法人でその役員のうち第一号から第六号までのいずれかに該当する者のあるもの
十 個人でその保險募集を行う使用人のうちに第七号に該当する者のあるもの

十一 法人でその役員又は保險募集を行う使用人のうちに第七号に該当する者のあるもの
大蔵大臣は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、登録申請者にその旨を通知し、その者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるため、大蔵大臣の指定する職員をして意見を聴取せなければならない。

3 前項の場合において、大蔵大臣は、意見を聴取される者が正当な理由がないのに、意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで登録を拒否することができる。

4 大蔵大臣は、前三項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、書面をもって、その旨を登録申請者に通知しなければならない。
(変更等の届出等)
第二百八十條 生命保險募集人又は損害保險代理店が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 第二百七十七條第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき、当該変更に係る生命保險募集人又は損害保險代理店
二 保險募集の業務を廃止したとき、生命保險募集人若しくは損害保險代理店であつた個人又は生命保險募集人若しくは損害保險代理店であつた法人を代表する役員
三 生命保險募集人又は損害保險代理店である個人が死亡したとき、その相続人

五 禁治産者若しくは準禁治産者又は外國の法令上これらと同様に取り扱われている者
六 申請の日前三年以内に保險募集に關し著しく不適当な行為をした者

七 保險仲立人又はその役員若しくは保險募集を行う使用人
八 營業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
九 法人でその役員のうち第一号から第六号までのいずれかに該当する者のあるもの
十 個人でその保險募集を行う使用人のうちに第七号に該当する者のあるもの

十一 法人でその役員又は保險募集を行う使用人のうちに第七号に該当する者のあるもの
大蔵大臣は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、登録申請者にその旨を通知し、その者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるため、大蔵大臣の指定する職員をして意見を聴取せなければならない。

3 前項の場合において、大蔵大臣は、意見を聴取される者が正当な理由がないのに、意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで登録を拒否することができる。

七 保險仲立人又はその役員若しくは保險募集を行う使用人
八 營業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
九 法人でその役員のうち第一号から第六号までのいずれかに該当する者のあるもの
十 個人でその保險募集を行う使用人のうちに第七号に該当する者のあるもの

十一 法人でその役員又は保險募集を行う使用人のうちに第七号に該当する者のあるもの
大蔵大臣は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、登録申請者にその旨を通知し、その者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるため、大蔵大臣の指定する職員をして意見を聴取せなければならない。

3 前項の場合において、大蔵大臣は、意見を聴取される者が正当な理由がないのに、意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで登録を拒否することができる。

4 大蔵大臣は、前三項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、書面をもって、その旨を登録申請者に通知しなければならない。
(変更等の届出等)
第二百八十條 生命保險募集人又は損害保險代理店が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 第二百七十七條第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき、当該変更に係る生命保險募集人又は損害保險代理店
二 保險募集の業務を廃止したとき、生命保險募集人若しくは損害保險代理店であつた個人又は生命保險募集人若しくは損害保險代理店であつた法人を代表する役員
三 生命保險募集人又は損害保險代理店である個人が死亡したとき、その相続人

五 禁治産者若しくは準禁治産者又は外國の法令上これらと同様に取り扱われている者
六 申請の日前三年以内に保險募集に關し著しく不適当な行為をした者

七 保險仲立人又はその役員若しくは保險募集を行う使用人
八 營業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
九 法人でその役員のうち第一号から第六号までのいずれかに該当する者のあるもの
十 個人でその保險募集を行う使用人のうちに第七号に該当する者のあるもの

十一 法人でその役員又は保險募集を行う使用人のうちに第七号に該当する者のあるもの
大蔵大臣は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、登録申請者にその旨を通知し、その者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるため、大蔵大臣の指定する職員をして意見を聴取せなければならない。

3 前項の場合において、大蔵大臣は、意見を聴取される者が正当な理由がないのに、意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで登録を拒否することができる。

四 生命保険募集人又は損害保険代理店である法人が破産したとき。その破産管財人 五 生命保険募集人又は損害保険代理店である法人が合併法人でない社団又は財団にあつては、合併に相当する行為。次号において同じ。により消滅したとき。その法人を代表する役員であつた者 六 生命保険募集人又は損害保険代理店である法人が合併及び破産以外の理由により解散（法人でない社団又は財団にあつては、解散に相当する行為）をしたとき。その清算人（法人でない社団又は財団にあつては、その代表者又は管理人であつた者）	3 前二項の規定は、生命保険募集人が二以上の所属保険会社を有する場合においても、その保険募集に係る業務遂行能力その他の状況に照らして、保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして政令で定める場合には、適用しない。 第二節 所属保険会社 （所属保険会社の賠償責任） 第二百八十三条 所属保険会社は、生命保険募集人又は損害保険募集人が保険募集につき保険契約者に加えた損害を賠償する責めに任ずる。 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。 一 生命保険会社の役員若しくはその使用人である生命保険募集人又は損害保険会社の役員である損害保険募集人が行う保険募集については、所属保険会社が当該役員を選任につき相当の注意をし、かつ、これらの者の行う保険募集につき保険契約者に加えた損害の防止の防止に努めたとき。 二 生命保険会社の使用人若しくはその使用人である生命保険募集人又は損害保険会社の使用人である損害保険募集人が行う保険募集については、所属保険会社が当該使用人（生命保険会社の使用人の使用人を除く）の雇用につき相当の注意をし、かつ、これらの者の行う保険募集につき保険契約者に加えた損害の防止の防止に努めたとき。 三 生命保険会社の委託に基づく生命保険募集人若しくはその役員若しくは使用人である生命保険募集人又は損害保険代理店若しくはその役員若しくは使用人である損害保険募集人が行う保険募集については、所属保険会社が当該生命保険募集人又は損害保険代理店の委託をするにつき相当の注意をし、かつ、これらの者の行う保険募集につき保険契約者に加えた損害の防止に努めたとき。 第一項の規定は、所属保険会社から生命保険	募集人又は損害保険募集人に対する求償権の行使を妨げない。 4 民法第七百二十四条（損害賠償請求権の消滅時効の規定は、第一項の請求権について準用する。） （所属保険会社を代理人とする登録の申請等） 第二百八十四条 生命保険募集人若しくは損害保険代理店又は第二百八十条第一項第二号から第六号までに定める者は、所属保険会社を代理人として、第二百七十七条第一項の規定による登録の申請又は第二百八十条第一項若しくは第二百八十二条の規定による届出をすることが出来る。 （生命保険募集人又は損害保険代理店の原簿） 第二百八十五条 所属保険会社は、大蔵省令で定めるところにより、当該所属保険会社に係る生命保険募集人又は損害保険代理店に関する原簿を、その本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは従たる事務所（外国保険会社等の場合にあっては、第二百八十五条第一項に規定する支店等に備え置かなければならない。） 2 利害関係人は、必要があるときは、所属保険会社に対して、前項の原簿の閲覧を要求することが出来る。 第三章 保険仲立人 （登録） 第二百八十六条 保険仲立人は、この法律の定めるところにより、大蔵大臣の登録を受けなければならない。 （登録の申請） 第二百八十七条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。 一 商号、名称又は氏名及び住所 二 事務所、名称及び所在地 三 取り扱う保険契約の種類 四 他に業務を行っているときは、その業務の種類 五 その他大蔵省令で定める事項 2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 第二百八十九条第一項第一号から第五号まで、第七号、第八号（同項第六号に係る部分を除く）、第九号（同項第六号に係る部分を除く）又は第十号のいずれにも該当しないことを誓約する書面 二 登録申請者が法人であるときは、その役員の氏名及び住所を記載した書面 三 前二号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める書類 （登録の実施） 第二百八十八条 大蔵大臣は、第二百八十六条の登録の申請があつた場合においては、次条第一項から第三項までの規定により登録を拒否する場合を除くほか、直ちに、次に掲げる事項を大蔵省に備える保険仲立人登録簿に登録しなければならない。 一 前条第一項各号に掲げる事項 二 登録年月日及び登録番号 2 大蔵大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。 3 大蔵大臣は、保険仲立人登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。 （登録の拒否） 第二百八十九条 大蔵大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 一 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取扱われている者 二 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む）に処せられ、その刑の執行を終り、又は刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
--	--	---

- 三 この法律又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者
 - 四 第三百七条第一項の規定により第二百八十六條の登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。以下この号において「登録等」という。)を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者(当該登録等を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。))
 - 五 禁治産者若しくは準禁治産者又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
 - 六 申請の日前三年以内に保険募集に関し著しく不適当な行為をした者
 - 七 保険会社(外国保険会社等を含む。以下この編において同じ。)、保険会社の役員(生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。)、生命保険募集人又は損害保険募集人(損害保険代理店の使用人については保険募集を行う者に限る。)
 - 八 個人でその保険募集を行う使用人のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - 九 法人でその役員又は保険募集を行う使用人のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - 十 保険募集に係る業務を的確に遂行するに足る能力を有しない者
- 2 大蔵大臣は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、登録申請者その旨を通知し、その者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提示する機会を与えるため、大蔵大臣の指定する職員をして意見を聴取せねばならない。
 - 3 前項の場合において、大蔵大臣は、意見を聴取される者が正当な理由がないのに、意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで登録を拒否することができる。
 - 4 大蔵大臣は、前三項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、書面をもって、その旨を登録申請者に通知しなければならない。
 - (変更等の届出等)
 - 第二百九十条 保険仲立人が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届けなければならない。
 - 一 第二百八十七条第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき。 当該変更に係る保険仲立人
 - 二 保険募集の業務を廃止したとき。 保険仲立人であつた個人又は保険仲立人であつた法人を代表する役員
 - 三 保険仲立人である個人が死亡したとき。 其の相続人
 - 四 保険仲立人である法人が破産したとき。 其の破産管財人
 - 五 保険仲立人である法人が合併(法人でない社団又は財団にあつては、合併に相当する行為。次号において同じ。))により消滅したとき。 其の法人を代表する役員であつた者
 - 六 保険仲立人である法人が合併及び破産以外の理由により解散(法人でない社団又は財団にあつては、解散に相当する行為)をしたとき。 其の清算人(法人でない社団又は財団にあつては、その代表者又は管理人であつた者)
- 2 大蔵大臣は、前項第一号に係る同項の届出を受理したときは、届出があつた事項を保険仲立人登録簿に登録しなければならない。
 - 3 保険仲立人が第一項第二号から第六号までのいずれかに該当することとなつたときは、当該保険仲立人の登録は、その効力を失う。
 - (保証金)
 - 第二百九十一条 保険仲立人は、保証金を主たる事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。
 - 2 前項の保証金の額は、保険仲立人の業務の状況及び保険契約者等の保護を考慮して、政令で定める額とする。
 - 3 保険仲立人は、政令で定めるところにより、当該保険仲立人のために所要の保証金が前大蔵大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、かつ、その旨を大蔵大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなつている金額(以下この条において「契約金額」という。)につき第一項の保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。
 - 4 大蔵大臣は、保険契約者等の保護のため必要があるとき、保険仲立人と前項の契約を締結した者又は当該保険仲立人に對し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。
 - 5 保険仲立人は、第一項の保証金につき供託(第三項の契約の締結を含む。)を行い、かつ、その旨を大蔵大臣に届け出た後でなければ、保険契約の締結の媒介を行つてはならない。
 - 6 保険仲立人に保険契約の締結の媒介を委託した保険契約者、当該保険契約の被保険者又は保険金額を受け取るべき者は、保険契約の締結の媒介に關して生じた債權に關し、当該保険仲立人に係る保証金について、他の債權者に先立ち弁済を受ける權利を有する。
 - 7 前項の權利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。
- 8 保険仲立人は、第六項の權利の実行その他の理由により、保証金の額契約金額を含む。第十項において同じ。)が第二項の政令で定める額に不足することとなつたときは、大蔵省令で定める日から二週間以内にその不足額につき供託(第三項の契約の締結を含む。 第三百九十九條第三号において同じ。)を行い、かつ、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。
 - 9 第一項又は前項の規定により供託する保証金は、國債その他の大蔵省令で定める有価証券をもってこれに充てることができる。
 - 10 第一項、第四項又は第八項の規定により供託した保証金は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、大蔵大臣の承認を受けて、その全部又は一部を取り戻すことができる。
 - 一 前条第一項第二号から第六号までのいずれかに該当することとなつたとき。
 - 二 第三百七条第一項又は第二項の規定により登録が取り消されたとき。
 - 三 業務の状況の変化その他の理由により保証金の額が第二項の政令で定める額を超えることとなつたとき。
 - 11 大蔵大臣は、前項の承認をするときは、保険契約の締結の媒介に關して生じた債權の弁済を確保するために必要と認める限度において、取り戻すことができる時期及び取り戻すことができる保証金の額を指定することができる。
 - 12 前各項に定めるもののほか、保証金に關し必要な事項は、法務省令・大蔵省令で定める。
 - (保険仲立人賠償責任保険契約)
 - 第二百九十二条 保険仲立人は、政令で定めるところにより、保険仲立人賠償責任保険契約を締結し、大蔵大臣の承認を受けたときは、当該契約の効力の存する間、当該契約の保険金の額に應じて前条第一項の保証金の一部の供託(同条第三項の契約の締結を含む。 次項において同じ。)をしないことができる。

2 大蔵大臣は、保険契約者等の保護のため必要があるとき、前項の保険仲立人賠償責任保険契約を締結した保険仲立人に対し、前条第一項の保証金につき供託をしないことができるものとされた金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

3 前二項に定めるもののほか、保険仲立人賠償責任保険契約に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(商法の準用)

第二百九十三条 商法第五百四十三条、第五百四十四條及び第五百四十六條から第五百五十條まで(仲立営業)の規定は、保険仲立人が行う保険契約の締結の媒介であつて相互会社(外国相互会社を含む)が当該保険契約の保険者となるべきものについて準用する。

第四章 業務

(生命保険募集人及び損害保険募集人の権限の明示)

第二百九十四条 生命保険募集人及び損害保険募集人は、保険募集を行おうとするときは、顧客に対して、自己が保険会社の代理人として保険契約を締結するか、又は保険契約の締結を媒介するかの別を明示しなければならない。

(自己契約の禁止)

第二百九十五条 損害保険代理店及び保険仲立人は、その主たる目的として、自己又は自己を雇用している者を保険契約者又は被保険者とする保険契約(保険仲立人にあるときは、大蔵省令で定めるものに限る。次項において「自己契約」という。)の保険募集を行つてはならない。

2 前項の規定の適用については、損害保険代理店又は保険仲立人が保険募集を行つた自己契約に係る保険料の合計額として大蔵省令で定めるところにより計算した額が、当該損害保険代理店又は保険仲立人が保険募集を行つた保険契約に係る保険料の合計額として大蔵省令で定めるところにより計算した額の百分の五十を超える

こととなつたときは、当該損害保険代理店又は保険仲立人は、自己契約の保険募集を行うことをその主たる目的としたものとみなす。

(保険仲立人の氏名等の明示)

第二百九十六条 保険仲立人は、保険契約の締結の媒介を行おうとするときは、大蔵省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を顧客に交付しなければならない。

一 保険仲立人の商号、名称又は氏名及び住所

二 保険仲立人の権限に関する事項

三 保険仲立人の損害賠償に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項

(保険仲立人の開示事項)

第二百九十七条 保険仲立人は、顧客から求められたときは、保険契約の締結の媒介に關して当該保険仲立人が受ける手数料、報酬その他の対価の額その他大蔵省令で定める事項を、明らかにしなければならない。

(結約書の記載事項)

第二百九十八条 保険仲立人に対する商法第五百四十六條第一項(結約書作成及び交付義務)(第二百九十三条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「其要領」とあるのは、「大蔵省令で定める事項」とする。

(保険仲立人の誠実義務)

第二百九十九条 保険仲立人は、顧客のため誠実に保険契約の締結の媒介を行わなければならない。

(保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第三百条 保険会社、保険会社の役員(生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く)、生命保険募集人、損害保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、保険契約の締結又は保険募集に關して、次に掲げる行為をしてはならない。

一 保険契約者又は被保険者に対して、虚偽の

ことを告げ、又は保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為

二 保険契約者又は被保険者が保険会社に対して重要な事項につき虚偽のことを告げること

を勧める行為

三 保険契約者又は被保険者が保険会社に対して重要な事実を告げるのを妨げ、又は告げないことを勧める行為

四 保険契約者又は被保険者に対して、不利益となるべき事実を告げずに、既に成立している保険契約を消滅させて新たな保険契約の申込みをさせ、又は新たな保険契約の申込みをさせて既に成立している保険契約を消滅させる行為

五 保険契約者又は被保険者に対して、保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供を約し、又は提供する行為

六 保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に對して、一の保険契約の契約内容につき他の保険契約の契約内容と比較した事項であつて誤解させるおそれのあるものを告げ、又は表示する行為

七 保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、将来における契約者配当又は社員に対する剰余金の分配その他将来における金額が不確実な事項として大蔵省令で定めるものについて、断定的判断を示し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げ、若しくは表示する行為

八 前各号に定めるもののほか、保険契約者等の保護に欠けるおそれがあるものとして大蔵省令で定める行為

2 前項第五号の規定は、保険会社が第四條第二項各号(外国保険会社等の場合)にあつては、第百八十七條第三項各号に掲げる書類に基づいて行う場合には、適用しない。

第三百一条 生命保険会社はその子損害保険会社等(第百七條に規定する子損害保険会社等)をい

い、外国生命保険会社等の場合にあつては、第百九十四條に規定する特殊關係者をいう。以下この条において同じ。が行う保険契約の締結又は損害保険会社等に係る保険募集に關して、損害保険会社はその子生命保険会社等(第百七條に規定する子生命保険会社等)をい、外国損害保険会社等の場合にあつては、第百九十四條に規定する特殊關係者をいう。以下この条において同じ。が行う保険契約の締結又は子生命保険会社等に係る保険募集に關して、次に掲げる行為又は取引をしてはならない。

一 当該子損害保険会社等又は当該子生命保険会社等を被保険者とする保険契約の締結又は被保険者に対して、特別の利益の提供を約し、又は提供する行為

二 当該子損害保険会社等若しくは当該子生命保険会社等との間又は当該子損害保険会社等若しくは当該子生命保険会社等を被保険者とする保険契約の締結又は被保険者とする保険契約の締結の媒介のうち前号に掲げるものに準ずる行為又は取引で、保険募集の公正を害するおそれのあるものとして大蔵省令で定める行為又は取引

第五章 監督

(役員又は使用人の届出)

第三百二條 損害保険代理店又は保険仲立人は、その役員又は使用人に保険募集を行わせようとするときは、その者の氏名及び住所を大蔵大臣に届け出なければならない。届け出た事項について変更を生じたとき、又は届出に係る役員若しくは使用人が保険募集を行わないこととなつたとき、若しくはこれらの者が死亡したときも、同様とする。

(帳簿書類の備付け)

第三百三條 保険仲立人は、大蔵省令で定めるところにより、その事務所に、その業務に關する帳簿書類を備え、保険契約者ごとに保険契約の締結の年月日その他の大蔵省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(事業報告書の提出)

第三百四十二条 保険仲立人は、事業年度ごとに、大蔵省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

(立入検査等)

第三百五十二条 大蔵大臣は、この法律の施行に必要な限度において、生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人に対し、その業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該生命保険募集人、損害保険代理店若しくは保険仲立人の事務所に立ち入りさせ、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(業務改善命令)

第三百六十二条 大蔵大臣は、生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人の業務の運営に關し、保険契約者等の利益を害する事実があると認めるときは、保険契約者等の保護のため必要な限度において、当該生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人に対し、業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第三百七十二条 大蔵大臣は、生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 生命保険募集人若しくは損害保険代理店が第二百七十九条第一項第一号から第三号まで、第四号(この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)、第五号、第七号、第八号(同項第六号に係る部分を除く。)、第九号(同項第六号に係る部分を除く。)、第十号若しくは第十一号のいずれかに該当する

こととなつたとき、又は保険仲立人が第二百八十九条第一項第一号から第三号まで、第四号(この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)、第五号、第七号、第八号(同項第六号に係る部分を除く。)、第九号(同項第六号に係る部分を除く。))若しくは第十号のいずれかに該当することとなつたとき。

- 二 不正の手段により第二百七十六条又は第二百八十六条の登録を受けたとき。
- 三 この法律又はこの法律に基づく大蔵大臣の処分違反したとき、その他保険募集に關し著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

大蔵大臣は、生命保険募集人、損害保険代理店若しくは保険仲立人の事務所を所在地を確定できないとき、又は生命保険募集人、損害保険代理店若しくは保険仲立人の所在(法人である場合)を確定できないときは、大蔵省令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人から申出がないときは、当該生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人の登録を取り消すことができる。

3 前項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(不利益処分)の規定は、適用しない。

(登録の抹消等)

第三百八十二条 大蔵大臣は、次に掲げる場合には、生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人の登録を抹消しなければならない。

- 一 前条第一項又は第二項の規定により第二百七十六条又は第二百八十六条の登録を取り消したとき。
- 二 第二百八十条第三項の規定により第二百七十六条の登録がその効力を失つたとき、又は第二百九十条第三項の規定により第二百八十条

六条の登録がその効力を失つたとき。

2 大蔵大臣は、前項の規定により生命保険募集人又は損害保険代理店に關する登録を抹消したときは、当該生命保険募集人又は損害保険代理店に係る所属保険会社にその旨を通知しなければならない。この場合において、当該所属保険会社は、第二百八十五条第一項に規定する原簿から当該生命保険募集人又は損害保険代理店に係る記載を削除しなければならない。

第四編 雜則

(保険契約の申込みの撤回等)

第三百九十二条 保険会社(外国保険会社を含む。以下この条において同じ。)に対し保険契約の申込みをした者又は保険契約者(以下この条において「申込者等」という。)は、次に掲げる場合を除き、書面によりその保険契約の申込みの撤回又は解除(以下この条において「申込みの撤回等」という。)を行うことができる。

- 一 申込者等が、大蔵省令で定めるところにより、保険契約の申込みの撤回等に関する事項を記載した書面を交付された場合において、その交付をされた日と申込みをした日とのいづれか遅い日から起算して八日を経過したとき。

二 申込者等が、営業若しくは事業のために、又は営業若しくは事業として締結する保険契約として申込みをしたとき。

三 民法第三十四条(公益法人の設立)の規定に基づき設立された法人、特別の法律により設立された法人、法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるもの又は国若しくは地方公共団体が保険契約の申込みをしたとき。

四 当該保険契約の保険期間が一年以下であるとき。

五 当該保険契約が、法令により申込者等が加入を義務付けられているものであるとき。

六 申込者等が保険会社、生命保険募集人、損

害保険代理店又は保険仲立人の営業所、事務所その他の場所において保険契約の申込みをした場合その他の場合で、申込者等の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして政令で定める場合

2 保険契約の申込みの撤回等は、当該保険契約の申込みの撤回等に係る書面を発した時に、その効力を生ずる。

3 保険会社は、保険契約の申込みの撤回等があつた場合には、申込者等に対し、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金その他の金銭の支払を請求することができる。ただし、第一項の規定による保険契約の解除の場合における当該解除までの期間に相当する保険料として大蔵省令で定める金額については、この限りでない。

4 保険会社は、保険契約の申込みの撤回等があつた場合において、当該保険契約に關連して金銭を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。ただし、第一項の規定による保険契約の解除の場合における当該保険契約に係る保険料の前払として受領した金銭のうち前項の大蔵省令で定める金額については、この限りでない。

5 生命保険募集人、損害保険代理店その他の保険募集を行う者は、保険契約につき申込みの撤回等があつた場合において、当該保険契約に關連して金銭を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。

6 保険仲立人その他の保険募集を行う者は、保険会社に保険契約の申込みの撤回等に伴い損害賠償その他の金銭を支払つた場合において、当該支払に伴う損害賠償その他の金銭の支払を、申込みの撤回等をした者に対し、請求することができない。

7 保険契約の申込みの撤回等の当時、既に保険金の支払の事由が生じているときは、当該申込

みの撤回等は、その効力を生じない。ただし、申込みの撤回等を行った者が、申込みの撤回等の当時、既に保険金の支払の事由の生じたことを知っているときは、この限りでない。

8 前各項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

(認可等の条件)

第三百十條 大蔵大臣は、この法律の規定による認可、許可又は承認(次項及び第三百十二條において認可等という。)に条件を付し、及びこれを變更することができる。

2 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならぬ。

(検査職員の証票の携帯及び提示等)

第三百十一條 第二百九十九條(第七十九條第二項及び第二百七十一條第三項において準用する場合を含む。)、第二百一十一條(第二百一十二條第六項及び第二百七十一條第三項において準用する場合を含む。)、第二百二十七條(第二百三十五條第六項及び第二百七十一條第三項において準用する場合を含む。)、第二百六十三條又は第三百五十五條の規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

2 前項に規定する各規定による立入り、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(大蔵省令への委任)

第三百十二條 この法律に定めるもののほか、この法律による認可等に関する申請の手続、書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、大蔵省令で定める。

(権限の委任)

第三百十三條 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律による権限の一部を財務局長又は財務支局長に行わせることができる。

(経過措置)

第三百十四條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に従ひ合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五編 罰則

第三百十五條 第三條第一項の規定に違反して、大蔵大臣の免許を受けずに保険業を行った者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三百十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八十八條第一項の規定に違反した者

二 第八十八條第一項の規定により付した条

件に違反した者

第三百十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五條第二項(第八十七條第五項において準用する場合を含む。又は第二百一十一條第二項の規定により付した条件に違反した者

二 第二百三十二條、第二百三十三條、第二百四十一條、第二百四十一條又は第三百七十一條第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

三 第九十條第五項、第二百二十三條第五項又は第二百九十一條第五項の規定に違反した者

四 第二百四十五條(第二百五十八條第二項において準用する場合を含む。)、第二百五十條第五項又は第二百五十四條第四項の規定に違反して業務を行った者

五 第二百七十五條各号に掲げる者でない者であつて、保険募集を行った者

六 不正の手段により第二百七十六條又は第二百七十八條の登録を受けた者

七 第三百九條第一項の規定に違反して同項第一号から第三号までに掲げる行為をした者

第三百十八條 第二百六十二條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三百十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九十條第八項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行なかつた者

二 第二百二十三條第九項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行なかつた者

三 第二百九十一條第八項の規定に違反して、同項の不足額につき保証金の供託を行なかつた者

第三百二十條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九十二條第一項(第九十九條において準用する場合を含む。の規定による認可を受けなければならぬ事項を認可を受けないでした者

二 第九十條(第九十九條において準用する場合を含む。)、第九十五條又は第三百四十一條の規定に違反して、これらの書類に記載すべき重要な事項を記載せず、若しくは重要な事項につき虚偽の記載をしてこれらの書類を提出した者

三 第二百二十八條第一項(第七十九條第二項において準用する場合を含む。若しくは第二百九十一條第一項(第二百九十二條第六項において準用する場合を含む。若しくは第二百二十六條(第二百三十五條第六項において準用する場合を含む。)、第二百六十三條又は第三百五十五條の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

は資料の提出をした者

四 第二百二十九條第一項(第七十九條第二項及び第二百七十一條第三項において準用する場合を含む。若しくは第二百一十一條第一項(第二百一十二條第六項及び第二百七十一條第三項において準用する場合を含む。若しくは第二百二十七條(第二百三十五條第六項及び第二百七十一條第三項において準用する場合を含む。)、第二百六十三條又は第三百五十五條の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 第二百七十九條第一項(第二百一十二條第六項及び第二百七十一條第三項において準用する場合を含む。の規定による命令に違反した者

六 第二百七十七條第一項の登録申請書若しくは同条第二項の書類又は第二百八十七條第一項の登録申請書若しくは同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

七 第三百三條の規定に違反して、帳簿書類を備えず、これに同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保存しなかつた者

八 第三百六條の規定による命令に違反した者

第三百二十一條 法人(法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第三百五十五條から第三百七十七條までは前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、当該各條の罰金刑を科する。

2 法人でない社團又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその法人でない社團又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者

とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三百二十二条 保険会社の保険管理人若しくは保険計理人又は相互会社の発起人、第七十三條第一項において準用する商法第五十八條第三項の設立委員、取締役、監査役、第二十七條第三項において準用する同法第六十七條ノ二の職務代行者、第五十一條第二項若しくは第五十三條第二項において準用する同法第二百五十八條第二項の職務代行者若しくは支配人その他事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人が、自己若しくは第三者の利益を図り又は保険会社に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該保険会社に財産上の損害を加えたときは、七年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 相互会社の清算人、第八十三條第一項において準用する商法第四百三十條第一項において準用する同法第二百三十三條第三項において準用する同法第六十七條ノ二の職務代行者、第八十三條第一項において準用する同法第四百三十條第二項において準用する同法第二百五十八條第二項の職務代行者、第五百一十一條において準用する同法第三百九十一條第一項の整理委員、第五百一十一條において準用する同法第三百九十七條第一項の監督員又は第五百一十一條において準用する同法第三百九十八條第一項の管理人が、自己若しくは第三者の利益を図り又は相互会社に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該相互会社に財産上の損害を加えたときも、前項と同様とする。

3 前二項の未遂は、罰する。
第三百二十三條 相互会社又は外国相互会社の社債権者集会の代表者又はその決議を執行する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は社債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、社債権者に財産上の損害を加えたとき

は、五年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の未遂は、罰する。
第三百二十四條 保険業を営む株式会社(以下この編において「株式会社」という。)の保険管理人又は保険計理人は、次の各号のいずれかに該当する場合に、五年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 商法第二百八十条ノ二第一項第三号に掲げる事項について、裁判所又は株主総会に対して虚偽の申立てを行い、又は事実を隠べいたとき。
二 何人の名義をもつてするかを問わず、株式会社の計算において不正にその株式を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。
三 法令又は定款の規定に違反して、利益若しくは利息の配当又は商法第二百九十三條ノ五第一項の金銭の分配をしたとき。
四 株式会社の目的の範囲外において、投機取引のために株式会社の財産を処分したとき。

2 相互会社の保険管理人、保険計理人、発起人、第七十三條第一項において準用する商法第五十六條第三項の設立委員、取締役、監査役、第二十七條第三項において準用する同法第六十七條ノ二の職務代行者、第五十一條第二項若しくは第五十三條第二項において準用する同法第二百五十八條第二項の職務代行者、支配人その他事業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人又は検査役は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項と同一の刑に処する。
一 相互会社の設立の場合において社員の数、基金の総額の引受け若しくは基金の拠出に係る払込みについて、又は第二十二條第三項各号に掲げる事項について、裁判所又は創立総会に対して虚偽の申立てを行い、又は事実を隠べいたとき。

二 法令又は定款の規定に違反して、基金の償却、基金利息の支払又は剰余金の分配をしたとき。
三 相互会社の目的の範囲外において、投機取引のために相互会社の財産を処分したとき。
3 相互会社が株式会社に組織変更する場合において、相互会社の保険管理人、取締役、監査役、第二十七條第三項において準用する商法第六十七條ノ二の職務代行者又は第五十一條第二項若しくは第五十三條第二項において準用する同法第二百五十八條第二項の職務代行者が、第九十條第一項の純資産額について大蔵大臣又は社員総会若しくは総代会に対して虚偽の申立てを行い、又は事実を隠べいたときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 下の罰金に処し、又はこれを併科する。
2 相互会社又は外国相互会社の社債の売出しを行う者が、その売出しに関する文書であつて、重要な事項について不実の記載のあるものを行つたときも、前項と同様とする。

3 相互会社が株式会社に組織変更する場合において、相互会社の保険管理人、取締役、監査役、第二十七條第三項において準用する商法第六十七條ノ二の職務代行者又は第五十一條第二項若しくは第五十三條第二項において準用する同法第二百五十八條第二項の職務代行者が、第九十條第一項の純資産額について大蔵大臣又は社員総会若しくは総代会に対して虚偽の申立てを行い、又は事実を隠べいたときは、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
3 相互会社が相互会社に組織変更する場合において、株式会社の保険管理人、取締役、商法第六十八條第三項において準用する同法第六十七條ノ二の取締役の職務代行者、同法第二百五十八條第二項の職務代行者若しくは検査役又は相互会社の取締役若しくは監査役となるべき者が、基金の総額の引受け若しくは基金の拠出に係る払込みについて、保険契約者総会又は保険契約者総代会に対して虚偽の申立てを行い、又は事実を隠べいたときも、前項と同様とする。

3 相互会社が相互会社に組織変更する場合において、株式会社の保険管理人、取締役、商法第六十八條第三項において準用する同法第六十七條ノ二の取締役の職務代行者、同法第二百五十八條第二項の職務代行者若しくは検査役又は相互会社の取締役若しくは監査役となるべき者が、基金の総額の引受け若しくは基金の拠出に係る払込みについて、保険契約者総会又は保険契約者総代会に対して虚偽の申立てを行い、又は事実を隠べいたときも、前項と同様とする。

3 相互会社が相互会社に組織変更する場合において、株式会社の保険管理人、取締役、商法第六十八條第三項において準用する同法第六十七條ノ二の取締役の職務代行者、同法第二百五十八條第二項の職務代行者若しくは検査役又は相互会社の取締役若しくは監査役となるべき者が、基金の総額の引受け若しくは基金の拠出に係る払込みについて、保険契約者総会又は保険契約者総代会に対して虚偽の申立てを行い、又は事実を隠べいたときも、前項と同様とする。

2 相互会社の会計監査人が監査法人である場合において、相互会社の会計監査人の職務を行う社員が、その職務に關し、不正の請託を受け、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときも、前項と同様とする。相互会社の

2 相互会社の会計監査人が監査法人である場合において、相互会社の会計監査人の職務を行う社員が、その職務に關し、不正の請託を受け、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときも、前項と同様とする。相互会社の

2 相互会社の会計監査人が監査法人である場合において、相互会社の会計監査人の職務を行う社員が、その職務に關し、不正の請託を受け、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときも、前項と同様とする。相互会社の

2 相互会社の会計監査人が監査法人である場合において、相互会社の会計監査人の職務を行う社員が、その職務に關し、不正の請託を受け、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときも、前項と同様とする。相互会社の

3 前二項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も、第一項と同様とする。

第三百三十条 次に掲げる事項に關し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二第二十六条第四項において準用する商法第百八十条第三項において準用する同法第二百四十七条第一項若しくは第二百五十二条の規定、第三十条において準用する同法第百九十

平成七年五月十六日 衆議院會議錄第二十七号

準用する場合を含む。において準用する同法第二百八十条第三項において準用する同法第二百四十七条第一項若しくは第二百五十二条の

定、第五百五十一条において準用する同法第三百九十四条第一項の規定、第七十三條第一項において準用する同法第四百四條第一項及び第四百十五條の規定、第八十三條第一項に

九十四条第一項の規定による訴えの提起又は第五十一条第二項において準用する同法第二百六十八条第二項の規定による訴訟参加社員総数の千分の五、千分の三若しくは千

業法案及び同報告書

益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

百三十一条 保険会社の保険管理人又は相互

職務代行者若しくは支配人その他の使用人、株主又は社員若しくは総代の権利の行使に際し、保険会社の計算において財産上の利益を享受したときは、六月以下の懲役又は三十万円

締役その他業務を執行する役員又は支配人に用する。

百三十三条 保険会社の發起人、設立委員、締役、監査役、検査役、会計監査人若しくは

1

用する同法第二百二十三条第三項において準用する同法第六十七条ノ二の職務代行者、同法第二百五十八条第二項(第五十一条第二項、第五十

保険会社等の日本における代表者、清算人、第二百一十一条において準用する第四百四十四条第一項に規定する受託会社、保険管理人若しくは支配人、免許特定法人及び引受社員を日本におい

一 第八条(第百九十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して他の会社の常務に従事したとき。

二 第九条、第二十三条第二項、第二十五条第

五九

当な理由がないのに、書類の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

五 第十四条、第五十四条、第五十六条、第五十七条若しくは第九十一条第一項の規定、同条第二項において準用する商法第二百八十八条ノ二第三項の規定又は第二百八十二条第二項若しくは第二百八十五条（これらの規定を第九十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、準備金若しくは積立金を積み立てず、又はこれらを取り崩したとき。

六 この法律又はこの法律において準用する商法若しくは商法特例法に定める公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

七 この法律又はこの法律において準用する商法若しくは商法特例法の規定に違反して、第二十一条第一項において準用する商法第三十二条第一項の会計帳簿若しくは貸借対照表、定款、創立総会、創立総代会、社員総会、総代会、取締役会、監査役会、保険契約者総会、保険契約者集会の議事録、社員の名簿、第四十一条において準用する商法特例法第二十一条の二若しくは第四十八条に規定する書類、第五十九条第一項において準用する商法第二百八十一条第一項の書類、監査報告書、社員原簿若しくはその複本、第二百八十三条第一項において準用する同法第四百九条第一項若しくは第四百二十条第一項の書類、第二百八十三条第一項において準用する同法第四百二十七条第一項の決算報告書又は第二百八十四条において準用する同法第四百四十三条の書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

八 第二十三条第四項（第七十七条第三項において準用する場合を含む。）又は第六十条第四項において準用する商法第七十五条第四項

の規定に違反して、書面を交付せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

九 この法律又はこの法律において準用する商法若しくは商法特例法に定める検査又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

十 この法律又はこの法律において準用する商法若しくは商法特例法に定める事項について、官庁、裁判所、創立総会、創立総代会、社員総会、総代会、保険契約者総会、保険契約者集会、社債権者集会又は債権者集会に對し不実の申立てを行い、又は事実を隠べいたとき。

十一 第二十六条第四項若しくは第七十三条第三項（第七十六条第五項において準用する場合を含む。）において準用する商法第八十条第三項において準用する同法第二百三十七条ノ三の規定、第四十一条若しくは第四十九条において準用する同法第二百三十七条ノ三の規定、第二百七十三条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する同法第四百三十三条第三項において準用する同法第二百三十七条ノ三の規定又は第二百八十三条第一項において準用する同法第四百三十三条第二項において準用する同法第二百三十七条ノ三の規定に違反して、正当な理由がないのに、創立総会、創立総代会、社員総会、総代会、保険契約者総会又は保険契約者集会において、社員にならうとする者、社員、総代又は保険契約者の求めた事項について説明をしないとき。

十二 第三十八条第一項又は第四十五条第一項（これらの規定を第二百八十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による請求があった場合に、その請求に係る事項を會議の目的としないうとき。

十三 第四十条第二項、第四十七条第二項若しくは

は第二百八十三条第一項において準用する商法第二百三十七条ノ二第三項の規定若しくは第五十九条第一項において準用する同法第二百九十四条第二項において準用する同法第二百三十七条ノ二第三項の規定による裁判所の命令若しくは第四十一条若しくは第四十九条において準用する同法第二百三十三条若しくは第二百三十四条第一項の規定に違反して、社員総会若しくは総代会を招集し、若しくは招集せず、又は定款に定められた地以外の地においてこれらを招集したとき。

十四 この法律又はこの法律において準用する商法若しくは商法特例法の規定に違反して、帳簿又は書類を備え置かないとき。

十五 第四十一条において準用する商法特例法第二十一条の二若しくは第二十一条の三第二項の規定、第四十八条の規定又は第五十九条第一項において準用する商法特例法第十五条において準用する同項において準用する商法第二百八十三条第二項の規定に違反して、社員総会若しくは総代会の招集の通知に書類又は書面を添付しなかつたとき。

十六 この法律において準用する商法若しくは商法特例法の規定又は定款に定めた取締役又は監査役の員数を欠くこととなつた場合において、その選任手続をすることを怠つたとき。

十七 第五十一条第二項において準用する商法第二百六十四条第二項の規定、第五十一条第二項において準用する同法第二百六十五条第三項において準用する同法第二百六十四条第二項の規定又は第二百八十三条第一項において準用する同法第四百三十三条第二項において準用する同法第二百六十五条第三項において準用する同法第二百六十四条第二項の規定に違反して、これらの規定に規定する事実を取締役会又は清算人に報告せず、又は不実の報告をしたとき。

十八 第五十九条第一項において準用する商法特例法第三条第一項又は第六十条の四第一項の規定に違反して、会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の選任手続をしなかつたとき。

十九 第五十九条第一項において準用する商法特例法第十八条第一項の規定に違反して、同項に規定する者に該当する者を監査役に選任しなかつたとき。

二十 第五十九条第一項において準用する商法特例法第十八条第二項に規定する常勤の監査役を定める手続をしなかつたとき。

二十一 第六十一条第二項において準用する商法第二百九十七条の規定に違反して社債を募集し、又は同項において準用する同法第三百一十四条第一項の規定に違反して、事務を承継すべき社債管理会社を定めなかつたとき。

二十二 第六十一条第二項において準用する商法第三百六条第一項の規定に違反して債券を発行したとき。

二十三 第六十九条、第七十七条又は第八十六条の規定に違反して組織変更の手続をしたとき。

二十四 第九十八条第二項又は第九十九条第四項前段若しくは第五項（これらの規定を第九十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、認可を受けないでこれらの規定に規定する業務を行ったとき。

二十五 第九十九条第四項後段（第九十九条において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）の規定による認可を受けないで同項後段に規定する業務の内容又は方法を變更したとき。

二十六 第一百条（第九十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して他の業務を行ったとき。

二十七 第一百六条又は第一百七条（これらの規定を第九十九条において準用する場合を含む。）

含む。の規定に違反して、責任準備金又は支払備金を積み立てなかつたとき。

二十八 第一百八十八條第二項(第九十九條において準用する場合を含む。の規定に違反して同項各号に掲げる行為をしたとき。

二十九 第一百二十條第一項(第九十九條において準用する場合を含む。の規定に違反して、保険計理人の選任手続をせず、若しくは第九十九條第二項(第九十九條において準用する場合を含む。の大蔵省令で定める要件に該当する者でない者を保険計理人に選任し、又は第九十九條第三項(第九十九條において準用する場合を含む。以下この号において同じ。の規定に違反して、同項の規定による届出をしなかつたとき。

三十 第一百二十二條(第九十九條において準用する場合を含む。、第九十九條第四項、第二百二十三條第四項、第二百四十二條第三項若しくは第二百五十八條第一項の規定による命令又は第九十九條第二項、第二百四十二條第三項若しくは第二百五十八條第一項の規定による命令(業務の全部又は一部の停止の命令を除く。に違反したとき。

三十一 第一百二十三條第一項(第二百七條において準用する場合を含む。、又は第二百二十五條第一項の規定による認可を受けないで、これらの規定に規定する書類に定めた事項の変更をしたとき。

三十二 第一百二十三條第二項(第二百七條において準用する場合を含む。若しくは第二百二十五條第二項の規定による届出をせず、又は第二百二十五條第一項(第二百七條及び第二百二十五條第三項において準用する場合を含む。に規定する期間(第二百二十五條第二項又は第三項これらの規定を第二百七條及び第二百二十五條第三項において準用する場合を含む。の規定により当該期間が短縮され、又は延長された場合にあつては、当該短縮又は

延長後の期間内に第二百二十三條第一項(第二百七條において準用する場合を含む。若しくは第二百二十五條第一項の大蔵省令で定める事項を変更したとき。

三十三 第一百二十五條第四項(第二百七條及び第二百二十五條第三項において準用する場合を含む。の規定による変更又は届出の撤回の命令に違反したとき。

三十四 第二百二十七條、第二百九條、第二百八十八條第一項、第二百三十四條又は第二百三十九條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三十五 第三百三十條第一項、第二百二條第一項若しくは第二百二十八條第一項の規定に違反して、改善計画の提出をしなかつたとき、又は第三百三十條第二項、第二百二條第二項若しくは第二百二十八條第二項の規定による改善計画の変更の命令に違反したとき。

三十六 第三百三十一條、第二百三條又は第二百二十九條の規定による命令に違反したとき。

三十七 第三百三十六條(第二百十條第一項において準用する場合を含む。の規定に違反して保険契約の移転の手続をしたとき。

三十八 第三百三十八條(第二百十條第一項において準用する場合を含む。の規定に違反して保険契約の締結をしたとき。

三十九 第五百一十一條において準用する商法第三百八十八條の規定又は第四百八十四條において準用する同法第四百三十二條、第四百三十七條若しくは第四百五十四條第一項の規定による裁判所の財産保全の処分違反したとき。

四十 第一百七十三條第一項において準用する商法第九條の規定に違反して合併をしたとき。

四十一 第一百七十四條第一項、第三項若しくは第六項、第二百一十二條第二項若しくは第二百三十五條第二項の規定により大蔵大臣が選任した清算人、第二百四十二條第二項の規定により大蔵大臣が選任した保険管理人、第五百一十一條において準用する商法第三百九十八條第一項の規定により裁判所が選任した管理人又は第四百八十四條において準用する同法第四百三十五條第二項の規定により裁判所が選任した清算人に事務の引渡しをしないとき。

四十二 第一百七十六條の規定に違反して、同条に規定する書類を提出せず、又は不実の記載をした書類を提出したとき。

四十三 第八十一條の規定に違反して財産を処分したとき。

四十四 第八十三條第一項において準用する商法第四百三十條第一項において準用する同法第四百二十四條第三項において準用する民法第八十一條第一項の規定に違反して、破産宣告の請求をすることを怠り、又は第四百八十四條において準用する商法第四百三十一條第二項の規定に違反して、特別清算開始の申立てをすることを怠つたとき。

四十五 清算の終了を遅延させる目的をもって、第四百八十三條第一項において準用する商法第四百三十一條第一項の期間を不当に定めたととき。

四十六 第八十三條第一項において準用する第四百八十八條の規定により読み替えて適用する商法第四百二十三條の規定又は第四百八十四條において準用する同法第四百三十八條の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

四十七 第八十四條において準用する商法第四百四十五條第一項又は第二項の規定に違反したとき。

四十八 第二百三十三條第一項において準用する商法第四百八十四條の規定による裁判所の命令に違反したとき。

四十九 第二百三十八條第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

五十 第二百四十三條第二項の規定に違反し

より大蔵大臣が選任した保険管理人、第五百一十一條において準用する商法第三百九十八條第一項の規定により裁判所が選任した管理人又は第四百八十四條において準用する同法第四百三十五條第二項の規定により裁判所が選任した清算人に事務の引渡しをしないとき。

四十二 第一百七十六條の規定に違反して、同条に規定する書類を提出せず、又は不実の記載をした書類を提出したとき。

四十三 第八十一條の規定に違反して財産を処分したとき。

四十四 第八十三條第一項において準用する商法第四百三十條第一項において準用する同法第四百二十四條第三項において準用する民法第八十一條第一項の規定に違反して、破産宣告の請求をすることを怠り、又は第四百八十四條において準用する商法第四百三十一條第二項の規定に違反して、特別清算開始の申立てをすることを怠つたとき。

四十五 清算の終了を遅延させる目的をもって、第四百八十三條第一項において準用する商法第四百三十一條第一項の期間を不当に定めたととき。

四十六 第八十三條第一項において準用する第四百八十八條の規定により読み替えて適用する商法第四百二十三條の規定又は第四百八十四條において準用する同法第四百三十八條の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

四十七 第八十四條において準用する商法第四百四十五條第一項又は第二項の規定に違反したとき。

四十八 第二百三十三條第一項において準用する商法第四百八十四條の規定による裁判所の命令に違反したとき。

四十九 第二百三十八條第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

五十 第二百四十三條第二項の規定に違反し

て、正当な理由がないのに、保険管理人となつたことを拒否したとき。

五十一 第九十七條の規定に違反して、同条に規定する合計額に相当する資産を日本において保有しないとき。

五十二 第二百四十八條第一項の規定により同項に規定する管理を命ずる処分が取り消されたにもかかわらず、第二百四十二條第一項に規定する被管理会社の取締役又は清算人に事務の引渡しをしないとき。

五十三 第三百十條第一項の規定により付した条件に違反したとき。

2 株式会社等の保険管理人又は外国保険会社等の保険管理人は、商法第四百九十八條第一項各号のいづれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

第三百三十四條 保険金信託業務を行う生命保険会社の取締役、清算人、第四百四十四條第一項に規定する受託会社、保険管理人、商法第三百九十一條第一項(第五百一十一條において準用する場合を含む。の監理委員、同法第三百九十七條第一項(第五百一十一條において準用する場合を含む。の監督員、同法第三百九十八條第一項(第五百一十一條において準用する場合を含む。の管理人、同法第四百四十四條第一項(第五百八十四條において準用する場合を含む。の監査委員、第二百七十七條第三項若しくは同法第六百八十八條第三項において準用する同法第六十七條ノ二の職務代行者、同法第四百三十三條第一項(第五百八十三條第一項及び第四百三十三條第二項(第五百八十三條第一項において準用する場合を含む。の職務代行者若しくは

て、正当な理由がないのに、保険管理人となつたことを拒否したとき。

五十一 第九十七條の規定に違反して、同条に規定する合計額に相当する資産を日本において保有しないとき。

五十二 第二百四十八條第一項の規定により同項に規定する管理を命ずる処分が取り消されたにもかかわらず、第二百四十二條第一項に規定する被管理会社の取締役又は清算人に事務の引渡しをしないとき。

五十三 第三百十條第一項の規定により付した条件に違反したとき。

2 株式会社等の保険管理人又は外国保険会社等の保険管理人は、商法第四百九十八條第一項各号のいづれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

第三百三十四條 保険金信託業務を行う生命保険会社の取締役、清算人、第四百四十四條第一項に規定する受託会社、保険管理人、商法第三百九十一條第一項(第五百一十一條において準用する場合を含む。の監理委員、同法第三百九十七條第一項(第五百一十一條において準用する場合を含む。の監督員、同法第三百九十八條第一項(第五百一十一條において準用する場合を含む。の管理人、同法第四百四十四條第一項(第五百八十四條において準用する場合を含む。の監査委員、第二百七十七條第三項若しくは同法第六百八十八條第三項において準用する同法第六十七條ノ二の職務代行者、同法第四百三十三條第一項(第五百八十三條第一項及び第四百三十三條第二項(第五百八十三條第一項において準用する場合を含む。の職務代行者若しくは

て、正当な理由がないのに、保険管理人となつたことを拒否したとき。

支配人又は保険金信託業務を行う外国生命保険会社等の日本における代表者、清算人、第二百一十一條において準用する第四百四十四條第一項に規定する受託会社、保険管理人若しくは支配人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。

一 第九十九條第七項前段(第九十九條において準用する場合を含む。)の規定に違反して、認可を受けないで保険金信託業務を行ったとき。

二 第九十九條第七項後段(第九十九條において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による認可を受けないで同項後段に規定する保険金信託業務の方法を変更したとき。

三 第九十九條第八項(第九十九條において準用する場合を含む。)において準用する信託業法第七條の規定に違反したとき。

四 第九十九條第八項(第九十九條において準用する場合を含む。)において準用する信託業法第九條の規定又は同條の規定に基づく命令に違反して信託につき補てん又は補足の契約を行ったとき。

五 第九十九條第八項(第九十九條において準用する場合を含む。)において準用する信託業法第十條の規定に違反して信託財産を固有財産としたとき。

六 信託法第二十八條の規定に違反して、同條の規定により行うべき信託財産の管理を行わないとき。

七 信託法第三十九條の規定に違反して、同條第一項に規定する事務の処理若しくは計算を行わず、又は同條第二項に規定する財産目録を作成しないとき。

八 信託法第四十條の規定に違反して、正当な理由がないのに、同條第一項若しくは第二項に規定する書類の閲覧を拒み、又は信託事務の処理についての説明を行わないとき。

第三百三十五條 第七條第二項の規定に違反した者は、百万円以下の過料に処する。

第三百三十六條 保険契約者保護基金の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五十万円以下の過料に処する。

一 第二百六十條第三項の規定に違反して、同項に規定する名簿を公衆の縦覧に供しないとき。

二 第二百六十四條の規定による命令に違反したとき。

三 第二百六十九條第二項又は第二百七十條第三項の規定による報告をしなかったとき。

第三百三十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第一百八十六條第二項の規定に違反して、許可を受けないで同項に規定する保険契約の申込みをした者

二 第二百八十條第一項、第二百九十條第一項又は第三百二二條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二百九十一條第四項又は第二百九十二條第二項の規定による命令に違反して、供託しなかつた者

第三百三十八條 不正の競争の目的をもって相互会社が登記した名称と同一若しくは類似の商号若しくは名称を使用した者又は不正の目的をもって他の相互会社の事業と誤認させる名称を使用した相互会社若しくは不正の目的をもって相互会社の事業であると誤認させる商号若しくは名称を使用した者(相互会社を除く。)は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六條の規定は、公布の日から施行する。

(保険募集の取締に関する法律等の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 保険募集の取締に関する法律(昭和二十三年法律第七十一号)

二 外国保険事業者に関する法律(昭和二十四年法律第八十四号)

(免許に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前の保険業法(以下「旧法」という。)第一条第一項の主務大臣の免許を受けている者(旧法第五十九條又は旧法以外の法律若しくはこれに基づく命令の規定(次項において「旧法第五十九條等の規定」という。))により旧法第一条第一項の主務大臣の免許を受けたものとみなされる者を含む。は、この法律の施行の際に改正後の保険業法(以下「新法」という。))第三条第一項の大蔵大臣の免許を受けたものとみなす。

2 前項の規定により同項に規定する者(以下「旧法の免許を受けた保険会社」という。))が受けたものとみなされる新法第三条第一項の大蔵大臣の免許は、その者に係る旧法第一条第一項の免許(旧法第五十九條等の規定により受けたものとみなされる場合における当該免許を含む。))が旧法の生命保険事業又は損害保険事業のいずれを営むことにつき受けた免許であるかの区分に応じ、それぞれ新法第三条第四項の生命保険業免許又は同條第五項の損害保険業免許とする。

第四条 旧法の免許を受けた保険会社に係る旧法第一条第二項第一号から第四号までに掲げる書類でこの法律の施行の際現に主務大臣に提出されているものは、新法第四条第二項各号のうちそのそれぞれに相当する号に掲げる書類(旧法第一条第二項第四号に掲げる書類にあっては、新法第四条第二項第四号に掲げる書類)とみなす。

(資本の額又は基金の総額に関する経過措置)

第五条 新法第六條第一項の規定は、旧法の免許を受けた保険会社で、この法律の施行の際現にその資本の額又は基金(旧法第六十五條の規定による積立金を含む。)の総額が同項の政令で定める額を下回っているものについては、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))から起算して五年を経過する日(当該五年を経過する日までに当該旧法の免許を受けた保険会社が新法第七十九條第一項又は第九十三條第一項の大蔵大臣の認可を受けたときは、当該認可に係る組織変更の日)までの間は、適用しない。

2 前項の規定の適用を受ける旧法の免許を受けた保険会社が相互会社であるときは、同項の期間において、基金(新法第五十六條の基金償却積立金(次項及び附則第三十九條の規定により当該基金償却積立金として積み立てられたものとみなされるものを含む。))を含む。の総額が新法第六條第一項の政令で定める額に達するまでは、新法第五十五條第二項に定める基金の償却又は剰余金の分配に充てることのできる金額の全部又は一部を積立金として積み立てることができる。

3 前項の規定により積み立てられた積立金は、新法第五十六條の基金償却積立金として積み立てられたものとみなす。

(商号又は名称に関する経過措置)

第六条 新法第七條第二項の規定は、この法律の施行の際現に保険会社であると誤認されるおそれのある文字を用いている者については、施行日から起算して六月間は、適用しない。

(株式申込証に関する経過措置)

第七条 新法第九條第一項の規定は、施行日以後に発起人が株主の募集に着手する場合における新法第七十五條第一項(株式の申込み方式)の株式申込証について適用し、施行日前に発起人が株主の募集に着手した場合における当該株式申込証については、なお従前の例による。

2 新法第九條第二項において準用する同條第一項の規定は、施行日以後に新法第二百八十條ノ

を受けた保険会社で、この法律の施行の際現にその資本の額又は基金(旧法第六十五條の規定による積立金を含む。)の総額が同項の政令で定める額を下回っているものについては、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))から起算して五年を経過する日(当該五年を経過する日までに当該旧法の免許を受けた保険会社が新法第七十九條第一項又は第九十三條第一項の大蔵大臣の認可を受けたときは、当該認可に係る組織変更の日)までの間は、適用しない。

2 前項の規定の適用を受ける旧法の免許を受けた保険会社が相互会社であるときは、同項の期間において、基金(新法第五十六條の基金償却積立金(次項及び附則第三十九條の規定により当該基金償却積立金として積み立てられたものとみなされるものを含む。))を含む。の総額が新法第六條第一項の政令で定める額に達するまでは、新法第五十五條第二項に定める基金の償却又は剰余金の分配に充てることのできる金額の全部又は一部を積立金として積み立てることができる。

3 前項の規定により積み立てられた積立金は、新法第五十六條の基金償却積立金として積み立てられたものとみなす。

(商号又は名称に関する経過措置)

第六条 新法第七條第二項の規定は、この法律の施行の際現に保険会社であると誤認されるおそれのある文字を用いている者については、施行日から起算して六月間は、適用しない。

(株式申込証に関する経過措置)

第七条 新法第九條第一項の規定は、施行日以後に発起人が株主の募集に着手する場合における新法第七十五條第一項(株式の申込み方式)の株式申込証について適用し、施行日前に発起人が株主の募集に着手した場合における当該株式申込証については、なお従前の例による。

2 新法第九條第二項において準用する同條第一項の規定は、施行日以後に新法第二百八十條ノ

を受けた保険会社で、この法律の施行の際現にその資本の額又は基金(旧法第六十五條の規定による積立金を含む。)の総額が同項の政令で定める額を下回っているものについては、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))から起算して五年を経過する日(当該五年を経過する日までに当該旧法の免許を受けた保険会社が新法第七十九條第一項又は第九十三條第一項の大蔵大臣の認可を受けたときは、当該認可に係る組織変更の日)までの間は、適用しない。

2 前項の規定の適用を受ける旧法の免許を受けた保険会社が相互会社であるときは、同項の期間において、基金(新法第五十六條の基金償却積立金(次項及び附則第三十九條の規定により当該基金償却積立金として積み立てられたものとみなされるものを含む。))を含む。の総額が新法第六條第一項の政令で定める額に達するまでは、新法第五十五條第二項に定める基金の償却又は剰余金の分配に充てることのできる金額の全部又は一部を積立金として積み立てることができる。

3 前項の規定により積み立てられた積立金は、新法第五十六條の基金償却積立金として積み立てられたものとみなす。

(商号又は名称に関する経過措置)

第六条 新法第七條第二項の規定は、この法律の施行の際現に保険会社であると誤認されるおそれのある文字を用いている者については、施行日から起算して六月間は、適用しない。

(株式申込証に関する経過措置)

第七条 新法第九條第一項の規定は、施行日以後に発起人が株主の募集に着手する場合における新法第七十五條第一項(株式の申込み方式)の株式申込証について適用し、施行日前に発起人が株主の募集に着手した場合における当該株式申込証については、なお従前の例による。

2 新法第九條第二項において準用する同條第一項の規定は、施行日以後に新法第二百八十條ノ

を受けた保険会社で、この法律の施行の際現にその資本の額又は基金(旧法第六十五條の規定による積立金を含む。)の総額が同項の政令で定める額を下回っているものについては、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))から起算して五年を経過する日(当該五年を経過する日までに当該旧法の免許を受けた保険会社が新法第七十九條第一項又は第九十三條第一項の大蔵大臣の認可を受けたときは、当該認可に係る組織変更の日)までの間は、適用しない。

(二)新株発行事項の決定)の規定による新株の発行に関する取締役会又は株主総会の決議をする場合における同法第二百八十条ノ六(株式申込証)の株式申込証又は同法第二百八十条ノ六ノ二第二項(新株引受権証券)の新株引受権証券について適用する。

(取締役の欠格事由等に関する経過措置)

第八条 新法第十二条第一項の規定により読み替えて適用する同法第二百五十四条ノ二第三号(取締役の欠格事由)(同法第二百八十条第一項(監査役)及び第四百三十条第二項(清算人)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、旧法の規定(この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法の規定を含む。)により刑に処せられた者は、その処分を受けた日において、新法の規定により刑に処せられたものとみなす。

(利益準備金に関する経過措置)

第九条 新法第十四条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る利益準備金の積立てについて適用する。

(配当の制限等に関する経過措置)

第十条 新法第十五条の規定は、施行日以後に開催される取締役会又は株主総会の決議に係る利益の配当若しくは同法第二百九十三条ノ五第一項(中間配当)の金銭の分配又は同法第二百九十二条第一項ただし書若しくは第二百九十二条ノ二第一項(株式の消却)の株式の消却について適用し、施行日前に開催された取締役会又は株主総会の決議に係る利益の配当又は同法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配については、なお従前の例による。

(株主の帳簿閲覧権の否認に関する経過措置)

第十一条 新法第十六条の規定は、施行日前に株主が同法第二百九十三条ノ六第一項(株主の帳簿閲覧権)の会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写の請求をした場合については、適用しない。

(資本の減少に関する経過措置)

第十二条 新法第十七条の規定は、施行日以後にされる株主総会の決議に係る資本の減少について適用し、施行日前にされた株主総会の決議に係る資本の減少については、なお従前の例による。

(保険契約者等の先取特権に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行の際現に存する旧法第三十二条の規定による先取特権又は旧法第三十三条の規定による権利については、なお従前の例による。

(相互会社に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行の際現に存する旧法の規定による相互会社は、新法の規定による相互会社とみなす。

(相互会社の取締役等の行為に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行の際現に存する旧法の規定による相互会社の発起人、取締役、代表取締役、監査役、会計監査人又は清算人が施行日前にした又はするべきであった旧法において準用する商法又は商法特例法に規定する行為については、この附則に別段の定めがあるものを除くほか、当該行為をした又はするべきであった日に、それぞれ新法の規定による相互会社の発起人、取締役、代表取締役、監査役、会計監査人又は清算人がした又はするべきであった新法において準用する商法又は商法特例法の相当の規定に規定する行為とみなす。

(相互会社の支配人等の行為等に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行の際現に存する旧法の規定による相互会社が旧法第四十二条において準用する同法第三十七条(支配人の選任)の規定により選任した支配人(旧法第四十二条において準用する同法第四十二条(表見支配人)又は第四十三条(ある種類又は特定の委任を受けた使用人)に規定する使用人を含む。)の施行日前における行為その他当該支配人に係る事項について

ては、当該事項のあった日に、新法の規定による相互会社が新法第二十一条第一項において準用する同法第三十七条の規定により選任した支配人(同項において準用する同法第四十二条又は第四十三条に規定する使用人を含む。)に係る事項があったものとみなして、同項において準用する同法第三十八条から第四十三条まで(商業使用人)の規定を適用する。

2 新法第二十一条第一項において準用する同法第四十六条から第四十八条まで、第五十条及び第五十一条(代理商)の規定の適用については、旧法の規定による相互会社についての旧法第四十二条において準用する同法第四十六条から第四十八条まで、第五十条及び第五十一条に規定する施行日前の行為その他の事項は、当該行為その他の事項のあった日における新法の規定による相互会社についての行為その他の事項とみなす。

3 この法律の施行の際現に存する旧法の規定による相互会社の社員、債権者その他の利害関係人が旧法において準用する同法第五十八条(解散命令)その他同法の規定に基づいて施行日前にした旧法の規定による相互会社に係る裁判所の請求及び当該請求に係る施行日前の裁判所の命令は、この附則に別段の定めがある場合を除くほか、当該請求又は当該命令があった日に新法において準用する同法の相当の規定に基づいてされた新法の規定による相互会社に係る裁判所への請求又は裁判所の命令とみなす。

(相互会社の商業帳簿等に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行の際現に存する旧法の規定による相互会社が旧法において準用する同法の規定に基づいて施行日前に作成した商業帳簿、計算書類その他の会計又は経理に関する書類は、その作成した日に、新法の規定による相互会社が新法において準用する同法の相当の規定に基づいて作成したものとみなす。

(相互会社の設立に関する経過措置)

第十八条 新法第二編第二章第二節第一款の規定は、施行日以後に新法第二十一条第四項において準用する同法第六十七条(定款の認証)の規定による認証を受けた定款に係る相互会社の設立の手續並びに施行日以後に存する相互会社の設立の登記及びその申請について適用し、施行日前に旧法第四十二条において準用する同法第六十七條の規定による認証を受けた定款に係る相互会社の設立(設立の登記及びその申請を除く。)については、なお従前の例による。

(相互会社の定款に関する経過措置)

第十九条 この法律の施行の際現に存する旧法の規定による相互会社及び前条の規定によりその設立についてなお従前の例によることとされる相互会社の定款の旧法第三十四条第一号から第九号までに掲げる事項の記載は、新法第二十一条第二項第一号から第八号まで及び第三項第二号のうちそれぞれに相当する号に掲げる事項(旧法第三十四条第一号に掲げる事項)の記載とみなし、当該定款に旧法第三十四条第十号に掲げる事項の記載があるときは、その記載は、ないものとみなす。

(設立の登記の申請に関する経過措置)

第二十条 新法第二十八条第二号の規定は、附則第十八条の規定によりその設立についてなお従前の例によることとされる相互会社が設立の登記を申請する場合については、適用しない。

(相互会社の発起人の責任を追及する訴えに関する経過措置)

第二十一条 新法第三十条において準用する同法第九十六条(発起人に対する責任の免除及び代表訴訟)において準用する同法第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで(取締役の責任を追及する訴え)の規定は、施行日以後に社員が新法第三十条において準用する同法第九十六条において準用する同法第二百六十七条第一

項の訴えの提起を請求する場合又は新法第三十条において準用する商法第九十六条において準用する同法第二百六十七條第三項の訴えを提起する場合について適用し、施行日前に社員が旧法第四十一条において準用する旧法第五十七條第一項の訴えの提起を請求した場合又は旧法第四十一条において準用する旧法第五十七條第三項の訴えを提起した場合については、なお従前の例による。

(保険料の払込みに係る相殺に関する経過措置)
第二十二條 社員が施行日前に払い込むべきであった旧法第四十五條に規定する保険料の払込みに係る相殺については、なお従前の例による。

(通知及び催告に関する経過措置)
第二十三條 新法第三十二條の規定は、施行日以後に発する同条第一項本文の通知又は催告について適用し、施行日前に発した旧法第五十条本文の通知又は催告については、なお従前の例による。

(退社員に関する経過措置)
第二十四條 新法第三十五條及び第三十六條の規定は、施行日以後の退社員について適用し、施行日前の退社員については、なお従前の例による。

(社員及び総代の議決権に関する経過措置)
第二十五條 この法律の施行の際現に存する旧法の規定による相互会社の定款に、旧法第五十二条ただし書(旧法第五十一条第二項において準用する場合を含む。)に規定する別段の定めが記載されているときは、その記載はないものとみなす。

(社員総会に関する提案権等に関する経過措置)
第二十六條 新法第三十八條から第四十条までの規定は、施行日以後に社員がこれらの規定に規定する事項について請求する場合について適用し、施行日前に旧法第五十二條ノ二第一項、第

五十三條第一項又は第五十三條ノ二第一項の規定による請求がされた場合については、なお従前の例による。

(社員総会等の決議に関する経過措置)
第二十七條 この法律の施行の際現に存する旧法の規定による相互会社の社員総会(旧法第五十一条第一項に規定するこれに代わるべき機関を含む。)が旧法において準用する商法又は商法特例法の規定に基づいて施行日前にした取締役又は監査役の選任その他の事項に関する決議は、この附則に別段の定めがあるものを除き、当該決議があつた日において、新法の規定による相互会社の社員総会又は附則第二十九條の規定により新法第四十二條第一項の総代会とみなされる旧法第五十一条第一項に規定する機関が新法において準用する商法の相当の規定に基づいてした決議とみなす。

(社員総会に係る商法等の準用に関する経過措置)
第二十八條 新法第四十一条において準用する商法及び商法特例法の規定は、施行日以後に同条において準用する商法第二百三十二條第一項(招集の通知)の招集の通知が発せられる社員総会について適用し、施行日前に旧法第五十四条において準用する商法第二百三十二條第一項の招集の通知が発せられた社員総会については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に存する旧法の規定による相互会社の定款に旧法第五十二條ノ二第一項ただし書、第五十三條第一項ただし書又は第五十三條ノ二第二項ただし書の規定により他の標準が定められている場合において、その定められている社員総数のうちの社員の数の割合又は社員の数がそれぞれ新法第三十八條第一項、第三十九條第一項又は第四十条第一項に規定する社員総数のうちの社員の数の割合又は社員の数を超えているときは、その記載はないものとみなす。

(総代会の設置等に関する経過措置)
第二十九條 この法律の施行の際現に存する旧法の規定による相互会社が旧法第五十一条第一項に規定する機関を設けている場合において、同項の定款の定めが新法第四十二條第二項及び第三項の規定に適合するときは、当該機関を同条第一項の総代会とみなす。

2 この法律の施行の際現に存する旧法の規定による相互会社が旧法第五十一条第一項に規定する機関を設けている場合において、同項の定款の定めが新法第四十二條第二項及び第三項の規定に適合しないときは、施行日から起算して一年を経過する日までの間に限り、当該機関を同条第一項の総代会とみなす。

3 前項の場合において、同項に規定する旧法の規定による相互会社が、同項に規定する期間内に新法第四十二條第二項及び第三項の規定に適合するようにその定款を変更したときは、当該旧法の規定による相互会社の旧法第五十一条第一項に規定する機関は、当該期間の経過後においても、新法第四十二條第一項の総代会とみなす。

4 前三項の規定により新法第四十二條第一項の総代会とみなされた機関の構成員は、同項の総代とみなす。

(総代会の決議の方法等に関する経過措置)
第三十條 新法第四十三條及び第四十四條の規定は、施行日以後に新法第四十九條において準用する商法第二百三十二條第一項(招集の通知)の招集の通知が発せられる新法第四十二條第一項の総代会(前条の規定により総代会とみなされる旧法第五十一条第一項に規定する機関を含む。)について適用し、施行日前に旧法第五十一条第二項において準用する旧法第五十四条において準用する商法第二百三十二條第一項の招集の通知が発せられた前条第一項又は第二項の規定により新法第四十二條第一項の総代会とみなされる旧法第五十一条第一項に規定する機関に

ついては、なお従前の例による。

(総代会に関する提案権等に関する経過措置)
第三十一條 新法第四十五條から第四十七條までの規定は、施行日以後に社員又は新法第四十二條第一項の総代(附則第二十九條第四項の規定により新法第四十二條第一項の総代とみなされる者を含む。)が新法第四十五條第一項、第四十六條第一項又は第四十七條第一項に規定する事項について請求する場合について適用し、施行日前に旧法第五十一条第二項において準用する旧法第五十二條ノ二第一項、第五十三條第一項又は第五十三條ノ二第二項の規定による請求がされた場合については、なお従前の例による。

2 附則第二十八條第二項の規定は、この法律の施行の際現に存する旧法の規定による相互会社の定款に旧法第五十一条第二項において準用する旧法第五十二條ノ二第一項ただし書、第五十三條第一項ただし書又は第五十三條ノ二第二項ただし書の規定により他の標準が定められている場合について適用する。

3 この法律の施行の際現に存する旧法の規定による相互会社の定款に旧法第五十一条第二項において準用する旧法第五十二條ノ二第一項ただし書、第五十三條第一項ただし書又は第五十三條ノ二第二項ただし書の規定により附則第二十九條第四項の規定により新法第四十二條第一項の総代とみなされる者の数が記載されている場合において、当該記載されている数がそれぞれ新法第四十五條第一項、第四十六條第一項又は第四十七條第一項に規定する総代の数を超えているときは、その記載はないものとみなす。

(総代会における参考書類送付に関する経過措置)
第三十二條 新法第四十八條の規定は、施行日以後に発せられる新法第四十九條において準用する商法第二百三十二條第一項(招集の通知)の招集の通知について適用し、施行日前に発せられた旧法第五十一条第二項において準用する旧法

第五十四条において準用する商法第二百三十二
条第一項の招集の通知については、なお従前の
例による。

(総代会に係る商法の準用に関する経過措置)

第三十三條 新法第四十九條において準用する商
法の規定は、施行日以後に同条において準用す
る商法第二百三十二條第一項(招集の通知)の招
集の通知が発せられる新法第四十二條第一項の
総代会(附則第二十九條の規定により総代会と
みなされる旧法第五十一條第一項に規定する機
関を含む。)について適用し、施行日前に旧法第
五十一條第二項において準用する旧法第五十四
条において準用する商法第二百三十二條第一項
の招集の通知が発せられた附則第二十九條第一
項又は第二項の規定により新法第四十二條第一
項の総代会とみなされる旧法第五十一條第一項
に規定する機関については、なお従前の例によ
る。

(相互会社の取締役会等の決議等に関する経過
措置)

第三十四條 この法律の施行の際現に存する旧法
の規定による相互会社の取締役会又は監査役会
が旧法において準用する商法又は商法特例法の
規定に基づいて施行日前にした決議その他の権
限の行使は、当該権限の行使がされた日におい
て、新法の規定による相互会社の取締役会又は
監査役会が新法において準用する商法又は商法
特例法の相当の規定に基づいてした決議その他
の権限の行使とみなす。

(相互会社の取締役に係る商法の準用に関する
経過措置)

第三十五條 附則第八條の規定は、新法第五十一
条第二項において準用する商法第二百五十四條
ノ二(取締役の欠格事由)の規定を適用する場合
について準用する。

2 新法第五十一條第二項において準用する商法
第二百五十七條から第二百五十八條ノ三まで
(取締役の責任を追及する訴え)の規定は、施行
(取締役の責任を追及する訴え)の規定は、施行

日以後に社員が同項において準用する同法第二
百六十七條第一項の訴えの提起を請求する場合
又は新法第五十一條第二項において準用する商
法第二百六十七條第三項の訴えを提起する場合
について適用し、施行日前に社員が旧法第五十
七條第一項の訴えの提起を請求した場合又は同
条第二項において準用する商法第二百六十七條
第三項の訴えを提起した場合については、なお
従前の例による。

3 新法第五十一條第二項において準用する商法
第二百五十四條(競業禁止義務)の規定は、施行
日以後に取締役が行う取引について適用する。
(社員の名簿に関する経過措置)

第三十六條 この法律の施行の際現に存する旧法
の規定による相互会社の取締役が旧法第五十六
條の規定により備え置いた社員名簿は、新法第
五十二條第一項の社員の名簿とみなす。
(相互会社の監査役に係る商法の準用に関する
経過措置)

第三十七條 附則第八條の規定は、新法第五十三
条第二項において準用する商法第二百五十四條
ノ二(取締役の欠格事由)の規定を適用する場合
について準用する。

2 新法第五十三條第二項において準用する商法
第二百六十七條から第二百五十八條ノ三まで
(取締役の責任を追及する訴え)の規定は、施行
日以後に社員が同項において準用する同法第二
百六十七條第一項の訴えの提起を請求する場合
又は新法第五十三條第二項において準用する商
法第二百六十七條第三項の訴えを提起する場合
について適用し、施行日前に社員が旧法第六十
二條において準用する旧法第五十七條第一項の
訴えの提起を請求した場合又は旧法第六十二條
において準用する旧法第五十七條第二項におい
て準用する商法第二百六十七條第三項の訴えを
提起した場合については、なお従前の例による。
(損失てん補準備金に関する経過措置)

第三十八條 新法第五十四條の規定は、施行日以
後開始する事業年度に係る同条の損失てん補
準備金の積立てについて適用し、施行日前に開
始した事業年度に係る旧法第六十三條第一項の
準備金の積立てについては、なお従前の例によ
る。

2 旧法の規定による相互会社に係るこの法律の
施行の際現に存する旧法第六十三條第一項の準
備金及び前項の規定によりなお従前の例による
こととされる場合における同条第一項の準備金
は、新法第五十四條の損失てん補準備金として
積み立てられたものとみなす。

3 前項の規定により新法第五十四條の損失てん
補準備金として積み立てられたものとみなされ
る旧法第六十三條第一項の準備金の額が新法第
五十四條に規定する基金(新法第五十六條の基
金償却積立金を含む。)の総額又は定款で定めら
れた額を超える場合における決算上の処理につ
いては、大蔵省令で定める。

(基金及び基金償却積立金に関する経過措置)

第三十九條 この法律の施行の際現に存する旧法
の規定による相互会社に係る旧法の規定による
基金及び旧法第六十五條の規定による積立金
は、それぞれ新法の規定による基金又は新法第
五十六條の規定により積み立てられた基金償却
積立金とみなす。

(剰余金の分配に関する経過措置)

第四十條 新法第五十八條の規定は、施行日以後
に開始する事業年度に係る剰余金の分配につい
て適用し、施行日前に開始した事業年度に係る
旧法第六十六條の剰余金の分配については、な
お従前の例による。

(試験研究費等に関する経過措置)

第四十一條 この法律の施行の際現に存する旧法
の規定による相互会社が施行日前に支出した旧
法第六十七條において準用する商法第二百八十
六條ノ三(試験研究費及び開発費の繰延べ)に規
定する金額については、当該支出をした日に、
新法の規定による相互会社が支出した新法第五

十九條第一項において準用する商法第二百八十
六條ノ三に規定する金額とみなす。

2 新法第五十九條第一項において準用する商法
第二百八十六條ノ四(新株発行費用の繰延べ)の
規定は、施行日以後に開始する事業年度に支出
される同条に規定する基金の募集のために必要
な費用の額について適用する。

3 新法第五十九條第一項において準用する商法
第二百八十六條ノ四に規定する基金の募集のた
めに必要な費用の額で、この法律の施行の際
に存する旧法の規定による相互会社が施行日前
に開始した事業年度に支出したものについては
は、その額から施行日以後開始する最初の事業
年度の決算期前の決算期に同条の規定が適用さ
れたならば償却すべきであった額の最少額を控
除した金額を、施行日以後に開始する最初の事
業年度の決算期において、貸借対照表の資産の
部に計上することができ、この場合において
は、同条の規定による償却期間から既に経過し
た期間を控除した期間内、毎決算期に均等額
以上の償却をしなければならない。

4 新法第五十九條第一項において準用する商法
第二百九十四條(会社の業務及び財産状況の検
査)の規定は、施行日以後に同条第一項に規定
する社員又は総代が同項の請求をする場合に
いて適用する。この場合において、この法律の
施行の際現に存する旧法の規定による相互会社
が施行日前にした業務の執行は、当該業務の執
行の日において、新法の規定による相互会社が
したものとなる。

(基金の募集に関する経過措置)

第四十二條 新法第六十條の規定は、施行日以後
に相互会社が基金の募集に着手する場合につい
て適用する。

(登記簿に関する経過措置)

第四十三條 この法律の施行の際現に登記所に備
えられている相互保険会社登記簿は、新法第六
十四條の相互保険会社登記簿とみなす。

(商業登記法の準用に関する経過措置)
第四十四条 施行日前にした旧法第七十九条の勅令で定めるところにより準用する商業登記法の規定による処分、手続その他の行為は、新法第六十五条において準用する商業登記法の規定による相当の行為とみなす。

(非訟事件手続法の準用に関する経過措置)
第四十五条 施行日前に開始した旧法第七十九条の勅令で定めるところにより準用する非訟事件手続法の規定による手続は、新法第六十六条において準用する非訟事件手続法の規定による手続とみなす。

(株式会社から相互会社への組織変更に関する経過措置)
第四十六条 新法第二章第三節第一款の規定は、施行日以後にされる新法第六十九条第一項の株主総会の決議に係る新法第六十八条第一項の組織変更について適用し、施行日前にされた旧法第二十条第一項の株主総会の決議に係る旧法第十九条第一項の組織変更については、なお従前の例による。

(業務の範囲に関する経過措置)
第四十七条 旧法の免許を受けた保険会社で、この法律の施行の際現に旧法第五条第一項ただし書の規定により主務大臣の認可を受けて同項ただし書に規定する他の損害保険事業を営む会社のためにその損害保険事業に属する取引の代理又は媒介を行う業務を営むものは、この法律の施行の際に新法第九十八条第二項の認可を受けたものとみなす。

2 旧法の免許を受けた保険会社で、この法律の施行の際現に新法第九十八条第一項第一号の業務(前項に規定する業務を除く。)を行っているものは、施行日から起算して六月以内に当該業務の内容を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

3 前項の届出をした旧法の免許を受けた保険会社は、当該届出に係る業務を行うことについて

て、施行日において新法第九十八条第二項の認可を受けたものとみなす。

第四十八条 旧法の免許を受けた保険会社で、この法律の施行の際現に新法第九十九条第一項の業務を行っているものは、施行日から起算して六月以内に当該業務の内容を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

2 前項の届出をした旧法の免許を受けた保険会社は、当該届出に係る業務を行うことについて、施行日において新法第九十九条第四項の認可を受けたものとみなす。

3 旧法の免許を受けた保険会社で、この法律の施行の際現に旧法第五条第一項ただし書の規定により主務大臣の認可を受けて同項ただし書に規定する信託の引受けを行う業務を営むものは、この法律の施行の際に新法第九十九条第七項の認可を受けたものとみなす。

(独占禁止法の適用除外に関する経過措置)
第四十九条 附則第三条の規定により新法第三條第五項の損害保険業免許を受けたものとみなされる旧法の免許を受けた保険会社及び附則第七十二條の規定により新法第八十五条第五項の外国損害保険業免許を受けたものとみなされる附則第二条の規定による廃止前の外国損害保険事業に関する法律(以下「旧外国損害保険事業法」という。)第二条第一項に規定する外国損害保険事業者(以下この条において「旧法の免許を受けた損害保険会社等」という。)がこの法律の施行の際現に他の旧法の免許を受けた損害保険会社等と行っている旧法第十二条ノ三各号(旧外国損害保険事業者法第十九条において準用する場合を含む。)に掲げる協定、契約その他の共同行為(以下この条において「共同行為」という。)については、当該共同行為に係るすべての旧法の免許を受けた損害保険会社等が施行日から起算して三月以内に大蔵省令で定めるところにより大蔵大臣に届出をした場合に限り、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、旧法第十二条

ノ三から第十二条ノ七まで(旧外国損害保険事業者法第十九条において準用する場合を含む。)の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)は、なおその効力を有する。

2 前項の規定の適用がある場合における旧法第十二条ノ五第三項(旧外国損害保険事業者法第十九条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、旧法第十二条第三項及び第四項の規定は、なおその効力を有する。

3 第一項に規定する共同行為で新法第一百一条第一項各号に掲げる共同行為に該当するものについては、第一項の旧法の免許を受けた損害保険会社等は、同項に規定する期間内においても、新法第一百一条第一項の認可の申請をすることができ、この場合において、当該期間内に当該認可をすることとする処分があったときは、当該認可がその効力を生ずる日以後は、第一項の規定は、適用しない。

(海外現地法人の株式等の所有に関する経過措置)
第五十条 この法律の施行の際現に旧法の免許を受けた保険会社が新法第八十八条第一項各号に掲げる会社の発行済株式(議決権のあるものに限る。)の総数又は出資の総額(以下この条において「発行済株式等」という。)の百分の五十を超える数又は額の株式(議決権のあるものに限る。)又は持分(以下この条において「株式等」という。)を所有しているときは、当該旧法の免許を受けた保険会社は、施行日から起算して三月以内にその旨を大蔵大臣に届け出なければならぬ。

2 この法律の施行の際旧法の免許を受けた保険会社が第一号に掲げる許可を受け、又は第二号に掲げる届出をしている株式等の取得(施行日において実行していないものに限る。)が、新法第八十八条第一項各号に掲げる会社の発行済株式等の百分の五十を超える株式等の取得となるときは、当該旧法の免許を受けた保険会社は、施行

行日から起算して三月以内にその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

一 外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百一十八号)第二十一条第二項(大蔵大臣の許可を要する資本取引)の規定による許可

二 外国為替及び外国貿易管理法第二十一条第一項第四号(居住者による対外直接投資に係る届出)の規定による届出(当該届出につき、同法第二十三条第二項(資本取引に係る内容の審査及び変更勧告等)の規定による大蔵大臣の勧告を受けることなく同条第一項の規定により当該届出に係る当該株式等の取得を行つてはならない期間を経過している場合又は当該勧告を受け同条第四項の規定により当該勧告を応諾する旨の通知がされている場合に限る。)

3 新法第八十八条第二項において準用する新法第八十六条第二項の規定は、前二項の場合において旧法の免許を受けた保険会社が取得し、又は所有する株式等について準用する。

4 第一項又は第二項の規定により届出をした旧法の免許を受けた保険会社は、当該届出に係る株式等の取得又は所有につき、施行日において新法第八十八条第一項の認可を受けたものとみなす。

(大蔵大臣への提出書類に関する経過措置)
第五十一条 新法第一百零一条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項に規定する業務報告書について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第八十二条第一項の書類については、なお従前の例による。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧に関する経過措置)
第五十二条 新法第一百零一条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条に規定する説明書類について適用する。

(株式の評価の特例に関する経過措置)
第五十三條 新法第二百一十二條の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る株式の評価について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る株式の評価については、なお従前の例による。

2 旧法の免許を受けた保険会社に係るこの法律の施行の際現に存する旧法第八十四條第二項の準備金及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条第二項の準備金は、新法第二百一十二條第二項の大蔵省令で定める準備金として積み立てられたものとみなす。
(創立費及び事業費の償却に関する経過措置)
第五十四條 旧法の免許を受けた保険会社に係る旧法第八十五條第一項に規定する設立費用及び初めの五年度の事業費で、この法律の施行の際まだ償却されていない金額は、新法第二百一十三條第一項の規定により貸借対照表の資産の部に計上しているものとみなして、同項の規定を適用する。

(契約者配当に関する経過措置)
第五十五條 新法第二百一十四條の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項に規定する契約者配当を行う場合について適用する。
(価格変動準備金に関する経過措置)
第五十六條 新法第二百一十五條の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項の価格変動準備金の積立てについて適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第八十六條の準備金の積立てについては、なお従前の例による。

2 旧法の免許を受けた保険会社に係るこの法律の施行の際現に存する旧法第八十六條の準備金及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条の準備金は、新法第二百一十五條第一項の価格変動準備金として積み立てられたものとみなす。
3 前項の規定により新法第二百一十五條第一項の価格変動準備金として積み立てられたものとみなされる旧法第八十六條の準備金の額が同項に規定する大蔵省令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額の決算上の処理について必要な事項は、大蔵省令で定める。
(責任準備金に関する経過措置)
第五十七條 新法第二百一十六條の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項の責任準備金の積立てについて適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第八十八條第一項の責任準備金の積立てについては、なお従前の例による。

2 旧法の免許を受けた保険会社に係るこの法律の施行の際現に存する旧法第八十八條第一項の責任準備金及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条第一項の準備金は、新法第二百一十六條第一項の責任準備金として積み立てられたものとみなす。
(支払準備金に関する経過措置)
第五十八條 新法第二百一十七條の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項の支払準備金の積立てについて適用する。
(特別勘定に関する経過措置)
第五十九條 この法律の施行の際現に旧法の免許を受けた保険会社が新法第二百一十八條第一項の大蔵省令で定める保険契約に係る旧法第八十八條第一項の責任準備金の金額に対応する財産をその他の財産と区別して経理するための特別の勘定を設けている場合には、当該特別の勘定は、新法第二百一十八條第一項の規定により設けた特別勘定とみなす。

2 新法第二百一十九條の規定は、施行日以後に開始する事業年度において特別勘定に属するものとして経理された財産の評価について適用する。
(保険計理人の選任等に関する経過措置)
第六十條 新法第二百二十條の規定は、附則第三条の規定により新法第三條第五項の損害保険業免許を受けたものとみなされる旧法の免許を受けた保険会社については、施行日から起算して三月を経過する日までの間は、適用しない。

2 この法律の施行の際現に旧法第八十九條第一項の規定により選任されている保険計理人は、施行日において新法第二百二十條第一項の規定により選任された保険計理人とみなす。
3 新法第二百二十條第二項の規定は、前項の規定により同条第一項の規定により選任されたものとみなされる保険計理人については、施行日から起算して二年を経過する日までの間は、適用しない。
(保険計理人の職務に関する経過措置)
第六十一條 新法第二百一十一條の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る事項に関する保険計理人の職務について適用し、附則第三条の規定により新法第三條第四項の生命保険業免許を受けたものとみなされる旧法の免許を受けた保険会社の施行日前に開始した事業年度に係る事項に関する保険計理人の職務については、なお従前の例による。
(保険計理人の解任に関する経過措置)
第六十二條 新法第二百一十二條の規定は、施行日以後にした行為に係る保険計理人の解任について適用し、施行日前の怠る行為及び施行日前にした行為に係る保険計理人の解任については、なお従前の例による。
(事業方法書等に係る変更の認可等に関する経過措置)
第六十三條 旧法の免許を受けた保険会社がこの法律の施行の際現に旧法第十條第一項の規定により旧法第一條第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項の変更に係る主務大臣の認可を申請している場合には、当該申請を新法第二百二十三條第一項の大蔵大臣の認可の申請とみなす。この場合において、当該変更に係る事項が同項の大蔵省令で定める事項に該当するときは、当該変更に係る事項は、同項の大蔵省令で定める事項に該当しないものとみなす。

2 旧法の免許を受けた保険会社がこの法律の施行の際現に旧法第十條第一項の規定により旧法第一條第二項第一号に掲げる書類に定めた事項の変更に係る主務大臣の認可を申請している場合には、当該申請を新法第二百二十三條第一項の大蔵大臣の認可の申請とみなす。この場合において、当該変更に係る事項が同項の大蔵省令で定める事項に該当するときは、当該変更に係る事項は、同項の大蔵省令で定める事項に該当しないものとみなす。

第一條第二項第一号に掲げる書類に定めた事項の変更に係る主務大臣の認可を申請している場合において、当該変更に係る事項が新法第二百二十六條各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、当該申請は、同条の認可に係る申請とみなす。

3 前項に規定する場合において、当該変更に係る事項が新法第二百二十六條各号に掲げる事項のいずれにも該当しないときは、当該変更は、この法律の施行の際にその効力を生ずるものとし、かつ、施行日において新法第二百二十七條第三号に掲げる事項に係る同条の届出がされたものとみなす。
(業務の停止等に関する経過措置)
第六十四條 施行日前にされた旧法第十二條第一項の規定による事業の停止の命令は、新法第二百三十二條の規定による同条に規定する業務の全部又は一部の停止を命ずる処分とみなす。
2 施行日前に旧法第十二條第一項の規定による事業の停止の命令に係る同条第三項の規定による通知及び公示がされた場合においては、施行日以後も同条第二項及び第四項の規定の例により手続を続行して、新法第二百三十二條の規定による同条に規定する業務の全部又は一部の停止を命ずる処分をすることができる。
(免許の取消し等に関する経過措置)
第六十五條 旧法の免許を受けた保険会社が施行日前にした旧法第十二條第一項に規定する行為は、新法第二百三十三條第一号又は第三号に規定する行為とみなして、同条の規定を適用する。

2 施行日前に旧法第十二條第一項の規定による処分に係る同条第三項の規定による通知及び公示がされた場合においては、施行日以後も同条第二項及び第四項の規定の例により手続を続行して、新法第二百三十三條の規定による同条に規定する業務の全部又は一部の停止を命ずる処分をすることができる。
(保険契約の包括移転に関する経過措置)
第六十六條 新法第二編第七章第一節の規定は、

第一條第二項第一号に掲げる書類に定めた事項の変更に係る主務大臣の認可を申請している場合において、当該変更に係る事項が新法第二百二十六條各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、当該申請は、同条の認可に係る申請とみなす。

第一條第二項第一号に掲げる書類に定めた事項の変更に係る主務大臣の認可を申請している場合において、当該変更に係る事項が新法第二百二十六條各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、当該申請は、同条の認可に係る申請とみなす。

3 前項に規定する場合において、当該変更に係る事項が新法第二百二十六條各号に掲げる事項のいずれにも該当しないときは、当該変更は、この法律の施行の際にその効力を生ずるものとし、かつ、施行日において新法第二百二十七條第三号に掲げる事項に係る同条の届出がされたものとみなす。
(業務の停止等に関する経過措置)
第六十四條 施行日前にされた旧法第十二條第一項の規定による事業の停止の命令は、新法第二百三十二條の規定による同条に規定する業務の全部又は一部の停止を命ずる処分とみなす。
2 施行日前に旧法第十二條第一項の規定による事業の停止の命令に係る同条第三項の規定による通知及び公示がされた場合においては、施行日以後も同条第二項及び第四項の規定の例により手続を続行して、新法第二百三十二條の規定による同条に規定する業務の全部又は一部の停止を命ずる処分をすることができる。
(免許の取消し等に関する経過措置)
第六十五條 旧法の免許を受けた保険会社が施行日前にした旧法第十二條第一項に規定する行為は、新法第二百三十三條第一号又は第三号に規定する行為とみなして、同条の規定を適用する。

2 施行日前に旧法第十二條第一項の規定による処分に係る同条第三項の規定による通知及び公示がされた場合においては、施行日以後も同条第二項及び第四項の規定の例により手続を続行して、新法第二百三十三條の規定による同条に規定する業務の全部又は一部の停止を命ずる処分をすることができる。
(保険契約の包括移転に関する経過措置)
第六十六條 新法第二編第七章第一節の規定は、

第一條第二項第一号に掲げる書類に定めた事項の変更に係る主務大臣の認可を申請している場合において、当該変更に係る事項が新法第二百二十六條各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、当該申請は、同条の認可に係る申請とみなす。

施行日以後に商法第二百三十二条第一項（招集の通知）（新法第四十一条及び第四十九条において準用する場合を含む。）の招集の通知が発せられる株主総会又は社員総会若しくは新法第四十二条第一項の総代会（附則第二十九条の規定により同項の総代会とみなされる旧法第五十一条第一項に規定する機関を含む。）（以下「株主総会等」という。）の決議に係る保険契約の移転について適用し、施行日前に商法第二百三十二条第一項（旧法第五十四条（旧法第五十一条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の招集の通知が発せられた株主総会等の決議に係る保険契約の移転については、なお従前の例による。

(業務及び財産の管理の委託に関する経過措置)
第六十七条 旧法第九十三条の認可を受けた旧法第九十二条第一項の契約でこの法律の施行の際現に効力を有するものは、新法第百四十四条第一項の契約とみなして、新法第百四十六条から第百五十条までの規定を適用する。

(整理に関する経過措置)
第六十八条 新法第五百一一条において準用する商法の会社の整理に関する規定は、施行日以後に同法第三百八十一条(整理の開始)の申立て又は通告がされる場合について適用し、施行日前に旧法第七十八条において準用する商法第三百八十一条の申立て又は通告がされた場合については、なお従前の例による。

(解散等に関する経過措置)
第六十九條 新法第二編第八章第二節の規定は、施行日以後に生ずる新法第五百二十二條に規定する事由に係る保険会社の解散について適用し、施行日前に生じた旧法第百八條第一項に規定する事由に係る旧法の保険会社の解散については、なお従前の例による。

(合併に関する経過措置)
第七十条 新法第二編第八章第三節の規定は、施行日以後に商法第二百三十二条第一項招集の

通知（新法第四十一条及び第四十九条において準用する場合を含む。）の招集の通知が発せられる株主總會等の決議に係る合併について適用し、施行日前に商法第二百三十二条第一項（旧法第五十四条（旧法第五十一条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の招集の通知が発せられた株主總會等の決議に係る合併については、なお従前の例による。

第七十一条 新法第二編第八章第四節の規定は、施行日以後に生ずる新法第百五十二条に規定する事由に係る保険会社の解散に係る清算について適用し、施行日前に生じた旧法第百八条第一

項に規定する事由に係る旧法の保険会社の解散に係る清算については、なお従前の例による。

② 新法第百八十三条第一項において準用する商法第四百三十条第二項(清算に関する準用規定)において準用する同法第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで(取締役の責任を追及する

訴え)の規定は、施行日以後に社員が新法第百八十三条第一項において準用する商法第四百三十条第二項において準用する同法第二百六十七条第一項の訴えの提起を請求する場合又は新法第百八十三条第一項において準用する商法第四百三十条第二項において準用する同法第二百六十七条第三項の訴えを提起する場合について適用し、施行日前に社員が旧法第七十七条におい

て準用する旧法第五十七条第一項の訴えの提起を請求した場合又は旧法第七十七条において準用する旧法第五十七条第二項において準用する商法第二百六十七条第三項の訴えを提起した場合については、なお従前の例による。

（外国保険会社等に係る事業の免許に関する経過措置）

第七十二条 この法律の施行の際現に旧外国保険事業者法第三条第一項の大蔵大臣の免許を受けている者(旧外国保険事業者法附則第三項又は

第五項の規定により同条第一項の大蔵大臣の免許を受けたものとみなされる者を含む。は、この法律の施行の際に新法第百八十五條第一項の大蔵大臣の免許を受けたものとみなす。

前項の規定により同項に規定する者以下旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等というが受けたものとみなされる新法第百八十五条第一項の大蔵大臣の免許は、その者が旧外国保険事業者法第二条第一項の外国生命

保険事業者又は外国損害保険事業者のいずれであるかの区分に応じ、それぞれ新法第百八十五条第四項の外国生命保険業免許又は同条第五項の外国損害保険業免許とする。

(免許申請書等に関する経過措置)

第七十三條 旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等に係る旧外国保険事業者法第四条第一項の申請書に記載された同項各号に掲げる事項(旧外国保険事業者法第七條第一項の届出がされた場合には、当該届出に係る変更後のもの)は、新法第百八十七條第一項の免許申請

書に記載された同項各号のうちそのそれぞれに相当する号に掲げる事項とみなす。

旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等に係る旧外国保険事業者法第四条第四項第一号から第五号までに掲げる書類でこの法律の施行の際現に大蔵大臣に提出されているものは、新法第百八十七条第三項各号のうちそのそれぞれに相当する号に掲げる書類(旧外国保険

事業者法第四條第四項第四号又は第五号に掲げる書類にあっては、新法第百八十七條第三項第四号に掲げる書類とみなす。

(免許の条件に関する経過措置)

お七十四條 旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等がこの法律の施行の際現に行っている旧外国保険事業者法第一条に規定する日

本における保険事業の内容が新法第百八十八条
第一項に規定する場合に該当するときは、附則
第七十二条の規定によりその者がこの法律の施

行の際に受けたものとみなされる新法第百八十五條第一項の大蔵大臣の免許は、新法第百八十八條第一項の條件が付されたものとする。

（外國保險会社等の供託に関する経過措置）

第七十二條 旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等がこの法律の施行の際現に旧外国保険事業者法第八條の規定により供託している供託物は、新法第百九十條第一項の規定による供託がされているものとみなす。

2 前項の旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等に対する新法第百九十条第八項の規定の適用については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、前項の規定により同条第一項の規定による供託がされているもの

とみなされる前項に規定する供託物に係る供託金額として大蔵省令で定める額をもって、同条第八項に規定する同条第一項の政令で定める額とみなす。

3 第一項の場合において、この法律の施行の際現に旧外国保険事業者法第八条の規定による供

託物の上に存する旧外国保険事業者法第九條第一項及び第二項に規定する者の優先権は、新法第九十條第六項に規定する権利とみなす。

4 前項の場合において、当該旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等が外国相互会社である場合における新法第九十條第六項の規定の特例その他同条の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(日本における代表者等に関する経過措置)
第七十六条 新法第百九十二条第一項及び第二項の規定は、施行日前に生じた事項についても適用する。この場合における同項の規定の適用については、施行日前にされた旧外国保険事業者法第七条第一項の届出及び公告は、新法第百九十二条第二項の告示とみなす。

(外国相互会社に係る商法の外国会社の営業所に関する規定の準用に関する経過措置)

第七十七条 この法律の施行の際現に旧外国保険

事業者法第三條第一項の免許を受けている外国相互会社は、新法第九十三條において準用する商法第四百七十九條第一項(外国会社の営業所の規定により日本において取引を継続しているものとみなし、当該外国相互会社が民法第四十九條第一項(外国法人の登記)において準用する同法第四十五條第三項(法人の設立登記)及び第四十六條(登記事項及び変更登記)の規定により登記している事項は、新法第九十三條において準用する商法第四百七十九條第三項及び第三項の規定による登記がされているものとみなす。

(本店又は主たる事務所の決算書類の提出並びに定款等の備付け及び閲覧等に関する経過措置)

第七十八條 新法第九十五條並びに第九十六條第二項及び第四項(新法第九十五條に規定する書類に係る部分に限る。)の規定は、外国保険会社等の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第九十五條に規定する書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る旧外国保険事業者法第十二條に規定する書類については、なお従前の例による。

2 旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等の日本における代表者がこの法律の施行の際現に旧外国保険事業者法第十七條第一項の規定により備え置いている定款又はこれに準ずる書類及び日本における社員の名簿は、新法第九十六條第一項の規定により備え置かれているものとみなす。

3 新法第九十六條第三項、第四項(同条第三項に係る部分に限る。)及び第五項の規定は、施行日以後に開始する日本における事業年度に係る同条第三項に規定する書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧外国保険事業者法第十七條第一項に規定する書類(前二項に規定する書類を除く。)については、なお従前の例による。

平成七年五月十六日 衆議院会議録第二十七号

保険業法案及び同報告書

(外国保険会社等の資産の国内保有義務に関する経過措置)

第七十九條 旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等に対する新法第九十七條の規定の適用については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、同条中「合計額」とあるのは「合計額に大蔵省令で定める割合を乗じた額」とする。

(外国相互会社の支配人等の行為等に関する経過措置)

第八十條 この法律の施行の際現に旧外国保険事業者法第三條第一項の免許を受けている外国相互会社が旧外国保険事業者法第十八條において準用する商法第三十七條(支配人の選任)の規定により選任した支配人(旧外国保険事業者法第十八條において準用する商法第四十二條(表見支配人)又は第四十三條(ある種類又は特定の委任を受けた使用人)に規定する使用人を含む。)の施行日前の行為その他当該支配人に係る事項については、当該事項のあった日に、新法の外国相互会社が新法第九十八條第一項において準用する商法第三十七條の規定により選任した支配人(同項において準用する同法第四十二條又は第四十三條に規定する使用人を含む。)に係る事項があったものとみなして同項において準用する同法第三十八條から第四十三條まで(商業使用人)の規定を適用する。

2 新法第九十八條第一項において準用する商法第四十六條から第四十八條まで、第五十條及び第五十一條(代理商)の規定の適用については、旧外国保険事業者法の外国相互会社についての旧外国保険事業者法第十八條において準用する商法第四十六條から第四十八條まで、第五十條及び第五十一條に規定する施行日前の行為その他の事項は、当該行為その他の事項のあった日における新法の外国相互会社についての行為その他の事項とみなす。

(外国相互会社の商業帳簿等に関する経過措置)

第八十一條 この法律の施行の際現に存する旧外国保険事業者法の外国相互会社が旧外国保険事業者法第十八條において準用する商法第一編第五章(商業帳簿)の規定に基づいて施行日前に作成した帳簿その他の書類は、その作成した日に、新法の外国相互会社が新法第九十八條第一項において準用する商法第一編第五章の相当の規定に基づいて作成したものと同みなす。

(外国保険会社等に係る業務、経理等に関する規定の準用に関する経過措置)

第八十二條 旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等で、この法律の施行の際現に新法第九十九條において準用する新法第九十八條第一項第一号の業務を行っているものは、施行日から起算して六月以内に当該業務の内容を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 前項の届出をした旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等は、当該届出に係る業務を行うことについて、施行日において新法第九十九條において準用する新法第九十八條第二項の認可を受けたものとみなす。

第八十三條 新法第九十九條において準用する新法第一百十條の規定は、施行日以後に開始する日本における事業年度に係る同条第一項に規定する業務報告書について適用し、施行日前に開始した日本における事業年度に係る旧外国保険事業者法第十一條第一項に規定する事業の報告書については、なお従前の例による。

第八十四條 新法第九十九條において準用する新法第一百十一條の規定は、施行日以後に開始する日本における事業年度に係る同条に規定する説明書類について適用する。

第八十五條 新法第九十九條において準用する新法第一百十二條の規定は、施行日以後に開始する日本における事業年度に係る株式の評価について適用する。

第八十六條 新法第九十九條において準用する新法第一百十四條の規定は、施行日以後に開始する日本における事業年度に係る同条第一項に規定する契約者配当を行う場合について適用する。

第八十七條 新法第九十九條において準用する新法第一百十五條の規定は、施行日以後に開始する日本における事業年度に係る同条第一項の価格変動準備金の積立について適用する。

第八十八條 新法第九十九條において準用する新法第一百十六條の規定は、施行日以後に開始する日本における事業年度に係る同条第一項の責任準備金の積立について適用し、施行日前に開始した日本における事業年度に係る旧外国保険事業者法第十三條の責任準備金の積立については、なお従前の例による。

2 旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等に係るこの法律の施行の際現に存する旧外国保険事業者法第十三條の責任準備金及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条の責任準備金は、新法第九十九條において準用する新法第一百十六條の規定により日本において責任準備金として積み立てられたものとみなす。

第八十九條 新法第九十九條において準用する新法第一百十七條の規定は、施行日以後に開始する日本における事業年度に係る同条第一項の支払備金の積立について適用し、施行日前に開始した日本における事業年度に係る旧外国保険事業者法第十三條の支払備金の積立については、なお従前の例による。

2 旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等に係るこの法律の施行の際現に存する旧外国保険事業者法第十三條の支払備金及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条の支払備金は、新法第九十九條において準用する新法第一百十七條の規定により日本において支払備金として積み立てられたものとみなす。

第九十条 この法律の施行の際現に旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等が新法第九十九条において準用する新法第九十九条第一項の大蔵省令で定める保険契約に係る旧外国保険事業者法第十三条の責任準備金の金額に対応する財産をその他の財産と区別して経理するための特別の勘定を設けている場合は、当該特別の勘定は、新法第九十九条において準用する新法第九十九条第一項の規定により設けた特別勘定とみなす。

2 新法第九十九条において準用する新法第九十九条の規定は、施行日以後に開始する日本における事業年度において特別勘定に属するものとして経理された財産の評価について適用する。

第九十一条 新法第九十九条において準用する新法第九十九条の規定は、旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等については、施行日から起算して三月を経過する日までの間は、適用しない。

(業務の停止等に関する経過措置)
第九十二条 施行日前にされた旧外国保険事業者法第九十二条第一項の規定による日本における事業の停止の命令は、新法第二百四十一条の規定による同条に規定する業務の全部又は一部の停止を命ずる処分とみなす。

2 施行日前に旧外国保険事業者法第二十二條第一項の規定による日本における事業の停止の命令に係る同条第三項の規定による通知及び公示がされた場合においては、施行日以後も同条第二項及び第四項の規定の例により手続を履行して、新法第二百四十一条の規定による同条に規定する業務の全部又は一部の停止を命ずる処分をすることができ。

(免許の取消し等に関する経過措置)
第九十三条 旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等が施行日前にした旧外国保険事業者法第二十二條第一項に規定する行為は、新法第二百四十一条の規定による行為とみなす。

法第二百四十一条に規定する行為とみなして、同条の規定を適用する。

2 施行日前に旧外国保険事業者法第二十二條第一項の規定による処分に係る同条第三項の規定による通知及び公示がされた場合においては、施行日以後も同条第四項の規定の例により手続を履行して、当該処分に相当する新法第二百四十一条の規定による処分をすることができ。

(事業の方法書等に係る変更の認可に関する経過措置)
第九十四条 旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等がこの法律の施行の際現に旧外国保険事業者法第九十九条において準用する旧法第九十九条第一項の規定により旧外国保険事業者法第四條第四項第二号から第五号までに掲げる書類に定めた事項の変更に係る主務大臣の認可を申請している場合は、当該申請を新法第二百七条において準用する新法第二百七条第一項の大蔵大臣の認可の申請とみなす。この場合において当該変更に係る事項が同項の大蔵省令で定める事項に該当するときは、当該変更に係る事項は、同項の大蔵省令に定める事項に該当しないものとみなす。

(外国保険会社等の保険契約の包括移転に関する経過措置)
第九十五条 新法第二百四十一条において準用する新法第二編第七章第一節の規定は、施行日以後に旧外国保険会社等が作成する同項において準用する新法第二百四十一条第一項の契約に係る契約書に係る保険契約の移転について適用し、施行日前に作成した旧外国保険事業者法第二十一條第一項の契約に係る契約書に係る保険契約の移転については、なお従前の例による。

(外国保険会社等の清算に関する経過措置)
第九十六条 新法第二百四十一条の規定は、施行日以後に同条第一項各号のいずれかに該当することとなる外国保険会社等について適用し、施行日前に旧外国保険事業者法第二十六條第一項に

規定する場合に該当することとなった同項の外国保険事業者等については、なお従前の例による。

(外国保険事業者の従たる事務所等に対する営業所閉鎖命令等に関する経過措置)
第九十七条 旧外国保険事業者法第二十九條の外国保険事業者が日本において従たる事務所その他の事務所を設け、又は専ら外国保険事業者のために募集をする者が営業所若しくは事務所を設けた場合において、施行日前に同条において準用する商法第四百八十四條第一項各号(営業所閉鎖命令)のいずれかに該当する事由が生じた場合については、なお従前の例による。

(外国相互保険会社登記簿に関する経過措置)
第九十八条 旧外国保険事業者法第三十一條の外国相互保険会社登記簿は、新法第二百四十一条に定める外国相互保険会社登記簿とみなす。

(外国相互会社に係る商業登記法の準用に関する経過措置)
第九十九条 施行日前にした旧外国保険事業者法第三十三條において準用する商業登記法の規定による処分、手続その他の行為は、新法第二百四十六條第一項において準用する商業登記法の規定による相当の行為とみなす。

(外国相互会社に係る非訟事件手続法の準用に関する経過措置)
第一百条 施行日前に開始した旧外国保険事業者法第三十三條において準用する非訟事件手続法の規定による手続は、新法第二百四十七條において準用する非訟事件手続法の規定による手続とみなす。

(外国保険業者の駐在員事務所の設置の届出等に関する経過措置)
第一百一条 この法律の施行の際現に新法第二百四十八條第一項第一号の施設に該当する施設を設置している旧外国保険事業者法第二十二條第一項に規定する外国保険事業者で、旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等でないものは、

施行日から起算して六月以内に、その間に新法第二百四十五條第一項の免許を受け、又は当該施設を廃止し、若しくは同号イ又はロに掲げる業務を廃止した場合を除き、当該施設について同号イ又はロに掲げる業務の内容、当該業務を行う施設の所在地その他新法第二百四十八條第一項の大蔵省令で定める事項を大蔵大臣に届け出なければならぬ。この場合において、当該届出は、同項の規定によりされた届出とみなす。

(事業の停止の命令に関する経過措置)
第一百二條 施行日前にされた旧法第二百四十一條の規定による事業の停止の命令及び旧外国保険事業者法第二十三條第一項の規定による日本における事業の停止の命令は、新法第二百四十一條の規定による同条に規定する業務の全部又は一部の停止を命ずる処分とみなす。

2 施行日前に旧法第二百四十一條の規定による事業の停止の命令に係る同条第三項において準用する旧法第二百四十一條第三項の規定による通知及び公示又は旧外国保険事業者法第二十三條第一項の規定による日本における事業の停止の命令に係る同条第三項において準用する旧外国保険事業者法第二十二條第三項の規定による通知及び公示がされた場合においては、施行日以後も旧法第二百四十一條第二項及び同条第三項において準用する旧法第二百四十一條第三項の規定により準用する旧外国保険事業者法第二十三條第二項及び同条第三項において準用する旧外国保険事業者法第二十二條第四項の規定の例により手続を履行して、新法第二百四十一條の規定による同条に規定する業務の全部又は一部の停止を命ずる処分をすることができ。

(業務及び財産の管理の命令に関する経過措置)
第一百三條 施行日前にされた旧法第二百四十一條の規定による業務及び財産の管理の命令並びに旧外国保険事業者法第二十三條第一項の規定による日本における業務及び財産の管理の命令は、新法第二百四十一條の規定による保険管理人に

新法第二百四十一條の規定による行為とみなす。

よる同条に規定する業務及び財産の管理を命ずる処分とみなし、当該業務及び財産の管理の命令又は日本における業務及び財産の管理の命令に係る保険管理人は、当該業務及び財産の管理を命ずる処分に係る保険管理人とみなす。

2 施行日前に旧法第百条第一項の規定による業務及び財産の管理の命令に係る同条第三項において準用する旧法第百条第二項第三項の規定による通知及び公示又は旧外国保険事業者法第二十三条第一項の規定による日本における業務及び財産の管理の命令に係る同条第三項において準用する旧外国保険事業者法第二十三条第三項の規定による通知及び公示がされた場合においては、施行日以後も旧法第百条第二項及び同条第三項において準用する旧法第百条第二項第三項の規定又は旧外国保険事業者法第二十三条第二項及び同条第三項において準用する旧外国保険事業者法第二十三条第四項の規定の例により手続を執行して、新法第二百四十一条の規定による保険管理人による同条に規定する業務及び財産の管理を命ずる処分をすることができ。

(保険契約の移転の命令に関する経過措置)

第四百四條 施行日前に旧法第百条第一項の規定による契約の移転の命令に係る同条第三項において準用する旧法第百条第二項第三項の規定による通知及び公示又は旧外国保険事業者法第二十三条第一項の規定による日本における保険契約の移転の命令に係る同条第三項において準用する旧外国保険事業者法第二十三条第三項の規定による通知及び公示がされた場合におけるこれらの命令に係る契約の移転又は日本における保険契約の移転については、旧法第百条及び第百二十一条から第百二十六条まで並びに旧外国保険事業者法第二十三条の規定は、新法第二百五十九条第一項の指定がされる日の前日までの間は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第百条第三項、第百二十一条第五

項、第百二十二条第二項及び第三項並びに第百二十六条並びに旧外国保険事業者法第二十三条第三項及び第四項の規定の適用については、旧法第百二十二条第三項及び第四項、第百二十三条、第百二十四条、第百二十五条、第百二十六条、第百二十七条、第百二十八条並びに第百二十九条並びに旧外国保険事業者法第二十三条第三項及び第四項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第百九条中「本法第三十九条第二項」とあるのは、「保険業法(平成七年法律第 号)第六十二条第二項」とする。

3 第一項に規定する期間の経過前にした行為に對する罰則の適用については、同項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する規定は、同項に規定する期間の経過後も、なおその効力を有する。

4 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第百条及び第百二十一条から第百二十六条まで又は旧外国保険事業者法第二十三条の規定の適用がある場合においては、附則第六十六条及び第九十五条の規定にかかわらず、新法第二編第七章第一節(新法第二百十條第一項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(保険契約者保護基金の指定等に関する経過措置)

第五百五條 新法第二百五十九條第一項第五号の規定の適用については、旧法、附則第二条の規定による廃止前の保険募集の取締に関する法律(以下「旧募集取締法」という。)又は旧外国保険事業者法の規定(この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法、旧募集取締法及び旧外国保険事業者法の規定を含む。)により罰金の刑に処せられた者は、その処分を受けた日において、新法の規定により罰金の刑に処せられた者とみなす。

の設立の規定により設立された法人は、施行日前においても、新法第二百六十一条第二項の規定の例により、新法第二百五十九條第一項に規定する資金援助等事業の実施に関する規程を定めて、大蔵大臣の指定を受けることができる。

2 大蔵大臣は、前項の申請をした者が、次に掲げる要件を備えており、かつ、新法第二百六十條第一項各号に掲げる業務及び同条第二項の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるときは、前項の指定をすることができ。

一 当該申請をした者の役員のうち、禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないものがないこと。

二 当該申請をした者の役員のうち、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者がいないこと。

三 当該申請をした者の役員のうち、旧法、旧募集取締法又は旧外国保険事業者法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者がいないこと。

3 第一項の大蔵大臣の指定を受けた者は、施行日において新法第二百五十九條第一項の指定を受けたものとみなし、その者が定めた第一項の規程は、施行日において新法第二百六十一条第一項の認可を受けた同項に規定する業務規程とみなす。

(免許の失効に関する経過措置)

第七百七條 新法第二百七十二条第一項第四号の規定は、施行日以後に保険会社又は外国保険会社等が受ける新法第三條第一項の大蔵大臣の免許及び新法第百八十五条第一項の大蔵大臣の免許について適用し、旧法の免許を受けた保険会社又は旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等に係る施行日前の旧法第一條第一項の

主務大臣の免許及び旧外国保険事業者法第三條第一項の大蔵大臣の免許については、なお従前の例による。

(生命保険募集人及び損害保険代理店の登録に関する経過措置)

第八百八條 この法律の施行の際現に旧募集取締法第三條の登録を受けている生命保険募集人(保険募集の取締に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第百五十二号)附則第二項の規定により旧募集取締法第四條第二項の規定により生命保険募集人登録簿に登録されている者)とみなされる者を含む。及び損害保険代理店(以下「旧法登録の生命保険募集人等」という。)は、この法律の施行の際に新法第二百七十六條の大蔵大臣の登録を受けたものとみなす。

(生命保険募集人登録簿等に関する経過措置)

第九百九條 この法律の施行の際現に存する旧募集取締法第四條第一項の規定による生命保険募集人登録簿及び損害保険代理店登録簿は、新法第二百七十八條第一項の規定による生命保険募集人登録簿及び損害保険代理店登録簿とみなす。

2 新法第二百七十八條第二項の規定は、前条の規定によりこの法律の施行の際に新法第二百七十六條の大蔵大臣の登録を受けたものとみなされた者で旧募集取締法第四條第三項の規定による通知を受けていないもの及びその所属保険会社について適用する。

(生命保険募集人等に係る登録の拒否に関する経過措置)

第九百十條 新法第二百七十九條第一項第三号の規定の適用については、旧募集取締法の規定(この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧募集取締法の規定を含む。)により罰金の刑に処せられた者は、その処分を受けた日において、新法の規定に違反し、罰金の刑に処せられた者とみなす。

2 新法第二百七十九條第一項第四号の規定の適用については、旧募集取締法第七條の二又は第

二十条第一項の規定により旧募集取締法第三条第一項の登録を取り消された者は、その処分を受けた日において、新法第二百七条第一項の規定により新法第二百七十六條の登録を取り消された者とみなす。

(所屬保險会社の賠償責任に関する経過措置)

第一百十一條 新法第二百八十二條の規定は、施行日以後に生命保險募集人又は損害保險募集人が保險募集につき保險契約者に加えた損害の賠償について適用し、施行日前に生命保險募集人、損害保險会社の役員若しくは使用人又は損害保險代理店が募集につき保險契約者に加えた損害の賠償については、なお従前の例による。

(生命保險募集人及び損害保險代理店の原簿に関する経過措置)

第一百十二條 この法律の施行の際現に存する旧募集取締法第十三條第一項の規定による生命保險募集人又は損害保險代理店に関する原簿は、新法第二百八十五條第一項の生命保險募集人又は損害保險代理店に関する原簿とみなす。

(保險仲立人に係る登録の拒否に関する経過措置)

第一百十三條 新法第二百八十九條第一項第三号の規定の適用については、旧法、旧募集取締法又は旧外国保險事業者法の規定(この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法、旧募集取締法及び外国保險事業者法の規定を含む。)により罰金の刑に処せられた者は、その処分を受けた日において、新法の規定に違反し、罰金の刑に処せられた者とみなす。

(損害保險代理店の役員又は使用人の届出に関する経過措置)

第一百十四條 施行日前にした旧募集取締法第八條の規定による損害保險代理店の役員又は使用人の届出は、新法第二百二條の規定による届出とみなす。

(生命保險募集人等の変更等の届出等に関する経過措置)

第一百十五條 この法律の施行の際旧募集取締法第七條の規定による届出をしていない旧法登録の生命保險募集人等については、同条及び旧募集取締法第二十六條の規定は、なおその効力を有する。

2 施行日以後に前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧募集取締法第七條第三項の規定による届出があつた旧法登録の生命保險募集人等については、旧募集取締法第七條の三第二号に係る部分に限る。の規定は、なおその効力を有する。

(登録の取消し等に関する経過措置)

第一百十六條 旧法登録の生命保險募集人等が施行日前にした旧募集取締法第七條の二第三号又は第二十條第一項各号のいずれかに該当する行為は、新法第二百七條第一項第二号又は第三号に規定する行為とみなして同条の規定を適用する。

(登録の抹消等に関する経過措置)

第一百十七條 旧法登録の生命保險募集人等のうち施行日前に旧募集取締法第七條の三各号のいずれかに該当する事実があり、かつ、この法律の施行の際同条の規定による登録の抹消がされていない者があるときは、それらの者は新法第

三百八條第一項第二号に該当する者とみなす。

期間が長期にわたる保險契約であつて政令で定めるものの締結の媒介を行おうとする場合には、当該保險仲立人は、自分の間、その方法を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた方法を変更しようとするときも、同様とする。

第一百十八條 この法律の施行の際現に旧外国保險事業者法第三條第一項の大蔵大臣の免許を受けている外国生命保險事業者の役員又は使用人は、施行日から起算して六月を経過する日(当該六月を経過する日までに新法第二百七十九條第一項から第三項までの規定による登録の拒否の処分があつたときは、当該処分があつた日)までの間は、新法第二百七十五條の規定にかかわらず、保險募集を行うことができる。その者が当該期間内に新法第二百七十七條の登録の申請をした場合において、当該期間を経過したときは、当該申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 大蔵大臣は、前項に規定する外国生命保險事業者の役員又は使用人が新法第二百七十七條第一項第一号又は第三号のいずれかに該当することとなつたときは、前項に規定する期間内において、業務の廃止又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

3 第一項に規定する外国生命保險事業者の役員又は使用人が前項の規定により保險募集の業務の廃止を命じられた場合には、新法第二百七十九條第一項の規定の適用については、当該業務の廃止の命令を新法第二百七十七條第一項の規定による新法第二百七十六條の登録の取消しとみなす。

(保險仲立人に関する経過措置)

第一百十九條 新法第二百八十六條の登録を受けた保險仲立人又はその役員若しくは使用人が保險

2 大蔵大臣は、前項の認可を受けた保險仲立人が、この法律若しくはこの法律に基づく大蔵大臣の処分違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、同項の認可を取り消すことができる。

3 第一項の認可に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(保險契約の申込みの撤回等に関する経過措置)

第一百二十條 新法第二百九十九條の規定は、施行日以後に保險会社又は外国保險会社等が受ける保險契約の申込み又は施行日以後に締結される保險契約(施行日前にその申込みを受けたものを除く。)について適用する。

(特定保險会社の特定分野保險事業に係る特例)

第一百二十一條 大蔵大臣は、当分の間、新法第三條第一項の免許(同条第四項第二号又は第五項第二号に掲げる保險の引受けを行う事業を含む。)の申請があつた場合においては、当該免許に、特定保險会社(保險会社(旧法の免許を受けた保險会社を含む。))又は外国保險会社等(旧外国保險事業者法の免許を受けた外国保險会社等を含む。)でその経営が同条第四項第二号又は第五項第二号に掲げる保險の引受けを行う事業に依存している程度が比較的大きいものをいう。以下この条において同じ。)の特定分野保險事業(同条第四項第一号又は第五項第二号

に掲げる保険の引受けを行う事業をいう。以下この条において同じ。に係る経営環境に急激な変化をもたらす、特定保険会社の事業の健全性の確保に欠けるおそれが生ずることのないよう、新法第五條第二項の規定により必要な条件を付することができる。

2 大蔵大臣は、当分の間、特定分野保険事業に係る新法第二百二十三條第一項に規定する書類に定めた事項に係る同項又は同条第二項の規定による変更の認可の申請又は変更の届出があった場合においては、新法第二百二十四條各号に定める基準及び新法第二百二十五條第四項に規定する基準のほか、特定保険会社の特定分野保険事業に係る経営環境に急激な変化をもたらす、特定保険会社の事業の健全性の確保に欠けるおそれが生ずることがないかどうかについても考慮して、当該申請又は当該届出に係る事項を審査するものとする。

(登記事項に関する経過措置)
第二百二十二條 旧法の免許を受けた保険会社は、施行日から起算して六月以内に、新法によって新たに登記すべきものとなった事項を登記しなければならぬ。

2 前項の登記をするまでに他の登記をするときは、その登記と同時に同項の登記をしなければならない。

3 第一項の登記をするまでに同項の事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更前の事項につき同項の登記をしなければならない。

4 前三項の規定に違反したときは、当該旧法の免許を受けた保険会社の代表取締役を百万円以下の過料に処する。

(旧法等の規定に基づく処分又は手続の効力)
第二百二十三條 施行日前に旧法、旧募集取締法若しくは旧外国保険事業者法又はこれらに基づく命令の規定によつてした認可、承認その他の処分又は申請その他の手続で新法又はこれに基づく命令に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてした認可、承認その他の処分又は申請その他の手続とみなす。

(罰則に関する経過措置)
第二百二十四條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第二百二十五條 附則第三條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)
第二百二十六條 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行状況、保険業を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律に規定する保険業に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

内外の経済社会情勢の変化に対応し、保険会社の経営の健全性と保険募集の公正を確保することにより保険契約者等の保護の徹底を図るとも

に、保険会社の適正な競争の促進及び諸外国との調和のとれた保険制度の構築を図る必要性にかんがみ、生命保険会社及び損害保険会社の子会社方式による相互参入をはじめとする保険制度の包括的な改革を実施するため、保険業法の全部を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第一 議案の目的及び要旨

本案は、内外の経済社会情勢の変化に対応し、保険会社の経営の健全性と保険募集の公正を確保することにより保険契約者等の保護の徹底を図るとともに、保険会社の適正な競争の促進及び諸外国との調和のとれた保険制度の構築を図る必要性にかんがみ、生命保険会社及び損害保険会社の子会社方式による相互参入をはじめとする保険制度の包括的な改革を実施するため、保険業法の全部を改正しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 保険会社等

1 通則

(一) 免許

(1) 保険業は、大蔵大臣の免許を受けた者でなければ、行うことができないこととする。

(2) 前記(1)の免許は、生命保険業免許と損害保険業免許の二種類とすることとする。

(3) 生命保険業免許と損害保険業免許とは、同一の者が受けることはできないこととする。

(二) 資本の額又は基金の総額

(1) 保険会社は、資本の額又は基金の総額が政令で定める額以上の株式会社又は相互会社でなければならないこととする。

(2) 前記(1)の政令で定める額は、十億円を下回ってはならないこととする。

2 相互会社

(一) 機関

(1) 総代会

ア 相互会社は、定款で定めるところにより、社員総会に代わるべき機関として、社員のうちから選出された総代により構成される機関(総代会)を設けることができることとする。

イ 社員総数の千分の一以上に相当する数の社員若しくは千名以上の社員で六月前から引き続き社員である者又は三名以上の総代は、一定の事項を総代会の会議の目的とすること

を請求することができる(提案権)こととするなど少数社員(総代)権の規定を設けるほか、総代会に関する規定を設ける。

(2) 取締役及び監査役

ア 取締役及び監査役は、社員総会(又は総代会)において選任することとする。

イ 六月前から引き続き社員である者は、取締役又は監査役の責任を追及する訴えを提起することができることとする(ただし、社員が当該訴え

を提起した場合において当該訴えの提起が悪意で行われていることを被告たる取締役等が疎明したときは、裁判所は取締役等の請求により相当の担保を立てさせることを命じることができ、ほか、相互会社の取締役及び監査役に関する規定を整備する。

(二) 相互会社から株式会社への組織変更
相互会社は、その組織を変更して保険業を営む株式会社とすることができ、このとき、組織変更計画書の社員総会(又は総代会)による承認等、所要の規定を設ける。

3 子会社
生命保険会社は子損害保険会社の株式について、損害保険会社は子生命保険会社の株式について、各々その発行済株式の総数の百分の五十を超える数の株式を取得し、又は所有することができ、このとき、

4 保険計理人
保険計理人は、毎決算期において、保険契約に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうか、契約者配当又は社員に対する剰余金の分配が公正かつ衡平に行われているかどうか等について確認し、その結果を記載した意見書を取締役会に提出しなければならないこととする。

5 健全性維持のための措置
保険会社の健全性維持のための指標(いわゆる自己資本比率・ソルベンシー・マージン基準)を導入し、大蔵大臣は、当該指

標その他財産の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求めることができることとする。

6 保険契約者等の保護のための特別の措置等
(一) 保険契約の移転等の協議の命令等
大蔵大臣は、保険会社の業務若しくは財産の状況に照らしてその保険業の継続が困難であると認めるとき、又はその業務の運営が著しく不適切でありその保険業の継続が保険契約者等の保護に欠ける事態を招くおそれがあると認めるときは、保険契約の移転等の協議その他必要な措置を命じ、又は保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分をすることができ、このとき、

(二) 保険契約の移転等の協議のあっせん等
大蔵大臣は、前記(一)の措置を命じた場合において必要があると認めるときは、保険契約の移転等の相手方を指定し、協議に応ずるよう勧告することができ、このとき、その協議が調わないときは、あらかじめ各保険会社の意見を聴取し、条件を示して、必要なあっせんを行うことができることとするなど所要の手続規定を設ける。

(三) 保険契約者保護基金
(1) 大蔵大臣は、民法第三十四条の規定により設立された法人が資金援助等事業を適切かつ確実に行うことができるものと認められるときは、その者を資金援

助等事業を行う者として指定することができることとする。

(2) 指定された者(保険契約者保護基金)は、救済保険会社に対して資金援助を行うこと、負担金の収納等の業務を行うこととする。

(3) 業務規程の作成等、保険契約者保護基金に関する所要の規定を設ける。

(四) 資金援助の申込み
救済保険会社は、保険契約者保護基金が保険契約の移転等について、資金援助を行うことを保険契約者保護基金に申し込む時までに、大蔵大臣の適格性の認定を受けなければならないこととするほか、保険契約者保護基金の資金援助手続等に関する規定を設ける。

二 保険募集

1 生命保険募集人に係る制限
(一) 生命保険会社は、他の生命保険会社の生命保険募集人に対して、保険募集の委託をしてはならないこととする。

(二) 生命保険募集人は、他の生命保険会社の委託を受けて保険募集を行うことができないこととする。

(三) 前記(一)及び(二)の規定は、生命保険募集人が二以上の所属保険会社を有する場合においても、保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして政令で定める場合には、適用しないこととする。

2 保険仲立人
(一) 登録
保険仲立人は、大蔵大臣の登録を受け

なければならぬこととする。

(二) 保証金及び保険仲立人賠償責任保険契約
(1) 保険仲立人は、保証金を供託しなければならぬこととする。

(2) 保険仲立人は、保険仲立人賠償責任保険契約を締結し、大蔵大臣の承認を受けたときは、当該契約の保険金の額に応じて前記(1)の保証金の一部の供託をしないことができることとする。

三 附則関係

1 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

2 保険募集の取締に関する法律及び外国保険事業者に関する法律の廃止
前記二法律を保険業法に一本化することとし、廃止する。

3 特定保険会社の特定分野(傷害・疾病・介護分野)保険事業に係る特例
大蔵大臣は、当分の間、特定分野に係る商品・料率の認可申請があった場合においては、特定保険会社(特定分野に対する経営の依存度が比較的大きい保険会社)の特定分野保険事業に係る経営環境に急激な変化をもたらし、特定保険会社の事業の健全性の確保に欠けるおそれが生じることがないかどうかについても考慮して審査をするものとする旨の規定等を置くこととする。

4 その他所要の経過措置等の規定を設ける。

第二 議案の可決理由

内外の経済社会情勢の変化に対応し、保険会社の経営の健全性と保険募集の公正を確保することにより保険契約者等の保護の徹底を図るとともに、保険会社の適正な競争の促進及び諸外国との調和のとれた保険制度の構築を図る必要性にかんがみ、生命保険会社及び損害保険会社の子会社方式による相互参入をはじめとする保険制度の包括的な改革を実施するため、保険業法の全部を改正する必要があると認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成七年五月十六日

大蔵委員長 尾身 幸次

衆議院議長 土井たか子殿

(別紙)

保険業法案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一、本法案に示した政省令を制定するに当たっては、行政の透明性を確保するため、その内容を明確に規定するべきはもちろん、本委員会の審議の経過を十分に配慮し、いやくも法律に明定された政省令以外の行政命令によって、本法案が意図する保険制度改革の趣旨が損なわれることのないように格段の注意を払うこと。

一、今回の制度改革が広範なものであることにかんがみ、その着実な実施を確保するために、必要な場合には段階的・漸進的にこれを進め、混

乱を招かないように配慮すること。

一、商品・料率の届出制、ブローカー制度の導入などに当たっては、契約者保護に十分に留意するとともに、ディスクロージャー(業務及び財産の状況の開示制度)の充実を図って自己責任の原則確立に資するよう配慮すること。

一、ソルベンシーマージン基準については、早期にその定着を図るとともに、将来その公表を行うように検討すること。

一、生損保間の子会社による相互乗り入れを有効あらしめ、生損保両事業の競争促進を通じ、利用者へのニーズへの的確な対応を図るため、ファイアーウォールは必要最小限のものとするとともに、生損保の募集秩序と競争条件の公平性に留意しつつ、クロス・マーケティングの実現が確保されるように十分配慮すること。

一、いわゆる第三分野に係る激変緩和措置については、長期にわたることのないよう十分配慮すること。

一、支払保証制度については、早急に検討を開始すること。

一、銀行・証券等との相互参入については、今回の法律改正による制度改革の定着状況を見極めつつ、子会社による相互参入ができるだけ早期に可能になるように努めること。

一、自動車損害賠償責任保険の取扱いについては、事故処理に対する適正な事業運営体制の確保に合わせ、自動車損害賠償責任保険が強制保険であることにかんがみ、料率をできる限り低廉にするように配慮すること。

保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右国会に提出する。

平成七年三月二十四日

内閣総理大臣 村山 富市

保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(金融機関再建整備法の一部改正)

第一条 金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第二号及び第十八条第一号イ中「保険業法第六十五号の積立金」を「基金償却積立金」に改める。

第四十六条第三項第一号中「保険業法第六十三号の規定による準備金」を「損失てん補準備金」に改め、同条第四項中「保険業法第六十六号の定めるところを相互会社の定款に定められている剰余金の分配の方法」に改める。

第五十三条中「及び保険業法第六十七号第三項を削る。

(地方自治法の一部改正)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百六十三号の二第四項中「保険事業を「保険業」に、「保険業法」を「保険業法(平成七年法律第 号)」に改める。

(証券取引法の一部改正)

第三条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「社債券」の下に「(相互会社の社債券を含む。以下同じ。)」を加える。

第六百六十四号第二項中「出資者」を「保険契約者である社員又は出資者」に改める。

(損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正)

第四条 損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「損害保険事業」を「損害保険業」に改める。

第二条を次のように改める。

(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 保険料率 損害保険における保険料の保険金額に対する割合をいう。

二 損害保険料率算出団体 危険の級別その他保険料率の算出に必要な事項の準備をし、保険料率を算出し、過去の損害率その他保険料率に関する資料を整理し、及びこれらを会員の利用に供するための施設を設けることを目的とする団体をいう。

三 会員 損害保険料率算出団体を構成する損害保険会社(保険業法(平成七年法律第 号)第二条第四項(定義)に規定する損害保険会社及び同条第九項に規定する外国損害保険会社等をいう。以下同じ。)をいう。

四 剰余金 保険業法第五十八号第一項(剰

平成七年五月十六日 衆議院會議録第二十七号

保險業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

七六

余金の分配)に規定する剰余金をいう。

2 生命保險会社(保險業法第二条第三項に規定する生命保險会社及び同条第八項に規定する外国生命保險会社等をいう。)は、同法第三条第四項第二号(免許)に掲げる保險の引受けを行う範圍において、前項第三号、次条第一項及び第二項、第六条、第七條並びに第八條第一項の規定の適用については、損害保險会社とみなす。

3 特定法人(保險業法第二百九条第一項(免許)の規定による免許を受けた同項に規定する特定法人をいい、同条第二項に規定する特定生命保險業免許を受けた特定法人にあつては、同法第三条第四項第二号に掲げる保險の引受けを行う範圍に限る。第十二條において同じ。)は、次条第一項及び第二項、第六条、第七條並びに第八條第一項の規定の適用については、損害保險会社とみなす。

第三条第一項中「会社」を「損害保險会社」に、「料率団体」を「料率団体」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「規定による」を加え、「会社」を「損害保險会社」に、「申請書」を、「申請書」に、「これを」を、「これを」に改め、同条第三項中「前項の」を「前項に規定する」に、「を設ける保險事業」を「算出を行う保險」に改め、「第三十七條」の下に「(定款)」を加え、同条に次の二項を加える。

4 料率団体が保險料率の算出を行うことができる保險の種類は、大蔵省令で定める。

5 大蔵大臣は、前項に規定する大蔵省令を定めようとするときは、公正取引委員会と協議しなければならない。

第六條中「会社」を「損害保險会社」に、「行う保險事業の種類について設立された」を「引受けを行う保險の種類に係る保險料率の算出を行う」に改める。

第七條中「会社」を「損害保險会社」に、「脱退後」を「脱退した日の翌日から起算して」に改める。

第八條の見出し中「資料閲覧」を「資料閲覧等」に改め、同条中「会社」を「損害保險会社」に、「その料率団体」を「料率団体」に、「保險料率の算出の基礎となつた」を「その算出した保險料率に關する」に改め、同条に次の二項を加える。

2 料率団体は、その保險料率の算出につき利害關係人の意見を聴くための施設を設けなければならない。

3 前二項の規定の適用に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第九條の見出しを「(保險料率の原則)」に改め、同条中「且つ」を「かつ」に、「又」を「また」に改める。

第十條の見出し中「認可申請」を「届出」に改め、同条第一項中「その保險料率について、大蔵大臣の認可を受けなければならない」を「次に掲げる事項を記載した書類を添付して、当該保險料率を大蔵大臣に届け出なければならない」に、「認可を受けた」を「届出した」に改め、同項に次の各号を加える。

一 純保險料率(保險料のうち将来の保險金の支払に充てられると見込まれるもの(次号において「純保險料」という。))の保險金額に対する割合をいう。第十條の四第七項及び第十條の六において同じ。

二 付加保險料率(保險料のうち純保險料以外のものの保險金額に対する割合をいう。第十條の六において同じ。)

三 保險料率の算出方法

四 その他大蔵省令で定める事項

第十條第二項を削り、同条第三項中「により認可申請書を提出した」を「による届出した」に、「その認可申請書に係る保險料率及びその認可申請書を大蔵大臣が受理した日を會員(当該保險料率の利用を加入の目的としなない會員を除く。以下同じ。))に」を「大蔵省令で定めるところにより、当該保險料率その他大蔵省令で定める事項を公告し、かつ、その會員に対し、当該保險料率及び当該保險料率に係る前項各号に掲げる事項並びにその届出を大蔵大臣が受理した日を」に改め、同項を同条第二項とする。

第十條の二第一項中「前条第二項の規定により認可を申請した保險料率」を「前条第一項の規定による届出をした保險料率」に、「場合には」を「ときは」に、「認可申請に係る認可申請書」を「届出に、(後二週間内)を」の翌日から起算して二週間以内」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「前条第一項」に、「認可の申請」を「届出」に、「場合には、その認可申請に係る認可申請書を大蔵大臣が受理した日後二週間内」を「ときは、当該保險料率に係る同条第二項の規定による公告のあつた日の翌日から起算して二週間以内」に改め、同条第三項中「前二項の下に」規定によるを加え、同条第四項中「第二項の」を「第二項に規定する」に改める。

第十條の三の見出し中「審査」を「意見聴取及び適合性審査」に改め、同条第一項中「前条第一項の下に」規定によるを加え、「その者の属する料率団体の理事で当該保險料率の算出について同意したすべてのものを」を「当該保險料率の届出をした料率団体の理事に、(事情を聴取して審査しなければならない)を」意見を聴取し、当該保險料率が第九條の規定に適合するかどうかについての審査(以下「適合性審査」という。)をしなければならない」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前条第二項の」を「保險料率について前条第二項の規定による」に、「公開により事情を聴取して審査しなければならない」を「その申出人及び当該保險料率の届出をした料率団体の理事又はこれらの者の代理人の出頭を求め、公開の意見聴取を行い、適合性審査をしなければならない」に、「異議の申出に係る保險料率を緊急に認可する必要があると認められる」を「保險料率が緊急に使用されることが必要であると認める」に、「を認可する」を「が使用される」に、「問題とする程度に至らないと認められる」を「軽微であると認める」に、「公開による事情聴取を行わないで、審査する」を「公開しないで意見聴取を行う」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 前二項の場合において、申出人又はその代理人が、正当な理由がないのに出頭を求められた日に出頭しなかつたときは、その申出人は、前条第一項又は第二項の規定による異議の申出を取り下げたものとみなし、当該保險料率の届出をした料率団体の理事又はその者の代理人が正当な理由がないのに出頭を求められた日に出頭しなかつたときは、第十條第一項の規定による届出を撤回したものとみなす。

第十条の三第四項中「前項の事情聴取を行ひ審査するを」第二項の規定による公開の意見聴取を行うに、「当該事情聴取を」当該意見聴取に、「その事情聴取を」、「当該意見聴取」に、「並びに事情聴取を」並びに当該意見聴取に、「異議の申出人及び当該異議の申出に係る保険料率を算出したを」意見聴取に係る異議の申出人及び当該意見聴取に係る保険料率の届出をしたに改め、同条第五項中「第三項の事情聴取を」第二項の規定による公開の意見聴取に、「当該事情聴取を」当該意見聴取に改め、「理由」の下に「及び述べようとする意見の概要」を加え、同条第六項中「第三項の事情聴取を」大蔵大臣は、第二項の規定による公開の意見聴取に、「利害関係人を」前項の規定による申出をした者であつてその意見が当該意見聴取に係る事実と関連性を有するものと認められる者に、「当該事情聴取を」当該意見聴取に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、同項に規定する文書に照らし当該申出をした者のうちの多数の者の意見が共通であると認められるときは、当該多数の者について証拠を提示し、意見を述べる機会を与える者の数を限ることができる。

第十条の三第七項中「第三項の事情聴取を」第二項の規定による公開の意見聴取に、「命じて審問し、若しくはこれらの者の意見若しくは報告を徴し、又は鑑定人の出頭を命じて鑑定させるを」求めて意見を陳述させ、若しくは報告をさせ、又は鑑定人の出頭を求めて鑑定をさせるに改め、同条に次の一項を加える。

8 第三項から前項までに定めるもののほか、

第二項本文の規定による公開の意見聴取に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第十条の四から第十条の八までを次のように改める。

(保険料率の使用)

第十条の四 第十条第一項の規定による届出をした料率団体に所屬する会員は、大蔵大臣がその届出を受理した日の翌日から起算して九十日を経過した後でなければ、その届出に係る保険料率を使用してはならない。

2 大蔵大臣は、第十条第一項の規定による届出のあつた保険料率について、第十条の二第一項及び第二項に規定する期間が経過し、かつ、当該保険料率が第九条の規定に適合しているとき、前項に規定する期間を相当と認める期間に短縮することができる。

この場合において、大蔵大臣は、その届出をした料率団体に対し、遅滞なく、当該短縮後の期間を通知しなければならない。

3 大蔵大臣は、前条第一項又は第二項の規定による意見聴取及び適合性審査に相当の期間を要すると認めるとき、その他相当の理由があるときは、第一項に規定する期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、大蔵大臣は、第十条第一項の規定による届出をした料率団体に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

4 大蔵大臣は、第十条第一項の規定による届出のあつた保険料率が第九条の規定に適合しないと認めるときは、第一項に規定する期間(前項の規定により当該期間が延長された場合

合にあつては、当該延長後の期間。以下この項及び第七項において同じ。)内に限り、その届出をした料率団体に対し、書面をもつて、その届出の撤回をすべきことを命じ、又は期限を付して当該保険料率の変更の届出をすべきことを命じなければならない。この場合において、会員は、第一項、次条第一項及び第十条の六第一項の規定にかかわらず、第一項に規定する期間が経過した後においても、当該保険料率を使用してはならない。

5 前項の規定による命令(前条第一項又は第二項の規定による意見聴取及び適合性審査が行われた場合に限る。)については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

6 料率団体は、第二項若しくは第三項の規定による通知又は第四項の規定による命令を受けたときは、遅滞なく、その会員に対し、その旨を通知しなければならない。

7 大蔵大臣は、第十条第一項の規定による届出のあつた保険料率について、第二項に規定する短縮後の期間が経過したとき、又は第四項の規定による命令をしない第一項に規定する期間が経過したときは、遅滞なく、当該保険料率(第十条の六第一項に規定する大蔵省令で定める保険の目的に係る保険料率については、当該保険料率及び当該保険料率のうち純保険料率)を告示しなければならない。

8 会員は、前項の規定による告示のあつたときは、告示内容を記載した書類をその本店又は

は主たる事務所及び支店又は従たる事務所(保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等の場合にあつては、同法第八十五条第一項(免許)に規定する支店等)に備え置き、利害関係人の縦覧に供しなければならない。

(範囲料率及び特別料率)

第十条の五 第十条第一項の規定による届出をした料率団体に所屬する会員は、その届出に係る保険料率について、前条第一項に規定する期間(同条第二項又は第三項の規定により当該期間が短縮され、又は延長された場合にあつては、当該短縮又は延長後の期間)が経過したときは、その届出に係る保険料率を中心とした一定の範囲内の保険料率(以下この条において「範囲料率」という。)を使用しなければならない。

2 範囲料率の範囲は、保険料率の算出の基礎を同じくするものとして大蔵省令で定める保険の目的ごとに大蔵省令で定める。

3 会員が第一項の場合において使用する範囲料率については、保険業法第二百一十三条第一項(事業方法書等に定めた事項の変更)(同法第二百七条(監督)に関する規定の準用)において準用する場合を含む。の規定による認可又は同法第二百一十三条第二項(同法第二百七条において準用する場合を含む。の規定による届出があつたものとみなす。この場合において、同法第二百一十五条(事業方法書等に定めた事項の変更の届出等)の規定は、適用しない。

4 会員は、保険料率の算出の基礎となる条件

に特別の事情があるときは、第一項の規定にかかわらず、当該特別の事情に係る保険の目的について、範囲料率以外の保険料率（以下「特別料率」という。）を使用することができ

5 会員は、特別料率を使用しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。その認可を受けた特別料率を変更しようとするときも、同様とする。

6 会員は、前項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一 第四項に規定する特別の事情に関する事項

二 認可を受けようとする特別料率に係る第十條第一項第一号から第三号までに掲げる事項

三 その他大蔵省令で定める事項

7 会員は、前項の規定による認可の申請をしたときは、遅滞なく、その所属する料率団体に

8 大蔵大臣は、第六項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る特別料率が第九條の規定に適合するかどうかについて範囲料率を勘案して審査しなければならない。

9 会員が第五項の規定による認可を受けた特別料率については、第三項の規定を準用する。

(特定料率)

第十條の六 会員は、保険契約の内容、保険契約者の保険契約に関する知識、保険契約に係る取引の態様等に照らして前条第一項に規定する範囲料率を使用することを要しないものとして大蔵省令で定める保険の目的に係る保険料率（以下この条において「特定料率」という。）については、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる純保険料率と第二号に掲げる付加保険料率とを合計して算出される保険料率を使用するものとする。

一 第十條第一項の規定による届出に係る保険料率のうち純保険料率

二 それぞれの会員がその保険の引受けに伴い支出すると見込まれる費用（将来の保険金の支払に充てられると見込まれるものを除く。）を基礎として算出した付加保険料率

2 会員の使用する特定料率に係る前項第二号に規定する付加保険料率が第十條第一項の規定による届出に係る保険料率のうちの付加保険料率を中心として保険の目的ごとに大蔵省令で定める一定の範囲内にあるときは、当該特定料率については、前条第三項の規定を準用する。

3 会員は、特定料率に係る付加保険料率について前項に規定する範囲を超えるものを使用しようとするときは、その算出の基礎となつた事項を記載した書類を添付して、当該付加保険料率を大蔵大臣に届け出なければならない。その届出をした付加保険料率を変更しようとするときも、同様とする。

4 前項の規定による届出をした会員は、大蔵

大臣がその届出を受理した日の翌日から起算して三十日を経過した後でなければ、その届出をした付加保険料率を使用して算出した特定料率を使用してはならない。

5 大蔵大臣は、第三項の規定による届出のあつた付加保険料率について第七項の規定による審査に時日を要しないと認めるときは、前項に規定する期間を相当と認める期間に短縮することができる。この場合において、大蔵大臣は、その届出をした会員に対し、遅滞なく、当該短縮後の期間を通知しなければならない。

6 大蔵大臣は、第三項の規定による届出のあつた付加保険料率について次項の規定による審査が第四項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、大蔵大臣は、その届出をした会員に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

7 大蔵大臣は、第三項の規定による届出のあつた付加保険料率について当該付加保険料率に係る保険の引受けに伴いその届出をした会員が支出すると見込まれる費用（将来の保険金の支払に充てられると見込まれるものを除く。）を基準として審査した結果必要があると認めるときは、第四項に規定する期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）内に限り、その届出をした会員に対し、書面をもって、当該付加保険料率の使用の中止を命じ、又は期限

を付して当該付加保険料率の変更の届出をすべきことを命ずることができる。

8 会員が第三項の規定による届出をした場合において、前項の規定による命令を受けることなく第四項に規定する期間（第五項又は第六項の規定により当該期間が短縮され、又は延長された場合にあつては、当該短縮又は延長後の期間）が経過したときは、その届出をした付加保険料率を使用して算出した特定料率については、前条第三項の規定を準用する。

9 会員は、純保険料率の算出の基礎となる条件に特別の事情があるときは、第一項の規定にかかわらず、当該特別の事情に係る保険の目的について、同項第一号に掲げる純保険料率以外の純保険料率（以下「特別純率」という。）を使用することができる。

10 会員は、特別純率を使用しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。その認可を受けた特別純率を変更しようとするときも、同様とする。

11 大蔵大臣は、前項の規定による認可をした場合において、当該認可に係る特別純率の算出の基礎となつた条件に変更があつたものと認めるときは、当該特別純率の認可をした会員に対し、書面をもって、期限を付して当該特別純率の変更の認可申請をすべきことを命じなければならない。

12 前条第六項から第八項までの規定は、特別純率の認可について準用する。この場合において、同条第六項第二号中「第十條第一項第一号から第三号までに掲げる事項」とあるの

は「特別純率の算出方法に関する事項」と、同条第八項中「範囲料率」とあるのは「第十条第一項の規定による届出のあつた保険料率のうち純保険料率」と読み替へるものとする。

13 特別純率の認可を受けた会員についての第一項の規定の適用については、同項中「純保険料率」とあるのは「特別純率」と、同項第一号中「第十条第一項の規定による届出に係る保険料率のうち純保険料率」とあるのは「第十条の規定による認可を受けた特別純率」とする。

(利害関係人の異議の申出及び変更届出命令)

第十条の七 利害関係人は、第十条の四第七項の規定による告示のあつた保険料率について不服があるときは、同項の規定による告示のあつた日の翌日から起算して二週間以内に大蔵大臣に当該保険料率について異議を申し出ることができる。

2 第十条の二第三項及び第四項の規定は前項の規定による異議の申出について、第十条の三第二項(ただし書を除く。)から第八項までの規定は前項の規定による異議の申出があつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、第十条の二第四項中「第一項又は第二項」とあるのは、「第十条の七第一項」と読み替へるものとする。

3 大蔵大臣は、第一項の規定による異議の申出があつた場合において、当該異議の申出に係る保険料率が第九条の規定に適合しないと認めるときは、当該保険料率の届出をした料率団体に対し、書面をもつて、期限を付して

当該保険料率の変更の届出をすべきことを命じなければならない。

4 前項の規定による命令については、行政手続法第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

5 大蔵大臣は、第十条第一項の規定による届出のあつた保険料率が、その算出の基礎となつた条件の第十条の四第七項の規定による告示後の変更により第九条の規定に適合しないこととなつたものと認めるときは、当該保険料率の届出をした料率団体に対し、書面をもつて、期限を付して当該保険料率の変更の届出をすべきことを命じなければならない。

(不服申立ての制限)

第十条の八 次に掲げる処分については、行政不服審査法(昭和三十三年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

一 第十条の四第四項(第十条の三第一項又は第二項の規定による意見聴取及び適合性審査が行われた場合に限る。)の規定による命令

二 前条第三項の規定による命令

第十条の九から第十条の十三までを削る。

第十一条から第十三条までを次のように改める。

(剰余金の分配の制限の禁止)

第十一条 料率団体は、その会員の行う保険契約者に対する剰余金の分配を制限してはならない。

(特定法人に対する特則)

第十二条 特定法人が料率団体を設立し、又はこれに加入した場合のこの法律の規定の適用

については、次に定めるところによる。

一 第十条第二項、第十条の四第六項及び第八項、第十条の五第五項から第七項まで及び第九項並びに第十条の六第三項、第五項、第六項、第八項、第十項及び第十一項の規定の適用については、特定法人を会員とみなす。この場合において、第十条の四第八項中「その本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所(保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等の場合にあつては、同法第百八十五条第一項(免許)に規定する支店等)」とあるのは「保険業法第二百九十九条第六項に規定する総代理店の事務所」と、第十条の五第五項並びに第十条の六第三項及び第十項中「会員は」とあるのは「特定法人は、その引受社員が」とする。

二 第十条の二第一項及び第二項の規定の適用については、特定法人及び引受社員(保険業法第二百九十九条第一項に規定する引受社員をいう。以下同じ。)を会員とみなす。

三 第十条の四第一項及び第四項、第十条の五第一項、第三項及び第四項、第十条の六第一項、第二項、第四項、第七項、第九項及び第十三項並びに前条の規定の適用については、引受社員を会員とみなす。この場合において、第十条の四第一項、第十条の五第一項並びに第十条の六第四項、第七項及び第十三項中「会員」とあるのは「特定法人の引受社員」と、第十条の五第三項中「保険業法第二百九十九条第一項(事業方法書等に定めた事項の変更)(同法第二百七条(監

督に関する規定の準用)において準用する場合を含む。)」とあるのは「保険業法第二百二十五条第一項(事業の方法書等に定めた事項の変更)」と、「同法第二百九十九条第二項(同法第二百七条において準用する場合を含む。)」とあるのは「同条第二項」と、「同法第二百二十五条」とあるのは「同条第三項において準用する同法第二百二十五条」と、第十条の六第七項中「期限を付して」とあるのは「特定法人に対し、期限を付して」とする。

(報告及び検査)

第十三条 大蔵大臣は、料率団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、料率団体に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に料率団体の事務所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、若しくは保険料率に関する資料その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十四条 料率団体がこの法律又はこの法律に基いて大蔵大臣の発する命令若しくは他の法令を、大蔵大臣は、料率団体が法令若しくはこの法律に基づく大蔵大臣の命令に、「害すべき行為をなした」と「害する行為をした」に、「大

三條(第二号を除く。)(事業方法書等に定めた項の変更命令、業務の停止等及び免許の取消

し等及び第三百十一條(検査職員の証票の携帯及び提示等)に、「協同組合連合会」を「協同組合連合会」に、「主務大臣」とあるのは、「大蔵大臣」とあるのは、「に改める。」

第百十二條の次に次の一條を加える。

第百十二條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第九條の七の五第二項において準用する保険業法第二百七十五條の規定に違反して火災共済契約の募集を行った者

二 第九條の七の五第二項において準用する保険業法第二百七十五條の規定に違反して同項第一号から第三号までに掲げる行為をした者

第百十四條の三第六号中「第八條を」第百二十八條第一項に、「検査を」若しくは第百六條の三において準用する同法第二百九條第一項の規定による検査に、「同法第九條、第十條第二項若しくは第十二條を」第百六條の三において準用する同法第二百三十一條から第二百三十三條までに改める。

第百十四條の三の次に次の一條を加える。

第百十四條の四 火災共済契約の募集を行う組合員が、第九條の七の五第二項において準用する保険業法第二百七十五條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項において準用する同法第二百六條若しくは第二百七條第一項の規定による命令に違反したときは、十万円以下の過料に処する。

(船主相互保険組合法の一部改正)

第六條 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律

第百七十七條)の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「又は賃借人がその所有し、賃借し、若しくは用船し、又は回航を請け負う船舶で木船以外のものを」若しくは賃借人又は用船者その他その運航に携わる者の当該船舶に、「基いてを」基いてに改め、同條第四項第一号中「さん橋を」棧橋に、「その回航請負人」を「用船者その他運航に携わる者」に改め、「含む」の下に、「以下、船主等」というを加え、同項第二号中「所有者又は賃借人(前項に規定する費用及び責任にあつては、その用船者及び回航請負人を含む。以下、船主等」という)を「船主等」に改める。

第五條を次のように改める。

第五條 削除

第七條第二項中「所有者又は賃借人」を「船主等」に改める。

第八條中「及び保険業法(昭和十四年法律第四十一號)第一條第一項(保険事業の免許)又は外国保険事業者に関する法律(昭和二十四年法律第百八十四號)第三條第一項(免許)の規定に基づいてこれを行う者」を、「保険業法(平成七年法律第 号)第三條第一項又は第百八十五條第一項(免許)の免許を受けてこれを行う者及び同法第二百九條第一項(免許)の免許を受けた者の同項に規定する引受社員」に改める。

第十四條第一項中「二通」を削る。

第十八條第二項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 保険料及び責任準備金の算出方法書
第十八條第二項第七号中「第三十八條第二項」を「第三十八條第三項」に改める。

第十七條第一項中「左の各号の一」を、「次の各号のいずれかに」、「除き、且つ」を「除くほか」に改め、同項第一号中「基いてを」基いてに改め、同項第三号中「左の各号の一」を「次に掲げる者のいずれかに」に改め、同号ロ中「禁」を「禁錮」に改め、同号ニ中「第五十三條第一項」を「第五十三條」に改め、同号ホ中「前各号の一」を「イからニまでのいずれかに」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 主務大臣は、前項の設立の認可をしようとする場合において、必要があると認めるときは、当該認可を申請した者に対して、相当の金額を供託させることができる。

第十七條第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の供託金は、主務省令で定める有価証券をもつて代えることができる。

第三十六條第一項中「理事は、監事又は組合の使用人と、を削り、同條第二項中「第八條(常務役員の専業主義)を」第八條(取締役の兼職制限)に、「役員に」を「理事について」に改める。

第三十八條第三項中「左の」を「次に掲げる」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 出資口数及び出資金額
第四十一條を次のように改める。

(業務報告書)
第四十一條 組合は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。
2 業務報告書の記載事項、提出期日その他業務報告書に關し必要な事項は、主務省令で定める。

務報告書に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第四十一條の次に次の一條を加える。

(損失てん補準備金)

第四十一條の二 組合は、損失てん補に備えるため毎事業年度の剰余金のうちから損失てん補準備金を積み立てなければならない。

2 損失てん補準備金の総額及び毎年積み立てるべき最低額は、定款に定めなければならない。

3 損失てん補準備金は、損失てん補に充てる場合を除くほか、取り崩してはならない。

第四十二條第一項中「てん補し、且つ、第四十四條第二項において準用する保険業法第六十三條(損失てん補準備金)に定める準備金」を「てん補し、かつ、前條に定める損失てん補準備金」に改め、同條に次の一項を加える。

3 剰余金は、定款に別段の定めのないときは、各事業年度末における組合員に分配する。

第四十四條第二項中「第六十三條(損失てん補準備金)、第六十六條(剰余金の分配を受ける者)、第八十五條第一項及び第八十八條(保険会社の計算)を」第百十三條第一項(創立費及び事業費の償却)(相互会社に係る部分に限る。)、第百十六條第一項及び第三項(責任準備金)並びに第百十七條支分金に、「計算に」を「計算について」に改め、「又は「会社」とあるのは「組合」と、「監査役」とあるのは「監事」とを」とあるのは、「組合」とに改める。

第四十五條第三項中「第七十二條(解散決議の公告等)」を「第百五十四條(解散等の公告)」に、

「解散の決議をした場合に」を「前項の認可を受けた場合について」に改める。

第四十五条の三第三項中「第三項」を「第四項」に、「認可」を「認可について」に改める。

第四十六条の次に次の一条を加える。

(財産処分の順序)

第四十六条の二 清算人は、次に掲げる順序に従つて組合財産を処分しなければならない。

一 一般の債務の弁済

二 組合員の保険金額及び第四十八条において準用する保険業法第七十七条第三項

(解散後の保険契約の解除)の規定により組合員に払い戻すべき金額の支払

(残余財産の分配)

第四十六条の三 残余財産の処分については、定款に別段の定めがない場合には、剰余金の分配と同一の割合をもつて組合員に分配しなければならない。

第四十八条第一項中「合併」を「合併につ

て」に改め、「第百二十二条」を削り、「及び第三項並びに第百三十一条」を、「第百三十一

条に」、「第七十五条、第七十六条、第百三十二

条第二項(商法第百二十二条に関する部分に限る。)

から第五項まで及び第百三十三条から第百三十五

条までを「第百七十四條第四項から第六

項まで及び第百七十五条から第百七十八条ま

で」、「清算」を「清算について」に、「商法第

百一十二条中「第九十四条第四号又ハ第八号」とあるのは「船主相互保險組合法第四十五条第一

項第五号」と、同法を「商法」に、「及び事務報告書」とを「及事務報告書」と、同法第四百二十六

条第一項中「裁判所」とあるのは「主務大臣」とに改める。

第十二条第三項及び第四項(聴聞の方法の特例)の規定は、前項に規定する聴聞に、同法第百一条から第百三条まで、第百四条第一項及び第三項前段並びに第百六条業務及び財産の管理関係の規定は、第一項を「第二編第十章第一節第二款(第百四十六條、第百四十七條及び第百四十九條を除く。)(業務及び財産の管理)の規定は、前項に、「あつた場合に」を「あつた場合について」に、「又は(会社」とあるのは「組合」とを、「とあるのは、「組合」とに改め、同項を同条第二項とする。

第五十三条第三項及び第三項を削る。

第五十四条第一項中「及びこの法律において準用する保険業法」を削り、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「とする」とし、この法律において準用する保険業法中「大蔵省令」とあるのは、小型船舶相互保險組合については、「大蔵省令、運輸省令」とするに改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項を「前三項」に、「第一項を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「及びこの法律において準用する保険業法」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において準用する保険業法中「大蔵大臣」とあるのは、小型船舶相互保險組合については、「大蔵大臣及び運輸大臣」とする。

第五十九条中「第五十二条第三項」を「第五十二条第二項」に、「第百一条第一項」を「第百四十二条第二項」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第八号中「第四十八條第一項」を「第四十六條の二若しくは第四十八條の三の規定若しくは第四十八條第一項」に改

め、「保險業法第七十五条若しくは第七十六条」を削り、「定」を「定め」に改め、同号を同条第七号とし、同条第九号を同条第八号とし、同条第十号中「第四十四條第二項において準用する保險業法第六十三條」を「第四十一条の二に、「準備金を「損失てん補準備金」に、「使用した」を「取り崩した」に改め、同号を同条第九号とし、同条第十一号中「第八十八條」を「第百六條第一項」に、「の計算をせず、又はこれを帳簿に記載しなかつた」を「を積み立てなかつた」に改め、同号を同条第十号とし、同条第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十條中「左の」を「次の」に、「又は第五十二条第三項」を「又は第五十二条第二項」に、「第百一条第一項」を「第百四十二条第二項」に改め、同条第九号中「第三十六條第一項の規定」を「第三十六條第一項に、「又は同条第二項を「の規定又は第三十六條第二項に、「第六條を「第八條」に改め、同条第十五号中「第五十二条第三項」を「第五十二条第二項」に、「第百一条第二項」を「第百四十二条第二項」に改める。

(地方税法の一部改正)

第七條 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第一項第四号の二中「保險業法(昭和十四年法律第四十一号)」を「保險業法(平成七年法律第 号)」に改める。

第三十四條第一項第五号イ中「保險業法又は外国保險事業者に関する法律(昭和二十四年法律第百八十四号)」の規定による免許を受けた生命保險会社又は外国保險事業者を「保險業法第二條第三項に規定する生命保險会社又は同条第八項に規定する外国生命保險会社等」に、「当該外国保險事業者」を「当該外国生命保險会社等」に改め、同項第五号の三中「保險業法若しくはは第七十六

に改め、同項第五号の三中「保險業法若しくはは外国保險事業者に関する法律の規定による免許を受けた損害保險会社若しくはは外国保險事業者」を「保險業法第二條第四項に規定する損害保險会社若しくはは同条第九項に規定する外国損害保險会社等」に、「当該外国保險事業者」を「当該外国損害保險会社等」に改める。

第七十二条の十二中「生命保險事業及び損害保險事業」を「生命保險業及び損害保險業」に改める。

第七十二条の十四第五項中「生命保險事業」を「生命保險業」に、「同条第六項中「損害保險事業」を「損害保險業」に改める。

第七十二条の十九中「生命保險事業及び損害保險事業」を「生命保險業及び損害保險業」に改める。

第七十二条の二十二第一項第一号中「生命保險事業又は損害保險事業」を「生命保險業又は損害保險業」に改める。

第七十二条の四十一第一項中「生命保險事業若しくはは損害保險事業」を「生命保險業若しくはは損害保險業」に改める。

第七十二条の四十八第三項中「又はは外国保險事業者に関する法律」を削り、「保險事業」を「保險業」に改める。

第三百四十四條の二第一項第五号イ中「保險業法又はは外国保險事業者に関する法律の規定による免許を受けた生命保險会社又はは外国保險事業者」を「保險業法第二條第三項に規定する生命保險会社又はは同条第八項に規定する外国生命保險会社等」に、「当該外国保險事業者」を「当該外国生命保險会社等」に改め、同項第五号の三中「保險業法若しくはは外国保險事業者に関する法律の規定による免許を受けた損害保險会社

若しくは外国保険事業者を「保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社等」に、「当該外国保険事業者」を「当該外国損害保険会社等」に改める。

附則第九条第二項及び第三項中「生命保険事業を「生命保険業」に改める。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第八条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第二号中「保険業法(昭和二十四年法律第四十一号)第一条第一項又は外国保険事業者に関する法律(昭和二十四年法律第八十四号)第三条第一項」を「保険業法(平成七年法律第一号)第三条第一項又は第百八十五条第一項」に、「保険事業を営む」を「保険業を行う」に改める。

(有価証券取引税法の一部改正)

第九条 有価証券取引税法(昭和二十八年法律第百一十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「を含む」を「及び相互会社の社債券を含むものとし」に改める。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第十条 自動車損害賠償保障法(昭和三十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第六条中「保険業法(昭和十四年法律第四十一号)又は外国保険事業者に関する法律(昭和二十四年法律第八十四号)に基づき責任保険の事業を営むことができる者」を「保険業法(平成七年法律第一号)第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等で、責任保険の引受けを行う者」に改める。

第二十五条及び第二十六条を次のように改め

る。

第二十五条 責任保険の保険料率は、能率的な経営の下における適正な原価を償うものでなければならず、また、保険料率の算定につき営利の目的の介入があつてはならない。

第二十六条 大蔵大臣は、保険業法第三条第一項又は第百八十五条第一項の免許の申請があつた場合において、同法第五条第一項第四号(同法第百八十七号第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に掲げる基準に適合するかどうかの審査を行うときは、責任保険については、同法第五条第一項第四号に掲げる基準のほか、前条の規定に適合するかどうかを審査しなければならない。

2 保険業法第百二十三号第一項(同法第二百七条において準用する場合を含む。)の大蔵省令で定める事項には、責任保険に係る事項は、含まれないものとする。

3 大蔵大臣は、保険業法第百二十三号第一項(同法第二百七条において準用する場合を含む。)の認可の申請があつた場合において、同法第百二十四号(同法第二百七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の審査を行うときは、責任保険の保険料率に係る事項については、同法第百二十四号第二号に定める基準のほか、前条の規定に適合するかどうかを審査しなければならない。

第二十六条の次に次の一条を加える。
第二十六条之二 責任保険については、損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第九十三号)第十条の二、第十条の三、第十条の四第五項、第十条の五第二項、第三項後段及び第四項から第九項まで、第十

条の六並びに第十条の七第一項から第四項までの規定は、適用しない。

2 責任保険についての損害保険料率算出団体に関する法律第十条の四第二項から第四項までの規定の適用については、同条第二項中「第十条の二第一項及び第二項に規定する期間が経過し、かつ、当該保険料率が第九条の規定に適合していると認めるとき」とあるのは「当該保険料率が第九条及び自動車損害賠償保障法(昭和三十一年法律第九十七号)第二十五条の規定に適合していると認めるとき」と、同条第三項中「前条第一項又は第二項の規定による意見聴取及び適合性審査」とあるのは「第九条及び自動車損害賠償保障法第二十五条の規定に適合するかどうかについての審査」と、同条第四項中「保険料率が第九条の規定に適合しないと認めるとき」とあるのは「保険料率が第九条又は自動車損害賠償保障法第二十五条の規定に適合しないと認めるとき」とする。

3 責任保険についての損害保険料率算出団体に関する法律第十条の五第一項及び第三項前段の規定の適用については、同条第一項中「保険料率を中心とした一定の範囲内の保険料率(以下この条において「範囲料率」という。）」とあるのは「保険料率」と、同条第三項前段中「範囲料率」とあるのは「保険料率」と、「認可又は同法第百二十三号第二項(同法第二百七条において準用する場合を含む。)の規定による届出」とあるのは「認可」とする。

第二十七条中「こえる」を「超える」に、「第二十一条の規定による」を「第二条第一項第二号に規定する」に改める。

第二十八条を次のように改める。

(同意)

第二十八条 大蔵大臣は、保険業法第三条第一項又は第百八十五条第一項の免許の申請があつた場合(責任保険について、同法第五条第一項第三号及び第四号(これらの規定を同法第百八十七号第五項において準用する場合を含む。)に掲げる基準並びに第二十五条の規定に適合するかどうかについて審査する必要がある場合に限る。)において、当該免許をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の同意を得るものとする。

2 大蔵大臣は、保険業法第四条第二項第三号若しくは第四号又は第百八十七号第三項第三号若しくは第四号に掲げる書類に定めた事項のうち責任保険に関する部分について、同法第百二十三号第一項(同法第二百七条において準用する場合を含む。)の規定による認可又は同法第百三十一号若しくは第二百三十三号の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の同意を得るものとする。

3 大蔵大臣は、責任保険の保険料率について、損害保険料率算出団体に関する法律第十条第一項の規定による届出があつた場合において、第二十六条の二第二項の規定により読み替えて適用する同法第十条の四第二項の規定により同条第一項に規定する期間を相当と認める期間に短縮しようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の同意を得るものとする。同法第十条の四第四項前段の規定による命令をしないこととするときについても、同様とする。

4 大蔵大臣は、責任保険の保険料率に関し、前条の規定による変更命令又は損害保険料率

平成七年五月十六日 衆議院會議録第二十七号

保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

八四

算出団体に関する法律第十条の七第五項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の同意を得るものとする。

5 大蔵大臣は、保険会社がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分を違反し、又は責任保険の保険約款若しくは保険料率について保険業法若しくは損害保険料率算出団体に関する法律若しくはこれらに基づく命令若しくはこれらに基づく処分を違反した場合において、保険業法第二百三十三条又は第二百三十五条の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の同意を得るものとする。

第二十九条中「第十二条の三の規定による」を「第一百一条第一号(同法第九十九条において準用する場合を含む。)に掲げる」に、「保険業法第十二条の六第一項(外国保険事業者に関する法律第十九条において準用する場合を含む。)の規定による届出があつたときは」を「同法第二百一条第一項(同法第九十九条において準用する場合を含む。)の規定による認可をしたときは」に改める。

第三十三条中「第二十八条第一項各号」を「第二十八条第一項に規定する場合において同項に規定する処分をしようとするとき、又は同条第二項若しくは第四項に、「はからなければならない」を「略らなければならない」に改め、同条に後段として次のように加える。

同条第三項に規定する場合において、同項前段に規定する期間を短縮しようとするとき、又は同項後段に規定する命令をしないこととするときについても、同様とする。

第三十五条第二項第三号中「保険事業」を「保険業」に改める。

第七十七条第二項を削り、同条第三項中「第一項を」前項に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第九十一条第一項中「外国保険事業者に関する法律に規定する外国保険事業者」を「保険業法第二条第九項に規定する外国損害保険会社等」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十一条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五十七条の五第一項第一号中「保険業法(昭和十四年法律第四十一号)第一条第一項を」を「保険業法(平成七年法律第 号)第三条第一項に、「損害保険事業を営む」を「損害保険業を行う」に、「第八十八条第一項を」を「第一百六条第一項に改め、同条第二号中「外国保険事業者に関する法律(昭和二十四年法律第八十四号)第三条第一項を」を「保険業法(平成七十五年法律第一項に、「損害保険事業を営む」を「損害保険業を行う」に、「第十三条を」を「第九十九条において準用する同法第六十六条第一項に改め、同条第三号中「第八十八条第一項を」を「第一百六条第一項に改める。

第五十七条の六第一項第一号中「第一条第一項を」を「第三条第一項に、「損害保険事業を営む」を「損害保険業を行う」に、「第八十八条第一項を」を「第一百六条第一項に改め、同条第二号中「外国保険事業者に関する法律(昭和二十四年法律第八十四号)第三条第一項を」を「保険業法(平成七十五年法律第一項に、「損害保険事業を営む」を「損害保険業を行う」に、「第十三条を」を「第九十九条において準用する同法第六十六条第一項に改め、同条第三号中「第八十八条第一項を」を「第一百六条第一項に改める。

第五十七条の六第一項第一号中「第一条第一項を」を「第三条第一項に、「損害保険事業を営む」を「損害保険業を行う」に、「第八十八条第一項を」を「第一百六条第一項に改め、同条第二号中「外国保険事業者に関する法律(昭和二十四年法律第八十四号)第三条第一項を」を「保険業法(平成七十五年法律第一項に、「損害保険事業を営む」を「損害保険業を行う」に、「第十三条を」を「第九十九条において準用する同法第六十六条第一項に改める。

(準備預金制度に関する法律の一部改正)

第十二条 準備預金制度に関する法律(昭和三十一年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第八号中「保険業法(昭和十四年法律第四十一号)第一条第一項を」を「保険業法(平成七年法律第 号)第三条第一項に改める。

(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)

第十三条 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十一年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第八条中「保険業法(昭和十四年法律第四十一号)又は外国保険事業者に関する法律(昭和二十四年法律第八十四号)に基づき責任保険を営むことができる」を「保険業法(平成七年法律第 号)第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等で、責任保険の引受けを行う」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十四条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「保険業法(昭和十四年法律第四十一号)第六十四条第一項(基金利息の支払)を」を「保険業法(平成七年法律第 号)第五十五条第一項(基金利息の支払等の制限)に改める。

第七十六条第三項第一号中「保険業法又は外国保険事業者に関する法律(昭和二十四年法律第八十四号)の規定による免許を受けた生命保険会社又は外国保険事業者」を「保険業法(平成七年法律第 号)第二条第三項(定義)に規定する生命保険会社又は同条第八項に規定する外国生命保険会社等」に、「当該外国保険事業者」を「当該外国生命保険会社等」に改める。

社等」に改める。

第七十七条第二項第一号中「保険業法又は外国保険事業者に関する法律の規定による免許を受けた損害保険会社又は外国保険事業者」を「保険業法(平成七年法律第 号)第二条第四項(定義)に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等」に、「当該外国保険事業者」を「当該外国損害保険会社等」に改める。

(法人税法の一部改正)

第十五条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六十条第一項中「保険業法(昭和十四年法律第四十一号)を」を「保険業法(平成七年法律第 号)に、「こゝを」を「超える」に改める。

第八十四条第二項第二号イ中「第八十八条第一項を」を「第一百六条第一項に改める。

(地震保険に関する法律の一部改正)

第十六条 地震保険に関する法律(昭和四十一年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「保険業法(昭和十四年法律第四十一号)第一条第一項若しくは外国保険事業者に関する法律(昭和二十四年法律第八十四号)第三条第一項の規定により損害保険事業を営むことにつき免許を受けた者」を「保険業法(平成七年法律第 号)第三条第五項の損害保険業免許若しくは同法第九十五条第五項の外国損害保険業免許を受けた者若しくは同法第二百九十九条第五項の免許を受けた者の社員」に、「行なう」を「行う」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第十七条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四号の課税物件の定義欄2中「保険業法(昭和十四年法律第四十一号)第三条(事

業主体)のを「保険業法(平成七年法律第
号)第一条第五項(定義)に規定する」に改め、同
欄3中「法人の発行する債券」の下に「及び相互
会社の社債券」を加え、同表第五号の課税物件
の定義欄1中「保険業法第七十二条」を「保険業
法第七十三条第一項」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三
十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十九号中「保険業法(昭和十四年法
律第四十一号)第七十九条(登記手続)」を「保
業法(平成七年法律第 号)第六十五条(商
業登記法の準用)」に、「外国保険事業者に関す

—— (Ⅶ) 保険業法第二百八十六条(登録)の保険仲立人の登録 登録件数 一件につき九万円 ——

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第十九条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年
法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「保険業法(昭和十四年
法律第四十一号)又は外国保険事業者に関する
法律(昭和二十四年法律第八十四号)の規定に
よる免許を受けた生命保険会社又は外国生命保
險事業者」を「保険業法(平成七年法律第

号)第一条第三項に規定する生命保険会社及び

同条第八項に規定する外国生命保険会社等」に
改め、同項第二号の二中「保険業法又は外国保
險事業者に関する法律の規定による免許を受け
た損害保険会社又は外国損害保険事業者」を「保
險業法第二条第四項に規定する損害保険会社及
び同条第九項に規定する外国損害保険会社等」

る法律(昭和二十四年法律第八十四号)第三十
条又は第三十三条(商法等の準用)を「保険業法
第二百十五号又は第二百十六号(商法等の準
用)」に改め、同表第二十四号中「免許又は」を
「免許若しくは」に改め、「営業所等に係る認可」
の下に「又は保険仲立人の登録」を加え、同号(中)
中「保険業法第一条第一項(保険事業者の免許)又
は外国保険事業者に関する法律第三条第一項
(免許等)」の規定による保険事業を「保険業法第
三条第一項、第八十五号第一項又は第二百十
九条第一項(免許)の規定による保険業」に改
め、同号中(中)を(中)とし、(Ⅶ)を(Ⅷ)とし、(Ⅷ)の次に
次のように加える。

に改める。

に改める。

第六条の二第二項中「保険業法の規定による
免許を受けた生命保険会社」を「保険業法第二条
第三項に規定する生命保険会社」に、「保険業法
の規定による免許を受けた損害保険会社」を「保
險業法第二条第四項に規定する損害保険会社」
に改める。

(地価税法の一部改正)

第二十条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の
一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号イ中「保険業法(昭和十
四年法律第四十一号)に規定する相互会社及び
これに準ずる法人として政令で定めるもの」を
「保険業法(平成七年法律第 号)第一条第
五項(定義)に規定する相互会社及び同条第十項

に規定する外国相互会社」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、保険業法(平成七年法律第
号)の施行の日から施行する。

(損害保険料率算出団体に関する法律の一部改
正に伴う経過措置)

第二条 第四条の規定による改正後の損害保険料
率算出団体に関する法律(以下「新料率団体法」
という)第十条から第十四条までの規定は、
この法律の施行の日(以下「施行日」という)以
後に新料率団体法第二条第一項第二号に規定す
る損害保険料率算出団体(以下「料率団体」とい
う)が新料率団体法第十条第一項の規定による
届出をする場合について適用し、施行日前に料
率団体が第四条の規定による改正前の損害保険
料率算出団体に関する法律(以下「旧料率団体
法」という)第十条第二項の規定により認可申
請書を提出した場合については、なお従前の例
による。

2 この法律の施行の際現に存する保険料率
であつて旧料率団体法第十条の四第二項及び
第十条の十二第三項(特別保険料率に係るも
のを除く)の規定により改正前の保険業法(昭
和十四年法律第四十一号。以下「旧保険業法」
という)第十条第一項の認可があつたものと
みなされたもの(前項の規定によりなお従前
の例によることとされる場合における同条第
一項の認可を受けたものを含む)は、新料率
団体法第十条の五第一項に規定する範囲料率と
みなす。この場合において、同条第二項の規定
にかかわらず、施行日から起算して一年を経過
するまでの間は、範囲料率の範囲は、なお従前

の例による。

3 この法律の施行の際現に存する旧料率団体法
第十条の十一項の大蔵大臣の認可を受けた特
別保険料率(旧料率団体法第十条の十二第三項
の規定により旧保険業法第十条第一項の認可が
あつたものとみなされた特別保険料率を含む)は、
旧料率団体法第十条の十一項の規定により付
された期間内に限り、新料率団体法第十条
の五第五項の大蔵大臣の認可を受けた同条第四
項に規定する特別料率とみなす。

4 施行日前に旧料率団体法第十条の六の規定に
よる変更命令があつた場合で、この法律の施行
の際現に同条後段の規定による認可申請がされ
ていないときは、同条に規定する料率団体は、
施行日から起算して三月以内に、新料率団体法
第十条第一項の規定による当該保険料率の変更
の届出をしなければならない。

5 施行日前に旧料率団体法第十条の十二第一項
の規定による変更命令があつた場合で、この法
律の施行の際現に同条第三項の規定による保
料率の変更がされていないときは、同条第一項
に規定する料率団体にあつては、施行日から起
算して三月以内に、新料率団体法第十条第一項
の規定による当該保険料率の変更の届出をしな
ければならず、旧料率団体法第十条の十二第一
項に規定する会員については、なお従前の例に
よる。

6 前二項の規定に違反して変更の届出をしな
かつた者は、五十万円以下の過料に処する。
(中小企業等協同組合法の一部改正に伴う経過
措置)

第三条 火災共済契約の募集を行う組合員が施行
日前にした第五条の規定による改正前の中小企

業等協同組合法(以下この条において「旧協同組合法」という。第九條の七の五第二項において準用する保険業法附則第二條の規定による廃止前の保険募集の取締に関する法律(昭和二十三年法律第七十一号。以下この条において「旧募集取締法」という。第二十條第一項各号に規定する行為は、第五條の規定による改正後の中小企業等協同組合法(以下この条において「新協同組合法」という。第九條の七の五第二項において準用する保険業法第三十七條第一項第三号に規定する行為とみなして、同項の規定を適用する。

2 新協同組合法第九條の七の五第二項において準用する保険業法第二百八十三條の規定は、施行日以後に火災共済協同組合の役員及び使用人並びに当該火災共済協同組合の組合員並びにその役員及び使用人が火災共済契約の募集につき共済契約者に加えた損害の賠償について適用し、施行日前に火災共済協同組合の役員及び使用人並びに当該火災共済協同組合の組合員が募集につき共済契約者に加えた損害の賠償については、なお従前の例による。

3 火災共済協同組合又は新協同組合法第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会が施行日前にした旧協同組合法第六條の三において準用する旧保険業法第十二條第一項に規定する行為は、新協同組合法第六條の三において準用する保険業法第三十三條第一号又は第三号に規定する行為とみなして、同条の規定を適用する。

4 施行日前に旧協同組合法第六條の三において準用する旧保険業法第十二條第一項の規定による処分に係る旧協同組合法第六條の三にお

いて準用する旧保険業法第十二條第三項の規定による通知及び公示がされた場合においては、施行日以後も旧協同組合法第六條の三において準用する旧保険業法第十二條第二項及び第四項の規定の例により手続を続行して、当該処分に相当する新協同組合法第六條の三において準用する保険業法第三十三條の規定による処分をすることができ。

5 施行日前に旧協同組合法において準用する旧保険業法又は旧募集取締法の規定によつてした処分等新協同組合法において準用する保険業法に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新協同組合法において準用する保険業法の相当の規定によつてした処分とみなす。

(船主相互保険組合法の一部改正に伴う経過措置)

第四條 第六條の規定による改正後の船主相互保険組合法(以下この条において「新船主相互保険組合法」という。第八條の規定の適用については、同条に規定する保険業法第三條第一項又は第百八十五條第一項の免許を受けた者は、同法附則第三條又は第七十二條の規定により同法第三條第一項又は第百八十五條第一項の免許を受けたものとみなされる者を含むものとする。

2 新船主相互保険組合法第十四條の規定は、施行日以後に船主相互保険組合(以下この条において「組合」という。が組合員の募集に着手する場合について適用し、施行日前に組合が組合員の募集に着手した場合については、なお従前の例による。

3 第六條の規定による改正前の船主相互保険組合法(以下この条において「旧船主相互保険組合」という。の認可を受けた組合に係る旧船主相互保険組合法第十六條第二項第三号に掲げる書類でこの法律の施行の際現に主務大臣に提出されているものは、新船主相互保険組合法第十六條第二項第三号に掲げる書類とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧船主相互保険組合法第三十六條第二項(旧船主相互保険組合法第四十八條第二項において準用する場合を含む。において準用する旧保険業法第六條の認可を受けている者は、この法律の施行の際に新船主相互保険組合法第三十六條第二項(新船主相互保険組合法第四十八條第二項において準用する場合を含む。において準用する保険業法第八條の認可を受けたものとみなす。

5 新船主相互保険組合法第四十一條の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項に規定する業務報告書について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧船主相互保険組合法第四十一條第一項の書類については、なお従前の例による。

6 新船主相互保険組合法第四十一條の二の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項の損失てん補準備金の積立てについて適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧船主相互保険組合法第四十四條第二項において準用する旧保険業法第六十三條第一項の準備金の積立てについては、なお従前の例による。

7 この法律の施行の際現に存する旧船主相互保険組合法第四十四條第二項において準用する旧保険業法第六十三條第一項の準備金及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条第一項の準備金は、新船主相互保険組合法第四十一條の二第一項の損失てん補準備金として積み立てられたものとみなす。

11 この法律の施行の際現に存する旧船主相互保険組合法第四十四條第二項において準用する旧保険業法第八十八條第一項の責任準備金及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条第一項の責任準備金は、新船主相互保険組合法第四十四條第二項において準用する保険業法第六十六條第一項の責任準備金として積み立てられたものとみなす。

8 新船主相互保険組合法第四十二條の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る剰余金の分配について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る剰余金の分配については、なお従前の例による。

9 旧船主相互保険組合法第四十四條第二項において準用する旧保険業法第八十五條第一項に規定する設立費用及び初めの五年度の事業費で、この法律の施行の際まだ償却されていない金額は、新船主相互保険組合法第四十四條第二項において準用する保険業法第三十三條第一項の規定により貸借対照表の資産の部に計上しているものとみなして、同項の規定を適用する。

10 新船主相互保険組合法第四十四條第二項において準用する保険業法第六十六條第一項及び第三項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項の責任準備金の積立てについて適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧船主相互保険組合法第四十四條第二項において準用する旧保険業法第八十八條第一項の責任準備金の積立てについては、なお従前の例による。

12 新船主相互保険組合法第四十四條第二項において準用する保険業法第六十七條の規定は、施

行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項の支払備金の積立てについて適用する。

13 新船主相互保険組合法第四十八条において準用する商法(明治三十二年法律第四十八号)及び保険業法の清算手続に関する規定は、施行日以後に組合が解散する場合について適用し、施行日前に組合が解散した場合については、なお従前の例による。

14 施行日前に旧船主相互保険組合法第五十二条第三項又は第五十三条第三項において準用する旧保険業法第十二条第三項の規定による通知及び公示がされた場合における当該通知及び公示に係る聴聞については、なお従前の例による。

15 施行日前にされた旧船主相互保険組合法第五十二条第一項の規定による業務及び財産の管理の命令に係る同条第三項において準用する旧保険業法第一百一条第一項の規定により選任された保険管理人でこの法律の施行の際現にその地位にある者は、新船主相互保険組合法第五十二条第一項の規定による業務及び財産の管理の命令に係る同条第二項において準用する保険業法第二百四十二条第二項の規定により選任された保険管理人とみなす。

16 組合が旧船主相互保険組合法において準用する旧保険業法の規定(この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧船主相互保険組合法において準用する旧保険業法の規定を含む。)に違反した場合については、新船主相互保険組合法において準用する保険業法の規定に違反したものとみなして、新船主相互保険組合法第五十三条の規定を適用する。

(自動車損害賠償保障法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第十条の規定による改正後の自動車損害賠償保障法第六条の規定の適用については、同条に規定する損害保険会社及び外国損害保険会社等には、保険業法附則第三条又は第七十二条の規定により保険業法第三条第五項の損害保険業免許又は同法第八十五条第五項の外国損害保険業免許を受けたものとみなされる者を含むものとする。

2 第十条の規定による改正後の自動車損害賠償保障法第二十六条の二及び第二十八条第三項の規定は、施行日以後に料率団体が新料率団体法第十条第一項の規定による届出をする場合について適用し、施行日前に料率団体が旧料率団体法第十条第二項の規定により認可を申請した場合については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)
第六条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

保険業法の施行に伴い、損害保険料率算出団体に関する法律その他の法律について、保険業法の改正内容に対応して改正を行うとともに、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律

案を提出する理由である。

保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

1 本案は、保険業法の施行に伴い、損害保険料率算出団体に関する法律その他の法律について、保険業法の改正内容に対応して改正を行うとともに、所要の規定の整備を図る必要があるため、関係法律の整備等を行うものである。その主な内容は次のとおりである。

1 次の法律について、その一部を保険業法の改正内容に対応して改正する等のほか、保険業法の準用規定の改正等、所要の規定の整備を図ることとする。

(一) 証券取引法

相互会社の発行する社債を証券取引法上の有価証券とする等の改正を行う。

(二) 損害保険料率算出団体に関する法律

算定会が算出する保険料率について認可制から届出制へ移行する等の改正を行う。
2 金融機関再建整備法等について、保険業法の準用規定を改正する等、所要の規定の整備を図ることとする。

二 議案の可決理由

保険業法の施行に伴い、損害保険料率算出団体に関する法律その他の法律について、保険業法の改正内容に対応して改正を行うとともに、所要の規定の整備を図る必要があると認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成七年五月十六日

大蔵委員長 尾身 幸次

衆議院議長 土井たか子殿

(別紙)

保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一、本法案に示した政省令を制定するに当たっては、行政の透明性を確保するため、その内容を明確に規定するべきはもちろん、本委員会の審議の経過を十分に配慮し、いやくも法律に明定された政省令以外の行政命令によって、本法案が意図する保険制度改革の趣旨が損なわれることのないように格段の注意を払うこと。

一、今回の制度改革が広範なものであることにかんがみ、その着実な実施を確保するために、必要な場合には段階的・漸進的にこれを進め、混乱を招かないように配慮すること。

一、商品・料率の届出制、ブローカー制度の導入などに当たっては、契約者保護に十分に留意するとともに、ディスクロージャー(業務及び財産の状況の開示制度)の充実を図って自己責任の原則確立に資するよう配慮すること。

一、ソルベンシー・マージン基準については、早期にその定着を図るとともに、将来その公表を行うように検討すること。

一、生損保間の子会社による相互乗り入れを実効あらしめ、生損保両事業の競争促進を通じて、利用者へのニーズへの的確な対応を図るため、ファイアーウォールは必要最小限のものとするとともに、生損保の募集秩序と競争条件の公平性に

八八

一、いわゆる第三分野に係る激変緩和措置については、長期にわたることのないよう十分配慮すること。

一、支払保証制度については、早急に検討を開始すること。

一、銀行・証券等との相互参入については、今回の法律改正による制度改革の定着状況を見極めつつ、子会社による相互参入ができるだけ早期に可能になるように努めること。

一、自動車損害賠償責任保険の取扱いについては、事故処理に対する適正な事業運営体制の確保に合わせ、自動車損害賠償責任保険が強制保険であることにかんがみ、料率をできる限り低廉にするように配慮すること。

ベ
段
行
誤

正

10 二 三 国の責 国の責務

二〇ページ三段十二行「ただし、以下は、十一行
なければならぬ。」に続く。

に関する法律

三三
八から

及び

（第十号の発送は都合により後日となるため、第二十七号を先に発送しました。）

發行所

千一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局

電話

03
(3587)
4294

定價

本号一部
三〇九円
(税 九円を含む)
(配 送料別)